

ERINA REPORT

ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA

ERINA REPORT 49 目次

シベリア鉄道と日本 藤本 和貴夫
The Trans-Siberian Railroad and Japan
Wakio Fujimoto
北東アジアにおける人的国際交流のすすめ
辻 久子

Suggestions for International
Interpersonal Exchange in Northeast
Asia (Summary) Hisako Tsuji

キーパーソンインタビュー
「モンゴルの経済と環境問題について」
駐日モンゴル特命全権大使
ザンバ・バトジャルガル博士に聞く
About the Mongolian Economy and
Environmental Problems
Interview with Dr. Zamba Batjargal,
Ambassador Extraordinary and
Plenipotentiary of Mongolia to Japan
市場経済化の進むモンゴルを訪ねて

久住 正人
金融・通貨危機後の韓国の銀行産業 蔡 承完
The Banking Industry in the ROK After
the Financial and Currency Crises
(Summary) Seung-Woan Chai

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現
状(2) 三村 光弘

Recent Amendments to Foreign
Investment Related Laws in the DPRK
(2) (Summary) Mitsuhiro Mimura
会議報告 Conference Reports

The Third International Workshop on
Energy Security and Sustainable
Development in Northeast Asia

Vladimir I. Ivanov
北東アジアにおけるエネルギー安全保障及び
持続可能な開発 都甲 岳洋
APEC投資マート 久住 正人
図們江地域国際投資貿易フォーラム

李 燦雨
平壤国際経済技術・インフラ展覧会および平
壤視察 三村 光弘

中国と朝鮮半島の経済協力活性化のための国
際セミナー 三村 光弘

Mongolia Investment Forum
Dashnyam Nachin

北東アジア経済会議組織委員会全体会
新井 洋史
運輸・物流常設分科会と延吉・琿春地域調査
川村 和美

北東アジア関連ホームページ紹介

2002

December

Vol.49

目 次

シベリア鉄道と日本（日／英）		
The Trans-Siberian Railroad and Japan		
大阪経済法科大学教養部教授	藤本 和貴夫 1	
Wakio Fujimoto, Professor, Faculty of Liberal Arts and Sciences, Osaka University of Economics and Law		
北東アジアにおける人的国際交流のすすめ（日／英抄）		
Suggestions for International Interpersonal Exchange in Northeast Asia (Summary)		
ERINA調査研究部主任研究員	辻 久子 8	
Hisako Tsuji, Senior Researcher, Research Division, ERINA		
キーパーソンインタビュー（日／英）		
「モンゴルの経済と環境問題について」		
駐日モンゴル特命全権大使 ザンバ・バトジャルガル博士に聞く（日／英）..... 16		
"About the Mongolian Economy and Environmental Problems"		
Interview with Dr. Zamba Batjargal, Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Mongolia to Japan		
市場経済化の進むモンゴルを訪ねて（日）		
ERINA経済交流部研究員	久住 正人 23	
金融・通貨危機後の韓国の銀行産業（日／英抄）		
The Banking Industry in the ROK After the Financial and Currency Crises (Summary)		
ERINA調査研究部研究助手	蔡 承完 29	
Seung-Woan Chai, Research Assistant, Research Division, ERINA		
朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(2)（日／英抄）		
Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (2) (Summary)		
ERINA調査研究部研究員	三村 光弘 39	
Mitsuhiro Mimura, Researcher, Research Division, ERINA		
資料 北朝鮮の対外経済関係法(2)	44	
会議報告 Conference Reports		
The Third International Workshop on Energy Security and Sustainable Development in Northeast Asia (E)		
Vladimir I. Ivanov, Senior Researcher, Research Division, ERINA	60	
第3回北東アジアにおけるエネルギー安全保障及び持続可能な開発（日）		
三井物産株式会社顧問	都甲 岳洋 67	
第3回APEC投資マート（日）		
ERINA経済交流部研究員	久住 正人 68	
中国延辺朝鮮族自治州創立50周年記念第3回図們江地域国際投資貿易フォーラム（日）		
ERINA調査研究部客員研究員	李 燦雨 72	
平壤国際経済技術・インフラ展覧会および平壤視察（日）		
ERINA調査研究部研究員	三村 光弘 74	
中国と朝鮮半島の経済協力活性化のための国際セミナー（日）		
ERINA調査研究部研究員	三村 光弘 78	
Mongolia Investment Forum (E)		
Dashnyam Nachin, Visiting Researcher, Research Division, ERINA	79	
北東アジア経済会議組織委員会第6回全体会（日）		
ERINA調査研究部研究主任	新井 洋史 81	
第5回運輸・物流常設分科会と延吉・琿春地域調査（日）		
ERINA調査研究部研究員	川村 和美 83	
北東アジア関連ホームページ紹介		88
研究所だより		89

シベリア鉄道と日本

大阪経済法科大学教養部教授 藤本和貴夫

シベリア鉄道は、ロシアで建設が計画された段階から、日本では持続的に関心が持たれていた。鉄道の東端が日本に近いウラジオストクであるということがその理由のひとつであった。

1885年（明治18年）5月6日、『東京日日新聞』は、ロシア政府が新たにチュメニとウラジオストクの間の鉄道の建設に着手する計画であり、それが成功した場合にはヨーロッパ全体の利益になるばかりでなく、「ロシアがアジア全体に大きな影響力をもつことになる」と言われている」と書いた。

1889年（明治22年）には、ウラジオストクの新聞からの情報として、日本政府の機関紙である『官報』（12月26日号）は、シベリア鉄道はまず黒龍江、オビ川、エニセイ川の3大水路の連結を目指すものであり、それぞれの路線とその総延長は2,982ヴェルスタであると書いた。さらに1891年4月25日付け『官報』は、『ロンドン・タイムズ』の記事を引用し、ロシア政府は1891年中に鉄道建設のために700万ルーブルを支出するが、その中にはシベリア鉄道のウラジオストクに始まるウスリー鉄道の工事費290万ルーブルが含まれていると書いている。

これらの記事が明らかにしていることは、1880年代になってロシア政府が極東における鉄道建設に力をそそぎ始めたことと、他方では、そのようなロシア政府のシベリア鉄道建設への努力がどのような成果をあげるかを日本政府が非常に注目していたことである。

ウラジオストクで行われたウスリー鉄道の起工式に、アジア諸国を歴訪し、日本から帰国したばかりのロシア皇太子ニコライ・アレクサンドロヴィチが出席したことはよく知られている。ウラジオストクでは皇太子を歓迎するためにこの時「ニコライ門」が建設されたからである。

1891年3月には、日本政府はすでにロシア皇太子の日本訪問を受け入れるための準備を急速に進めていた。しかし、日本側ではこの皇太子の訪問とシベリア鉄道の起工とを関係づけて論じたものは『官報』を含めて見当たらない。たとえば、1891年3月15日付けの『東京日日新聞』には次のような記事がある。近く来遊される露国皇太子の来遊の目的について、「種々風説流伝して、中には尋常の漫遊に非ず、御通過の路筋も異様なり、若しくは我が国の軍備を觀、險要を探り、他日東亜蠶侵の張本せらるにあらん杯との浮説

さへ起こるに至れり。」と国内の一部に皇太子の訪日に反対する感情があることを認めた上で、しかし、皇太子の訪問には決してそのような深い意味はない、皇太子はいずれヨーロッパとアジアにその雄姿を示すロシア皇帝となれるのであるから、むしろ日本への好感情を持って帰国してもらおうと努めるべきであると論じている。

他方、4月7日付けの『東京朝日新聞』では、「露国皇太子の今回の漫遊の大目的というべきもの西比利亜の開拓事業視察にあり...我国御滞在中も其の三分の二は北海道にありて最も仔細に同地の現況を視察せらるる筈にて...」という少し見当外れの記事も見られた。

民間では訪問の意図についてさまざまな噂が流布していたようであるが、日本政府は大国ロシアの皇太子を迎えるため、その道のりにあたる九州から東京までの各地域に最大限の歓迎を準備するよう命じた。

しかし、日本とシベリア鉄道の関係は衝撃的な事件によって始まった。アジア諸国の歴訪の最後として、ロシア皇太子一行は、1891年（明治24年）4月27日、長崎に入港、神戸港を経て、5月9日、京都に入った。

事件は5月11日に起こった。京都を出て琵琶湖畔を観光中の皇太子を警備の巡査が切りつけ、皇太子が傷を負うという事態が起こったのである。日本政府はこの事件に驚き、明治天皇自身が東京から京都で療養中の皇太子の見舞いに訪れたのを始め、国会、府県議会・市議会、学校や諸団体が事件の発生を謝罪するとともに、皇太子の日本旅行の継続を希望した。皇太子は、5月19日、神戸港からウラジオストクへ向かって帰国したが、新聞は連日、ロシア皇太子の動向を詳しく伝えるなど、日本人のロシアと皇太子に対する関心の高まりは大きかった。

ウラジオストクでのシベリア鉄道起工式はこの皇太子を迎えて行われたのである。そして皇太子の動向を追っていた『東京朝日新聞』も6月9日号で、皇太子が6月1日午前10時に挙行されたシベリア鉄道起工式に出席し、3日、陸路首都へ向かったことを伝えている。

この事件はまた、日本政府が犯人の死刑を要求したのに対し、最高裁判所が刑法に従って無期懲役を言い渡したため、日本では司法が行政権力からその独立を守った出来事として知られている。

ウスリー鉄道の建設が始まると、日本からも多くの出稼ぎ労働者が海を渡った。1895年8月の記録によれば、ウスリー鉄道の建設労働者は13,100人で、その内訳はロシア人5,900人（雇用者・流刑囚1,800人、懲役囚600人、兵士3,500人）、中国人・朝鮮人6,200人、日本人は1,000人であった。しかし日本人の鉄道建設労働者で成功した者は少ないといわれる。鉄道工事はロシア人の工事請負人から日本人請負人が再請負し、それを日本からの出稼ぎ労働者に出来高払いで請け負わせる形をとったという。したがって日本人の労働者で条件の良い工事現場に当たった者はまれであった。これに対して、大工、石工、鍛冶職など技術をもった出稼ぎ者の賃金は比較的良く、ウラジオストクに常住する日本人もあらわれている。なお、ウラジオストク～長崎間が航路で結ばれていたこともあって、日本人の出身地は九州に集中しており、九州から沿海地方への人々の流れが始まった。

ウラジオストクの日本貿易事務館報告によれば、1895年1月現在のウラジオストク在留日本人数は956人である。問題は、公用、留学、商用というカテゴリーに分類された162人以外に、「その他諸用」と分類されたカテゴリーがあり、そのカテゴリーに男子452人、女子342人が分類されていることである。当時、ウラジオストクの日本人を調査した松浦充実によれば、これら342人の女性の大部分は売春を職業とするものであり、ウラジオストク在住の日本人男子が自分の妻であるという証明書を出すことで、日本国内で簡単にパスポートを取得でき、ロシアに入国できるという。松浦はこのような事態を「国体の汚点」であると非難している。（松浦充実『東露要港 浦塩斯徳』1897年、231 - 242頁）

シベリア鉄道の建設問題が日本の対口政策のなかで大きな問題となるのは、日清戦争後のことである。1896年（明治29年）3月、青木駐ドイツ公使は西園寺外務大臣に当たった電報で、ロシアと清国が同盟条約を結ぶことは確実で、日本はこれに対する対応が必要であると報告した。（日本外務省『日本外交文書』第29巻、937 - 938頁）

日本とロシアは朝鮮半島と満州の「勢力範囲」をめぐって対立していた。したがって、1895年10月には、ウラジオストクの日本貿易事務官から、中国領満州に鉄道建設のためロシアの測量隊が派遣されようとしているとの秘密報告を受けた後、日本政府はその後、情報の収集に全力をあげていたのである。結局、1896年5月、ロシアと清国はザバイカル線から北部満州を通してウラジオストクに達する中東鉄道の建設に合意した。（日本外務省『日本外交文書』

第29巻、937 - 968頁）

1898年（明治31年）3月、ロシアは遼島半島の旅順・大連を中国から租借し、さらにこれらの都市から中東鉄道まで鉄道路線を引く権利をえた。遼島半島は、3年前にロシア、フランス、ドイツの圧力で日本が手放した半島であり、日本のロシアに対する警戒感と反発は大きくなった。

1900年（明治34年）の義和団運動が起ると、ロシアはこの運動を鎮圧するため建設中の中東鉄道沿線に軍隊を送ったが、運動終結後も完全な撤兵を行わなかった。1902年（明治35年）1月30日、日本はイギリスと日英同盟を締結した。ロシアもまたフランスと、同年3月に口仏共同宣言を結んだ。日ロ関係は緊迫したものになった。

しかし、このような政治状況のなかでも、鉄道建設が進むにつれて、シベリア鉄道利用の便利さが認められるようになってきた。1900年5月5日の『東京日日新聞』は次のように書いている。

「仏国パリの万国博覧会見物や商工業視察等のため、欧州に赴く者近来とみに多きを加え、欧州汽船の上中等室は毎便ほとんど売り切れとなりて、やむなく次便に延引する船客少なからずよしなるが、今や必ずしもこの遙けき海路の便を藉らずとも、欧亜間漫遊客の利用し得べき新交通路あり、西伯利鉄道すなわちこれなり。」

4月28日にはイルクーツクからスレーテンスクまでのザバイカル線も竣工して、ハバロフスクよりスレーテンスクまでの区間をアムール河の汽船に乗りさえすれば、ウラジオストクよりヨーロッパの各地に列車で行くことができるようになった、とその便利さをアピールし、シベリア鉄道を利用した日本からのさまざまルートとその運賃をこと細かに書いている。ウラジオストクと結ばれた日本の港は、神戸、長崎、函館、新潟などであったが、これらはいずれも日本や朝鮮の各港を経由するものであった。

1901年11月、中東鉄道が完成した。1902年には敦賀とウラジオストクの間に日本海をわたる直通航路が開設された。この航路によって、ウラジオストクから中東鉄道～シベリア鉄道を経由して、およそ15～16日で日本からロンドンやパリに到着できることになった。それまではほぼ40日かけてインド洋、スエズ運河、地中海を経由して西ヨーロッパに船で到達していた行程を大幅に短縮することになり、これがアジアとヨーロッパを結ぶ国際輸送路となった。さらに1903年4月からは、モスクワとシベリア鉄道の当時の終点まで、1週間に5便の特別寝台列車の急行が運転され、さらに1904年4月からは、これ以外にモスクワとシベリア

鉄道～中東鉄道を経由してウラジオストクに至る特急列車を走らせる予定になっていた。（『東京日日新聞』1903年5月15日）

この敦賀～ウラジオストク航路は1904～05年の日露戦争で一時的に中断したが、1907年（明治40年）日本政府はヨーロッパへの最短の交通路線として、また国際貿易の発展のために、横浜、神戸、関門（下関・門司）に敦賀を加えた4港を国営とし、敦賀は日本海側ただひとつの第1種重要港湾となった。こうして、敦賀は、日本からウラジオストクを経由してヨーロッパへ向かうシベリア鉄道の日本の出発点となった。

敦賀港を国際港として整備するため、1909年から1913年にかけて第1期港湾修築工事が行われ、3,000トン級の汽船2隻が停泊できるようになると共に、荷揚げ場、倉庫などが整備された。（『敦賀の歴史』1989年、160 - 162頁）

他方、ロシア政府もシベリア鉄道に特別寝台列車を走らせることになった。敦賀港と共にウラジオストク港の将来性について、『東京日日新聞』（1909年4月14日）は次のように書いている。「シベリア鉄道に拠るときは、費用も海路汽船に拠るよりも低廉なるのみならず、浦潮は今後有税港となりたるに付、一般貨物は同港に集まること多く、殊に近來満州地方より輸出の豆粕の如き、或は北陸より沿海州に向うべき漁船、沿海州より輸出さるべき製魚等の如き逐年同港に集散さるる形勢なるを以って、今後同港は世界の旅客貨物の輻輳によりて一廉の繁栄を来すべしと」。

またポーツマス条約によってロシアから日本の手に渡った南満州鉄道は、日口の協定により、1909年より長春において中東鉄道と完全に連絡する運行を始めた。さらに日口間の長期にわたる交渉を経て、1911年（明治44年）3月より、日口両国鉄道の連絡運輸が始まり、連絡通し切符が発売された。そのルートは次のとおりである。

- 1) 東京の新橋駅より敦賀港から汽船でウラジオストクに渡り、その後は中東鉄道～シベリア鉄道でモスクワ・ヨーロッパに至るもの。
- 2) 東京・門司港から汽船で大連に渡り、その後はハルビンを経由して中東鉄道～シベリア鉄道でモスクワ・ヨーロッパに至るもの。

さらに同年8月には「日露貨物直通協約」が結ばれ、鉄道、汽船による貨物の直通運輸が取り決められた。（『時事新報』1911年2月9日；3月4日）

国家や経営主体の異なる交通機関の間の相互乗り入れ制度が東アジアにおいても確立していくことで、人々や物資の移動が盛んになっていった。

1910年（明治43年）に日本で発行されたシベリア鉄道の

旅行案内（The Great Trans Siberian Route）によれば、シベリア鉄道を利用したアジアとヨーロッパ間の主要交通路は8つあるとされるが、そのうちさらに主要なものは次のとおりである。

- 1) 敦賀～ウラジオストク便：敦賀～ウラジオストク間には1週3便の連絡船があり、ウラジオストクでそれぞれヨーロッパ行きの急行列車に連絡した。さらに、1912年（明治44年）からは東京から敦賀への直通の寝台車を連結した国際列車が運行された。この路線が日本からヨーロッパへの最速路線であり、日本とヨーロッパを結ぶメインルートとなっていた。シベリア鉄道の宣伝パンフレットによれば、敦賀から必要とされる日数は以下のとおりであった。モスクワまで12日～13日、ベルリンまで14日～15日、パリまで15日～16日。
- 2) 下関または門司～大連：日本と大連間には1週3便の連絡船があり、大連からは南満州鉄道を経て、ハルビンでウラジオストク発の列車と接続した。
- 3) 下関～釜山便：釜山からソウル、平壤を経由して奉天（瀋陽）からハルビンに向かうルートである。（万国寝台急行列車会社東京代理店『西比利亞鉄道案内』1910年）

勿論、これらは日本を出発点として考えられたルートであり、出発点が異なればその比重が異なることは言うまでもない。しかし、これらがシベリア鉄道を経由した東アジアとヨーロッパを結ぶメインルートに入っていたことは確かである。

国際鉄道路線としてのシベリア鉄道は、ロシア革命とソ連成立後の一時的な中断をへて、1927年（昭和2年）に再開された。そしてシベリア鉄道を経由して日本を含む東北アジアとヨーロッパを結ぶ路線は革命前と変わっていない。

第1は、日本からウラジオストク港、ハバロフスク経由でヨーロッパ・ロシアへ向かう路線で、これはソ連国内のみを通るため、国境での手続きの煩わしさが軽減されるというメリットがあるとされた。

第2は同じくウラジオストク港から中東鉄道でハルビン～満州里経由のルート、第3は釜山港から朝鮮半島を北上し瀋陽、ハルビン～満州里経由、第4は大連港から北上してハルビン～満州里経由で、これらはソ連成立以前と変わらない。

ここで注目されるのは、当時、シベリア鉄道がアジアからヨーロッパへ最も早く到達できる路線であるということ

のみが強調されているのではないことである。シベリア鉄道を使った場合の費用は、スエズ運河経由の約6割、米国経由の半分であった。(鉄道省運輸局『西伯利経由欧州旅行案内』1929年)

さらに、鉄道沿線にはすばらしい景観が広がっていることも宣伝されている。たとえば、寝台列車の構造は「優等善美にして設備完全し、かつ其の通路は満州の平原、シベリアの奇観、バイカルの絶景、ウラルの高原等土地、風俗、人種の推移は時事刻々耳目を新たにすることを以て、十有余日の列車生活も飽く事」がない。(『西伯利亞鉄道案内』)

このような強調はソ連時代も変わらない。ようするにツーリズムという視点から、シベリア鉄道の紹介も行われているのである。すくなくとも1920年代には、鉄道沿線のウラジオストク、ハバロフスク、ブラゴベシチェンスク、ハルビンなど極東からシベリア、さらにヨーロッパ部の諸都市の細かい説明がシベリア鉄道の案内書にはつけられていたのである。(『西伯利経由欧州旅行案内』)

第二次大戦後、さまざまな政治的状況のなかでこれら東北アジアの鉄道路線網は各所で途切れたものになった。さらに、航空機の発達によって現在では人々の国際的な移動のための主要な手段ではなくなっている。しかし、多くの新しい港湾等の整備が行われた結果、物流と観光という両面での鉄道の利用は再認識する時期にきているといえるであろう。

そこでこれまで日本を起点として歴史的に見てきた主要な鉄道路線と現在の東北アジアの路線を比較すれば、次のことが言える。

- 1) 現在でも東北アジアの主要な鉄道路線は、東西方向では日本海への出口にあたるウラジオストクからハバロフスクを経由して西に向かうシベリア鉄道である。
- 2) 東西方向の幹線であり、ハルビンを挟んで西の満州里と東の綏芬河でシベリア鉄道と接続していたかつての

中東鉄道は、現在、主要な東西の国際交通路線としては、明らかにそれほど活用されていない。かつて中国東北地方の農産物は主としてこのルート通って日本海側に運ばれた。今後の活用のために調査と整備が望まれる。

- 3) 南北方向では大連とハルビンを結ぶ大連～ハルビン線が最大の幹線である。しかし、この南北方向の路線は、アムール河によって、ロシア側のブラゴベシチェンスク、中国側の黒河で途切れている。ブラゴベシチェンスク～黒河間のアムール河鉄橋建設問題は進んでいるようでもないが、東北アジア全体の物流という点から考えてみればどのようなようになるのであろうか。
- 4) 釜山からソウル、平壤を経由して瀋陽と結ばれていた鉄道路線は、朝鮮半島の南北分断によって分断されたままであった。東北アジアにおける鉄道交通網を整備する上で、この路線の再建設は避けられない問題であろう。すでに、1996年に釜山から朝鮮半島を北上し中国の鉄道と接続する路線の建設については、国際的な合意がなされており、また最近、新たな動きが始まった。
- 5) 長春から東西に伸び、東は図們を経て羅津～ウラジオストクのルートがある。これについては、ロシア側からも多くの提案があるのでここではこれ以上は述べない。

シベリア鉄道の歴史は、常に東北アジアの政治情勢と結びついて議論されてきた。他方ではさまざまな政治的対立を乗り越えて多くの人々に利用もされてきた。そしてそれが東北アジアの安定にもつながった。その意味からも、われわれが東北アジアにおける地上交通網のさまざまな問題をもう一度総合的に考えてみることは重要であろう。

The Trans-Siberian Railroad and Japan

Wakio Fujimoto

Professor, Faculty of Liberal Arts and Sciences, Osaka University of Economics and Law

The Trans-Siberian Railroad has drawn the attention of the Japanese from when it was still at the planning stage. This is because of the proximity of its eastern terminus of Vladivostok to Japan.

The *Tokyo Nichinichi Shimbun* newspaper reported on

May 6, 1885 that the Russian government was to start construction of the railroad between Tyumen and Vladivostok and that when its construction was successfully completed, not only would it yield benefits for Europe in general, but "it will, many believe, exercise an

immense influence on the whole of Asia".

Citing a Vladivostok newspaper as the source of its information, the December 26th, 1889 issue of *Kampo*, the official journal of the Japanese government, reported that the first phase of construction of the Trans-Siberian Railroad aimed to link three large rivers - the Amur, the Ob, and the Yenisei rivers - by means of a total of 2,982 versts of track. Furthermore, the April 25, 1891 edition of *Kampo* quoted an article from *The Times* (London) in its report that the Russian government would spend 7 million rubles on constructing the railroad in 1891, including the 2.9 million rubles needed for construction of the Ussury railroad starting from Vladivostok.

These reports show that the Russian government had begun to put great efforts into the construction of the railroad in the Far East and that it attracted much attention from the Japanese government.

It is widely known that the Crown Prince of Russia, Nikolai Aleksandrovich, who had just returned from Japan at the end of his trip to Asia, attended the ground-breaking ceremony for the Ussury railroad, because the Nikolai Gate was built in Vladivostok in order to welcome the Crown Prince.

In March 1891, the Japanese government was engaged in rapid preparations to receive the Russian Crown Prince. However, no articles are found in the "Kampo" in which the ground-breaking ceremony for the Trans-Siberian Railroad and the visit of the Crown Prince were discussed together. For example, the March 15, 1891 edition of the *Tokyo Nichinichi Shimbun* reported that, "Although rumor has it that the purpose of the Crown Prince's visit is to investigate Japanese armaments and forts, we do not suspect him of any hidden motives. As the Crown Prince is to become the Grand Emperor of Russia, we should endeavor to give him a good impression of Japan".

On the other hand, the April 7 edition of the *Tokyo Asahi Shimbun* struck something of a wrong note, insisting that, just as the major aim of the visit was to inspect reclamation work in Siberia, the aim of his trip to Japan focused on inspecting Hokkaido.

It seems that various lies about the intention behind the visit gained currency among the people at that time, but the Japanese government ordered that he was to be given the warmest possible welcome in every place he visited, from Kyushu to Tokyo.

Nevertheless, the historical relationship of Japan with the Trans-Siberian Railroad began rather dramatically. The Crown Prince's party arrived in Nagasaki on April 27, 1891, on the final leg of his trip to Asia, and arrived in Kyoto via Kobe Port on May 9.

On May 11, 1891, he went on a sightseeing trip to Lake Biwa from Kyoto. During this trip, the policeman guarding him attacked him with a sword, wounding him. The Japanese government was astounded by the incident. Emperor Meiji came from Tokyo to visit the Crown Prince, who was receiving medical treatment in Kyoto. The Parliament, the Prefectural Assembly, the Municipal Assembly, schools, and other organizations apologized for the incident, expressing their hopes that the Crown Prince would continue his tour of Japan. Although the Crown Prince returned from Kobe Port to Vladivostok on May 19,

this incident sparked an interest in Russia and the Crown Prince among the Japanese.

The ground-breaking ceremony in Vladivostok for the Trans-Siberian Railroad was able to be held with the Crown Prince as the guest of honor. The *Tokyo Asahi Shimbun* also reported that the Crown Prince attended the ground-breaking ceremony for the Trans-Siberian Railroad which took place at 10 a.m. on June 1 and that he departed for the capital by train on June 3.

This incident is well known in Japan as a case in which the judiciary preserved its independence, sentencing the policeman to life imprisonment in line with the criminal code, even though the Japanese government demanded the death penalty for him.

When the construction of the Ussury railroad began, many migrant workers crossed the sea from Japan. According to records dated August 1895, there were 13,100 railroad construction workers, consisting of 5900 Russians, 6200 Chinese and Koreans, and 1000 Japanese. However, it is said that few Japanese were successful as construction workers. The Russian contractor farmed out work to a Japanese sub-contractor and the Japanese migrant workers were paid piecemeal rates. Accordingly, few if any Japanese workers were assigned to construction sites where the labor conditions were favorable. In contrast, the wages of skilled guest workers, such as carpenters, masons and blacksmiths, were high, and there were also Japanese who settled permanently in Vladivostok. Most of the workers were from Kyushu, partly because Nagasaki was linked to Vladivostok by a regular boat service.

According to a January 1895 report by the Japanese Commercial Agency in Vladivostok, 956 Japanese were living in Vladivostok at that time. The problem was that, other than the 162 Japanese who were categorized as "official workers, students or businessmen", there were 452 men and 342 women who fell into the category "others". According to Mr. Matsuura, who surveyed the Japanese in Vladivostok, most of these 342 women were prostitutes. If a Japanese man living in Vladivostok submitted certification stating that a woman was his wife, a passport could easily be obtained and its holder could enter Russia. Mr. Matsuura condemned this situation as "a blot on the nation".

After the Sino-Japanese War, the construction of the Trans-Siberian Railroad became an issue in Japanese policy towards Russia. In a telegram sent to Foreign Minister Saionji in March 1896, Mr. Aoki, the Japanese envoy to Germany, wrote that it was certain that China would conclude a treaty of alliance with Russia, and that Japan would need countermeasures to deal with this.

Japan and Russia were in opposition over the sphere of influence in the Korean Peninsula and Manchuria. An agent at the Japanese Commercial Agency in Vladivostok sent a secret report to the government in October 1895, stating that a survey party from Russia was going to be dispatched to Manchuria. The Japanese government secretly kept an eye on negotiations between Russia and China. Eventually, in May 1896, Russia and China agreed on the construction of the Chinese-Eastern Railroad, which ran from the Zabaikal line to Vladivostok via North

Manchuria.

Russia leased Lushun and Dalian in the Liaodong Peninsula from China in 1898. Furthermore, it was granted the right to lay a railroad track from these cities to the Chinese-Eastern Railway. As Japan had abandoned the Liaodong Peninsula under pressure from Russia, France and Germany three years previously, the country grew more cautious and hostile toward Russia.

When the Boxer Rebellion broke out in 1900, Russia dispatched its army on the Chinese-Eastern Railway, which was still under construction, in order to quell it. However, it did not withdraw its forces completely. On January 30, 1902, Japan concluded an alliance with Britain. Russia made a joint declaration with France in March. The relationship between Japan and Russia became tense.

However, even amid this political situation, the convenience of using the Trans-Siberian Railroad came to be recognized as construction of the railroad progressed. The May 5, 1900 edition of the *Tokyo Nichinichi Shimbun* stated that,

"The number of those going to Europe to see the Paris Exposition or to inspect commerce and industry has increased greatly of late, and as tickets for 1st and 2nd class cabins on ships bound for Europe are sold-out, many people are forced to wait for the next ship. However, there is a new route that enables one to avoid such a long sea journey to Europe. It is the Trans-Siberian Railroad."

The article further stated that, when the Zabaikal line from Irkutsk to Suretensk was completed on 28 April, it would become possible to travel from Vladivostok to any European city, if one took a steamboat between Khabarovsk and Suretensk on the Amur, becoming much more convenient. The article also detailed the various routes and fares. The harbors in Japan connected with Vladivostok included Kobe, Nagasaki, Hakodate and Niigata. Each of these routes called at a number of harbors in Japan or Korea en route for Vladivostok.

The Chinese-Eastern Railway was completed in November 1901, opening up a direct route from Tsuruga over the Japan Sea to Vladivostok. By means of the Chinese-Eastern Railway and the Trans-Siberian Railroad, it became possible to travel from Japan to London or Paris in 15 to 17 days. The sea route via the Indian Ocean, the Suez Canal and the Mediterranean that had been used until then required 40 days. The new route became a major transportation corridor connecting Europe and Asia.

A special express sleeper ran to the terminus of the Trans-Siberian Railroad from Moscow five times a week from April 1903, and it was planned to add a limited express for Vladivostok via the Trans-Siberian Railroad and the Chinese-Eastern Railway from Moscow to this from April 1904.

Services on the Tsuruga to Vladivostok route were temporarily suspended because of the Russo-Japanese War between 1904 and 1905. However, the Japanese government attached importance to it as the shortest route to Europe. In 1907, in order to develop international trade, the government nationalized four ports: Yokohama, Kobe, Kanmon (Shimonoseki and Moji), and Tsuruga, the last being the only first-class port on the Japan Sea.

In order to develop Tsuruga Port as an international harbor, the first phase of port reconstruction was carried out between 1909 and 1913. As a result, it became possible to anchor two 3000t class steamships at the port, and the landing stages and warehouses were developed.

On the other hand, the Russian government also decided to run a sleeper train on the Trans-Siberian Railroad. An article in the *Tokyo Nichinichi Shimbun* about the future of the Tsuruga Port stated that, "if one travels on the Trans-Siberian Railroad the cost is lower than sea travel; as Vladivostok is to become a taxed port, general cargo will mostly gather there from now on. Recently, this port has become a hub for exports of bean cake from Manchuria, fishing boats going to Primorskiy Territory from the Hokuriku region of Japan and fish exported from Primorskiy Territory; in the future, this port will prosper, having become a global center for passenger and cargo traffic".

Moreover, the South Manchuria Railway, which Russia yielded to Japan under the terms of the Portsmouth Treaty, began operating in 1909. This railway was completely connected to the China-Eastern Railway in Changchun as a result of a Russo-Japanese agreement. Furthermore, after long negotiations between Japan and Russia, connecting transportation on the railroads of both countries began in March 1911, and connecting tickets were put on sale.

The route was as follows:

1. A crossing to Vladivostok by steamer via Tsuruga Port from Shimbashi Station in Tokyo, followed by a journey to Moscow or Europe on the China-Eastern Railway and the Trans-Siberia Railroad.
2. A crossing to Dalian by steamship from Tokyo or Moji Port in Kyushu, followed by a journey to Moscow or Europe on the China-Eastern Railway and the Trans-Siberia Railroad via Harbin.

Furthermore, the Russo-Japanese Freight Direct Connection Agreement was concluded, and the conditions of direct transportation by railroad and steamship were fixed in August of the same year.

The movement of people and goods flourished as interconnection between the means of transportation owned by different countries and organizations was established.

According to the tourist guidebook for the Trans-Siberian Railroad "The Great Trans-Siberian Route" published in Japan in 1910, there were eight main routes from Asia to Europe. The main ones were as follows:

1. Tsuruga to Vladivostok service: There were three sailings each week between Tsuruga and Vladivostok, and there was a connection with the Europe-bound express in Vladivostok. From 1912, direct international trains with sleeper carriages ran to Tsuruga from Tokyo. This route was the fastest route from Japan to Europe and became the main route connecting Europe with Japan. According to an advertisement pamphlet for the Trans-Siberian Railroad, the travel times from Tsuruga were 15-16 days to Paris, 14-15 days to Berlin, and 12-13 days to Moscow.
2. Shimonoseki or Moji to Dalian service: There were three sailings each week between Japan and Dalian, and a connection with the Vladivostok train in Harbin was

reached by means of the South Manchuria Railway from Dalian.

3. Shimonoseki to Pusan service: this route linked Pusan with Harbin from Mukden (Shenyang) via Seoul and Pyongyang.

Of course, these are routes that had Japan as a starting point, and it goes without saying that if starting points differ, their relative importance also differs. However, it is clear that these were among the main routes connecting Europe with East Asia by means of the Trans-Siberian Railroad.

Services on the Trans-Siberian Railroad were resumed in 1927 after a temporary suspension during the Russian Revolution and the formation of the Soviet Union. In addition, after the revolution there were no changes in the routes connecting Europe with Northeast Asia, including those from Japan via the Trans-Siberia Railroad.

The first route, from Japan to European Russia via Vladivostok Port and Khabarovsk, was entirely within the territory of the Soviet Union, and therefore had the advantage that there were no border procedures.

The second route ran from Vladivostok Port via Harbin and Manzhouli by means of the Chinese-Eastern Railway and the third ran northwards up the Korean Peninsula from Pusan Port to Shenyang, Harbin and Manzhouli, and the fourth extended northwards from Dalian Port, via Harbin and Manzhouli, just as they had before the establishment of the Soviet Union.

From the foregoing, it may seem as if the main benefit seen at that time was the decrease in travel time. In fact, the decreased cost of travel was also very much at issue. The cost of traveling via the Trans-Siberia Railroad was half that of traveling via the U.S., and about 60% cheaper than traveling via the Suez Canal.

Furthermore, the beautiful scenery along the way was also widely advertised. For example, the sleepers were described as "well-equipped and finely built; ten days on the train will not tire the traveler as the railroad runs through the plains of Manchuria, past unique views of Siberia, the unparalleled sights of Baikal, and the plateaus of the Urals, regions where a variety of peoples with different customs live."

The tone of these advertisements remained the same in Soviet times. In short, the Trans-Siberia Railroad was introduced to the world in terms of its tourism aspects. In the 1920s at least, detailed descriptions of many cities en route from the Far East to European Russia, such as Vladivostok, Khabarovsk, Blagoveshchensk, and Harbin, were included in pamphlets for the Trans-Siberian Railway.

This Northeast Asian railroad network broke down in various places after the Second World War due to various political circumstances. Furthermore, due to the

development of air routes, these rail routes have ceased to be the main means of international transportation anymore. However, as a result of the redevelopment of many ports, the role played in freight traffic and tourism by railroads connected with ports is being recognized anew.

I have described the history of Northeast Asia's railroads with Japan as the focus. Comparing this with the current condition of Northeast Asian lines, the following points can be made:

- 1) The main east-west railroad route in Northeast Asia is still the Trans-Siberian Railroad, running west via Khabarovsk from Vladivostok, which provides an exit onto the Sea of Japan.
- 2) The East Chinese Railway, which ran via Harbin and was connected to the Trans-Siberian Railroad at Suifenhe in the east and Manzhouli in the west, was the main east-west route. However, this route is hardly utilized as a main international east-west traffic route. Agricultural products from northeastern China were once transported mainly via this route to the Sea of Japan side. It is hoped that further studies and development of this route will take place in order to facilitate its use in the future.
- 3) The Dalian to Harbin line is the main north-south trunkline. However, the north-south route is interrupted by the Amur River between Heihe in China and Blagoveshchensk in Russia.
- 4) The route that connected Shenyang with Pusan Port via Seoul and Pyongyang was severed by the division of the Korean Peninsula. The reconstruction of this route is an unavoidable problem in developing the rail transport network in Northeast Asia. An international agreement was concluded in 1996 about the construction of a route which will travel northwards up the Korean Peninsula from Pusan Port and connect with the Chinese railroad, and fresh developments with regard to this have been seen recently.
- 5) There have been many proposals by the Russian side regarding the east-west route from Changchun to Rajin and Vladivostok via Tumen, so I am not going to touch upon this here.

Historically, discussions about the Trans-Siberian Railroad have always linked it with the political situation in Northeast Asia. On the other hand, the railroad has been used by many people regardless of political confrontations, and this also has led to the stability of Northeast Asia. In this context, we must conclude that we have much to learn from the railroad's history, and that it is important to think comprehensively about the various problems besetting the realization of an overland transportation network in Northeast Asia.

北東アジアにおける人的国際交流のすすめ

ERINA調査研究部主任研究員 辻久子

序：地域の人的交流の意義

北東アジアにおいては、国家間或いは個人のレベルでの相互信頼が未だ不十分であることが、経済圏の形成の障害となっておりと言われてきた。第二次大戦直後に発生した冷戦構造の中で生まれた対立関係が世界的に消滅しつつあるとはいえ、南北に分断された朝鮮半島は対立関係が今も継続していることを示している。日中間等では未解決の領土問題もある。また、過去の日本の植民地支配をめぐっても、戦後半世紀を経てなお、被支配下にあった人々の心の傷が完全に癒えるには至っていない。さらに様々な国内的要因もあり、世界の各地で広がっている地域経済統合も、北東アジアでは遅れをとっている。

北東アジアと同じように第二次大戦で戦場となった欧州では、破壊と殺戮を繰り返した国々が、半世紀後には互いの国境の壁を低くしてEUという単一の経済圏を形成し、ユーロという単一貨幣を流通させるまでになった。今後、EU経済圏は中東欧の旧社会主義圏をも呑み込みまんとしている。欧州に比べると、北東アジアにおける地域協力への歩みはあまりにも遅い。

北東アジアに今も残る不信感を払拭する一つの方法は、人的国際交流を進め、人間同士が互いに信頼できるということを発見できるような機会を少しでも多く設けることである。現実には、公的プログラムを通じて姉妹都市交流、学術交流、留学生交流などが推進されてきており、いずれも信頼醸成に大きな効果を上げてきた。人的交流は民間ベースでも始まっている。ビジネス目的や観光目的の旅行による短期間の訪問であっても、親近感と相互理解を生むチャンスとなる。さらに、観光目的の旅行は観光産業という巨大な成長産業の発展に繋がる。

従来、北東アジアの交通問題を取り上げるときは「物流」が中心であった。「物流」に関して多くの研究・調査がされてきたが、観光やビジネスなどの目的で国境を往来する「人流」に関しては関心が薄かったように思われる。なぜそういう傾向にあったかについても後で検討する。しかし、生活にゆとりが生まれると余暇を利用した観光が盛んになる。日本の場合、既に多くの人民が気軽に海外旅行に出かけるようになったが、外人観光客誘致という点では不十分

である。これからは、北東アジア諸国にもゆとりのある生活ができる階層が増加し、観光に繋がる産業は地域の重要な産業に数えられるようになるだろう。

本稿では、北東アジアの「人流」について考察し、観光を中心とした人的国際交流の今後の発展のための方策を探る。

1. 北東アジアにおける人の往来の現状

いったいどのくらいの人々が一年間に北東アジア諸国を相互訪問しているのだろうか。日本、韓国、中国、ロシア、モンゴルの各国とも外国人の入国時にパスポート審査を厳格に行っているため、出身国別入国者数が得られる。しかし、公式データがあるのはあくまで国単位であるため、北東アジアとして定義される一国の一部分、例えばロシア極東とか、中国東北部に関する統計は無い。また、北朝鮮についてはデータが公表されていない。各国の外国人入国者統計¹から北東アジア域内の旅行者数をマトリックスにしたのが(表1)と(図1)である。このデータなどから次のような傾向が分かる。

1) **日本人の渡航**：日本人の海外への総渡航者(1,621.6万人)のうち、約30%が北東アジア諸国へ渡っていることになる。特に韓国及び中国への旅行者が多く、両国への渡航者はともに238万人に上る。大部分が観光目的の旅行者と見られ、航空路を使用するが、日韓・日中フェリー・高速艇²も若干利用されている。日中フェリーの利用者は約1万人で、そのうち半数が日本人と見られている。日韓フェリーの利用客は30万人以上と推定され、そのうち3割程度が日本人と見られる。なお、日本から韓国への渡航にはビザが免除されているという利点がある。一方、日本人のロシアやモンゴルへの旅行者は少ない。

2) **日本への渡航**：海外から日本への総渡航者数は477.2万人で、海外へ渡航する日本人の29%に過ぎない。日本人の海外旅行好きと、日本への外人観光客誘致が進んでいないことを示している。日本を訪れる外国人旅行者のうち約33%が北東アジア諸国からとなってい

¹ 2001年各国統計。ロシアについては2000年統計

² 日韓フェリー・高速艇の運航が行われているのは、大阪～釜山、下関～釜山、小倉～釜山、小倉～蔚山、博多～釜山、対馬～釜山などである。日中フェリーとしては大阪・神戸～上海、神戸～天津、下関～青島などがある。(2002年11月時点)

る。日本を訪れる外国人で一番多いのは韓国人で約113万人、全体の23.8%を占める。第2位は台湾(17%)、第3位はアメリカ(15%)、第4位に中国(8.2%)が続く。ロシアからの旅行者は少ない。日本を訪れる外国人も主に航空路を利用するが、日韓、日中フェリーの利用者も多い。特に、年間30万人以上の利用がある日韓フェリーの利用客の7~8割は韓国人で、小規模ビジネス客(担ぎ屋)が多い。韓国人担ぎ屋は、韓国からアパレル、キムチなどの食品、焼酎などを日本へ運び、帰路は小物電気器具、CD-ROM、胡麻油などの食品を持ち帰っている。

3) **韓国人の渡航**：北東アジア諸国を訪れる韓国人は288万人に上る。このうち約168万人が中国、約113万人が日本を訪れている。日本・中国を訪れる韓国人の多くは観光目的で航空路を利用しているとみられるが、フェリーを利用する旅行者も多い。韓中間フェリーとしては仁川と大連、天津、威海、青島などを結ぶ路線が数多く運航されており、主に担ぎ屋貿易に利用されている。他にも束草とザルビノを結ぶフェリーが就航しており、ロシア・トランジットで吉林省・延辺州と結んでいる。主な利用者は韓国人担ぎ屋、及び延辺・白頭山を目指す韓国人観光客である。中朝国境にそびえる白頭山は朝鮮民族の聖なる山とされ、中国側・北朝鮮側の両方から登ることができるが、韓国人が北朝鮮側から登ることは許されていないために、多くの韓国人が中国側から訪れている。白頭山詣ではソウル~延吉を結ぶ航空路が使われることが多いが、フェリールートは低価格が受けているという。韓国人の北朝鮮への観光としては金剛山観光が注目される。現在は韓国東海岸港湾から客船で行われているが、より便利な陸上ルートの開発が待たれている。韓国人のロシア、モンゴルへの渡航者は少ない。

4) **韓国への渡航**：韓国が受け入れる外国人旅行者は約515万人で、日本が受け入れるのよりも40万人近く多い。この背景には韓国が日本人に対してビザを免除していること、中国人トランジット客に対してもビザを緩和していることなどがある。韓国を訪問する外国人の58.4%は北東アジア諸国の旅行者である。特に日本人観光客が一番多く、238万人に達す。日本人観光客は慶州などの名勝を訪れたり、ソウルや釜山で買い物や食事を楽しむ。大部分の日本人は航空路で韓国に入るが、前述のように、一部、釜山と北九州・下関地区

を往復するフェリーや高速艇が利用されている。

5) **中国**：中国を訪れる総外国人旅行者は1,123万人³、このうち約半数が北東アジア諸国からの渡航者である。一番多いのは日本人238万人(21.2%)で主に純粹観光目的でやってくる。二番目は韓国人168万人(14.9%)で観光目的と担ぎ屋の両方である。そして三番目はロシア人120万人(10.7%)で、大多数が国境を越えて買い物に訪れる担ぎ屋である。例えば2001年に黒龍江省の綏芬河に陸路入国した外国人は延べ82.5万人、吉林省の琿春にロシアから陸路入国した人数は10.8万人に上る。綏芬河ではロシア人向けに市場を設け、担ぎ屋をノービザで受入れ、歓迎している。また、琿春から北朝鮮に入国した旅行者は延べ8万人に上った。大部分が羅津・先鋒を訪れる中国人観光客と見られる。羅津・先鋒には香港資本のカジノホテルもあり、風光明媚な海岸として中国人に人気がある。北東アジア諸国から中国を訪れる数が564万人であるのに対し、北東アジア諸国を訪問する中国人は約143万人で四分の一に過ぎない。これは中国人の日本や韓国などへの海外渡航に自国や受入国の要因による制約が多く、完全に自由化されたという段階に入っていないことによる。

6) **ロシア**：北東アジア諸国を訪れるロシア人は約143万人であるが、北東アジア諸国からロシアを訪れる者は80万人足らずである。中国との人的交流が一番多く、日本や韓国との往来は少ない。中国との往来が盛んなのは国境を跨ぐ担ぎ屋貿易によるものと見られる。他にも、中国人観光客が異文化やギャンブルの機会を求めてウラジオストクなどに大勢詰め掛けている。ロシアを訪問する外国人に占める北東アジアのシェアは3.6%にしかならない。これはロシアがヨーロッパ中心国家であることを示している。ロシア極東だけに限れば、北東アジア諸国との人的交流は盛んである。

7) **モンゴル**：モンゴルはロシア及び中国との陸路による人的交流が強い。モンゴルを訪れる外国人のうち80.9%が北東アジアからで、その大部分は中国人とロシア人である。モンゴル人の旅行先では中国が一番多くロシアが次ぐ。モンゴル人が中国を訪問する場合、及び中国人がモンゴルを訪れるにあたってはビザが免除されるが、国境で招聘状を見せる必要がある。

ここまで見てきたように、この地域の越境旅行者には小規模ビジネス客(担ぎ屋)が多い。

³ 香港、マカオ、台湾からの華人を除く。

ロシア極東から中国へ越境するロシア人のかなりの部分が消費財を買い付けに訪れる担ぎ屋である。ロシアへ商売に行く中国人担ぎ屋もかなりいるとされる。また、韓国人の担ぎ屋はフェリーを利用して日本や中国との間を行き来している。

担ぎ屋というのは欧州、例えばバルト海沿岸地域などには見られない。北東アジアに多いのはなぜだろうか。背景に経済的貧困がある。ロシア極東で聞いた話だが、極東は貧しく良い仕事がないため、少しでも利益になりそうな商売を見つけてやっているというのだ。中口国境では重い袋を担いだロシア人女性担ぎ屋を数多く見かける。担ぎ屋貿易は関税がかからないために、通常の貨物貿易よりも安く仕入れることができる。また、ロシア極東には持ち帰った商品を販売できる市場が存在する。ウラジオストクにも青空市場があって中国製の消費財を並べた屋台が繁盛してい

る。青空市場が盛況ということは、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど消費財の流通チェーンが十分整備されていないということである。

しかし、担ぎ屋貿易のような非効率な輸送方法がいつまでも続くとは思われない。将来ロシア極東に流通チェーンが整備され、輸入関税が低く押えられれば、青空市場は役割を失い、担ぎ屋貿易も縮小するに違いない。北東アジア諸国が豊かになるに従って、担ぎ屋は減少するはずである。それに代わって、より大規模の貿易が行われ、大量の貨物を少人数で効率的に輸送するようになるであろう。

2. 北東アジアにおける国際観光開発の可能性

21世紀の北東アジアにおける国際的人流の主力は観光であろう。生活が豊かになるにつれて生活の力点はレジャー・余暇に移る。日本の場合、国民生活に関する政府の調査⁴

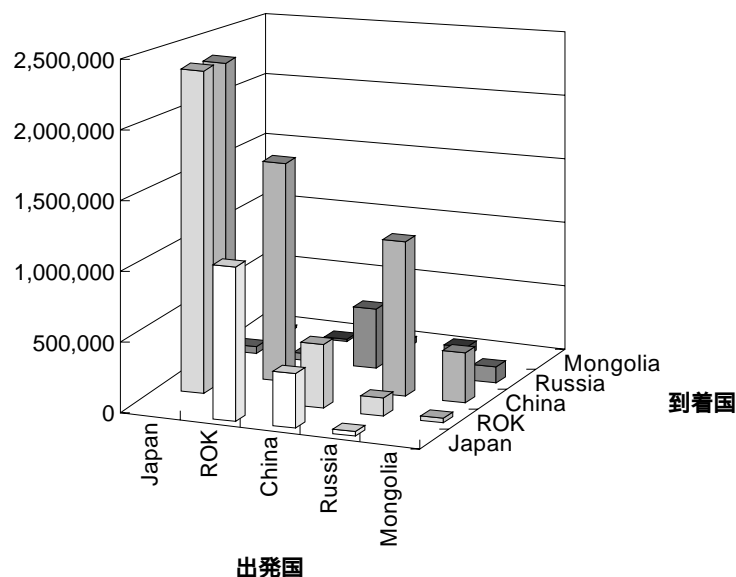
表1 2001年北東アジア諸国の旅客到着人数と出国旅客人数

出発国 \ 到着国	日 本	韓 国	中 国	ロ シ ア	モンゴル	合 計
日 本	-	2,377,321	2,384,500	63,000	11,565	4,836,386
(%)	-	(46.2)	(21.2)	(0.3)	(6.0)	
韓 国	1,133,971	-	1,677,000	61,000	10,098	2,882,069
(%)	(23.8)	-	(14.9)	(0.3)	(5.3)	
中 国	391,384	482,227	-	494,000	67,360	1,434,971
(%)	(8.2)	(9.4)	-	(2.3)	(35.1)	
ロ シ ア	34,771	134,727	1,195,800	-	66,415	1,431,713
(%)	(0.7)	(2.6)	(10.7)	-	(34.6)	
モンゴル	NA	11,614	387,100	135,000	-	533,714
(%)	NA	(0.2)	(3.4)	(0.6)	-	
北 朝 鮮	NA	NA	NA	16,000	-	16,000
北東アジア	1,560,126	3,005,889	5,644,400	769,000	155,438	11,134,853
(%)	(32.7)	(58.4)	(50.3)	(3.6)	(80.9)	
世 界	4,771,555	5,147,204	11,225,000*	21,169,000	192,057	

出典：各国観光統計（2001年版）、ロシアに関しては2000年

*中国への旅行者総数は89,010,000人となっているが、このうちの87%は香港、マカオ、台湾からの華人であるため、華人を除いた外国人の訪問客数を記した。

図1 北東アジア諸国間旅行者数



⁴ 内閣府大臣官房政府広報室「国民生活に関する世論調査」による。国土交通省編「観光白書 - 平成14年版」にまとめられている。

によると、生活の力点が置かれる項目の中で、レジャー・余暇の占める割合は1978年に食生活を超え、1983年には住生活を抜いた。その後もレジャー・余暇は最も力点が置かれている。北東アジア諸国も生活にゆとりができるようになると同様の傾向を見せるに違いない。

では北東アジアにツーリズムが花咲く下地はあるのだろうか。現在ソウルと北京を結ぶ線が大衆観光の北限となっているが、この線を北に押し上げることはできるのだろうか。幾つかの肯定的要因を挙げる。

- 1) 距離的近さ：短期間に安く往復できる、時差や気候差が少ないというのは有利な条件である。多くの日本人に人気のある欧州や北米へ行って来るには少なくとも1週間程度の行程となるが、北東アジアならば2 - 3日の観光旅行が組める。また、日本海を囲む範囲ならば、フェリーや高速艇などによる海上輸送も観光に組み込むことができる。時差ばけに苦しむことも無いし、気候の違いに特別の対応をする必要もあまりない。
- 2) アジアの類似性による親近感：ロシアは別として、日本、中国、朝鮮半島はアジア的文化を共有している。食事にしても箸を使って白いご飯を食べるし、副食や菓子類についても類似性が見られる。精神面でも儒教的思想の影響を受けており、考え方や行動にも似たところがある。モンゴルやブリヤートを訪れると日本人にそっくりの人々が暮らしているのを見てびっくりする。さらに、歴史的にも共有できる史跡が数多く存在する。自分のルーツを求め、発見する人も多いはずだ。
- 3) 豊かな観光資源：北東アジアには観光資源が多数存在する。例えば、自然観光資源としては、ロシアではカムチャッカの火山群、バイカル湖、シベリアンタイガーなどが知られており、ワイルドツアーやエコツーリズムの可能性を有している。モンゴルの大草原、中国大陸各地に多数散在する奇観・景勝地、朝鮮半島の金剛山、白頭山、雪岳山、濟州島なども魅力的である。日本では山岳地帯や海岸沿いの国立公園、国内観光に欠かせない温泉地などが豊富である。これらの自然は世界的にも貴重なものである。文化観光遺産としてもこの地域に独特の史跡が数多く残っており、ユネスコ世界遺産に指定されているものも多数存在する。例えば、北京には万里の長城、故宮といった世界史の舞台が保存されているし、中国の西安や日本の京都・奈良は古都の史跡として貴重なものである。朝鮮半島にも慶州や各地の古代古墳群など、高い歴史的価値を持つ史跡が多数ある。さらにロシア・極東やシベリアには、

ロシアや東西交流の歴史を示す史跡が数多くある。また、日本人にとって興味深いのは中国東北部や朝鮮半島に日本が植民地支配を行った時代の建物・史跡や記念館が数多く見られることである。建物には日本文化の影響を見ることができ、記念館では日本の植民地支配の蛮行を学ばされることになる。旧植民地の旅は真摯に歴史を学ぶ上で貴重な体験である。

- 4) 買い物観光の可能性：北東アジアでは生活水準や賃金が各国間で大きく異なることから、物価も大きな開きがある。価格の低い国ではこの差を利用して買い物客を集めることができる。免税区域などを設ける方法もある。欧州のバルト海沿岸では、物価・物品税の高いフィンランドの人々がフェリーでエストニアを訪れてビールなどの日用品を買い込んでいる姿が見られる。
- 5) 海を巡るクルーズ：日本では熟年層・老年層を中心に豪華客船を利用したクルーズがブームになっている。もっともクルーズ先進国は欧米で、日本もやっとなら欧米に近づいてきたかという程度である。他の北東アジア諸国でも将来はクルーズが人気になる。北東アジア周辺の海はクルーズに適している。バルト海沿岸の場合、フィンランド、スウェーデン、エストニア、ラトビア、ドイツなどの港湾を結ぶ観光フェリーが就航していて、SILJA LINEなどは一泊から数泊の豪華クルーズ・パッケージを売り出している。クルーズ船の中では劇場、レストラン、免税店街やカジノも設置されている。関係者の話では、最近では日本人観光客の利用が増えているとのことだ。わざわざ欧州まで行かなくても、身近な日本海でクルーズを楽しむのも良いのではないか。
- 6) 台頭する中国市場：巨大な人口を抱え高度経済成長を続ける中国は世界の観光産業注目の的である。欧州でも今後もっとも増加が期待できる外国人観光客は中国人とみて大きな期待をしている。将来、中国人の海外観光旅行に対する規制が緩和され、自由に日本や韓国へ渡航することができるようになると中国人観光客の増加が期待できよう。日本・韓国と中国との人流は現在「一方通行」の傾向があるが、一日も早く「双方向的」交流になることが期待される。

3. 北東アジア地域の人流の障害となる問題点

北東アジアの人流を妨げている大きな要因は殆どどの国に行くにもビザないしは同等の許可証が必要なことである。各国間移動に要するビザについてまとめたのが(表2)である。日本人が韓国へ行く場合だけにノービザの特例措

置が設けられている。また、モンゴルと中国の双方の往来にビザは要らないが国境通過時に招聘状が必要である。それ以外の場合はビザないしは同等の政府許可証が必要である。多くの日本人が韓国を観光に訪れている事実はノービザの特例処置が人流促進に効果的であることを示している。

そのほかにも特別の条件下でビザなし滞在が認められている場合がある。例えば、中国人がトランジットで韓国の空港に立ち寄る場合、ビザなしで韓国に一定時間滞在できる。また、綏芬河など中口国境の中国側の町では、ロシア人の担ぎ屋に対してノービザ滞在を一定の範囲内に限り認めている。

ビザの取得における難易度、手続きの時間や料金も様々である。例えば、韓国人が日本を訪問する場合や、日本人が中国を訪問する場合のビザは比較的簡単に速く取得できる。しかし、中国人の日本訪問は厳しい。まず、中国人が観光目的で日本を訪れることは原則として許されていない。僅かに、北京、上海、広州の住民に限り団体観光旅行が認められている。ビジネス、留学、親族訪問など、その他の目的で日本を訪問することは認められているが、その場合には受け入れ先からの招聘状が必要であり、保証人を見つけないといけない。ビザ取得に長期間かかることもある。

中口間の場合、中国東北部にあるロシア総領事館は瀋陽一箇所であるため、黒龍江省の住民は瀋陽まで出向いてビザを取得する必要がある。同様に、ロシア極東にある中国総領事館はハバロフスクだけであるので、ウラジオストクの住民はハバロフスクまで中国ビザの取得に行かなければならない。似たような例は日口間にもあり、例えばイルクーツクの住民は日本総領事館のあるハバロフスクまで出向いてビザを取るようになってきている。

日本人がロシアへビジネス目的や会議に出席するために行く場合には、受け入れ先の招聘状がモスクワの外務省に送られ、外務省の許可を受けて書類が日本の大使館や総領事館に送付されるという手続きを経る必要があり、手間も時間もコストも負担が大きい。同様に、ロシア人が日本を訪問する場合も招聘状や保証人が必要でビザ発行に数週間を要するのが普通である。

ビザの問題を他地域と比べてみたい。バルト海沿岸ではドイツ、ポーランド、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、エストニア、ラトビア、リトアニア、ロシアが観光協力を行っている。この9カ国の中でビザを必要としているのはロシアのみである。他の8カ国+EU諸国間はノービザで自由に移動できる。そのため、バルト海沿岸の観光協力ではロシアは孤児扱いされている。しかしロシアをまったく無視するわけにも行かない。中でもサンクトペテルブルグは豊かな観光資源を有し、観光コースとして人気がある。しかし、ビザが必要な上、出入国に時間がかかることがバルト海沿岸の観光業界で問題となっている。

制度的問題はビザだけでは無い。ビザを取って実際に国境を通過する場合に長時間を要する場合がある。特にロシアへの出入国に関しては、ソ連時代とあまり変わっていないといわれる出入国審査と厳しい税関チェックが待ち受けている。例えば、滞在したホテルで滞在証明書を発行してもらい、出国時に提出する必要がある。もし、友人の家に泊ったなどと言って証明書を持っていないと罰金を払わされることもある。ロシア税関では出入国時に財布の中まで調べられることもある。こっけいなのは、入国時に保有現金額を申告し、出国時に再び申告して滞在中の所持金の変化を調べるというソ連時代からの手続きが現在も踏襲されていることである。今はクレジットカードがロシア国内でも通用するため、現金だけを忠実に記録しても金銭の授受は把握できない時代である。もっともこれらの税関チェックが厳しいのは極東の話で、モスクワへ行くと遥かに緩やかである。一国の中でも地域に寄って違うようである。

ロシア出入国は陸上越境においてとりわけ厳しく、特に入国に長時間を要する。私も様々な陸上ルートでロシアに入国した経験があるが、北朝鮮の豆満江からハサンに抜けるルート、琿春 クラスキノ、綏芬河 グロデコボ、或いはフィンランドからの越境など、いずれも長時間の越境であった。

最近⁵、ウラジオストクから中国黒龍江省へグロデコボ～綏芬河間道路ルートを路線バスで走行した例が報告されている。この場合、グロデコボ税関に到着してから綏芬河

表2 北東アジア諸国におけるビザの必要性

出発国 \ 到着国	日 本	韓 国	中 国	ロ シ ア	モンゴル	北 朝 鮮
日 本	-	ノービザ	ビザ	ビザ	ビザ	政府の許可
韓 国	ビザ	-	ビザ	ビザ	ビザ	政府の許可
中 国	ビザ	ビザ	-	ビザ	招聘状	政府の許可
ロ シ ア	ビザ	ビザ	ビザ	-	ビザ	政府の許可
モンゴル	ビザ	ビザ	招聘状	ビザ	-	政府の許可
北 朝 鮮	両政府の許可	両政府の許可	両政府の許可	両政府の許可	両政府の許可	-

⁵ 2001年9月に行われたERINAの調査例

税関を通過するまでに2時間25分を要している。このうち、グロデコボ税関到着から同税関出発までに2時間かかった。ロシア入国にはさらに多くの時間を要する。緩芬河からグロデコボへ入る場合、4時間50分を要している⁶。この場合、緩芬河税関到着から通過までは30分であったが、グロデコボ税関到着から通過までは4時間10分を要した。いずれの場合もロシア税関通過に長時間を要していることが分かる。ロシア通関に長時間を要した主な理由は、交通量に比べて人員配置・設備が不足していること、及びチェックの厳しさと非効率であろう。中国側の通関手続きが国際基準に従って効率的に行われていることを考えると、中口間で共通の手続き及び施設を整備することにより問題は解決するのではないかと。中口二国間の協調を求めたい。

観光客の宿泊に適したホテルなどの観光基盤も北東アジアでは十分とはいえない。中国の場合、ハルビン、長春、瀋陽、大連などの中国東北の大都市には近年高級ホテルが続々誕生している。しかし、辺境の中小都市へ行くと国際観光客が泊れるような良質のホテルが少ないのが現状である。例えば、図們江開発の中心都市である琿春は国際会議なども度々開催されるが、国際会議参加者を満足させるだけの良質なホテルが不足している。

ロシア極東では、ウラジオストク、ハバロフスクには外国人観光客が泊まれるようなホテルができたが、全般的にはまだ十分とはいえない。さらに、自然観光資源が豊富なイルクーツクやウランウデには良質なホテルがない。ロシア極東にはソ連時代のインツェリストホテルがそのまま営業を続けているようなところも多く、質的に国際スタンダード(印)が得られていないホテルが多い。高いスタンダードを要求する国際観光客を満足させるには近代的ホテルを新たに建てるか、既存のインツェリストホテルを大改装する必要があるだろう。

最近、ラトビアのリガを訪れる機会があり、旧インツェリストホテルを大改装したというホテルに泊った。実は十数年前のソ連時代に私が泊ったことのあるホテルだったが、あまりにも大きく変わって立派になっており、昔泊っ

たホテルであることがなかなか理解できなかった。極東の旧インツェリストホテルも生まれ変わる努力をしてほしい。

交通インフラでは道路、空港、鉄道、いずれも近代化が求められる個所が多い。例えば、北朝鮮の羅津・先鋒には前述の立派なカジノホテルが営業しているが、中国人観光客が利用する中国国境(元汀)～先鋒間の山岳道路が劣悪である。

北東アジア地域で観光客が一番気にするのは安全性である。特にロシアでは、日本人留学生の殺人事件などが度々報道され、危ない国のイメージがある。また、最近ではモスクワで大規模なテロ事件が発生し、安全性に関するイメージは大幅に低下した。観光客誘致には安全の確保が欠かせない。

国際観光客を呼び込むのは地球規模の競争である。多くの日本人観光客は既にハワイや欧州を訪れており、整備された観光ルートを歩き、立派なホテルに宿泊することに慣れている。北東アジアに日本人の一般観光客を誘致するには、彼らの期待を裏切らないような観光基盤を整備することが必要である。

4. 観光受入国としての日本の問題

日本人は外国を旅行することには熱心だが、外国からの旅行者を受け入れる観光事業にはあまり関心を持っていない。日本の国際観光を経済の観点から見ると、不自然な入超状態が続いている。2001年の日本人海外旅行者数1,621.6万人に対して、訪日外国人旅行者数は477.2万人に過ぎない。3.4対1の比率である。国際的に見ると、日本人海外旅行者数は世界で10位であるのに対し、外国人旅行者受け入れ数は35位である。国際旅行支出ランキング⁷でも日本は32,808百万ドルで世界の4位につけているが、国際旅行収入ランキングでは、3,428百万ドルで31位である。この国際旅行収支の赤字の大きさ(29,380百万ドル)は世界第2位である。その他の北東アジア諸国の旅行収支を見るといずれもプラスである(表3)。

外国人旅行者は国際相互理解を進めるのに役立つ効果に加えて国内経済を活性化する効果がある。観光業の発展、

表3 北東アジア主要国の外国人旅行者受入数及び国際旅行収支(1999年)

	外国人旅行者受入数(千人)	収入(百万 ^{ドル})	支出(百万 ^{ドル})	収支(百万 ^{ドル})
日 本	4,438	3,428	32,808	29,380
ロ シ ア	18,493	7,510	7,438	76
韓 国	4,660	6,802	3,975	2,827
中 国	27,047	14,098	10,864	3,234

出典：観光白書

⁶ 2002年2月の調査例。

⁷ 1999年、世界観光機関(WTO)

とりわけ外国人観光客の増加は停滞する日本経済を援護するものとなるであろう。

なぜ日本を訪れる外国人観光客が少ないのか。なぜ日本は外国人観光客誘致に力が入らないのか。一般的には日本の物価高のイメージ、広報・誘致活動の不足、外国語への対応などが指摘されている。これらに加えて、近隣諸国からの旅行者に厳しいビザ制度が日本への渡航の障害となっており、今後の見直しが必要である。

中国では、日本へ行くのがあまりにも厳しいため、比較的簡単にいける東南アジアや欧州への観光が人気を集めているという。中国人観光客には遠くへ行く前にまず日本を訪問していただけるようにすべきでは無いか。訪問を通じて両国関係において課題となってきた相互理解が草の根レベルでも深まるだろう。それと同時に、観光客が日本にもたらす経済効果は計り知れない。

従来、日本では行政においても学術面においても「物流」が重視されてきたのに対し、「人流」は軽視されてきた。北東アジアにおいても同様で、物流研究の国際会議は頻繁に開かれ、研究者も大勢いるが、観光となると稀である。欧州、例えばドイツなどでは国立大学に観光学科が設置されており、卒業生の就職も良いため学生の人気を集めている。それに比べて、日本では一部の私立大学に観光学科があるに過ぎない。日本の「観光」軽視の背景には、遊びを好ましからずものとする古い倫理観の影があるのではないかと思っている。一方で、日本は長年、経済成長・開発至

上主義思想に支配され、工業の血管としての「物流」には多大な関心を払ってきた。しかし、21世紀の日本において、期待される新たな成長産業はもはや工業ではなく、サービス、情報、そして観光といった分野である。観光産業のGDPに占める比率を見ると、日本は2%に過ぎないが、ドイツでは8%に達している。今後の経済成長と雇用の拡大のために、観光産業、とりわけ外国人観光客誘致の強化は欠かせないのである。そのターゲットとして先ず近隣諸国の人々を誘致すべきである。

5. 結語

北東アジアにおける相互信頼の醸成には人流の促進が有効である。今後、北東アジア域内の人流の主流は観光になる。観光産業の発展は心理的効果に加えて、受入国の経済発展に大きな影響を与える。北東アジア地域の観光発展の起爆剤となるのはビザ制度の緩和である。現在、北東アジア域内では、日本人の韓国渡航を除いて、どこへ行くにもビザが必要とされている。ビザが免除されれば、国際観光は拡大し、観光産業も盛んになる。人の国境移動と阻害するものとして、制度的障害が多く、国境通過が迅速に行われるよう改善が望まれる。北東アジアの北部地域に不足しているものとして、観光資源の開発、宿泊施設や交通インフラなどの観光基盤整備が挙げられる。また、日本は外国からの旅行者を受け入れる観光事業に国を挙げて力を入れる必要がある。

Suggestions for International Interpersonal Exchange in Northeast Asia(Summary)

Hisako Tsuji, Senior Researcher, Research Division, ERINA

It has been pointed out that one of the barriers to the formation of the Northeast Asia economic subregion is the fact that mutual trust both between its component states and at the level of individual citizens is still insufficient. One way of eradicating the distrust that remains in the region even now is to promote international interpersonal exchange and create as many opportunities as possible for a mutually trusting relationship to emerge. Hitherto, people have experimented with international exchange through such initiatives as sister city exchanges, academic exchanges and foreign student exchange programs, but there are chances for mutual understanding to be born even from short visits, such as on business or for tourism.

How many of the population of Northeast Asia visit

the other countries of the region over the course of a year? According to official statistics published by the individual countries, about 11 million people travel across borders within the region. The approximate breakdown of this is 4.84 million Japanese, 2.88 million South Koreans, 1.43 million Chinese, 1.43 million Russians and 550,000 Mongolians. The breakdown of destinations is as follows: 1.57 million visiting Japan, 3.01 million visiting the Republic of Korea (ROK), 5.64 million visiting China, 770,000 visiting Russia and 160,000 visiting Mongolia.

In contrast to the 16.22 million Japanese traveling overseas, the number of foreign visitors to Japan does not exceed 4.77 million. This shows that the Japanese are fond of overseas travel and that little progress has been made in

attracting foreign tourists to Japan. A similar trend can be seen within Northeast Asia, with the number of Japanese visiting other countries in the region exceeding threefold the number of other Northeast Asians visiting Japan. 30% of Japanese traveling overseas visit other countries within the region, with the number of visitors to the ROK and China being particularly high, at 2.38 million. 33% of foreign visitors to Japan are from Northeast Asia. South Koreans occupy the largest share of foreign visitors to Japan (1.13 million, 24%), with Taiwan in second place, the USA in third and China in fourth (390,000, 8%).

Of the 2.88 million South Koreans who visit other Northeast Asian countries, 1.68 million visit China and 1.13 million travel to Japan. Reasons why travelers to China are particularly numerous include the fact that tourism in the Mt. Paektu area is flourishing, as well as travel back and forth between China and the ROK by small-scale merchants (peddlers). 58% of foreigners visiting the ROK are from other countries within Northeast Asia, totaling 3.01 million. Of these, 2.38 million are Japanese tourists. This should be seen in the context of the fact that the ROK has waived visa obligations for the Japanese.

11.23 million foreigners visit China, with about half coming from other Northeast Asian countries. The greatest number come from Japan (23.8 million, 21%), followed by the ROK (16.8 million, 15%) and Russia (12 million, 11%). Most of the Russians are peddlers who cross the border to buy goods to sell at home. While the number of travelers from Northeast Asia visiting China is 5.64 million, the number of Chinese traveling to other Northeast Asian countries is barely a quarter of that figure, at 1.43 million. The background to this situation includes the fact that there are many constraints on Chinese visiting Japan and the ROK, arising from various factors in all three countries.

One characteristic of cross-border travelers in this region is that there are many peddlers. Most of the Russians crossing into China from the Russian Far East are peddlers going there to buy commodities to sell at home in Russia. It seems that there are also Chinese peddlers who travel to Russia. In addition, South Korean peddlers use ferries to travel back-and-forth between the ROK and Japan and China. However, it is unlikely that such an inefficient transport method as peddling will continue to be used indefinitely. If the economy of the Russian Far East develops, distribution chains are developed and import tariffs are kept at a low level, business opportunities for peddlers should disappear. In their stead, cargo will be transported efficiently.

The backbone of international interpersonal exchange in Northeast Asia in the 21st century is tourism. The foundations have already been laid to enable tourism to flourish. It is possible to make return journeys to countries within easy reach cheaply and in a short period of time. Another advantageous factor is that there are few differences in terms of time zones and climate. As Japan, China and the Korean Peninsula share a common Asian culture, they are very similar in terms of thoughts and religion, not to mention such aspects of dietary culture, such as eating white rice with chopsticks. In addition, Northeast Asia is rich in nature tourism resources and cultural treasures. Furthermore, there is potential for cruises on deluxe passenger boats on the Japan Sea to be set up, thereby attracting shoppers. In the future, as they become freer to travel overseas, many Chinese are likely to visit Japan and the ROK freely.

There are a number of obstacles impeding travel in Northeast Asia.

The biggest of these is the necessity of visas or a similar permit in order to cross any of the borders in the region. The only exception to this is the visa exemption for Japanese visiting the ROK. The fact that so many Japanese visit the ROK as tourists is proof of the effectiveness of measures to implement visa-free travel. Obtaining visas takes time and money.

In fact, there are times when it takes hours just to cross the border. In particular, immigration procedures for entering and leaving Russia are complicated and one often has to wait a long time. This is especially predominant when making overland border-crossings.

The basic facilities underpinning tourism, such as hotels suitable for accommodating tourists, also cannot be said to be sufficient in Northeast Asia. Moreover, with regard to transport infrastructure, there are many places where modernization is required, on roads and railways, and at airports. These problems are an issue in the area north of an imaginary line drawn from Seoul to Beijing.

The biggest worry for tourists in Northeast Asia is safety. Russia has a particularly bad image in terms of this aspect.

Competition to lure international tourists is taking place on a global scale. Most Japanese tourists have already visited Hawaii and Europe, and are used to following well-developed tourist routes and staying in comfortable hotels. In order for Northeast Asia to attract ordinary tourists, it is necessary to develop basic tourist infrastructure that will not disappoint them.

(キーパーソンインタビュー)

「モンゴルの経済と環境問題について」

駐日モンゴル特命全権大使 ザンバ・バトジャルガル博士に聞く



- 日本の第一印象はいかがでしたか。

(バトジャルガル) 1992年から何度も来日しましたが、会議へ出席するのが目的でいつも2～4日の短い滞在でした。ちょうど1年前の10月に外交官として最初の任務で日本へ来ました。

1970年代から80年代にかけて、世界中が日本経済の奇跡を話題にしていました。当時は冷戦時代で、モンゴルでは日本に関する情報はほとんど手に入りませんでした。しかし、メディアを通じて情報を得たり、また、例えばロシアや他の国々へ旅行をすれば、日本の成功について書かれた本を買ったりすることができました。私は、このような経済の奇跡を起こした日本人とは、いったいどんな国民だろうと考えました。来日したときには、「あの驚くべき経済を作った『スーパー日本人』はどこにいるのか。」というのが最初の質問でした。昨年、多くの普通の日本の方々とお会いし、この経済的ブームは少数の『スーパー日本人』によって作られたものではなくて、普通の日本人の努力の賜物であることを理解しました。これが私の最初の、そして非常に重要な日本の印象でした。もちろん、気持ちのいい穏やかな冬と、人々の優しさも印象的です。

- 日本へ赴任される前には、どのような任務についていらっ
 しゃったのでしょうか。

(バトジャルガル) 今回が初めての海外任務になります。実は、私は外交官ではありません。専門は環境で、科学者半分、政治家半分といったところでしょうか。1990年から1996年の間はモンゴル環境大臣をしていました。

ご存知のように、私が着任してから4～5ヶ月後に川口前環境大臣が外務大臣に任命されました。ですから、モンゴルだけでなく、日本でも、環境問題の専門家が外交官のポストに就く用意があるということがわかんと思います。環境と外交は、お互いにそんなに離れた分野ではないと思います。

- 環境という観点から、日本の印象はいかがでしょう。

(バトジャルガル) 1950年代から60年代にかけての日本の環境事情はよくありませんでした。それについては多くの本を読みましたが、ほとんどが日本の環境に批判的でした。東京の英国大使館の職員の一は、大使館の屋根は20年前には大気汚染がひどくて黒かったと教えてくれました。しかし、20年間に東京だけでなく日本中で環境が改善されています。人口密度が高く土地の少ない国で環境問題をうまく扱うのは大変難しいことと思います。それにもかかわらず、日本は環境関連への国民の関心を高めながら、国がどのように環境を扱い最新の技術を探ることができるかを示す最も良いお手本だと思います。

- 日本の地方、例えば風景的にはモンゴルに似ている北海道のような所をお訪ねになりましたか。モンゴルと比較するといかがでしょうか。

(バトジャルガル) 北海道へはまだですが、青森、秋田、茨城、新潟、富山、大分へは行きましたので、自然や人の手を加えた日本の景色については少しわかります。事情がだいぶ違いますから、単純にモンゴルと比べることはできません。モンゴルは自然の景色が主流で、日本は人間が作り出した景観が主流です。しかし、青森県の国立公園を訪れましたが、大変よく管理され守られていました。日本は人工の景色とマッチする自然景観の保護に成功していると

思います。残念ながら、モンゴルでは自然は勝手に再生するから人の手はいらないと考える人が多いようです。

- 日本では、モンゴルは非常にクリーンな自然環境で、環境問題とは無縁というのが一般的な印象ですが。

(バトジャルガル) それは間違った解釈です。例えば、数十億ドルを所有する人はお金に関して問題がないと思うことと同じです。実際は、様々な方法でお金を運用しなければなりませんから、こういう人々の方がもっと多くの金銭的問題を抱えています。同様に、モンゴルには人の手が加えられていない広大な土地があるために、他の国々よりも複雑な環境問題が多く存在します。しかし、現在のモンゴルの環境状態を理解するのは簡単ではありません。例えば、冬のウランバートルを訪れると、石炭発電所や家庭用暖房として燃やす石炭からの排出で大気汚染が著しいことがわかるでしょう。ウランバートルは国内総人口の約3分の1が住む、どちらかといえば人口密集都市です。日本でいえば、東京に4千万人が住むのに近いでしょう。また、ウランバートルは盆地にありますから、冬場は自然の換気が無くなります。

- どうしたら状況を改善できるでしょうか。

(バトジャルガル) 我々は様々な取り組みや対策を立ててこの問題に取り組んでいます。一例として、現在、ウランバートルの各家庭に性能の良いストーブを供給する計画が進んでいます。しかし、この状況を改善するには、エネルギー供給を石炭燃料からクリーンなやり方に切り替えることが必要です。例えばセントラルヒーティングシステムにガスを使ったり、各家庭に電気暖房機を供給したりするなどの思い切った対策をとらなければなりません。さらに、都市計画に対する新しい理念も打ち出さなければなりません。ウランバートル近郊に小さな新興住宅都市を作るべきです。

ダメージを受けやすい環境、侵食に弱い土地、そして限られた水資源のため、モンゴルは大規模な人口の集中を支えることができません。モンゴルの広大な領土は、決して神から与えられた贈り物ではないと思っています。土地が貧弱で気象条件が厳しいことから、人間1人の生活を支えるには、日本よりモンゴルの方がもっと広い土地を必要とします。

- 経済の話に戻りますが、モンゴルでは市場経済への移行はどのように行われていますか。何か問題はありますか。

(バトジャルガル) 経済発展の面からいえば、市場経済へ

の移行に伴う問題はまだまだ多くあります。現在のGDP成長は非常に低く、年間約1.0%です。ただ、モンゴル経済が常に低成長かというところではありません。これまでの経済成長のデータを見ると、最も指標が高かったのは1989年です。しかし、移行期の10年間で経済は後退し、現在は経済成長の水準を1980年代後半のレベルに戻そうとしているところです。例えば、移行前、穀物生産はモンゴルの伝統的な経済活動では無かったけれども、小麦は国内生産だけで国内の需要を満たし、余剰分は輸出に回していました。しかし、今日では、昔のレベルに比べると穀物生産量はほぼ2分の1から3分の1に減少し、国内生産では国内需要の30%しか供給できません。この減少は、農業部門への政府の補助金が無くなったことが大きな原因です。

さらに、モンゴルの工業部門、特に製造分野は、移行前に急激に発展しました。その時代には、旧ソ連や東欧などのかつての社会主義国においてモンゴル製品は安定した市場を持っていました。しかし、移行の間にこれらの市場を失い、その結果、多くの産業活動が停滞しました。市場の損失に加え、科学・工業技術の更新に投資する財源が無いなど、工業部門でその他にも多くの問題があります。

したがって、政府は国民に対する社会的支援のための資金不足に陥り、失業、ホームレス、犯罪増加、移住、ストリートチルドレン、売春など多くの社会的問題が初めて現れました。これらの問題は、以前は映画の中だけの話でしたが、今ではモンゴルの生活の現実となっています。

これらはすべて移行期の陰の部分ですが、一方では、民主主義や自由市場経済でモンゴルは確実に持続可能な発展を遂げると思います。

- モンゴルの民営化の課程では、どのような進展があり、どんな結果が出ていますか。

(バトジャルガル) 現在、日本でも公的な産業部門の民営化が話題に上っていますね。モンゴルでは移行前はすべての企業が国営でしたから、結果をあまり考えずにそのほとんどを10年以内に民営化することができたのです。これらの改革や対策はそれ自体が終結ではなく、問題解決の手段でしかありませんでした。しかし、民営化の結果は我々が予測していたほど良くありません。

それでも、我々はこの状況をもたらしたのは政府の政策のせいだとは思っていません。残念ながら、自然災害のような外的要因が経済発展に不利に働いています。過去3年間、夏の干ばつと厳しい冬に見舞われました。この間に1,200万頭の家畜が失われ、毎年家畜総数の15~20%が死んでいます。当然、家畜の損失に伴い、畜産業の産物であ

るミルク、肉、皮革、ウール、カシミアなども同じように損失を受けました。

さらに、モンゴルでは多くの人々にとっては畜産が唯一の収入源であることから、同様に貧困など多くの社会的問題も引き起こされました。

- 畜産業の見通しとその潜在的な問題は何ですか。

(バトジャルガル) 長い間、我々はモンゴル経済発展の基礎を築いてきたのは畜産業だと言っています。しかし、私はこの部門は単に地元の人々が生きていくために過ぎず、発展の基礎ではないと思っています。過去、モンゴルの遊牧民は慎ましい需要と消費だけで食べていくことができたが、今日では状況が変わっています。衛星放送のテレビや自動車、子供たちにはとりわけ海外での教育など新しい要求が生まれています。

畜産部門同様、農業部門も気候条件に依存し、そのため大きなリスクを背負っています。現在のライフスタイルを変えず従来の畜産を続ける限り、思うような経済発展は望めません。

我々は現在、単に外国からの助成や支援だけでなく、もっと外国投資に注目しています。投資は資本や物質的な投資に限らず、技術やノウハウ、管理への投資なども含みます。

- 日本や他の国々への輸出にカシミアが大きな可能性を持っていると思いますが、カシミア生産が現在抱えている問題は何ですか。

(バトジャルガル) モンゴルは現在、世界のカシミア総生産量の20～30%を占めています。モンゴルにとって大きな競争相手は、市場の変化にうまく対応できる中国です。もちろん、中国とは競い合っているだけではなく、協力もしています。

- 例えば、日本の旅行者を呼び込むなど、モンゴルの観光発展の可能性は大いにあるという人も多いですが、現在、モンゴルを訪れる日本人観光客は多いのでしょうか。

(バトジャルガル) はい、モンゴルを訪れる日本人の多くは観光客です。昨年は約12,000人の日本人がモンゴルを訪れ、そのうち約8,000人は観光客でしたが、その数は今年に入りさらに増加しています。昨年は日本からの直行便は大阪 - ウランバートル間に週2便しかありませんでしたが、今年はさらに成田 - ウランバートル間の週3便を開始しました。7月の観光シーズン最盛期には週5便でも間に合わず、必要に応じて増便をしたほどです。これは日本と

モンゴルの間を行き来する観光客が増えている良い兆候です。

しかし、観光を促進するためにはホテル、レストラン、キャンプ設備などのインフラを整えなければなりません。観光客の数が、例えば今の3倍になるとすれば、今のキャパシティーでは間に合いません。幸いにして観光は外資を呼び込むには都合のいい部門です。モンゴルでは、夏のツアーに加えて、文化公演も取り入れた日程を組んで冬のツアーも始めています。多くの日本人はモンゴルでは伝統的な芸術公演しか見られないと思っていますが、実はもっとクラシカルなオペラやバレエ、演劇など他のアジア諸国に匹敵する公演を見ることができます。

- モンゴルへの外資促進の現状と達成されたことについてお聞かせください。

(バトジャルガル) 移行期の前半で、モンゴルにとって外交任務上の大きな課題は、できるだけ多くの開発支援を海外から取り付けることでした。しかし、どんな国もODA基金だけで発展することができないのは明白です。ODAはモンゴルにとって今でも重要ですが、より多くの外資を呼び込みして、国際貿易を増やすように努めています。現在、モンゴルの海外直接投資のほとんどは、中国、韓国、ロシアからのものです。ロシア側の投資の大部分は鉱業で、他方、中国側はサービス部門への投資が多い。また、アメリカやドイツなどの先進国も投資の面で活躍しています。モンゴルには日本の投資を受けた107の企業があり、総額5千万ドルに及びます。しかしながら、日本における投資枠の可能性に比べれば、これはもちろん我々が全く満足できる金額ではありません。

モンゴルの農業、生産、採鉱及び観光の部門、特に環境に優しい技術及びITの能率的な利用に関しては、日本の投資家に対してよい潜在的投資力があるかもしれません。モンゴルと日本の間には相互補完的な経済発展のチャンスがあります。日本の技術、ノウハウ、管理をモンゴルの資源と結びつけば、結果はwin-winになります。

今年9月、モンゴル政府は外国投資フォーラムを開催しました。モンゴルから500名と、45カ国から530名以上の参加者が集まりました。出席者の多くは、中国、ロシア、アメリカ、ドイツ、カナダからでした。日本からの代表団は25団体に過ぎず、ほとんどは伊藤忠、丸紅、日商岩井、北野建設、鴻池組などの大手企業でした。残念ながら、これまでの外国企業を誘致する活動には、やや限りがあります。

- 日本の読者にメッセージをお願いします。

(バトジャルガル) 観光旅行としてだけでなく、ビジネスや調査、友人として、モンゴルを訪ねてください。モンゴルの人々のライフスタイルは様々で、辺境地に暮らすのは人口の半分にしかすぎません。広大な何も無い土地で遊牧民があちこちで放牧をしている国というイメージがすべてではありません。実際にモンゴルにおいでいただき、ご自分の目で確かめてください。そして、両国の友情と協力に貢献していただきたいと思います。

- 本日はどうもありがとうございました。

(10月29日 モンゴル大使館にて)

英語によるインタビューをERINAにて翻訳しました。

聞き手：ERINA調査研究部主任研究員 辻 久子

記録：ERINA調査研究部客員研究員

エンクバヤル・シャグダル

プロフィール

ザンバ・バトジャルガル (Zamba Batjargal)

1945年 モンゴル国ウブス県生まれ

1978年 水文気象大学物理・数理科学博士課程修了(ロシア・サンクトペテルブルク)

1990年 国務大臣、自然環境コントロールのためのモンゴル国家委員会委員長

1992年 モンゴル自然環境大臣

1996年 国立気象水文環境モニタリング庁長官

2001年 在日モンゴル特命全権大使

About the Mongolian Economy and Environmental Problems

Interview with Dr. Zamba Batjargal, Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Mongolia to Japan

ER: What was your first impression or opinion of Japan?

Z.B.: Since 1992, I have been to Japan many times, but they were short stays of two to four days, in order to attend conferences and meetings. Almost exactly a year ago, in October last year, I was dispatched to Japan on my first assignment as a diplomat.

During the 1970s and 80s everyone around the world was talking about the Japanese miracle. That was the Cold War era, and we had very little information about Japan in Mongolia. However, we could gain information through the media and when people traveled abroad, for example to Russia or other countries, we were able to buy books about the achievements of Japan. So, I wondered what the Japanese were like, these people who had achieved an economic miracle in their country. When I came to Japan, my first question was "Where are these "super-Japanese", who created this miraculous economy?" During the last year, I have met many ordinary people and have understood that this economic boom was not generated by some "super-Japanese", but as a result of the hard work of ordinary Japanese people. This was my first impression of

Japan and a very important one. In addition, of course, I have been impressed by the pleasantly mild winter and the very kind people here.

ER: Had you undertaken any other overseas assignments before coming to Japan?

Z.B.: This is my first diplomatic assignment overseas. Actually, I am not a diplomat. My specialism is the environment and I am half scientist and half politician. Between 1990 and 1996, I served as the Minister of the Environment of Mongolia.

As you know, four or five months into my assignment here, Mrs. Kawaguchi, the former Minister of the Environment, was assigned to be the Foreign Minister of Japan. So you can see that not only Mongolia, but also Japan is prepared to assign environmental specialists to diplomatic posts. I think that environment and diplomacy are issues that are not very far removed from each other.

ER: What is your impression of Japan in terms of its environment?

Z.B.:In the 1950s and 60s, the environmental situation in Japan was not good. I read many books about it, the majority of which were critical of the Japanese environment. One of the staff at the British Embassy in Tokyo told me that the roof of that building used to be black due to the terrible air pollution in Tokyo twenty years ago. However, two decades was enough time for Japan to improve its environment, not only in the Tokyo area, but also throughout the country. I think that it is very difficult to manage environmental issues in a country with a high population density and a limited land area. Nevertheless, Japan is the best example of how a nation can manage the environment and explore modern technology, while increasing public awareness of environmental concerns.

E.R.:Have you visited any of Japan's rural areas, such as Hokkaido, which is quite similar to Mongolia in terms of its scenery? How do these areas compare with Mongolia?

Z.B.:I have not been to Hokkaido yet, but I have visited Aomori, Akita, Ibaraki, Niigata, Toyama, Kyushu and Oita, so I have some idea of Japanese landscapes, both natural and man-made. They cannot be directly compared with Mongolia, as the situations are very different. Mongolia is home to mostly natural landscapes, whereas man-made landscapes are dominant in Japan. However, I visited a national park in Aomori Prefecture, which was very well managed and well preserved. I think that Japan successfully manages to combine the preservation of natural landscapes along with man-made ones. Unfortunately, most people in Mongolia think that nature takes care of itself, and that intervention by people is not required.

E.R.:In Japan, the general impression of Mongolia is that it has a very clean natural environment and does not suffer from any environmental problems.

Z.B.:This is a misunderstanding. Do you think that someone who has a billion dollars has no problems with regard to money? In fact, such people usually have many more money problems, as they have to manage their money in various ways. As in that situation, because Mongolia is home to a vast area of land untouched by humans, it has many more sophisticated nature conservation environmental protection problems than other countries. However, it is not easy to understand the current environmental situation in Mongolia. For example, if one were to visit Ulaanbaatar during the winter, one could see the very heavy air pollution it suffers due to emissions from coal-fired power stations and the direct burning of coal for heating individual houses. Ulaanbaatar has a relatively high concentration of the population, with about one-third of Mongolia's total population living there. The equivalent situation in Japan would be if about 40 million people lived in Tokyo. In addition, Ulaanbaatar is located in a valley between mountains and there is no natural ventilation during the winter.

E.R.:How could the situation be improved?

Z.B.:We are trying to solve this problem through taking various approaches and measures. For example, a project aimed at supplying individual houses with better stoves is currently being implemented in Ulaanbaatar. However, radical measures should be taken to improve the situation, such as shifting the focus of the energy supply from coal-based fuels to cleaner solutions, e.g. the utilization of gas for central heating systems and the supply of electric heaters to individual houses. In addition, new principles for urban planning should be devised. Smaller satellite cities should be developed around Ulaanbaatar itself.

Mongolia cannot support large concentrations of people, because of its fragile environment, land that is sensitive to degradation, and limited water resources. I think that Mongolia's vast territory is not a gift from God to us. As a result of the low fertility of the land and harsher climatic conditions, a much larger area of land is needed to support the survival of a single person in Mongolia than in Japan.

EB:Going back to the economy, how is transition progressing in Mongolia? Are there any problematic issues?

Z.B.:We do still have many transitional problems in terms of economic development. GDP growth is very low at present, with GDP increasing at about 1.0% annually. However, it would be a mistake to think that the Mongolian economy has always developed very slowly. If we look the historic data on economic development, the highest indicators were in 1989. However, during the transition, the economy regressed by ten years, and we are now trying to reach the economic development level that we were at late 1980th. For example, prior to the transition, although crop production was not a traditional economic activity in Mongolia, we were able to meet domestic demand for wheat through domestic production alone, exporting any surplus. Today, however, crop production has decreased almost two- or threefold compared with its earlier level, and only 30% of domestic demand can be met using domestically produced wheat. The removal of governmental subsidies to the agricultural sector was the main reason for this reduction.

In addition, the industrial sector developed very rapidly in Mongolia before the transition, especially the manufacturing sector. During that period, very stable markets for Mongolian products existed in the former Soviet Union and other formerly socialist countries in Eastern Europe. However, during the transition we lost these markets, and many industrial activities ceased as a consequence. In addition to the loss of markets, many other problems faced the industrial sector, such as a lack of financial resources to invest in technological and technical renewal.

Accordingly, the government did not have enough revenue to provide social support to the population, and many social problems have emerged for the first time, such as unemployment, homelessness, increased crime, migration, street children and prostitution. These problems, which we had previously only seen in movies, have become a fact of

life in Mongolia.

All these are part of the dark side of transition, but, on the other hand, I think that democracy and the free market economy could guarantee Mongolia's path to sustainable development.

ER:What progress has been made with the privatization process in Mongolia and what outcomes have emerged?

Z.B.:The privatization of some public-sector industries is just being discussed in Japan now. There were only state-owned enterprises in Mongolia before the transition began, so we were able to privatize most of them within ten years, without thinking much about the outcome. These reforms and actions were not ends in themselves, just ways of solving a problem. However, the outcome of privatization has not been as good as we had anticipated.

Nevertheless, we do not think that this situation can be blamed on government policy. Unfortunately, such external factors as natural disasters have affected economic development adversely. During the last three years we have suffered droughts in the summer and very severe winters. A total of 12 million head of livestock have been lost during this period, with 15-20% of all livestock dying each year. Obviously, with the loss of livestock, additional resources from livestock farming were lost as well, such as milk, meat, hides and skin, and wool and cashmere.

Moreover, as livestock is the only source of income for many local people in Mongolia, this has given rise to many other social problems like poverty as well.

ER:What are the prospects for the livestock industry and what possible problems does this sector face?

Z.B.:For many years we have said that livestock is the basic economy sector in Mongolia. However, I think that this sector just ensures the survival of local people, and is not a basis for development. In the past, a herdsman in Mongolia could subsist, having only modest demands and consumption, but that situation is changing today. New demand is emerging, for satellite televisions and automobiles, and higher education overseas for their children, amongst other things.

Just like the livestock sector, the agriculture sector also depends on climatic conditions and accordingly is subject to a great deal of risk. If we do not change our current lifestyle, and only keep traditional livestock, we will be unable to develop our economy as we wish.

We are now paying more attention to foreign investment, not just foreign aid and assistance. Investment does not mean only capital and physical investment, but also investment in technology, know-how and management.

ER:We believe that cashmere has major potential for export to Japan and other countries. What problems currently exist in cashmere production?

Z.B.:Mongolia accounts for 20-30% of total world cashmere production at present. Our main competitor is China, which has a very good ability to respond to market changes. Of course, we are not only competing, but also cooperating with China.

ER:Many people say that there is a lot of opportunity for developing tourism in Mongolia, for example by attracting many Japanese tourists. Do many Japanese tourists visit Mongolia at present?

Z.B.:Yes, the majority of Japanese visitors to Mongolia are tourists. Last year, about 12,000 Japanese visited Mongolia, of whom around 8,000 tourists, and the number has increased further this year. While last year we had only 2 direct flights per week from Japan, between Osaka and Ulaanbaatar, this year we initiated another three flights per week, between Narita and Ulaanbaatar. During July, the peak period for tourists, 5 flights per week were not enough, so we arranged extra flights as needed. This is a good indication of the increased flow of tourists between Japan and Mongolia.

However, we need to develop infrastructure for promoting tourism, such as hotels, restaurants and camping facilities. If, for example, the number of tourists were to increase threefold, the current capacity would not be sufficient. Fortunately, it is a good sector for attracting foreign investment. In addition to summer tours, Mongolia is also starting winter tours, organizing tour programs that take in cultural performances. Many Japanese think that only performances of traditional arts are available in Mongolia, but one can also see performances of more classical operas, ballets and plays, of a quality to rival those in other Asian countries.

ER:What is the current situation regarding the promotion of foreign investment in Mongolia and what has been accomplished?

Z.B.:During the first half of the transitional period, the main task for Mongolia's diplomatic missions overseas was to obtain as much as foreign development assistance as possible. Obviously, however, no nation can be developed with ODA funds alone. Although ODA is still very important for Mongolia, we are trying to attract more foreign investment and increase international trade. Currently, most FDI in Mongolia originates in China, South Korea and Russia. Russian players mostly invest in mining, while those from China tend to invest in service sectors. Other advanced countries, like the USA and Germany, are also very active in Mongolia in terms of investment. [01]Mongolia has 107 entities in receipt of Japanese investment, worth a total of US\$50 million. However, compared with the potential reserves of finance available in Japan, this is, of course, not an amount with which we are entirely satisfied.

Japanese investors may find that Mongolia's agriculture, manufacturing, mining and tourism sectors have good investment potential, especially those in which

environmentally sound technologies and IT can be used efficiently. Mongolia and Japan have opportunities for complementary economic development; if we combine Japanese technology, know-how and management with Mongolian resources, the outcome will be a win-win situation.

In September of this year, the Mongolian government organized a foreign investment forum. More than 530 foreign participants from 45 countries participated, along with around 500 Mongolians. Most of the delegations were from China, Russia, USA, Germany and Canada. There were only 25 delegations representing Japan, mostly people from big companies, such as Itochu, Sumitomo, Marubeni, Nissho Iwai, Kitamo Construction and Konoike Construction. Unfortunately, so far our experience of attracting foreign companies has been somewhat limited.

ER:What message do you have for the Japanese people?

Z.B.:I would like to ask Japanese people to visit not only as tourists, but also on business, for research, and as friends of Mongolia. The Mongolian people have very diverse lifestyles, with only half of the population living in rural areas. The current image of the country as a vast empty territory with a scattering of herdsmen raising livestock is not the entire picture. Please do visit Mongolia and see it with your own eyes, and thereby contribute to friendship and cooperation between our two countries.

ER:Thank you very much.

Interview conducted in English at the Mongolian Embassy on October 29, 2002.

Interviewer: Hisako Tsuji, Senior Researcher, Research Division, ERINA

Minutes of interview recorded by Enkhbayar Shagdar, Visiting Researcher, Research Division, ERINA

Curriculum Vitae

Name: Zamba BATJARGAL

1945 Born in Uvs province, Mongolia

1978 PhD in Physics and Mathematical Sciences, Hydrometeorological University, Saint Petersburg, Russia

1990 Minister of State, Chairman of the Mongolian State Committee for Nature and Environmental Control

1992 Minister for Nature and the Environment of Mongolia

1996 Director General, National Agency for Meteorology, Hydrology and Environmental Monitoring

2001 Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary of Mongolia to Japan

市場経済化の進むモンゴルを訪ねて

ERINA経済交流部研究員 久住正人

2002年8月、モンゴルと日本との環境協力の可能性に関する調査に参加して、初めてモンゴルを訪れた。今回の調査の対象は、北東アジアの環境と経済の両立を図るのに有効なCDM（クリーン開発メカニズム）に関するものである。調査結果については別途報告の機会があると思うので、今回は省略する。ここでは私が旅行中に目に触れたものや感じたこと、また、最近のモンゴルの経済事情などについて聞き取ったことを記す。

新潟空港発ソウル経由ウランバートル入り

8月26日午前9:35、新潟空港から大韓航空で韓国の仁川空港へ向かった。新潟からモンゴルへ行くには、他に成田からウランバートルに直行便で行くルートがある。今回は新潟空港から乗り継ぎ便を利用した。

仁川空港でトランジットして14:50発のモンゴル航空機A310に乗り込んだ。機内には韓国人の団体客が数グループおり、搭乗率は90%を越しているようだ。キリル文字の新聞をひろげて読んでいるモンゴル人もかなり多い。ところどころに配置されたTVモニターで飛行位置を確認しながら窓の外をずっと見つめていた。

中国上空から内モンゴル自治区上空を通過してモンゴル上空にはいった。地上の景色は全て黄土色だった。内モンゴルのステップ地域からゴビの砂漠を経た先に、この時期には緑の草原があるはずだが、上空からは砂漠がいつまでも続いているように見えた。草原の草が異常な乾気で枯れてしまったのだそうだ。非常にさびしい景色が続いていた。

17:25にウランバートルに到着した。サマータイムなの

で日本との時差は無く、まだ真昼の空だ。着陸時に凹凸の有る滑走路からの激しい振動が体を揺すり、これがウランバートルかと歯を食いしばった。身も心も海外出張モードに切り替わった。

良く整っている外国人旅行者への対応

翌27日、宿泊したエーデルワイスホテルでバイキング形式の朝食を食べてから、今回の旅行の手配をしてくれたジュルチン社を訪れた。ジュルチン社は、モンゴル最大手の旅行会社で、自前のホテルやツアーリストキャンプまで持っている。また、社会主義時代には唯一の外国人ツアーリストの取扱い旅行業者であったため、モンゴルを訪れる日本人には馴染みの深い会社である。ここで旅行代金を米ドルで支払い、モンゴルで最後までお世話になる女性通訳のデギーとスケジュール確認をした。

デギーは元政府高官の娘だが、10代後半の頃起こった民主化の影響で人生が全く変わってしまったという。子供の頃から豊かな環境で育ち、学校に通うのも車で送り迎えされていた。友達もエリートばかりだったので普通の人たちの暮らし振りを全く知らなかったのだそうだ。今は友人たちの相当数が貧しい暮らしをしているらしい。デギーは日本に留学して日本語を学び、今の仕事に十分満足していると言っていた。今回の出張では、彼女のきちんと教育された深い教養に助けられ、非常に感謝している。

その後、モンゴル貿易開発銀行で日本円をトゥグルクに両替をした。1円=9トゥグルクだった。銀行は立派な建物で中は間取が広くとってあるが、全体に薄暗く、陰気な



写真1 ウランバートル空港



写真2 スフバートル広場

霧囲気がしていた。しかし2階の両替窓口のスペースは広く、正面に為替レートが大きく表示されていた。モンゴルは観光立国を目指すだけあって、為替業務や両替業務がわかりやすい。銀行だけでなく、ホテルや空港でもスムーズに両替がなされており、この辺は外国人旅行者にとって大変ありがたいシステムになっている。

ウランバートルの風景

ウランバートルには6日間滞在し、そのほとんどを官公庁、企業まわりで忙殺された。しかし、初めての土地なので、移動の合間や夜のちょっとした時間などに見た断片的な風景でも心に残ったものが数多い。

ウランバートル市は人口約80万人だが、町の広がりや百数十万都市と思えるほど見た目が大きい。あり余る土地に比較的低層な建築物が余裕を持って配置されている。中心部では区画整備がきちんとされ、大きな広場を囲んで政府機関の立派なビルが立ち並びんでいる。この辺は旧社会主義国の威厳たっぷりである。また政府機関のビル群に隣接して住宅街があり、3～5階建てくらいのヨーロッパ調の住宅が整然と並んでいた。道路は広く、車の数は決して少なくないのに流れはスムーズだった。社会主義時代の古き良き時代がまだ続いているように見えた。

ただ、街の中心部から外れると状況は一変した。街の外縁部はゲル地帯になっている。ウランバートルでは最近人口が急増している。ウランバートルに流入してくるのは草原の遊牧民たちだ。遊牧民たちは、彼らの住居であるゲルをそのまま持ち込んで、ウランバートルに住み着いた。モンゴルでは、この2年間続けて起こっている「ゾト」という冬の異常低温のため、放牧している家畜が毎年数百万頭も凍死している。そのため彼らは職を求めて来たものが多い。しかし定職に就かずにパートやアルバイトで日銭を稼

ぐのが精一杯だということだ。ウランバートルでゲルに暮らす人たちの数は、80万の人口の5%くらいだ。日本でいうとちょうど小さな都市の人口と同じだ。そのくらいの数でゲルが並んでいる。

また、ゲル地帯の隣接地には十階建てくらいの高層マンションが立ち並んでいる。高級マンション街もある。一般的な労働者の年間賃金が10万円に届かない中で、高級マンションの売値はだいたい200～300万円くらいだが、かなり売れているという。貿易商などの外国との取引をしているビジネスマンなどが主な購入者だそう。マンションはゲル地帯を潰して次々と建設されている。そのため最近、ウランバートルでは建築会社とか建築資材の会社が一番儲かっているそう。

ウランバートルの街の中

広場などの街の中心部に居る人たちは垢抜けしているように見えた。ヨーロッパ風の建物とロシアと同じキリル文字の看板が並んでいるせいもあるが、そこを歩く若者たちの服装はそれなりに良いセンスにまとまっていた。この辺はロシアの文化的な影響を強く感じる。モンゴルの人たちにとってロシア人とは、社会主義国家建設の先生であり、ノモンハン事件で日本軍の侵略から守ってくれた恩人でもあるのだから当然かもしれない。事実、通訳のデギーがロシアについて語るときは興奮を隠さずに、必ず「偉大なるロシア」と訳していた。

通りを見ると、自転車とオートバイが全く走っていない。6日間の滞在中に見たのは一度だけだ。それもロータリーの中央のスペースに置いてあった白パイだけであった。モンゴルは冬が長くしかも氷点下20にもなるため、寒くて乗ってられないのだそう。

広い道にかなりの交通量で乗用車が走っている。韓国車



写真3 ゲル地帯の風景



写真4 ゲルのアップ

がずいぶんと走っているのが目に付いた。聞くと、モンゴルでは韓国車が一番多いのだそうだ。フロントガラスにヒビが入ったままの車もある。日本車は少ない。日本車はパジェロやランドクルーザーなどの2～3万ドルもする比較的高級車の割合が高かった。これはほとんど日本の中古車しか走っていないというロシア極東地方とは全く異なった状況だ。関税の違いなどの要因があると思うので今後調査してみたい。また、郊外ではロシア製のジープ型の車が多い。比較的小さめのロシア製のジープは、高くても5,000ドルくらいで買えるうえに、凹凸の激しい郊外の道路では大きな日本製4WD車よりも走りやすいからだ。また、車を自分で修理しながら乗るのがあたりまえなので、パーツの調達が容易なのも魅力なのだ。

また、住宅地域の道路脇にはコンテナが並んでいる。聞いてみると、「コンテナほど理想的な車庫は無い」ということだ。最近ではコンテナ内で車が凍るのを防ぐための小型石油ストーブが人気だという話も聞いた。

周辺各国からの輸入品・投資

街中の雑貨屋、ショッピングセンターの品揃えやホテル、レストランなどの備品をみると、食料品や衣料品などを除く大半のものが輸入品であった。ロシア・東欧製が多かった。雑貨屋で買い物をするとキリル文字でロシアの地名などが書かれてあった。最近では韓国や中国の製品も多いという話だ。官公庁などに設置してあるコピー機にはMITAとかCANONとか書いてあり、日本ブランドが多かった。

街中の看板のなかにハングル文字のものが僅かに見受けられた。ウランバートルでは韓国資本の進出が活発になってきている。特にレストラン、バー、ビリヤードなどの飲食、娯楽関係へ進出している。反面、日本人の飲食店は、日本人商用者や留学生以外はほとんど利用しない。寿司屋はネタを空輸しているため非常に高価だそうだ。私が滞在中に最も気に入ったレストランは、日本料理店でもモンゴル料理店でもロシア料理店でもなく、韓国人が経営するバイキングレストランだった。このバイキングレストランはもともとモンゴル人が始めたそうだが、韓国人が買い取った後かなりの有名店になった。店は巨大なゲルを模しているため円形だ。中に入ると丸い壁に沿ってテーブルが並んでいる。店の中心に円形に並べて料理が準備されている。自分のテーブルに近いところから料理をさらって行き、ぐるりと一周するとまた自分のテーブルのそばに戻れるという理想的な配置だ。韓国料理のほかロシア、フランス、中華などの各国料理があり、みな非常においしかった。テーブルに着いて食べていると、日本人が多いのに気が付いた。

数えてみると、15人くらいいる。話をしてみると、彼らはノモンハン事件で亡くなった旧日本軍人の墓参に来たのだという。

モンゴル音楽と料理を堪能

8月27日の夜、モンゴル国立民族歌舞団のコンサートを聴いた。モンゴル国立民族歌舞団は、草原のチェロといわれる馬頭琴(ばとうきん)を中心に、モンゴルの民族楽器で編成されている。民族楽器を用いたオーケストラのように見える。オーケストラと似た響きになるように編成や演奏技法が研究されているのだそうだ。会議が長引いたのでオープニングに間に合わなかったが、特別に会場に入れてもらった。モンゴルの民族音楽ばかりでなくクラシック音楽も演奏された。内容は素晴らしかった。私は過去に楽器をやっていたことがあり、ヨーロッパやアメリカのコンサートも何度か聴いたことがあるが、全く遜色が無いように思えた。ホーミーの歌声も素晴らしかったが、なによりこの演奏技術の高さに驚かされた。新潟県と同じ250万人の人口しかない国で、しかも民族楽団という国際的に競合しないバンドが、なぜここまで素晴らしいのかと途方にふてしまった。

コンサートの後、「オゴタイ」というモンゴル料理店でモンゴル料理を食べた。この店に限らないが、モンゴルのレストランは食べ物屋らしい外観をしていないものが多い。モンゴルの食器は銀、銅が中心で、テーブルに前もって並べられている。ナイフやフォークはステンレスで中国製だった。最初に乾燥チーズをつまみに馬乳酒とシミンアルヒを飲んだ。馬乳酒は薄いカルピスに酸味とアルコールを加えたような味がした。いかにも胃腸に厳しそうな味だった。シミンアルヒは蒸留酒で、酸味のある焼酎のようだ。アルヒはアルコール度数が高く、むしろ殺菌力がありそう



写真5 モンゴル国立民族歌舞団のコンサート

なのでたくさん飲んだ。乾燥チーズはヨーグルトが発酵したものを乾燥させたもので、日本人の口にも比較的合いそうに思った。後でこれをお土産に大量に買い込んだが、日本で開けてみると相当な異臭がして失敗した。保存方法が悪かったのかもしれないし、それともモンゴルに居るときにはこの匂いが気にならなかったのかもしれない。お酒を味わった後、牛タンサラダ、モンゴルうどんを食べた。メインディッシュにホルホグが出てきた。ホルホグとは羊肉と野菜を大きな缶の中に入れ、そこに焼いた石を入れて蒸すものだ。ホルホグが出てくる前に、料理で使った石を布に包んで手渡してもらった。まだ熱かったが手に持てないほどでもない。料理自体よりもこの熱い石を握ることを好む人もいそうだ。モンゴル料理は素材が乳、肉にほとんど限られていて、味付けも塩味で非常にさっぱりしていて夏向きの料理かなと思った。

モンゴル商工会議所

8月27日の午後、モンゴル商工会議所を訪問し、ヤナンジャフ副会頭に会った。モンゴルの商工会議所は、民間の事業者団体として最大のものだ。会員企業は現在600社をこえている。この600社がモンゴルのGDPの80%を占めており、モンゴル商工会議所はモンゴル経済に極めて大きな影響力を持っている。さらに、商工会議所は1999年に政府と契約を結び、政府の諮問機関として法案作りにも協力してビジネス界の発展に努めている。また、市場経済センターが商工会議所の中に作られていて、モンゴルの鉱業と畜産業を中心に経済開発と市場環境整備の研究をしている。

また、高付加価値の農産物を作り出すためには、気の長い研究のほかに生産・物流・販売の現場での強い意欲と行動力が求められる。商工会議所ではこうした業界の関係者による会合も開催されている。例えば、モンゴルでは、農産物を「自然食品」とすることで高い付加価値をつけようと試みている。モンゴルでは家畜を柵内に押し込めずに大草原で遊牧をしながら自然の草を食べさせている。こうして飼育された家畜の肉は競合各国の肉と比べて「自然食品」として差別化されるのではないかというのだ。商工会議所ではこのような目的で農産業、食料品連盟協会、食糧農業省の担当者が集まって理事会を作り、生産方法、技術開発、市場開拓方法について協議している。

また、2年前から商工会議所の会頭は、首相の経済顧問役になったので、これをきっかけにして商工会議所の諸施策を政府にさらに働きかけたいとしていた。

また、商工会議所の組織改革にも取り組んでおり、ドイツからコンサルタントを入れてモンゴル国内各地に支店を

作ることを検討している。

皮革産業連盟

8月29日の午後、皮革産業連盟を訪れ、トゥメン・ウルズィ会長から皮革産業について解説してもらった。トゥメン・ウルズィ会長は大手皮革加工会社のシェプロ社の社長でもある。

現在、皮革産業連盟には28の皮革加工工場が入っている。28の工場の大部分は民間企業である。ほとんどが年間5～6千枚程度の皮革加工をしている小さな民間の企業である。年間100万枚くらいの皮を加工している社会主義時代からの大きな工場は5～6個にすぎない。

モンゴルにおける皮革加工の全般的な業況は、皮革工場が十分に存在していた1990年の水準には戻っていない。90年以降に次々と民営化されて幾つかの工場に分かれ、この10年の間に停滞してしまった工場が少なくない。この2年間に90年のレベルを取り戻すための取り組みがおこなわれた。その成果で、加盟各工場の生産が一部復活しているが、加盟工場では10%くらいしか稼動しておらず回復には時間がかかる状況である。

この原因はいくつか考えられる。まず、モンゴルの皮革製品の品質が国際水準から見るとあまり良くないため、海外の市場を見つけにくいことが挙げられる。2番目は、民営化した工場に対する金融の問題である。現在、銀行からの借り入れは短期、高金利のものに限られている。3番目は、中国の貿易商がモンゴル産の皮革原料を大量に買い付けるため、モンゴルの皮革工場に原料が回らない状況がおこっていることである。そして、4番目は、モンゴルの皮革工場のマーケティング能力が乏しいため、中国の貿易商から皮革の一部加工だけを請け負うだけの、いわば下請け工場となっているところが多いことだ。革製品の完成品を製造している工場も有るが、容易に販売のネットワークを作ることができないようだ。

このような問題に対し、モンゴル政府と連盟は、原料のままではなく、出来るだけなめしを終えた段階で輸出するように努めている。これを有効にする措置として、モンゴル政府は中国への生皮の輸出を禁止とした。しかしこの措置はWTOに違反するため容易ではなく、口蹄病を根拠にすることで輸出禁止が認められた。そのためこの措置は一時的なものである。

皮革加工工場見学

皮革産業連盟の説明を聞いた後、シェプロ社の工場を見学した。この工場は1967年にチェコスロバキアの技術指導

のもと設立された。建物の規模はかなり大きい。ただ、設立以来の旧式の機械設備を利用していた。シェプロ社は、新型の機械設備を導入する計画を立てているが、資金調達が難しく計画ははかどっていない。

工場は古ぼけている。中に入ると皮の匂いが充満している。特に原皮を処理するラインは相当な異臭がした。工場に搬入された原皮は、ドラムの中で水に漬けて血液や汚物を取り除いた後、機械を用いて付着している脂肪と表面の毛を抜き取る。その後、酸、クロム、合成なめし剤などで化学的になめして耐熱性や耐久性を与える。その後、染色して乾燥させ在庫として保管する。その後、注文が入ると在庫から必要な量だけ注文どおりに仕上げ出荷するのだ。

一連の作業工程を見たかったのだが、機械が停止している工程があったため、作業工程を全て見ることは出来なかった。また、作業機械があちこち散らばって配置されていて、いろいろな所で職人さん達が思い思いに作業をしているように見えた。生産ラインとしての流れが見えにくかった。生産性が相当低いのではないかと思えた。

次に近隣にあるブリガール社を見学した。ここではパトオチル社長から説明を受けた。ブリガール社はモンゴルで最大級の皮なめし工場である。1998年にイタリアの資金援助で機械設備を一新した。一年間におよそ40万枚の皮革を加工する生産能力があり、靴、装飾品、家具など様々な製品に仕上げ出荷している。工場を見てみると、大規模な設備投資がなされている様子がわかる。最初の生皮を洗うラインを見ると、巨大な生皮洗浄用のタルが十数個並んでいて壮観だ。しかし、生産ラインは完全に停止していた。社長の話では、原料が入って来なくて生産能力の10~15%しか稼動していないそうだ。どこからか大きなモーターの音が聞こえるが、今は全然稼動していないように見えた。訳を聞くと、夏は家畜を放牧ばかりさせるため原料が全く入ってこない時期なのだそうだ。この時期は工場設備の点検に充てていると話してくれた。

ひととおり工場をまわり、最後に製品サンプルの展示コーナーで製品の特徴について説明を受けた。モンゴルの皮革加工技術は、大量生産の手法と伝統的な手作業の技術をうまくミックスさせた独特のもので、丈夫な革製品が出来るそうだ。丈夫な皮はモンゴル民族の伝統的な靴には欠かせないもののため、この技術が発達したのだという。

カシミヤ工場「ゴビ」見学

8月30日の午後、カシミヤ工場のゴビを訪れヨンドンジャム社長とパトバートル副社長と会った。ゴビはモンゴルを

代表するカシミヤ及びウール工場であり、国際的に非常に有名な企業である。ゴビは1970年代に国連の援助によって創立され、80年代に入り日本からの無償援助で大規模工場となった。日本からの援助額は合計50億円にのぼる。今では年間1,000トンのカシミヤ生産能力があり、世界のカシミヤメーカーのトップ5に入っている。

ゴビの従業員は約2,000人で、80%が女性である。紡績から染色、編みたて、リンクング、仕上げという工程を経て、服飾品などの製品になるまで、一貫生産されている。この生産ラインを最初から最後まで見学させてもらった。機械設備は70%が日本製で、メーカーを見ると島精機の機械が多数動いていた。製品の85%が輸出される。輸出相手国はヨーロッパ諸国、アメリカ、日本など20カ国以上にのぼる。このためカシミヤはモンゴルの主要輸出品となっている。

出荷は好調であるが、カシミヤ原毛の仕入れについて大きな懸念が有る。ゴビでも皮革加工工場と同じように、中国貿易商がモンゴルの原毛市場でカシミヤ原毛を大量に買い付けていくため、その調達に苦慮していた。これは大きな構造問題である。モンゴルの工業はほとんどが国内資源に結び付けられている。その国内資源が一次産品のまま国外に大量に持ち出されれば、モンゴルの工業は立ち行かない。なにか有効な手立てはないものだろうか。

ゴビと日本とは人的な交流でも深く関わっている。ゴビはこれまで日本のODAの支援で日本に6人留学させている。ただ、留学後はそのうちの5人がゴビに戻らずに外務省や日本大使館や他の民間企業に行ってしまったそうだ。ただ1人戻ったのが、今説明してくれているパトバートル副社長である。

ゴビと日本との結びつきは、このように非常に深い。しかし日本への製品の輸出は30%程度に留まっている。ゴビ



写真6 ゴビ工場内（編みたて工程）

は日本とは縁が深いのになぜだろうか。私は新潟の五泉ニット産地について説明し、産地同士の付き合いは出来ないものかと尋ねた。すると、五泉はもちろん良く知っている。五泉から何人がゴビに来訪したことがあると話してくれた。また、社長は、五泉産地などの中古設備を購入すること、退職した技術者をゴビに招くことを提案してくれた。来年ERINAは万代島再開発ビルに事務所を移転し、北東アジアビジネスメッセを開くことを説明すると、ヨンドンジャム社長は、「ぜひ参加して新潟のニッターと会いたい。ERINAが入居するビルに展示スペースがあれば是非製品を展示させてもらいたい。」と前向きな回答をもらった。

省庁まわり

訪問した省庁の中で、産業貿易省が印象に残ったので紹介する。

8月27日午前、産業貿易省を訪問した。比較的小さな建物だ。むしろ大き目の民家に見えるくらいなので、官庁街であるのに全く威圧感を感じさせない。モンゴルではペンキをすぐに塗り替えるからか、遠目にはきれいに見えたが中に入ると古い建物だった。聞くと1960年代に建てられたという。会議室に入るとモンゴル国旗がテーブルの上席の後ろに掲げてあり、国家機関の会議室だということを感じさせていた。相手方はバタシチ産業政策局長と投資対策、羊毛産業、皮革産業などを担当する数人の専門官である。皆若い。20～30代の集まりである。聞くと、30歳を超えれば局長になる人が出てくるそうである。また、政府のトップ層には40歳前にたどり着くことが出来る。

会議の後、資料室に案内された。ここでは申し込めば自由に書物とCD-ROMデータベースを閲覧することができる。科学研究用の資料が多い。経済統計データの資料もある。統計データはインターネットでは出ていないので、この資料を見るしかない。

この資料室には面白いものがあった。入り口付近の良く見えるところにホワイトボードあり、そこに今はほとんど使われていないモンゴル文字で詩が書かれていた。詩には、いろんな民族を知性で団結させたという内容が含まれている。これは、12～13世紀のモンゴル帝国時代に書かれたモンゴル文学の文章を書き抜いたものだ。モンゴルでは社会主義時代にキリル文字を公式に用いていたため、今ではモ

ンゴル文字を読み書きできる人は極僅かである。今年はジンギスハン誕生840年記念なので、そのお祝いとして資料室長がここに書いたとのことだ。

おわりに

モンゴルに出張をしたことで、私の感性のある部分が変化したような気がする。それは「自然のものは何でも皆きれい」と思うようになったことである。

出張期間中の土日を利用して、草原の道を自動車で走った。見渡す限りの大草原で、非常に広大で美しい景色が続いていた。その景色の広大さが私の感性を変えたようだ。

大自然の中では、家畜の糞を踏んだり、食べ物に蠅がたかたりするのだが、通訳のデギーから「汚くないよ。自然のものは皆きれい」と言われると全く汚いと感じなかった。日本では感じられない感覚である。デギーは「町の蠅はきたないけど、自然の蠅はきれい」とも言っていた。自然の蠅はきれいだから、自然の蠅がたかった食べ物もきれいなのである。この理屈をまとも信じてしまうくらいモンゴルでは「自然」という言葉に魔力を感じた。

そして、ふと商工会議所でモンゴル産の農産物を自然食品として価値を高める取り組みをしているという話を思い出した。日本や欧米諸国など先進国の消費者は豊かだけでも雑然とした中で暮らしている。モンゴルの「自然の～」ブランド作りは、世界的にかなり成功するのではないだろうか。今回のモンゴル出張の主目的である環境協力の一環としてERINAの取り組みの1つに加えることも考えていきたい。



写真7 草原の中に残されているカラコルムの遺跡

金融・通貨危機後の韓国の銀行産業

ERINA調査研究部研究助手 蔡承完

1. はじめに

1997年末、金融・通貨危機に陥り、IMFに緊急救済資金を申請せざるをえなかった韓国の金融構造調整は銀行の廃業及び合併や海外売却、公的資金の注入などにより成功したと評価されている。こうした評価は金融構造調整の主要目標であった不良債権及び不良銀行の整理、それを通じた銀行の健全性及び安全性の向上に対するものであろう。

しかし、一方で政府を中心に行われた金融構造調整の過程で、投入された公的資金の回収、銀行の仲介機能低下、銀行の民営化及び所有構造が新たな問題として指摘されている。

本稿では経済危機及び金融構造調整について整理し、今の銀行経営における成果を分析し問題点を指摘したい。

2. 韓国の金融・通貨危機の背景

1997年に発生した韓国の経済危機は、国内の流動性不足と外部からの伝播効果（Contagion Effect）という二つの直接的要因で説明されてきた¹。しかし、1997年11月、韓国がIMFの資金支援を受けたのは、国際投機資金の突然の撤収だけによるものではなく、国内銀行と総合金融会社の対外債務に対するロールオーバーができなかったことにも起因する。これは韓国の銀行や総合金融会社などの不良化が深化した結果が通貨危機の形で表れたものである。

東南アジアの通貨危機と韓国の脆弱な対外債務²構造は

韓国の経済危機を加速させたが、その主な要因は金融機関の過剰借入による流動性ミスマッチの悪化であった。金融機関の海外借入は経常収支赤字を補填する過程で短期貿易信用などの短期借入金を中心に増加した。金融機関はこうした短期借入金を長期投資の形態で運用したため、資金の調達と運用のアンバランスが拡大し、経済危機に陥りやすい状態になった。従って、韓国の金融・通貨危機を分析するには金融不良化の原因分析から出発する必要がある³。（表2 - 1）

Cho（1999）によると、1990年代前半、特に1993年から急激に進行した金融自由化⁴が金融資金の流れに影響を与え、結果として企業の資金調達と財務構造を歪曲させた。

金融自由化により歪められた資金フローが企業不渡と金融不良化を加速させたと述べている。韓国の金融自由化の過程は次の4段階に要約できる。（表2 - 2参照）

第1に、韓国の金利自由化は実質的に短期金利自由化が長期金利自由化より先行し、その結果、企業金融の短期化を促進した。即ち、短期金融商品である第2金融圏⁵のCPなどは第1段階で実質的に完全自由化されたが、長期金融である銀行の貸出・社債金利などは行政規制下にあった。そのため、個人と金融機関の資金運用はCP等の高収益短期金融資産を中心に行われるようになり、企業の資金調達もこの短期金融に依存してきた。

第2に、企業に関する信用評価機能の信頼性と、必要と

表2 - 1 危機前の借入主体別の対外債務構造

（単位：億ドル、%）

	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
総対外債務	629	670	887	1,197	1,575	1,544
長期対外債務比重	56.8	56.3	46.6	42.2	41.7	42.4
短期対外債務比重	43.2	43.7	53.4	57.8	58.3	57.6
公共部門	56 (8.9)	38 (5.7)	36 (4.1)	30 (2.5)	24 (1.5)	180 (11.7)
民間部門	137 (21.8)	156 (23.3)	200 (22.5)	261 (21.8)	356 (22.6)	423 (27.4)
金融部門	436 (69.3)	475 (70.9)	651 (73.4)	905 (75.6)	1,195 (75.9)	941 (60.9)

注) 括弧は総対外債務に対する比重
資料) 韓国銀行、金融監督委員会、財政経済部

¹ こうした類型の危機は、民間短期資金の大量移動により、特定国に対する信用不安が類似の経済構造を持つ他国に伝播するという意味で、「21世紀型の危機」とも呼ばれている。

² 対外債務（External Debt）とは、ある時点において償還期間の長・短期に関係なく、居住者が非居住者に外貨で償還する義務を有する確定債務を意味する。

³ 韓国の経済危機を東アジア通貨危機として分析した論文は多数あるため、ここでは1997年末の危機的状況に至るまで金融機関が不良化された主な原因を要約する。

⁴ 金利自由化とも呼ばれている。

⁵ 第1金融圏である銀行に対比する用語で、保険会社・信託会社・証券会社・総合金融会社などを指し、非銀行金融機関ともいう。

なる市場システムが準備できていない状況で短期金融市場を急速に自由化し、資金フローを歪曲させた。長期金融は規制されていたので、企業は長期投資資金を企業手形等の短期負債で調達したため、不渡リスクは高まった。第1金融圏中心であった金融監督機能は第2金融圏までは及ばなかったため、企業信用評価及び企業監督機能が弱いまとなり、企業投資についての事前審査機能と事後監督機能が育たなかった。その結果、企業の短期借入増大による投資が増加した。

第3に、銀行の負債・資産構造を分析してみると、負債構造は長期化されたが、資産構造は短期化され、銀行の固有機能である短期負債の長期資産への転換機能は弱まった。また、資金調達コストの上昇により、資産構成も高収益中心に運営された。その結果、銀行の主要顧客である企業の平均借入費用を上昇させ、調達資金の短期化傾向も加速化した。銀行の負債・資産構造の変化は先行した長期受信金利自由化に起因しており、資産運営の変化は、金利自由化の幅が実質的に銀行勘定より信託勘定の方が大きかったことによるものである。また、資本取引規制緩和と共に海外信用度が高かった5大財閥は海外借入を増大させたが、5大財閥より収益性が低く、危険度が高かった中小財閥は銀行部分の変化に伴う影響をそのまま受けることになった⁶。

第4は資本市場の開放である。海外金融についても貿易金融等の短期金融を先に自由化したため、企業負債の短期化が進んだ。また、長期金融は海外投資者の国内資本市場

への参入機会を制限したまま、国内企業の海外市場への参入機会を拡大したため、情報の非対称性による企業間の資金接近度の差を深化させた。従って、海外知名度が高かった5大財閥及び公企業は長期海外借入による財務構造改善ができたが、中小財閥及びその他の非財閥企業は国内金融への依存度を高め、資金調達構造が短期化し、資金調達費用も上昇したと推測される。

3. 金融構造調整

金融・通貨危機以後の金融及び企業構造調整は、政府の構造調整推進計画別に、応急措置及び基盤整備期（1997.11月～1998.3月）、第1段階構造調整期（1998.4月～2000.8月）、第2段階構造調整期（2000.9月以降）に区分できる。各段階で行われた金融構造調整は次のようにまとめられる。

まず、韓国政府は危機直後、応急措置として極端な流動性不足の状況に陥った総合金融社（14社）証券会社（2社）及び投信社（1社）を優先的に退出させた。また、預金保険公社及び資産管理公社の機能拡充・企業の財務構造改善及び経営透明性向上などを目標にして関連法制を整備するなど構造調整の推進基盤を整備した。

第1次構造調整の過程では、BIS比率が8%に満たない銀行に対して経営正常化計画の提出が命じられ、その実現可能性が検討された。その結果、再生不可能であると判断された5行がP&A方式（資産・負債移転方式）によって比較的健全であると判断された5行に合併された。即ち、

表2-2 金利自由化4段階計画

段階	区分	自由化内容
第1段階	受信	銀行：譲渡性預金証書（以下、CD）、巨額還買条件付債券（以下、RP）、巨額商業手形及び貿易手形、3年満期定期預金 第2金融圏：投資金融社の巨額企業手形（以下、CP）、3年以上の預金等（相互信用金庫：2年以上）
	与信	銀行：当座貸与、商業手形割引（韓国銀行の再割引は対象外）、延滞貸出 第2金融圏：商業手形割引（信託、相互信用金庫、保険）、投資金融社の企業手形割引及び貿易手形割引等
	債券	2年以上の社債
第2段階	受信	銀行：2年以上の定期預金、3年以上の積金等（定期積金、相互掛け金等） 第2金融圏：2年以上預金、3年以上積金等（定期積金、相互掛け金等）（相互信用金庫：1年以上の預金、2年以上の積金等）
	与信	銀行・第2金融圏の全与信（財政及び韓国銀行支援対象の貸出は除外）
	債券	2年未満の社債、金融債及び国公債
第3段階 （CD・CP・RPの最短満期短縮、銀行表紙手形発行許容）	受信	1年以上2年未満の預金、2年以上3年未満の積金 6ヶ月以上1年未満の預金、1年以上2年未満の積金 短期市場性商品の自由化幅を拡大（最短満期を短縮、最低発行金額を引下） 6ヶ月未満の預金（積金等は1年未満）、3ヶ月以上の預置の自由貯蓄預金、企業自由預金 短期市場性商品の自由画幅を拡大（最低発行金額を引下げ）
	与信	韓国銀行の総額限度貸出の関連資金金利を優待金利の範囲内で自由化、韓国銀行の総額限度貸出の関連資金金利
第4段階	-	要求払預金（普通・当座預金等）を除いた全金利

資料）韓国銀行

⁶ 実際に韓国の通貨危機の原因として言われているのは企業の連鎖倒産で、その企業はすべてが6-30大財閥であった。

忠清、京畿、同和、東南、大東といった不良銀行はそれぞれ八ナ、韓米、新韓、住宅、国民という優良銀行に合併された。不良度が深刻であった第一銀行とソウル銀行は海外売却⁷が推進され、銀行部門への外資導入が行われた。また、経営正常化計画が条件付承認となった2行（江原、忠北）と、承認となった3行（朝興、商業、韓一）はそれぞれ朝興銀行（朝興＋江原＋忠北）、ハンビット（商業＋韓一）に合併された。

韓国では、現在第2次金融構造調整が行われており、経営改善計画が不承認となった4行（平和、光州、慶南、ハンビット）がウリ金融持株会社に子会社として参加することになり、比較的優良銀行と判断された国民銀行と住宅銀行が合併した。こうした過程で行われた金融構造調整を類型別に整理すると次の表3-1に整理できる。

こうした銀行構造調整における主な特徴は次の五点に整理できる。

不良金融機関の整理及び金融機関従事者と店舗の縮小：金融・通貨危機後、2001年12月末まで全金融機関（1997年末基準、2,072社）の28.8%に該当する596社の金融機関が廃業ないし合併されており、金融機関の総従事者数は1997年末の31万7,623名から2001年末には21万8,726名と31.1%減少した。特に、1997年末33行だった銀行は廃業（5行）・合併（8行）により2001年末には20行に減少しており、銀行従事者数は14万5,530名から8万9,729名に38.3%減少した。店舗数は一般銀行だけを基準にすると1997年末の6,177店から2001年末には4,857店に21.4%

表3-1 銀行の整理類型

区分	対象銀行
P&A	国民、住宅、新韓、韓米、八ナ
合併	朝興、ハンビット、国民 ¹⁾ 、八ナ ²⁾ 、外換 ³⁾
売却	ソウル（推進中）第一
金融持株会社	ハンビット ⁴⁾ 、平和、光州、慶南

注) 1) 国民銀行は大東銀行を買収した後、長期信用銀行と合併、2) 八ナ銀行は忠清銀行を買収した後、ポラム銀行と合併、3) 外換銀行は韓外総合金融社と合併、4) ハンビット銀行は商業銀行と韓一銀行と合併後、ウリ金融持株会社に参加
資料) 韓国銀行

表3-2 公的資金の造成及び使用内容

(単位：兆ウォン)

区分	不良債権買取	出資	出捐	預金代支給	その他 ¹⁾	計
債券発行	20.5	42.2	15.2	20.0	4.2	102.1
財政資金等	1.5	14.1	-	0.5	6.3	22.4
回収資金	16.7	3.9	1.1	5.3	3.8	30.8
計	38.7	60.2	16.3	25.8	14.3	155.3

注) 1) 預金保険公社の資産買入、財政資金による銀行後順位債券（脚注15参照）買入など
資料) 公的資金管理委員会

⁷ 韓国へ進入した外国資本は商業銀行ではなく、主に投資銀行や投資ファンドの形態であった。こうした投資銀行や投資ファンドは引き受けた銀行の長期営業利益より持分売却という資本利益を目標にしているため、経営体制の不安定及び短期化という逆効果をもたらす可能性もある。従って、公的資金投入により国有化された銀行の政府保有持分の海外売却は慎重に推進すべきであると思われる。

⁸ 適期是正措置制度は自己資本比率などが一定水準に達しない場合、監督当局が義務的に該当金融機関に経営改善勧告・要求・命令等の措置を取るようとした制度。（1998.1.8）

⁹ 同一人（企業または系列）の中で非金融会社の資本総額比重が25%以上、あるいは非金融会社の資産合計額が2兆ウォン以上で、大統領令が決める金額以上である場合、同一人として認める。

減少した。

銀行の健全性規制強化：適期是正措置制度⁸（1998.4.1）を導入・実施すると共に資産健全性の分類基準を強化しており、過剰与信によるリスクを縮小するため、同一人及び同一系列企業群に対する信用供与及び巨額与信供与の限度を縮小した。特に資産健全性の分類基準においては、‘固定以下与信’の範囲を6ヶ月以上の延滞与信から3ヶ月以上の延滞与信に、‘要注意与信’の範囲を3ヶ月以上の延滞与信から1ヶ月以上の延滞与信に強化し、さらに借主の未来債務償還能力（脚注18参照）まで考慮するように変更（2000.1）した。

経営透明性関連制度の整備：社外理事を理事総数の1/2以上（必ず3人以上）にするようにしており（2000.1）、貸倒れ引当金の100%積立（1998.6）保有有価証券に対する市価評価（1998.6～2000.3）半期公示（1999.9）を導入するなど会計及び公示制度を強化した。

金融持ち株会社制度の導入及び銀行所有制限の緩和：銀行を含む金融機関の大型化及び兼業化を促進するために金融持ち株会社制度を導入しており、健全な金融資本の出現を誘導し銀行の責任経営を促進するため銀行所有制限を緩和する方向で銀行法を改正（2002.4）した。これによりウリ金融持ち株会社（2001.3）及び新韓金融持ち株会社（2001.9）が設立できており、まだ非金融主力者（産業資本）に対しては制限が残っているが銀行に対する内国人の同一人に対する銀行株式保有限度を10%まで拡大した。

公的資金による金融機関の不良債権整理及び資本拡充の支援：韓国政府は1997.11～2001.12月中、債券発行（102兆ウォン）財政資金など155兆ウォンの公的資金を造成し資産管理公社を通じた金融機関の不良債権買入（38.7兆ウォン）及び出資（60.2兆ウォン）、廃業金融機関の預金代支給（25.8兆ウォン）などに使用した¹⁰。（表

3 - 2 参照) こうした結果、いくつかの銀行が国有化¹¹されており(表3 - 3 参照) この銀行の政府所有持分の売却、即ち、銀行の民営化は銀行の支配構造問題と共に金融構造調整の成功を判断する最後のキーポイントになっている¹²。

表3 - 3 銀行株式の政府及び預金保険公社持分率

銀行名	持分率
ウリ金融持株会社	預金保険公社：100%
朝興銀行	預金保険公社：80.1%
ソウル銀行	預金保険公社：100%
済州銀行	預金保険公社：95.7%
第一銀行	政府：3.1%、預金保険公社：45.9%

注) 2002年1月基準
資料) 財政経済部

4. 構造調整後の銀行経営成果

一般的に銀行の経営成果および健全性を評価する代表的な手段としてはCAMELS及びROCAシステムが挙げられる。CAMELSは、資本適正性(Capital Adequacy)、資産健全性(Asset Quality)、経営管理能力(Management)、収益性(Earnings)、流動性(Liquidity)、市場リスクに対する敏感度(Sensitivity to Market Risk)の頭文字であり、ROCAは、リスク管理(Risk Management)、経営管

理および内部統制(Operational Control)、法規遵守(Compliance)、資産の健全性(Asset Quality)の頭文字である。とりわけ、CAMELSシステムは、銀行の財務健全性を評価する最も普遍的な手段であるため、ここでは、CAMELSを構成している主要指標のなかで資本適正性、資産健全性、収益性を表わす代表的指標を銀行経営成果の判断基準として使用する。

4 - 1 資本適正性

銀行の資本適正性は通常、国際統一基準であるBIS基準自己資本比率で判断される。BIS自己資本比率規制は、自己資本比率を一定水準以上に保つことによって銀行経営の健全性を確保しようとするもので、個別銀行の健全性や体力をみるうえで重要な指標の一つとなっている。資本適正性をこうしたBIS比率からみると、すべての銀行が改善されたと思われる。とりわけ、全ての銀行は、パーゼル委員会が勧告しているBIS比率8%をクリアしており、韓国の金融監督院が指導している10%を超える高いBIS比率を維持している。国民、住宅、ハナ、新韓、韓米は、廃業銀行との合併後、1997年の平均BIS比率から1998年にはそれ

表4 - 1 主要銀行のBIS比率

(単位：%)

銀行名		1993	1994	1995	1996	1997 ¹⁾	1998	1999	2000
朝興 ⁴⁾	朝興	9.79	10.07	9.01	8.48	6.50	0.93	9.80 ³⁾	9.78
	江原	17.36	16.42	14.54	12.03	5.37	10.65		
	忠北	14.39	12.21	10.97	10.02	5.92	4.63		
ウリ金融持株会社	商業	9.84	10.56	9.64	9.25	7.62	12.05	8.67	10.26
	韓一	11.09	11.04	9.72	8.89	6.90			
	平和	26.12	12.10	9.49	8.92	5.45	1.79	5.15	10.09
ソウル	光州	18.75	14.05	12.96	11.27	10.65	10.12	8.63	10.12
	慶南	14.83	11.62	10.03	9.41	12.27	11.87	12.39	10.06
	第一	10.19	10.04	8.71	9.14	2.70	1.47	11.44	13.40
外換 ⁵⁾	外換	9.71	10.62	8.97	8.56	0.97	0.88	10.41	10.08
国民 ⁶⁾	国民	9.23	9.06	8.66	9.16	6.79	8.06	9.76	9.19
	大東	N.A	N.A	6.06	8.46	9.78	10.09	11.38	11.18
住宅	住宅	11.85	9.20	8.39	9.07	2.98			
	東南	N.A	N.A	N.A	N.A	10.29	10.79	11.74	9.92
新韓	新韓	9.78	9.53	8.61	8.76	4.54			
	同和	13.26	11.68	11.77	10.03	10.29	14.69	13.85	12.30
韓米	韓米	15.98	12.39	10.64	9.48	5.34			
	京畿	8.56	8.49	8.57	8.80	8.57	15.21	12.14	8.67
ハナ	忠清	15.32	12.52	10.89	8.96	6.69			
	ハナ	7.62	8.12	8.35	8.71	9.29	13.10	12.33	10.45
	ボラム	14.81	14.46	11.55	9.81	7.05			
市中銀行平均	9.69	8.92	8.68	8.70	9.32	2.67			
地方銀行平均	10.40	10.19	8.97	8.97	6.66	8.22	10.79	10.52	
一般銀行平均	14.86	13.11	11.44	10.15	9.60	8.31	11.36	10.77	
		11.00	10.62	9.33	9.14	7.04	8.23	10.83	10.53

注) 1) 1997年から有価証券評価引当金および貸倒れ引当金を100%以上積立てた基準、2) 1997年までは商業銀行係数、3) 1998.12.31合併後の連結財務諸表基準、4) 現代総合金融を含む、5) 韓外総合金融を含む、6) 長期信用銀行を含む
資料) 金融監督院

¹⁰ 2002.6.28の朝鮮日報の報道によれば預金保険公社の子会社である整理金融公社が回収し構造調整業務に再投入した2.6兆ウォンは含まれていない。
¹¹ Kim (2001)によれば厳密にいうと国有化という表現は適切ではない。なぜならば、公的資金が投入された銀行の株式はその殆どを預金保険公社が預金保険基金の資産として保有しているからである。しかし、政府主導の構造調整、公的資金の政府管理、銀行株式の買入及び出資資金が政府保証債券である預金保険基金債券の発行により造成されていることなどを理由に国有化という表現が使われている。

¹² 韓国では過去2回、日本人帰属財産の移譲(1948年)と不正蓄財者所有の銀行株式の国庫帰属(1961年)による銀行の国有化があった。従って、銀行の民営化も2回あったが、前者の場合、民営化により銀行が財閥の私金庫としての役割を果たした結果で終わり、後者の場合、過去の経験から単純な所有権の移転だけが行われた。即ち、実質的な経営自律化は行われなかった。詳しくはLee (1999)を参照されたい。

ぞれ3.71%p、3.38%p、6.88%p、7.58%p、4.93%pの上昇と大きく改善をみせている。その他銀行も朝興銀行が14.59%p、ハンビット銀行が4.79%p、第一銀行が12.91%p、ソウル銀行が11.29%pの改善を見せている。

BIS比率の改善からみると全銀行の資本健全性は高まったと言えるだろう。しかし、BIS比率の改善要因を考えると、銀行には新たな問題が残っている。すなわち、資本の量は増加したものの、質に問題がある。

韓国では、1997年から2000年の間に、銀行において、かつてない納入資本金の変動がみられた¹³。このなかで特に目立つのは、預金保険公社を通じた政府による合併銀行への支援であり、合併行12行に対して総額18兆5,886億ウォンの有償増資が行われた。このことから、韓国における銀行のBIS比率の改善は、このような政府の支援による莫大な自己資本の増加によって得られたと考えられる。これは合併前後の公的資金投入状況と自己資本変動推移を比較し

表4-2 合併銀行に対する自己資本への政府支援状況

(単位: 億ウォン)

銀行名	1997-1998	1998-1999	合計
朝興	-	27,179	27,179
ハンビット	32,642 ¹⁾	-	32,642
平和	-	2,200	2,200
第一	15,000	42,086	57,086
ソウル	15,000	33,201	48,201
外換	-	3,360	3,360
住宅	2,965	-	2,965
国民	2,000	-	2,000
新韓	2,925	-	2,925
韓米	2,600	-	2,600
ハナ	-	4,728	4,728
合計	73,132	112,754	185,886

注) 1) 商業銀行16,321、韓一銀行16,321
資料) 韓国銀行

てみればより分かりやすい。

表4-2は1997年～99年の間に行われた合併銀行に対する政府の支援状況を、表4-3は合併銀行の自己資本の変動推移を示しているが、政府支援以降、自己資本における政府支援額の比率は、朝興銀行が123%、ハンビット銀行が85%、平和銀行が159%、第一銀行が555%、ソウル銀行が368%、外換銀行が23%となり、外換銀行¹⁴を除く5行においては政府が大株主になったことによってBIS比率の改善が得られたといえよう。

自己資本における政府支援額の比率は、住宅銀行が21%、国民銀行が6%、新韓銀行が12%、韓米銀行が27%、ハナ銀行が55%となっている。これらの銀行は、資本健全性は高かったものの、規模が小さかったために合併過程で公的資金の注入が行われたが、注入された公的資金額は比較的少なかった。

一方、銀行のBIS比率の改善が後順位債券の発行を通じた借入金に大いに依存していることに注目する必要がある¹⁵。

資本拡充(recapitalization)の方法には、有償増資および後順位債券の発行などがあるが、後順位債券(Subordinated Bond)は、その性格が自己資本に近いことから一定条件下で補完資本(Supplement Capital : Tier)¹⁶として認められており、韓国では1996年7月から銀行の後順位債務を一定条件下で補完資本として認めている¹⁷。

合併銀行に対しては資本健全性の改善が強く求められたので、株価が額面価額を下回っており、有償増資を通じた資本拡充が困難であった状況を考えると、BIS自己資本比率

表4-3 主要合併銀行の自己資本変動推移

(単位: 億ウォン)

銀行名	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
朝興	12,785	16,181	16,781	19,086	15,750	1,351	22,181	20,849
江原	1,861	2,483	2,560	2,636	1,105	1,905	-	-
忠北	1,863	1,852	1,949	2,013	1,137	698	-	-
ハンビット	-	-	-	-	-	38,449	27,846	22,651
商業	11,349	14,207	15,022	15,862	13,985	18,788	-	-
韓一	14,437	17,811	18,221	18,420	15,406	19,662	-	-
平和	2,742	2,824	2,606	2,672	2,203	883	1,388	2,443
第一	14,432	18,654	18,464	18,531	2,340	485	9,806	13,032
ソウル	11,382	13,891	13,722	12,019	7,014	2,655	10,436	5,508
外換	15,661	16,402	20,105	20,877	19,920	16,636	14,677	14,130
住宅	-	-	-	-	12,719	13,986	21,979	25,434
国民	-	-	10,353	14,333	19,302	31,800	35,719	42,565
新韓	13,589	14,597	17,796	18,623	18,563	24,135	28,536	30,277
韓米	2,831	3,808	3,843	4,890	4,612	9,752	9,981	11,046
ハナ	3,125	3,932	4,253	5,745	6,936	8,633	17,656	17,584

資料) 金融監督院

¹³ 『2001年銀行経営統計』(2001)、金融監督院。

¹⁴ 外換銀行に対しても政府の公的資金の注入はあったが、外換銀行の場合自己資本が堅実であり、ドイツのコメルツ銀行の持分参加(29.3%)によってさらに資本健全性が高まったものとみられる。

¹⁵ 日本では劣後債といわれているが、ここでは韓国で使われている後順位債券を使う。後順位債券は、債券の元利金支給において、一般債券者への優先弁済の後に支給請求権の効力が発生する債券をいい、1997年までは主に政策により政府が買取していたが、最近の後順位債券は一般投資者向けに発行されていることが特徴である。

¹⁶ 自己資本には、基本資本(Core Capital: Tier)と補完資本(Supplement Capital: Tier)に構成されている。

¹⁷ 後順位債券補完資本として認められているものの、厳密には自己資本ではなく長期債務である。

を向上するために後順位債の発行を拡大せざるを得なかった事情もあるだろう。しかし、BIS資本比率の管理や外形拡大のために後順位債を増加させるのは次のような問題があると思われる。すなわち、表4-4でわかるように、後順位債券は高金利で発行されるため発行費用が高く、一般金融債券の金利上昇の要因として作用される可能性がある。また、銀行の預貸マージンを縮小させ、返済がすむまで銀行の収益性を悪化させる要因となるので、後順位債券発行を通じて資本拡大を行うことは望ましくない。

4-2 資産健全性

銀行の資産健全性を判断する指標としては無収益与信比率が使用されるが、無収益与信とは、3カ月以上の連帯与信および不渡り企業の与信をいう。無収益与信には、元利の延滞基準による固定以下与信とFLC (Forward Looking Criteria) 基準¹⁸による回収率の懸念および推定損失与信が含まれており、潜在的な損失の可能性が高い問題与信ともいえよう。したがって、無収益与信比率が高い銀行は、資産健全性に問題があり、収益性が低いと思われる。

表4-5は、主要銀行の無収益与信比率を表しているが、無収益与信比率の推移を分析してみると、朝興銀行は1998年の16.4%から1999年には10.8%、2000年には7.2%に減少しており、無収益比率が改善されていることがわかる。一方、ハンビット銀行は1998年の5.2%から1999年には11%、2000年には11.5%に増加しており、合併後むしろ無収益与信比率が悪化したことがわかる。ハンビット銀行の無収益与信の増加は、大宇グループのメインバンクであったハンビット銀行が大宇の経営破綻によって大規模の不良債権を抱えることになったのが主原因として思われる。そのほか、政府による不良債権購入などで大規模の公的資金が投入された海外売却銀行の第一銀行の場合、無収益与信

表4-5 主要銀行の無収益与信比率

(単位: %)

銀行名		1996	1997	1998	1999	2000	
朝興	朝興	4.6	7.0	5.3	10.8	7.2	
	江原	2.6	18.3	24.6	-	-	
	忠北	4.5	11.3	19.4	-	-	
ウリ金融持株社	ハンビット	商業	4.4	4.8	4.2	11.0	11.5
		韓一	2.4	3.6	6.3	-	-
	平和	光州	3.5	4.5	12.0	12.7	11.7
		慶南	5.4	8.1	3.9	6.4	2.5
		第一	2.4	7.3	8.1	6.2	8.9
	第一		6.7	11.4	20.4	18.5	8.2
ソウル		9.3	10.4	17.9	8.9	17.4	
外換	外換	4.0	5.7	4.8	9.9	7.9	
	国民	2.5	3.2	4.9	6.4	4.8	
住宅	大東	3.5	9.6	-	-	-	
	住宅	N.A	2.0	8.0	5.2	2.9	
新韓	東南	2.5	5.7	-	-	-	
	新韓	2.8	4.1	4.4	4.5	2.0	
韓米	同和	2.7	7.9	-	-	-	
	韓米	1.7	3.4	3.0	7.7	8.6	
ハナ	京畿	3.2	9.7	-	-	-	
	ハナ	0.8	2.4	3.1	4.4	3.4	
	忠清	4.6	12.5	4.2	-	-	
	ボラム	1.4	3.2	-	-	-	
市中銀行平均		4.1	5.5	7.2	8.4	6.6	
地方銀行平均		4.0	10.1	9.1	7.1	6.5	
一般銀行平均		4.1	6.0	7.4	8.3	6.6	

資料) 金融監査院

比率が大幅低下している。一方、その他の銀行の場合、韓米銀行を除き、全般的に無収益与信比率が減少している。

以上から、全銀行の無収益与信は全般的に減少し、資産の健全性は高まったといえる。しかし、政府が公的資金を投入し、資産管理公社 (KAMCO) を通じて大規模の不良債券を買収してきたのにもかかわらず、無収益与信の減少幅は小さく、朝興銀行およびハンビット銀行は7%を上回っており、無収益与信比率はまだ多少不安定な状態である。

4-3 収益性

銀行の収益性を評価する指標として最も多く利用されるのはROAおよびROEである。ROA (総資産利益率: Rate of Return On Asset) とは、銀行に投下された総資産が利益獲得のためにどれほど効率的に利用されたかを示す財務指標の一つで、当期純利益を総資産で割ったものである。

表4-4 主要合併銀行の2000年1-5月中後順位債券発行現況

発行銀行	発行日付	発行金額 (億ウォン)		発行金利 (%)	満期
		下位	上位		
外貨債券	ハンビット	2.15	3,400	Libor [6ヶ月] + 4.48	10年
			6,200	Libor [6ヶ月] + 5.40	10年
朝興	3.23	2,200	2,200	Libor [6ヶ月] + 4.28	10年
		2,200	2,200	Libor [6ヶ月] + 4.66	10年
ウォン債債券	新韓	2.14	1,500	10.00	6年
	外換	2.21	1,500	10.50	5年
	韓米	3.2	1,000	10.50	5年3ヶ月
	ハナ	3.2	1,000	10.50	5年1ヶ月
		3.3	1,000	9.57	5年4ヶ月
	国民	3.7	2,000	9.65	5年
	ハンビット	3.8	3,000	10.20	5年3ヶ月
	朝興	3.2	1,500	10.20	5年6ヶ月
	大丘	4.26	1,200	10.50	5年3ヶ月

資料) 韓国銀行

¹⁸ FLCとは、アプローチできるすべての情報を利用して取引先の未来収益とキャッシュフローを推定し、この推定値に基づいて信用リスクを判断する方式である。韓国では、金融危機以降1999年末からはFLC方式を導入したが、段階的に適用されているため、2000年までの無収益与信分類には影響を与えていないと思われる。Son Yang-Ho 『銀行の財務健全性分析および予測』、韓国金融研究院、2001、

資産の調達および運用を通じて利益を創出する伝統的形態の業務ウェイトが高い場合、資産に基づいた銀行の収益性評価は妥当性を持つことになる。したがって、銀行の業務が資産運用から発生する収益よりも手数料収益に大きく依存している場合は、資産に基づいて利益を評価するROAは限界を持つことになる。

一方、ROE(自己資本利益率: Rate of Return On Equity)は、銀行に投入された自己資本がいかに効率的に運営されたかを示す財務指標であり、当期純利益を自己資本で割ったものである。ROEは資本の運用効率を表すので、株主の銀行の価値を測定手段として利用されている。

韓国の銀行は、手数料収入よりも貸出および有価証券運用による収入に大きく依存しているので、ROAが収益性の重要な測定単位になっている。銀行がROAを高めるためには、総資産を減らすか、当期純利益を増やさなければならぬ。すなわち、資産1単位当たり利益を極大化するか、あるいは資産に依存しない手数料収益を極大化することによって達成できる¹⁹。韓国の銀行は資産1単位当たり利益より手数料収益が低いので、今後手数料収益の増大に努力する必要があると思われる。

表4-6は、合併銀行のROAおよびROEの推移を示しているものであるが、全般的に合併銀行ROAおよびROEは改善されている。まず、主要合併銀行のROA改善状況

をみると、1998年から2000年にかけて朝興銀行は7.36%p、2.08%p、ハンビット銀行は1.81%p、1.31%pが改善されており、P&A方式による合併銀行は、1997年から2000年にかけて国民銀行が1.02%p、0%p、0.8%p、住宅銀行が0.53%p、1.76%p、0.11%p、新韓銀行が1.15%p、0.13%p、0.54%p、韓米銀行が1.53%p、0.11%p、1.89%p改善された。ここで、一部の銀行がマイナスの推移をみせているが、これは大宇グループの経営破綻などによる不良債権発生で、引当金の積立が増加した結果であるとみられる。

一方、ROEの場合、1998年から2000年にかけて朝興銀行が302.96%p、28.06%p、ハンビット銀行が102.12%p、43.63%pと変化している。このように、ROEが急激に低下したのは、当期純利益が減少したことや自己資本が増加したことによるものと思われる。一方、P&A方式によって合併された銀行の場合、国民銀行が16.90%p、0.34%p、15.16%p、住宅銀行が4.48%p、30.23%p、0.4%p、新韓銀行が13.72%p、1.35%p、8.29%p、韓米銀行が23.60%p、3.06%p、42.18%pで、改善をみせている。

こうしたROAとROEは自己資本と関連し、次のような関係を持つ²⁰。

$$ROE = ROA \times (\text{総資産} \div \text{自己資本})$$

ここで、(総資産÷自己資本)は資本乗数(Equity Multiplier)

表4-6 主要合併銀行のROA、ROE推移

(単位: %)

銀行名		ROA					ROE				
		1996	1997 ¹⁾	1998	1999	2000	1996	1997 ¹⁾	1998	1999	2000
朝興 ³⁾⁴⁾	朝興	0.4	0.82	5.32	1.86	0.22	5.04	11.91	84.77	24.72	3.34
	江原	0.72	5.75	11.43	-	-	5.66	55.25	595.79	-	-
	忠北	0.37	3.83	10.62	-	-	3.39	43.78	302.49	-	-
ウリ金鷲持株会社 ハンビット ⁵⁾	商業	0.42	0.52	5.08	3.15	4.46	5.85	8.57	74.63	39.96	83.59
	韓一	0.23	0.84	4.83	-	-	2.82	12.71	67.45	-	-
	平和	0.19	1	7.18	1.2	1.42	2.15	13.78	157.36	38.41	159.86
光州	光州	0.25	1.1	5.53	1.49	2.22	2.61	12.98	78.73	30.96	165.1
	慶南	1.1	0.05	5.74	0.13	4.09	11.36	0.61	69.74	2.58	74.08
第一		0.02	5.44	9.05	3.5	1.19	0.29	79.98	138.85	52.88	26.8
ソウル		0.88	4.01	9.67	11.45	2.64	10.3	52.06	120.46	567.64	74.82
外換 ⁵⁾	外換	0.33	0.16	2.02	1.97	0.94	4.58	2.76	36.49	38.84	28.61
国民 ⁵⁾	国民	0.62	0.33	0.17	0.17	0.97	9.33	4.11	2.46	2.8	17.96
	大東	0.21	2.02	-	-	-	2.72	32.98	-	-	-
住宅	住宅	N.A	0.36	0.7	1.06	0.95	N.A	3.59	8.62	21.61	22.01
	東南	0.27	0.71	-	-	-	3.72	11.88	-	-	-
新韓	新韓	0.75	0.22	0.19	0.32	0.86	6.85	2.39	2.6	3.95	12.24
	同和	0.15	2.14	-	-	-	1.41	24.63	-	-	-
韓米	韓米	0.54	0.47	0.37	0.26	1.63	6.76	7.26	7.59	4.53	37.65
	京畿	0.06	1.84	-	-	-	0.71	24.76	-	-	-
ハナ	ハナ	0.87	0.52	0.82	0.55	0.06	8.28	5.85	11.35	8.24	1.16
	忠清	0.15	3.07	-	-	-	1.37	29.93	-	-	-
	ボラム	0.56	0.16	4.55	-	-	5.47	1.94	60.72	-	-
市中銀行平均		0.28	1.03	3.32	1.55	0.54	3.49	14.09	48.63	24.73	10.81
地方銀行平均		0.51	1.26	6.25	0.12	1.09	5.41	14.77	87.4	2.28	26.14
一般銀行平均		0.32	1.06	3.61	1.42	0.59	3.8	14.18	52.53	23.13	11.9

注) 1) 1997年から有価証券評価引当金および貸倒れ引当金を100%以上積立てた基準、2) 1997年までは商業銀行係数、3) 1998. 12. 31合併後の連結財務諸表基準、4) 現代総合金融を含む、5) 韓外総合金融を含む、6) 長期信用銀行を含む
資料) 金融監督院

¹⁹ 韓国の一般銀行は資産1単位当たり利益より手数料収益が相対的に衰弱であるため、今後はこうした収益を増加させる必要がある。

²⁰ 以下のROEとROAの関係に関する詳しい分析は、Kim Shi-Dam『通貨金融論』博英社、2001。

といい、これは銀行の単純自己資本比率の逆数である。したがって、この式は

$$ROE = ROA \div \text{自己資本比率}$$

に変えることができる。この式から、ROEと自己資本比率はある程度のトレードオフの関係にあるといえよう。すなわち、自己資本を増加させればROEは低下する。ROEを高めるためにはROAを上げ、自己資本比率を下げる必要がある。ところが、自己資本比率は資本適正規制によって8%と規制されており、自己資本比率を下げてROEを高めることは現実的に困難であるため、高いROEを得るためにはROA自体を上げなければならない。

韓国は、金融危機以降、銀行の健全性を高めることを最大目標に金融構造調整を行ってきた。政府は、自己資本比率を強化し、銀行に対して国際的統一基準であるBIS自己資本比率8%より高い10%以上を要求するなど、収益性を多少犠牲にしても自己資本比率を高く維持する政策を行ってきた。その結果、銀行の健全性は高まったが、銀行の収益性は低下している。

合理的なリスク管理さえできれば収益性と資本健全性は必ずしもトレードオフの関係にあるものではない。したがって、今後は銀行の健全性を維持しながら高い収益を得られる銀行経営への変化が重要な課題になるだろう。

5. 結論

韓国の経済危機は、経済危機に見舞われた他の東南アジア諸国と同様、通貨危機あるいは外国為替危機と見る見方があるが、これは危機が生じた当時の経済現象のみを見たものにすぎない。韓国の経済危機の経緯を分析してみると、金融システム、特に政府の政策によって歪曲されていた脆弱な銀行システムが危機をもたらした根本要因と思われる。

韓国経済全般に累積されていた構造的な問題、特に脆弱な銀行システムが危機の根本原因であるとみなした韓国政府は、銀行の健全性向上を最優先目標に、構造調整の対象となる銀行をBIS自己資本比率に基づいて選定し、廃業、合併、海外売却、外資導入などの手段により銀行構造調整に取り組んできた。こうした銀行構造調整は、巨額の公的資金の投入によって政府主導により推進された。また、それぞれの合併方式は異なるものの、すべての合併において銀行の安全性回復および健全性向上を目的に合併が行われたという共通点を持っている。

再編銀行の経営改善効果および問題点は次のように指摘できる。

まず、銀行の資本健全性を判断するBIS自己資本比率は、

すべての銀行が国際基準である8%をクリアしており、とりわけ、P&Aによる合併銀行は10%を上回るなど、構造調整前と比べ大幅に改善されている。従って、このようなBIS比率の改善からみると、合併銀行の資本健全性は大きく向上されたといえる。

しかし、自己資本の量的な拡大は達成できたものの、質的な問題を考えたとき、合併銀行には今後解決しなければならない新たな課題が残されている。すなわち、BIS比率の改善は政府の公的資金による不良債権の購入や増資に大きく依存しており、政府が大株主となったことを意味するもので、今後、政府の経営介入により銀行の自主的な経営が困難となる可能性がある。さらに、銀行がBIS比率を上げるために後順位債券を大量発行したため、市場金利の2倍程度高い金利で発行された後順位債券の返済という問題が残されており、今後、後順位債券の返済により再びBIS比率が低下する可能性がある。

一方、資産健全性を判断する無収益与信比率も一部の銀行を除き、構造調整前と比べて全般的に改善されたとみられる。しかし、資産管理公社を通じた大規模の不良債権の購入にもかかわらずその改善率が低いのは、不良企業に対する与信が合併銀行に集中していたことや、無収益与信分類基準が強化されたことに主な原因があると思われる。今後、新資産健全性分類基準であるFLCの適用により無収益与信の算定基準がさらに強化されると資産健全性はさらに低下する可能性がある。

次に、銀行の収益性を判断するROA・ROEも一部の銀行を除き、合併前と比べて全般的に改善されており、収益性関連指標は安定した推移をみせている。これは当期純利益の推移とも一致しており、銀行経営がある程度安定してきたことを意味するものと理解できよう。

韓国における銀行の収益性は、90年代後半に入ってから急激に低下したが、これは危機以降企業倒産が相次ぐなかで不良債権の急増にともない引当金の積立が増加したこと起因すると思われる。収益性を維持するためには、不良債権による損失を最小化する必要がある。公的資金投入によって資産構造が改善されても適正な収益が確保できないと再び悪化する可能性があり、今後、合理的なリスク管理を通じて資産健全性を維持することは収益性の向上という面からも非常に重要である。

以上の分析に基づくと、程度の差はあるものの、経営指標からみた韓国の銀行は、当初の目的であった健全性改善を充分達成したと考えてよいだろう。

韓国政府は、1998年7月から資産健全性分類制度を改編し不良与信の基準を強化する一方、将来に発生可能な潜在

不良要因までを反映させる新資産健全性分類基準（FLC：Forward Looking Criteria：借入者の債務償還能力）を導入し、1999年12月から施行している。さらに、2000年末には信用リスクに市場リスクまでを考慮した新BIS自己資本規制制度を導入・施行した。

このような新BIS自己資本規制および新資産健全性分類制度の導入と関連し今後、韓国銀行には次のような課題が残されていると思われる。

まず第一に、自己資本を構成している補完資本を短期資本に変える必要がある。新BIS自己資本規制では、満期2年以上の短期後順位債券を新たに補完資本として認めているため、発行された満期5年以上の高金利の後順位債券を早く返済し、より低金利で発行できる補完資本のウェイトを高め、補完資本の借入費用を削減する必要がある。

第二に、信用評価能力をより高める必要がある。金融監督院によって導入されたFLCには、延滞期間および不渡り可否などが含まれているため、銀行はこうした要因を考慮し資産を分類しなければならなくなり、そのためには信用評価モデルに基づいた信用評価が欠かせない。従って、銀行は従来の与信慣行、すなわち担保や大手企業中心の与信慣行から、今後は合理的な信用評価システムによる与信を行う必要がある。

第三に、資産健全性をより高める必要がある。現在の韓国銀行は政府の資産管理公社を通じた不良債券の購入により資産健全性を改善することができた。しかし、新たに導入される新BIS自己資本規制や新資産健全性分類制度は資産の分類基準をさらに強化しており、韓国の銀行はこうした変化に対応し、資産健全性を高める必要がある。

参考文献

- Cho Yoon-Je、「韓国の金融自由化と金融危機」、韓国銀行、1999
- Kim Hyun-Wook、「銀行民営化と銀行所有規制の再正立」、韓国開発研究院、2001
- Kim Shi-Dam、『通貨金融論』博英社、2001
- Lee Han-Koo、『韓国の財閥形成史』、比峰出版社、1999
- Son Yang-Ho、『銀行の財務健全性分析及び予測』、韓国金融研究院、2001

参考ウェブサイト

- 韓国銀行：<http://www.bok.or.kr>
- 財政經濟部：<http://www.mofe.go.kr>
- 金融監督院：<http://www.fss.or.kr>
- 公的資金管理委員会：<http://www.publicfund.go.kr>

The Banking Industry in the ROK After the Financial and Currency Crises(Summary)

Seung-Woan Chai, Research Assistant, Research Division, ERINA

Although, as with Southeast Asian countries that suffered economic crises, the ROK's economic crisis can be seen as a currency crisis or a foreign currency crisis, this only takes into account economic phenomena that arose at the time from the crisis. In particular, if we analyze the development of the ROK's economic crisis, it seems apparent that the fragile banking system that was distorted by governmental policies was one of the basic factors behind the crisis.

The ROK government regarded structural problems that had accumulated in the ROK's economy as a whole, in particular the fragile banking system, as the basic factors behind the crisis; with the improvement of the soundness of banks a target of the highest priority, the government chose banks as subjects for structural adjustment based on their BIS capital-to-asset ratio and took steps aimed at the structural adjustment of banks by such means as withdrawal, mergers, sales of foreign holdings, and the introduction of foreign capital. Such structural adjustment

of banks is unusual in that it was carried out at the initiative of the government, by means of the investment of large amounts of public money; moreover, although the various merger methods differed, what they all have in common is that the mergers were carried out with the aim of restoring the security and improving the soundness of banks.

The effects leading to an improvement in the operation of the restructured banks and problem areas can be summarized as follows:

Firstly, the BIS capital-to-asset ratio, which is used to judge banks' capital soundness, of all banks exceeds the international standard of 8%; in particular, that of banks that have been merged by means of P&A has improved considerably in comparison with the situation before the structural adjustments, exceeding 10%. Accordingly, looking at such BIS ratio improvements, it can be said that the capital soundness of merged banks has improved considerably.

Secondly, other than in the cases of a few banks, the

non-performing loans ratio, which is used to judge asset soundness, can also be seen to have improved compared with the situation before the structural adjustments. However, the main reasons why the rate of improvement is low despite the purchase of bad loans on a large scale via the KAMCO (Korea Asset Management Corporation) seem to be that credit to insolvent enterprises was concentrated in the hands of merged banks, and also that the rules regarding the classification of non-performing loans ratio have been tightened. In the future, there is a distinct possibility that, if the rules for calculating non-performing loans ratio are further tightened by means of the application of FLC (Forward Looking Criteria), which is a standard for the classification of the soundness of new assets, asset soundness will decline further.

Thirdly, other than in the cases of a few banks, the ROA/ROE, which are used to judge banks' profitability, have improved overall in comparison with the situation before the mergers, and the profitability index seems to be stabilizing. This corresponds with the shift to current net income, and can be understood to mean that the operations of banks have stabilized to some extent.

There are differences in the extent of the above, but seen in terms of financial data, the ROK's banks can be said to have achieved the improvement in their soundness that was their original aim.

While the ROK government began revising the classification system for assessing asset soundness and strengthening the rules for bad loans in July 1998, it also introduced FLC, which reflect potential problematic factors that could arise in the future, and began implementing this in December 1999. Furthermore, in late 2000, it introduced and implemented a new BIS equity capital regulatory system that takes all risks into consideration, from credit to

market risks.

With regard to the introduction of the new BIS equity fund regulations and the FLC system, ROK banks will have to deal with the following issues in the future:

Firstly, it is necessary to change the supplementary capital that makes up equity capital into short-term asset. Under the new BIS equity capital regulations, as short-term lower-ranked bonds with a maturity date more than two years hence are permitted as supplementary capital, it is necessary quickly to reimburse high-interest lower-ranked bonds with a maturity date more than five years hence, increase the weighting of supplementary capital that can be issued at lower interest rates, and reduce the borrowing cost of supplementary capital.

Secondly, it is necessary further to increase the ability to assess trustworthiness. Arrears periods and the advisability of nonpayment are included in the FLC introduced by the Financial Supervisory Service, so banks will have to consider these factors and classify assets; to this end, an evaluation of trustworthiness based on a model for assessing this will be essential. Accordingly, it will be necessary for banks to move away from the credit practices employed hitherto, i.e. practices that focused on collateral and large businesses, and implement credit by means of a rational system for evaluating trustworthiness.

Thirdly, it is necessary further to increase asset soundness. Until now, ROK banks have been able to improve their asset soundness by purchasing bad loans bonds via the KAMCO. However, the newly-introduced BIS equity fund regulations and the FLC system have strengthened classification standards, so it is necessary for ROK banks to respond to these changes and increase asset soundness.

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(2)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）では、1999年2月26日に、主要な対外経済関係法の改正が行われた¹。この改正では、海外直接投資の類型に関して規定する「合弁法」、「合作法」および「外国人企業法」が改正された。その後、2000年3月11日に「合弁法施行規定」および「合作法施行規定」が改正され、同年10月27日には「外国人企業法施行規定」が改正された。さらに、これらの企業の財政管理に関連する重要な規則である「外国人投資企業財政管理規定」が1999年12月4日、同規則の羅先版である「羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定」が2000年5月13日に制定されている。

今回は、改正された諸法令によって規定されている北朝鮮の海外直接投資の企業類型について述べたあと、この3つの法律の改正の意義と変更点について分析する。

北朝鮮における外国投資類型

北朝鮮において、海外直接投資は「外国人投資法」を頂点とする法体系によって規制されている。外国人投資法に規定されている投資類型は、合弁企業、合作企業および外国人企業である。北朝鮮では、これらの企業を「外国人投資企業」と総称している²。各投資類型別の企業の特徴は【表1】のとおりである。

合弁企業は共同出資、共同経営、出資分に応じた利潤分配³、合作企業は共同出資、北朝鮮側経営⁴、契約による利潤の分配、投資分の償還となっている。合弁企業、合作企業の創設は、現在のところ羅先経済貿易地帯（経済特区）での創設を基本としている。外国人企業は羅先経済貿易地帯への創設が必須である。

合弁企業と合作企業の違いは、まず経営権の所在である。

合弁企業は外国側当事者と北朝鮮側当事者からなる理事会が最高決議機関となる（第16条）。また、合弁企業の責任者と副責任者、財政簿記担当者等で構成される経営管理機構のメンバーは、外国側と北朝鮮側の当事者が分けて担当することができるようになっている（施行規則第56条）。これに対して合作企業は、投資は共同で行うが、生産と経営は北朝鮮側の担当となる（第2条）。もちろん、新技術の導入、製品の質の向上再投資をはじめとする問題を協議するための共同協議機構を置くことができるが、これはあくまでも非常設的機構であり（第16条）、外国側当事者が生産や経営に対して関与することはできない。相手側が契約条件に違反した場合、企業を解散し、発生した損害に対する賠償を請求できるのみである（第19条）⁵。

合弁企業と合作企業の違いは、外国側当事者の出資分にも見られる。合弁企業では、外国側当事者の出資分に対する明文上の規定がない。これに対して、合作企業では、外国側当事者が30%以上出資することが条件となっている。これだけを見ると合弁企業の条件の方が緩いように思えるが、実際には、合弁企業については最近まで外国側当事者の出資分を50%にするように指導をしていたようである⁶。

紛争解決手段の選択においても合弁企業と合作企業の違いがある。合弁企業の場合、「合弁法」で北朝鮮の裁判機関、仲裁機関の他に第三国の仲裁機関を選択できている（第47条）。これに対して「合作法」では、北朝鮮の裁判機関、仲裁機関しか利用できない（第21条）。実際には、「合作法施行規定」で当事者の合意があれば第三国の仲裁機関も利用できていることになっているが、これは最近の改正で変更されたもので、法律ではできないものが施行規則ではできるという不整合が存在する⁷。

外国人企業は、経営権を外国側が掌握するという点で、

¹ 詳しくは拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)」『ERINA REPORT』第48号（2002.10）15～19頁を参照。

² 「外国人投資法」第2条を参照。日本語訳は『ERINA REPORT』第48号（2002.10）21～22頁に掲載されている。

³ 「合弁法施行規定」第119条では、合弁企業の利潤分配について、合弁契約により出資分と異なって定めてもよいと規定している。合弁契約に特段の定めのない場合には、出資分に応じて利潤分配がなされる。この条項をうまく使えば、理事会による共同経営を行うという合弁企業の利点を生かした企業創設が可能になるが、外国人投資法および合弁法の原則はあくまでも出資分に応じた分配であるので、将来的にこの条項が廃止される危険性もないとは言えない。

⁴ 合作企業の場合、経営に関しては北朝鮮側の担当となる。もちろん、共同協議機構において経営に関与することは可能であるが、習慣の違いなどで、外国側当事者には考えられないような生産、経営方式が行われ、それがなぜいけないのかを北朝鮮側の当事者が理解できないような場合には、北朝鮮側当事者の意見が通る可能性が高い。

⁵ 合作企業は、北朝鮮側当事者との関係が良好である限り、投資をするだけで、経営に関与しなくてもよいという利便性がある。しかし、現在のところ、北朝鮮の社会は、日本や西側諸国の常識が通用しない部分も多い。

⁶ 筆者が2002年9月に訪朝した際、合弁企業を案内してくれた朝鮮対外経済協力推進委員会の担当者は、最近になって、外国側当事者の出資分が50%より大きくても合弁企業の創設を認めるようになった旨の説明を行った。

理論的には経営の自主権がもっとも大きい投資類型である。しかし、創設の際の審査基準は、前述の2つの類型に比べて厳しい。他の2類型では推奨業種となっているものでなければ設立が認められず、禁止業種の規定が非常に抽象的かつ大きくとってある。社会主義計画経済を基本とする北朝鮮において、企業経営に必要な資源はほぼすべてが国家機関に握られており、このような機関とのパイプがない外国投資家が外国人企業を創設し、利益を上げるための

経営していくことはかなり難しい⁹。

最近の法律改正と変更点

上述したような類型を規定している北朝鮮の対外投資関係法だが、ここ数年、法律および行政法規の改正が行われている。ここでは、各々の法律および行政法規について、主要な改正点を指摘するとともに、この改正の意義について簡単に述べる。

表1 北朝鮮の海外直接投資企業の類型とその特徴

比較項目	合弁企業	合作企業	外国人企業
準拠法	合弁法	合作法	外国人企業法
形式	法人（第6条）	法人（外国人投資法第14条）	法人（外国人投資法第14条）
業種	科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門（第3条） 科学技術、電子、自動化、機械製作、金属、最終、動力、建材、製薬、化学工業、建設、運輸、金融をはじめとする諸部門（施行規定第8条）	輸出することのできる製品、先進技術が導入された製品の生産を基本。観光、サービスにも創設可（第3条）	電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業、運輸及びサービスをはじめとする各部門（第3条）
推奨業種	先端技術導入、国際市場で競争力が高い製品の生産、インフラ建設、科学研究、技術開発（第3条）	現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産部門（第4条）	現代的な設備及び先端技術の投資、国際市場で競争力の高い製品の生産、生産製品の質を世界的水準に高める（施行規定第10条）
制限業種	環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的效果が少ない（施行規定第12条）	環境保護基準超過、経済技術的に後れている、天然資源を加工せずに輸出、経済的效果が少ない（施行規定第7条）	推奨業種ではないもの（施行規定第10条）
禁止業種	国家が別途に定めた部門、国の安全と社会共同の利益を阻害する対象（施行規定第11条）	国の安全及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象。（施行規定第7条）	国の安全及び社会の利益に支障となる対象、人民の健康保護、国土、資源に被害を与えるおそれ、設備及び生産工程が経済技術的に立ち後れている、生産製品の需要がない、業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわず、又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合（施行規則第11条）
審査承認	中央貿易指導機関（第9条）	中央貿易指導機関（第7条）	中央貿易指導機関（第19条）
外国当事者の出資比率	-	30%以上（施行規定第37条）	100%
出資	貨幣、現物、財産権（工業所有権、著作所有権、土地利用権等）、ノー・ハウ（施行規定第30条）	貨幣、現物、工業所有権、ノー・ハウ、知的所有権等（施行規定第38条）	貨幣、現物、ノー・ハウ、工業所有権等（施行規則第32条）
北朝鮮側当事者	機関、企業所及び団体（第2条）	機関、企業所及び団体（第7条）	-
経営機関	理事会（第16条）	共同協議機構（第16条）	-
存続期間	合弁契約で定める（施行規定第14条）	合作契約で定める（施行規定第16条）	企業創設承認文書で定める（施行規則第70条）
期限満了時の財産分配	出資分に従い分配（施行規定139条）	合作契約で定める（施行規定第16条）	清算後、外国送金可能（外国人投資法第20条）ただし、準拠法令である外貨管理法施行規定の最新版が確認できず
利益分配	出資分に比例（外国人投資法第2条） 出資分に関係なく、合弁契約に従うことも可能（施行規定第119条）	償還と利益分配は合作製品が基本（第13条）、契約に従い、外国側の早期回収を認める（第14条）	-
租税関係	企業所得税	同左	同左
設立できる地域	羅先経済貿易地帯を基本とし、必要に応じてその他の地域でも可	同左	羅先経済貿易地帯
優待対象	推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合弁企業（第7条） 推奨対象、共和国国籍を有する海外朝鮮同胞と行う場合、羅先（施行規定第10条）	推奨対象、海外朝鮮同胞、一定の地域に創設された合作企業（第6条） 推奨対象、共和国国籍を有した海外朝鮮同胞、羅先等の特殊経済地帯（施行規定第6条）	（優待対象でしか設立を許可されないため、自動的に優待されることになる）
優待内容	税金の減免、有利な土地使用条件の提供	同左	輸出入物資に対する関税免除、税金の減免、低税率（外国人投資法第9条）
紛争解決	協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、第三国の仲裁期間（第47条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定146条）	協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第21条） 協議、共和国の裁判機関又は仲裁機関、合弁当事者間の合意があれば第三国の仲裁期間も可（施行規定128条）	協議、朝鮮民主主義人民共和国が定めた仲裁又は裁判手続（第31条）

出所：条文を参照して筆者が作成

⁷ 「合作法施行規定」に規定されている内容が北朝鮮の政策を反映していると思われるが、法的安定性の面から考えると、行政法規に過ぎない施行規定にはそれほど信頼をおけないというのが外国投資家の感覚ではないだろうか。

⁸ 羅先経済貿易地帯に創設されている外国人企業の多くが、商業や観光などのサービス業に集中しているといわれるのは、このような環境を反映しているものと思われる。

1 共通した変更点

今回の改正は、外国人投資企業の創設を基本的に羅先経済貿易地帯に制限する外国人投資法の改正⁹を反映し、合弁法、合作法ともに「羅先経済貿易地帯に創設することを基本とする。必要に応じ他の地域でも合弁企業を創設することができる」という条項が新設された。また、外国人投資法の規定が「共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い投資することができる」から「海外朝鮮同胞も、該当する法規に従い投資することができる」へと変化したのにもとない、個別の法の海外同胞条項は削除された¹⁰。

次に、改正前には羅津・先鋒に外国人投資企業を創設する場合、一定規模以下の企業の場合には、企業創設審査承認の権限が自由経済貿易地帯当局にあったものが、すべての権限が中央に移譲された。このため、企業の創設に関する条項に大幅な変化が行われている。例えば、企業創設申請については、すべて中央貿易指導機関（具体的には貿易省）に提出することになった。また、これまでは当事者が合弁契約または合作契約を締結し、企業創設審査承認機関（政務院対外経済機関または地帯当局）に申請書を提出し、企業創設審査承認機関が計画機関、財政機関、科学技術機関等の関係機関に職権で合意を求めているものが（外国人企業の場合は、契約締結はなく、企業創設審査承認機関は政務院のみ）、契約締結前に投資家の側からこれらの機関に事前に合意を求め、合意がすべて得られたのち、合弁契約、合作契約を締結し、企業創設申請を行うように（外国人企業の場合は企業創設申請）になった。

また、1998年憲法改正による内閣制の復活で、中央および地方の行政機構が変化したことにもとない、それに対応した字句の調整が行われている¹¹。その他、企業の営業許可などに関する法規の整備¹²にもとまった変更も行われている。

紛争解決に関連して、これまで行政機関の指示や行政機関職員の行為に対する苦情申し立ての手段として「申訴」

と「請願」の2つが規定されてきたが、今回の改正でいずれも「申訴」のみとなった¹³。

また、「外国人投資企業破産法」の制定に関連して、企業破産に関する施行細則の条項が整理された。

1 合弁法および合弁法施行規定

合弁法では、まず出資分の相続と第3者への譲渡について、これまでは特段の制限がなかったものが、「合弁相手方の同意を得た後理事会で討議決定」することが要件となった（第13条）。また、決算に関連して、利潤の確定方法に「取引税または営業税」という項目が新設された（第34条）。

合弁法施行規則では、中央貿易指導機関が貿易省であることが明記された（第5条）。また、合弁企業を創設できる業種の例示から観光およびサービス部門が削除されている（第8条）。合弁企業の創設に関連して、合弁契約書と定款との間で必要の記載事項の配分が調整されている（第14、15条）。また、羅先経済貿易地帯外の機関、企業所が地帯内に合弁企業を創設する場合の羅先市人民委員会との意見調整を義務づける条項が追加されている（第20条）。

出資に関しては、現物出資に課す条件が、旧規定では外国側、北朝鮮側の区別なく規定されていたのに対し、新規定では、外国側の現物財産の出資にのみ制限が加えられることとなった（第31条）。また、知的所有権という概念が導入された（第35条）¹⁴。また、技術および知的所有権での出資は原則として投資総額の20%に制限するという条項が追加された（第35条）。出資を定められた期間内に終了しなかった場合、旧規定では自動的に企業創設承認書は効力を失うこととなっていたが、新規定では「正当な理由なく」出資しなかった場合に中央貿易指導機関が企業創設承認を取り消すことができるという裁量条項へと変化した（第41条）。出資分の譲渡および相続については、合弁法では中央貿易指導機関の承認は要件とされていないが、合弁

⁹ 拙稿 前掲 16ページ参照。

¹⁰ この変更は、大韓民国（以下、韓国とする）からの投資について、外国人投資法を頂点とする法体系を適用しない変更であると考えられてきたし、筆者も一般的にそう理解していた。しかし、「朝鮮同胞」の定義に韓国人があてはまるかどうかには争いがあり、もともと外国人投資法は韓国からの投資を明確に認めたわけではないと解することもできる。この点については、今後北朝鮮の法律研究者との交流の中で確認していこうと思う。

¹¹ 例えば、「政務院対外経済機関」は「中央貿易指導機関」に、「道（直轄市）行政経済委員会」は「道（直轄市）人民委員会」に、それぞれ変化している。

¹² 具体的には、「外国人投資企業登録規定」など。

¹³ 北朝鮮の辞書によれば、請願は「希望、要求、願い等を提起し解決することを除くこと。」「自己の権利及び利益を養護するための要求又は国家機関、社会協同団体及び公務員の事業を改善するために意見を提起し解決を願うこと。」と定義されている。申訴は「個人又は集団の権利及び利益に対する侵害を事前に防ぐこと又は侵害された権利及び利益を回復することに対して、党及び国家機関、企業所、勤労団体に提起する人民の要求。共和国公民は何人も正当な理由及び根拠がある限り、いつでもどのような問題に対しても、書面又は口頭で申訴を行い、それに対して適時に解決を受ける権利を有する。」と定義されている。請願が、具体的な権利の侵害を前提にしていなくても提起できるのに対し、申訴は権利および利益の侵害を未然に防止し、または権利および利益の侵害の回復を求めるために提起されるという違いがある。

¹⁴ 旧規定では工業所有権、著作所有権、ノー・ハウの3つが規定されていたが、新規定では技術及び知的所有権の2つになっている。

法施行規定では要件となっている（第44条）¹⁵。登録資本の増額について、旧規定では企業創設審査承認機関の合意を得ることとなっていたが、新規定では中央貿易指導機関の承認を要する事項となった（第46条）。

合併企業の管理機構に関して、旧規定では理事会の臨時会議の招集を要求できる権限を理事、財政検閲員（監査役に相当）、清算委員会が持っていたが、新規定では理事成員の3分の1の要求に従い行うことができるとの条項に変更された（第49条）¹⁶。また、財政検閲員がその企業の他の職務を兼任することができないという条項が追加された（第61条）。

営業許可や経営に関しては、営業許可申請文書に添付すべき文書として、環境影響評価文書が追加されている（第69条）。また、理事会で討議決定した企業の計画を中央貿易指導機関（羅先経済貿易地帯内では地帯管理機関）に登録した後、実行することを義務づける条項が新設された（第74条）。合併企業の建設に関連して、国家建設監督機関の承認を得ることを条件に、外国の建設企業に建設を依頼することを認める条項が追加された（第89条）。合併企業の財の輸出入価格は当該時期の国際市場価格に準じ「合併当事者が合意して定めなければならない」との条項が追加された（第81条）。また、合併企業の投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は生産した製品を外国に輸出する場合には、関税を適用しないことが明記された（第82条）。また、外国人の労働力の採用に関して、「外国人労働力採用申請文書」の必要的記載事項が追加された（第87条）。労働組合に相当する職業同盟組織に関して、就業規則に相当する「労働契約」の必要的記載事項に労働条件、労働規律、賞罰が追加された（第90条）。

合併企業の解散に関連して、「自然災害等の不可抗力的自由で企業を営むことができず、やむを得ない事情で企業を営むことができない場合」に変更された（第128条）¹⁷。

2 合作法および合作法施行規定

合作法では、税務登録の義務づけ（第8条）が行われたほか、労働力の採用に関して、基本的に北朝鮮の労働力を採用することを義務づける条項が追加された（第11条）。は、上述した共通の変更点以外には変化はない。

合作法施行規則では、合弁法施行規則と同じく、中央貿

易指導機関が貿易省であることが明記された（第11条）。また、加工貿易法が立法されたことを受けて、補償貿易、加工貿易等と合作企業との区別に関する条文が簡素化された（第13条）。合作企業の創設に関連して、否決通知文書への必要的記載事項を定める字句が追加された（第25条）。また、旧規定では合作企業の管理成員は他の機関または企業の職務を兼任することができなかったが、新規定では、中央貿易指導機関の承認を受けることを条件に、兼任することを許容するよう変更が行われた（第30条）。共同協議機構の合意事項に関しては、旧規定が合意した問題を件別に契約または合作契約書の付録の形で記録することを要求していたが、これが「誠実に履行しなければならない」に変更された（第35条）。また、第三章の題目が「投資」から「出資」へと変更された。これにともない、「投資」から「出資」への字句の変更が行われている。

出資に関しては、合弁法施行規則と同じく、「知的所有権」概念が導入されている。また、旧規定には企業登録証の発給を受けた日から90日以内に、投資義務額の15%の投資を義務づける規定があったが、新規定では、企業創設承認文書の記載によることとした（第47条）。

第四章の題目が「経営活動」から「営業許可及び経営活動」となり、営業許可に関する条項が整理され、営業許可とその証書の発行の概念が整理された。また、北朝鮮国内の機関、企業所からの資材の購入等に関しては、旧規定では、それを販売する機関、企業所の計画に含まれることとなっていたが、新規定では、中央貿易指導機関又は地帯管理機関の定めた手続に従う（第67条）となり、計画との直接的な結びつきがなくなった。労働力の採用については、合弁法と同じく、「共和国の労働力」で採用する原則が明記された（第78条）。また、社会保険と社会保障の恵沢については、新規定では特段の規定が見られない。また、一定の条件を満たす場合の優待についての規定が旧規定にはあったが、新規定では削除されている。これは、税金に関する法規範が別途存在するため、合作法施行規則に記載する必要がないためである。

合作企業の解散に関連して、旧規定では期限満了にともなう合作企業の解散の場合、外国側当事者の出資分は、北朝鮮側の所有になる旨の規定があったが、これが廃止された。存続期間満了前に解散できる要件として、「支払能力がなく、企業運営が不可能な場合」が追加された（第111

¹⁵ これまで、合弁法では条文上、出資分の譲渡や相続に関して、合併相手方の同意や理事会の討議決定などが要件とはされていなかったが、合弁法の施行規則では以前から要件とされていた。今回、合弁法の条文が改正されたのは、この点についてトラブルが多かったためと推測される。

¹⁶ 財政検閲員は新規定の62条で理事会会議に参加し、発言することができるという条項が新設されている。

¹⁷ 社会的、制度的理由のほか、電力や原料の供給などが滞り、企業を営むことができない場合も、新規定では解散事由に該当することとなる。

条)。

法規範への違反に対する罰金額を含む比較的詳細な規定が旧規定にはあったが、新規定では削除されている¹⁸。

3 外国人企業法および外国人企業法施行規定

外国人企業法では、まず企業を連合する条項において、北朝鮮の企業と企業を連合することができる規定が削除された。また、労働力の採用について、北朝鮮の労働力での採用を義務づける条項が追加された(第20条)。

外国人企業法施行規則では、知的所有権の概念は使用されていない。現物財産、工業所有権、ノー・ハウ等の投資に関して、これまで投資家の所有にかかるもののみが認められていたのに対して、新規定では、投資家が利用権を持っているだけでも投資の対象となる改正が行われた(第34条)。

合作法施行規定と同じく、法規範への違反に対する罰金額を含む比較的詳細な規定が旧規定にはあったが、新規定では削除されている。

おわりに

以上、北朝鮮の合弁企業、合作企業、外国人企業に関する法律及び行政法規の改正点を見てきた。合弁法施行規定や合作法施行規定が知的財産権概念を導入しているのにもかかわらず、それよりも後で改正された外国人企業法施行規則には同概念は導入されていない。このような概念上の齟齬が存在する。これは、これらの法規の歴史と、実践の経験によるものが大きい。

今回の改正のポイントは、共通した改正部分である外国人投資法の改正、1998年憲法改正にともなう政府機構の改組にあわせた技術的な調整、周辺分野の法整備による体系の整備である。その結果、特に合弁法施行規定および合作法施行規定において、条文の不明確なところがずいぶん整理され、規定が明確になったことは評価できる。今後、周辺分野での法整備がさらに行われるとともに、現行の法規の整合性が確保されていくことが期待される。

次回は、外国人投資企業に関して北朝鮮と同様の類型を持つ中国の制度との比較を通じて、北朝鮮の対外投資制度に関する比較法的分析を行う。

¹⁸ これは羅先経済貿易地帯において、「羅先経済貿易地帯罰金規定」が制定され、適用されるようになったことと関連していると思われる。

Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (2) (Summary)

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) revised major foreign investment related laws on February 26, 1999. Amendments were made to the Law of the DPRK on Equity Joint Ventures, the Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures and the Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises, all of which regulate modes of foreign direct investment (FDI) in the DPRK. On March 11, 2000, Implementation Regulations for the Law on Equity Joint Ventures and Implementation Regulations for the Law on Contractual Joint Ventures were amended. The Regulations for the Implementation of the DPRK Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises were also modified on October 27, 2000.

On December 4, 1999, the Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises were enacted. The Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises in the Rason Economic and Trade Zone (ETZ), which was the Rason

version of the aforementioned regulations, were also passed on May 13, 2000. These two sets of regulations are important in the sense that they regulate the financial management of foreign-invested companies in the DPRK.

This article will focus on the modes of investment which the new laws and regulations control, the meaning of these amendments, and the points which were altered.

The DPRK has three modes of foreign direct investment (FDI). One is Equity Joint Ventures, another is Contractual Joint Ventures and the other is Wholly Foreign-Owned Enterprises. In the DPRK, they are generally referred to as foreign-invested enterprises.

Equity Joint Ventures denotes joint investment and joint management while Contractual Joint Ventures are characterized by joint investment but production and management by the DPRK partner. All three types of foreign-invested enterprises may be established in Rason ETZ; however, Wholly Foreign-Owned Enterprises must

only be based in the Rason ETZ.

The means of settlement of disputes differs according to the mode of investment. In the case of Equity Joint Ventures, it is possible to choose a court or arbitration body in the DPRK or one in a third country. Under the Law on Contractual Joint Ventures, Contractual Joint Ventures are not permitted to make use of arbitration in a third country. However, the Implementation Regulations do permit that. This means that there is a discrepancy between the law and its implementation regulations.

Logically, the law governing Wholly Foreign-Owned Enterprises allows a foreign investor the most extensive freedom in management because the right of management is wholly in the hands of the investor. However, the criteria governing the establishment of such enterprises are the strictest of all. This mode of investment is more likely to incur prohibitive and restrictive measures.

Amendments common to all the relevant laws were as

follows: (1) foreign direct investment became based in Rason ETZ; (2) the competence to approve the establishment of foreign-invested enterprises was centralized, although the authority in charge of the Rason Free Economic Trade Zone had previously had some rights in this direction; (3) coordination with related authorities in the DPRK became a prerequisite for establishing foreign-invested enterprises; and (4) due to the renaming of or structural change in some governmental institutions in conjunction with the amendment of the Constitution in 1998, some spellings and names were altered.

The significance of these amendments is that the text of the laws regulating foreign direct investment became more complete and inclusive as a result. However, the system of laws related to foreign investment should include more laws and regulations dealing with matters in relation to foreign direct investment.

資料 北朝鮮の対外経済関係法(2)

(合併法施行規定の条文は紙面のつごうにより、今回は掲載できませんでした。次号に掲載予定です。)

1. 合作法施行規定

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 一般規定		第一章 一般規定
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合作法』を正確に執行するために制定する。	1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国合作法』を正確に執行するために制定する。
2	共和国の機関、企業所、団体（以下、共和国側投資家とする。）は、外国の法人、個人及び共和国領域外に居住する朝鮮同胞（以下、外国側投資家とする。）と共和国領域内に合作企業を創設し、運営することができる。	2	共和国の機関、企業所、団体（以下、共和国側投資家とする。）は、外国の法人、個人及び海外朝鮮同胞（以下、外国側投資家とする。）と企業を合作することができる。 合作企業は、羅先経済貿易地帯（以下、地帯とする。）に創設し運営することを基本とする。 必要な場合には、地帯外の共和国領域内に合作企業を創設することもできる。
3	合作企業は、共和国側投資家及び外国側投資家が共同で投資し、企業を創設し、共和国側で生産及び経営を行い、合作契約に従い、外国側投資家の投資分を償還し、又は利潤を分配する企業である。	3	合作企業は、共和国側投資家及び外国側投資家が共同で投資し、企業を創設し、共和国側で生産及び経営を行い、合作契約に従い、外国側投資家の投資分を償還し、又は利潤を分配する企業である。
4	合作企業は、輸出製品を生産する部門、先進技術が導入された製品を生産する部門に創設し運営することを基本とする。 観光、サービス部門にも、合作企業を創設運営することができる。	4	合作企業は、輸出製品を生産する部門、先進技術が導入された製品を生産する部門に創設し、運営することを基本とする。
5	先端技術をはじめとする現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、資源開発及びインフラ建設対象には、合作企業を創設し、運営することを奨励する。	5	先端技術等の現代的技術を受け入れる対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、科学研究及び技術開発対象、地下資源開発及びインフラ建設対象には、合作企業を創設し、運営することを奨励する。
6	奨励する対象の合作企業、共和国領域外に居住する共和国国籍を有した朝鮮同胞と行う合作企業、自由経済貿易地帯等の地域に創設運営される合作企業は、共和国の当該法規に従い、税金の減免又は有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。	6	奨励する対象の合作企業、共和国国籍を有した海外朝鮮同胞と行う合作企業、地帯等の特殊経済地帯に創設し運営される合作企業は、共和国の当該法規に従い、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を受けることができる。
7	国の安全並びに国家及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象の合作は禁止し、環境保護基準を超える対象、設備と生産工程が経済技術的にひどく立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的効果が少ない対象の合作は制限する。	7	国の安全並びに国家及び社会の利益に支障となる対象、国家が別途に定めた対象の合作は禁止し、環境保護基準を超える対象、設備と生産工程が経済技術的にひどく立ち遅れた対象、共和国の資源を加工しないでそのまま輸出する対象、経済的効果が少ない対象の合作は制限する。
8	合作企業は、当事者が投資した財産と企業運営過程に増大した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う共和国の法人である。	8	合作企業は、当事者が投資した財産と企業運営過程に増大した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う共和国の法人である。
9	合作企業は、その所有財産の範囲内で、企業の債務に対する責任を負う。	9	合作企業は、その所有財産の範囲内で、企業の債務に対する責任を負う。
10	共和国側投資家は、契約に定められた通りに企業に投資し、該当する利潤の分配を受け、合作企業が外国側投資家に投資分を償還し、又は利潤を分配するようにしなければならない。		
11	外国側投資家は、合作契約に従い合作企業に投資し、企業の生産と経営に協力し、投資分の償還又は利潤の分配を受ける。		
12	合作企業と合作当事者の権利と利益は、法的保護を受け、合作企業及び合作当事者は、共和国の法と規定を尊重しなければならない。	10	合作企業の財産は、国有化し、又は収用せず、合作当事者の合法的権利及び利益は国家の法的保護を受ける。 合作企業の労働力及び財産はやむを得ない場合を除き、他の仕事に動員しない。
13	合作企業に対する統一的掌握と指導は、政務院対外経済機関が行う。 自由経済貿易地帯（以下、地帯とする。）内の合作企業に対する指導は、地帯の市行政経済委員会（以下、地帯当局とする。）が行う。	11	合作企業と関連した事業の統一的掌握と指導は、貿易省（以下、中央貿易指導機関とする。）が行う。
14	合作企業の文書は、朝鮮語で作成する。 外国側合作当事者の要求に従い、外国語による翻訳文を付すことができる。	12	合作企業の文書は、朝鮮語で作成する。 外国側合作当事者の要求がある場合には、合作企業の文書に外国語による翻訳文を付すことができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
15	本規定は、外国側投資家の投資分が企業登録資本の30%以上である合作企業に適用する。 補償貿易又は加工貿易の形態で外国投資を受け入れ、合作を行う企業体は、当該規定を適用する。 本規定に規制されない事項は、共和国の当該法と規定を適用する。	13	共和国領域内の合作企業創設及び運営は、本規定に従い行わなければならない。 本規定に規制されない事項は、共和国の当該法と規定に準ずる。
第二章 合作企業の創設		第二章 合作企業の創設	
16	合作企業は、先進技術を受け入れ、又は設備を更新して製品の質を国際的水準に高めて、国際市場において競争力のある輸出品を生産することができる。又は燃料、原料、資材、動力を節約して既存の生産能力を効果的に利用することができる。又は燃料、原料、資材、動力を節約して既存の生産能力を効果的に利用することができる。	14	合作企業は、先進技術を受け入れ、又は設備を更新して製品の質を国際的水準に高めて、国際市場において競争力のある輸出品を生産することができる。又は燃料、原料、資材、動力を節約して既存の生産能力を効果的に利用することができる。又は燃料、原料、資材、動力を節約して既存の生産能力を効果的に利用することができる。
17	合作企業を創設しようとする共和国側投資家は、合作契約書草案、経済技術見積書草案を作成し、関係機関と協議した後、外国側投資家と共に合作契約書、企業の定款、経済技術見積書を作成しなければならない。	15	合作企業を創設しようとする共和国側投資家は、合作契約書草案、経済技術見積書草案を作成し、関係機関と協議した後、外国側投資家と共に合作契約書、企業の定款、経済技術見積書を作成しなければならない。
18	合作契約には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業名、所在地 2. 契約当事者の氏名、住所 3. 企業の創設目的、業種、規模、存続期間 4. 総投資額、登録資本、投資分、投資額、投資期間及び投資分の譲渡 5. 投資内容（貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウ） 6. 契約当事者の権利及び義務 7. 管理機構定員、従業員数（そのうち外国人数） 8. 生産規模と資金、設備、資材、燃料、動力の所要量及びその保障条件、生産物処理方法 9. 生産及び販売並びに技術移転 10. 労働力、財政簿記、外貨利用 11. 決算及び基金の形成及び利用 12. 投資分の償還又は利潤分配 13. 解散及び清算 14. 契約違反に対する責任及び免除並びに紛争解決 15. 契約内容の修正、補充、取消、契約の効力、保険 16. その他必要な内容	16	合作契約には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業の名称、所在地 2. 契約当事者名、所在地 3. 企業の創設目的、業種、規模、存続期間 4. 総投資額、登録資本、出資分、出資額、投資分の譲渡 5. 契約当事者の権利及び義務 6. 技術移転 7. 基金の形成及び利用並びに利潤分配 8. 生産規模と資金、設備、資材、燃料、動力の所要量及びその保障条件、生産物処理方法 9. 出資分の償還又は利潤分配 10. 契約違反に対する責任及び免除条件並びに紛争解決 11. 契約内容の修正、補充、取消、保険、契約の効力 12. 解散及び清算 13. その他必要な内容
19	合作企業の定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業名、所在地 2. 合作当事者の氏名、住所 3. 企業の創設目的、業種、規模及び存続期間 4. 総投資額、登録資本、投資分、投資額、投資内容（貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウ）投資期間及び投資分の譲渡 5. 合作当事者の権利及び義務 6. 共同協議会の構成、任務及び運営方法 7. 企業の管理成員、その任務、企業の責任者及び従業員数（そのうち外国人数） 8. 生産及び販売並びに労働力管理並びに財政簿記及び財政検閲 9. 決算、基金の形成及び利用並びに投資分の償還又は利潤分配 10. 解散及び清算 11. 定款の修正、補充 12. その他必要な内容	17	合作企業の定款には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 企業の名称、所在地 2. 出資者名、所在地 3. 企業の組織目的、業種、経営活動範囲、規模、存続期間 4. 総投資額、投資段階及び機関、登録資本、出資分、出資免除、出資機関、出資分の譲渡 5. 共同協議機構の構成及びその任務並びに企業の責任者並びに従業員数及びその構成 6. 企業の機構並びに管理成員及びその任務並びに企業の責任者、従業員数及びその構成 7. 計画及び清算（営業を含む）組織、生産物処理、設備、原料、資材の購入 8. 財政簿記及び労働力管理 9. 決算及び出資分の償還又は利潤分配、基金の形成及び利用 10. 解散及び清算 11. 定款の修正補充 12. その他必要な内容
20	経済技術見積書には、次の各号に掲げる内容が含まれなければならない。 1. 総投資額、登録資本、投資比率、投資額及び投資方式並びに現物投資の明細 2. 建設物の延建坪、対象別建坪、建設投資額、建設期間、建設方式、建設位置、隣接との関係並びに既存の建物及び施設物の撤去費用 3. 指標別年間生産量、輸出費用、国内外市場の需要、販売（輸出）可能性、廃棄物の利用及び処理並びに外貨収支バランス 4. 労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水、ガス、蒸気の所要量及びその保障対策 5. 段階別に従う指標別予定収入、項目別原価、決算利潤、税金をはじめとする控除額、利潤分配、投資償還方式及び期間 6. 基本生産技術工程と技術経済的指標、新技術（工業所有権、著作所有権、ノー・ハウ）の内容並びに新技術の評価価格及び期間 7. 環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料 8. その他必要な内容 9. 総合的な分析評価内容	18	経済技術見積書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水の所要量及びその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な資料が含まれる。
21	合作企業の創設に対する審査承認は、政務院対外経済機関又は地帯当局（以下、政務院対外経済機関又は地帯当局を企業創設審査承認機関とする。）が行う。 政務院対外経済機関は、地帯外の合作対象、地帯内での総投資額2,000万ウォン以上となるインフラ建設対象とその他の対象の中で総投資額が1,000万ウォン以上となる合作対象を審査承認する。 地帯当局は、地帯内で総投資額2,000万ウォンまでのインフラ建設とその他の対象の中で1,000万ウォンまでの合作対象を審査承認する。	18	経済技術見積書には、投資関係、建設と関連した資料、生産及び生産物処理と関連した資料、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水の所要量及びその保障対策、段階別収益性見積資料、技術的分析資料、環境保護、労働安全及び衛生と関連した資料、その他必要な資料が含まれる。

旧条	旧条文	新条	新条文
22	<p>共和国側投資家は、外国側投資家と合作契約を締結した後、合作企業創設申請書を企業創設審査承認機関に提出しなければならない。</p> <p>合作企業創設申請書には、次の各号に掲げる内容を明らかにし、定款、合作契約書、経済技術見積書、合作当事者の取引銀行の信用確認資料を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業名、所在地 2. 合作当事者の氏名、住所 3. 企業の創設目的及び有益性 4. 総投資額、登録資本、投資分及び投資額並びに投資段階及び期間 5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日 6. 業種及び経営範囲 7. 生産能力及び生産物の輸出比率 8. 敷地面積及び位置 9. 年間予定利潤、分配及び投資分の償還 10. 管理機構成員及び従業員数（そのうち外国人数） 11. その他必要な事項 		
23	<p>地帯当局は、政務院対外経済機関の審査承認対象に属する合作企業創設申請書を受理した日から7日以内に、政務院対外経済機関に送付しなければならない。</p>		
24	<p>企業創設審査承認機関は、合作企業創設申請書を受理した後、関係機関に合作企業創設合意依頼書を送付し、次の各号に掲げる内容について合意しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画機関とは、総投資額、現物投資、生産及び生産物処理、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水、ガス、蒸気の所要量及びその保障対策並びに段階別収益性見積と関連した資料 2. 財政機関とは、総投資額、合作当事者の投資額並びに投資内容（現物、現金）及びその保障対策並びに投資償還及び利潤分配の方法と関連した資料 3. 科学技術行政機関とは、現物及び技術投資の技術分析、技術移転等の資料 4. 建設監督機関とは、建設と関連した所要条件、その保障対策等の資料 5. 国土管理機関とは、土地の賃貸及び利用と関連した資料 6. 環境保護機関とは、環境保護及び産業衛生と関連した資料 	19	<p>共和国側投資家は、合作企業創設合意依頼書を当該関係機関に送付し合意しなければならない。</p> <p>関係機関と合意する内容は以下の各号に掲げるとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家計画機関とは、総投資額、現物投資、生産及び生産物処理、労働力、資金、資材、原料、燃料、動力、用水、ガス、蒸気の所要量及びその保障対策並びに段階別収益性見積と関連した資料 2. 中央財政機関とは、総投資額、合作当事者の投資額並びに投資内容及びその保障対策並びに出資分の償還及び利潤分配方法と関連した資料 3. 中央科学機関とは、現物及び技術投資の技術分析、技術移転と関連した資料 4. その他の関係機関とは当該資料
25	<p>合作企業創設合意依頼書を受理した関係機関は、それを受理した日から15日以内に検討し、意見を明らかにした合意書を企業創設審査承認機関に送付しなければならない。当該期間内に、該当する合意書を送付しない場合には、合意したものと認定する。</p>	20	<p>合作企業創設合意依頼書を受理した当該機関は、それを15日以内に検討し、意見を明らかにした合意書を依頼者に送付しなければならない。</p> <p>中央貿易指導機関は、当該関係機関から合意結果を直接通知を受けることもできる。</p>
		21	<p>合作企業の創設に対する審査承認は、中央貿易指導機関が行う。</p>
		22	<p>共和国側投資家は、外国側投資家と合作契約を締結した後、合作企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p> <p>地帯に合作企業を創設しようとする場合は、羅先市人民委員会（以下、地帯管理機関とする。）の意見を聞いた後、合作企業創設申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p>
		23	<p>合作企業創設申請書には、以下の各号に掲げる内容を明らかにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の名称、所在地 2. 合作当事者名、所在地 3. 創設目的及び有益性 4. 総投資額、投資段階及び期間、登録資本、出資分及び出資額、出資期間 5. 契約日、企業の存続期間、操業予定日 6. 業種及び経営範囲 7. 口座を開設する銀行 8. 生産能力及び生産する製品の輸出比率 9. 敷地面積及び位置 10. 年間予定利潤、出資分の償還又は利潤分配 11. 管理機構及び従業員数 12. その他必要な内容 <p>合作企業創設申請書には合作契約書、企業の定款、経済技術見積文書、当該機関の合意文書、合作当事者の取引銀行信用確認資料等を文書を添付しなければならない。</p>
		24	<p>地帯管理機関は、地帯内にある共和国側投資家の企業創設申請書を受理した日から10日以内に検討した後、意見を付して中央貿易指導機関に提出しなければならない。</p>
26	<p>企業創設審査承認機関は、合作企業創設申請書を受理した日から50日以内に審議し、合作企業の創設を承認又は否決する決定を下した後、申請者に合作企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合作企業創設承認書には、合作企業名及び所在地、合作当事者の氏名、総投資額及び登録資本、当事者の投資分及び投資額、業種及び生産規模、従業員数（そのうち外国人数）、投資期間、合作期間、操業予定日、投資償還又は利潤分配の方法並びにその他必要な内容を明らかにしなければならない。</p>	25	<p>中央貿易指導機関は、合作企業創設申請書を受理した日から50日以内に審議し、企業創設を承認又は否決する決定を下した後、申請者に合作企業創設承認書又は否決通知書を送付しなければならない。</p> <p>合作企業創設承認書には、合作企業の名称及び所在地、合作当事者名、総投資額及び登録資本、合作当事者の投資額及び投資分、投資期間、企業の存続期間、操業予定日、業種及び経営範囲、管理機構及び従業員数、経営方式、その他必要な内容を明らかにしなければならない。</p> <p>否決通知書には、否決根拠、勧告する内容を明らかにしなければならない。</p>
		26	<p>合作当事者は、合作企業創設申請が承認された場合、当該法規に従い、企業創設承認文書に指摘された名称通りに企業の公印を組織し、登録した後、取引を行う当該銀行に口座を開設しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
27	共和国側投資家は、合作企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、企業所在地の道行政経済委員会又は地帯当局（以下、道行政経済委員会又は地帯当局を企業登録機関とする。）に合作企業登録申請書を提出し、企業を登録し、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業登録を行なった日が合作企業の創設日となり、合作企業は、この日から、共和国の法人となる。	27	共和国側投資家は、合作企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、当該道人民委員会（地帯では地帯管理機関）に合作企業登録申請書を提出し、企業を登録した後、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業登録を行なった日が合作企業の創設日となり、合作企業は、この日から、共和国の法人となる。
28	合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該財政機関（以下、税務機関とする。）に税務登録申請書を提出し、税務登録を行い、税務登録証の発給を受けなければならない。	28	合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税務機関に税務登録申請書を提出し、税務登録を行った後、税務登録証の発給を受けなければならない。
29	合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録申請書を提出し、税関登録を行なわなければならない。	29	合作企業は、企業を登録した日から20日以内に、当該税関に税関登録申請書を提出し、税関登録を行なわなければならない。
30	合作企業の管理成員は、他の機関又は企業の職務を兼任することができない。	30	合作企業の経営管理成員は、他の機関又は企業の職務を兼任することができない。 必要な場合には、中央貿易指導機関の承認を受けて、他の機関又は企業の成員が合作企業の経営管理成員となることもできる。
31	合作企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、合作企業の財政簿記文書を検閲し、検閲報告書を作成し、企業責任者に提出しなければならない。	31	合作企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、合作企業の財政簿記文書を検閲し、検閲報告書を作成し、企業責任者に提出しなければならない。
32	合作企業は、非常設的な共同協議会を運営することができる。 共同協議会は、議長一名と副議長一名を含む必要な数の成員で構成し、その数は、合作当事者が協議して定める。 共同協議会成員には、合作当事者及び企業責任者が含まなければならない。 議長と副議長は、合作当事者の一方が同時に引き受けることはできない。	32	合作企業は、非常設的な共同協議機構を運営することができる。 共同協議機構は、議長及び副議長1名、必要な数の成員で構成し、その数は、合作当事者が協議して定める。 共同協議機構成員には、合作当事者及び企業責任者が含まなければならない。 議長と副議長は、合作当事者の一方が同時に担当することはできない。
33	共同協議会は、合作当事者の合意により、必要とときごとに招集する。 会議の日時及び場所、討議案件は、企業責任者が会議招集30日前に、共同協議会に参加する成員に通知しなければならない。	33	共同協議機構は、合作当事者の合意により、必要とときごとに招集する。 会議の日時及び場所、討議案件は、企業責任者が会議招集30日前に、共同協議会に参加する成員に通知しなければならない。
34	共同協議会では、新技術の導入及び製品の質の向上、投資及び再投資、投資分の譲渡、登録資本の増加、業種の変更、存続期間の延長、企業の発展対策、年間経営活動計画等の合作企業の運営において提起される重要な問題を討議する。	34	共同協議機構では、登録資本の増加、業種変更、存続期間の延長、企業の発展対策、年間経営活動計画、新技術の導入及び製品の質の向上、投資及び再投資、投資分の譲渡等の合作企業の運営において提起される重要な問題を討議決定する。
35	合作当事者は、共同協議会で討議し、合意した問題を件別に契約し、又は合作契約書に付録として添付し履行しなければならない。	35	合作当事者は、共同協議機構で討議し、合意した問題を誠実に履行しなければならない。
第三章 投資		第三章 出資	
		36	合作当事者は、中央貿易指導機関が承認した合作契約文書に従い出資しなければならない。
36	合作企業への投資分は、合作当事者が合意し定めることができるが、外国側投資家は、投資資本の30%以上を投資しなければならない。	37	合作企業に出資する投資分は、合作当事者が合意し定めることができるが、外国側投資家は、投資資本の30%以上を投資しなければならない。
37	合作当事者は、貨幣財産、現物財産、工業所有権、著作権、ノー・ハウ等で投資することができる。	38	合作当事者は、貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウ（以下、工業所有権、ノー・ハウを技術とする。）、知的所有権等で出資することができる。
38	外国側投資家が投資する現物財産は、投資家の所有でありながら、合作企業に必要不可欠なものでなければならず、共和国領域内になく、又はあるとしても需要を充足できないものでなければならない。	39	外国側投資家が出資する現物財産は、投資家の所有であるものであるとともに、合作企業に必要不可欠なものでなければならず、共和国領域内にない、又はあったとしても需要を充足することができないものであるものでなければならない。
39	現物財産で投資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、価格、生産工場名及び会社名、現物財産を輸入する国名、その他必要な内容を明らかにした明細書並びに対外商品検査文書、該当する商品カタログ等が必要である。	41	現物財産で投資する場合には、現物財産名、規格、単位、数量、用途、価格、生産工場名及び会社名、現物財産を輸入する国名、その他必要な内容を明らかにした明細書並びに対外商品検査文書等がなければならない。
40	工業所有権、著作権、ノー・ハウは、次の各号に掲げる条件を満足させなければ投資することができない。 1. 新しい製品又は輸出品を生産することができ、又は現存生産設備と機械の性能を改造し、製品の質と生産性を高めることができない限りではない。 2. 原料、資材、労働力、燃料、動力を大幅に節約し、共和国の資源を合理的に利用することができない限りではない。 3. 労働安全を保障し、人の健康に有害であってはならない。	40	技術、知的所有権の出資は、次の各号に掲げる条件を満足させてはじめて行うことができる。 1. 新しい製品若しくは輸出品を生産することができ、又は現存生産設備と機械の性能を改造し、製品の質及び生産性を高めることができない限りではない。 2. 原料、資材、労働力、燃料、動力を大幅に節約し、共和国の資源を合理的に利用することができない限りではない。 3. 労働安全を保障し、環境を保護することができるものでなければならない。
41	工業所有権、著作権、ノー・ハウで投資する場合には、その名称と所有者名、実用価値、有効期間（ノー・ハウの有効期間は除く）等を明らかにした説明書、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等が必要である。	42	技術、知的所有権で出資する場合には、技術、知的所有権の名称及び所有者名、実用価値、有効期間（ノー・ハウの有効期間は除く）等を明らかにした説明書、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠等が必要である。
42	投資は、次の各号に掲げる通りに行なったときに認める。 1. 貨幣財産は、該当する金額を外貨管理機関と合意した銀行の口座に預け入れたとき 2. 不動産は、所有権又は利用権を企業に移転する手続を終了したとき 3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権移転手続を終了し、企業の構内に移動したとき 4. 工業所有権、著作権は、当該所有権証書を企業の管轄に引き渡したとき 5. ノー・ハウは、契約に定められた技術移転条件が実現されたとき	43	出資は、次の各号に掲げる通りに行なった場合に認める。 1. 貨幣財産は、該当する金額を取引銀行の口座に入れた場合 2. 不動産は、その所有権又は利用権を企業に移転する手続を終えた後、当該財産登録機関に登録した場合 3. 不動産以外の現物財産は、所有権又は利用権の移転手続を終了した後、企業の構内に移転した場合 4. 財産権は、当該所有権証書を企業に移転する手続が終了した場合 5. ノー・ハウは、契約に定めた技術移転条件が実現されたとき
43	現物財産と工業所有権、著作権、ノー・ハウの価格は、国際市場価格に準じて、合作当事者が協議して評価する。 現物財産、工業所有権、著作権、ノー・ハウの評価価格が、合作契約書又は定款に定められた投資義務額より少ない場合には、当該投資家がその差額だけ補充して投資しなければならない。	44	現物財産と技術、知的所有権の価格は、国際市場価格に準じて、合作当事者が協議して評価しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
		45	出資する時点で出資財産を価格で計算した出資総額が合作契約又は企業の定款に定められた投資義務額より少ない場合には、当該投資家はその差額だけ補充して出資しなければならない。
44	投資する財産の計算は、朝鮮ウォンで行う。 外貨を投資する場合には、口座に預け入れた日に貿易銀行が発表した為替相場に従い、朝鮮ウォンで計算する。	46	出資する財産の計算は、朝鮮ウォンで行う。 外貨を投資する場合には、取引銀行の口座に預け入れた日に貿易銀行機関が発表した当該為替相場に従い、朝鮮ウォンで計算する。
45	合作当事者は、企業登録証の発給を受けた日から90日以内に、投資義務額の15%を投資しなければならない。その他の投資は、合作企業創設承認書に定められた期間内に行わなければならない。	47	合作当事者は、出資を、企業創設承認書に定められた期間内に行わなければならない。
46	やむを得ない事情で投資を定められた期間内に行えない場合には、定められた投資期間が経過する1カ月前に、企業創設審査承認機関に投資期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 投資期間延長申請書には、当事者の氏名、住所、投資金額、投資期間、延長期間、延長根拠を明らかにし、相手方合作当事者の同意書を添付しなければならない。 投資期間は複数延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。	48	やむを得ない事情で投資を定められた期間内に行えない場合には、定められた投資期間が経過する1カ月前に、中央貿易指導機関に投資期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 投資期間延長申請書には、合作当事者名、所在地、出資金額、投資期間、延長期間、延長根拠を明らかにしなければならない。 投資期間は複数回延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。
47	投資を定められた期間内に終了できなかった場合、企業創設審査承認機関は、合作企業創設承認書を取り消すことができる。この場合、合作企業は、合作企業創設承認書を企業創設審査承認機関に返還し、企業登録、税務登録、税関登録の取消手続を行わなければならない。	49	中央貿易指導機関は、合作当事者が正当な理由なく出資を定められた期間内に行わなかった場合、合作企業創設承認を取消することができる。合作企業創設承認を取消した場合、中央貿易指導機関は、企業登録機関、財務機関及び当該機関にそれについて通知しなければならない。
48	合作当事者は、投資を定められた期間内に行わず、相手方合作当事者に損害を与えた場合及び契約義務を履行せず、企業を運営することができずに解散する場合、その損害に対する補償責任を負う。	50	出資を定められた期間内に行わず、損害を与えた場合には、合作相手方に損害を賠償しなければならない。
49	合作企業は、合作当事者が投資を終了した場合、投資確認書を簿記検証事務所の検証を受けて企業創設審査承認機関に提出し、投資家には投資証書を発給しなければならない。 投資証書には、投資家の氏名、投資金額、投資分、投資を受けた合作企業名と存続期間、登録日及び番号等を明らかにしなければならない。	51	合作企業は、合作当事者が段階別出資を終了した場合、当該検証機関の検証を受けた出資確認書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。出資者には出資証書を発給しなければならない。 出資証書には、出資者名、出資金額、投資分、存続期間、企業登録日及び番号等を明らかにしなければならない。
50	合作当事者は、自己の投資分の一部又は全部を第三者に譲渡（贈与、販売に限る）又は相続させることができる。 投資分を譲渡する場合には、相手方合作当事者の同意を得た後、企業創設審査承認機関の許可を得なければならない。 投資分を販売する場合には、同じ販売条件で相手方合作当事者が先ず購入する権利を有する。	52	合作当事者は、自己の出資分の一部又は全部を第三者に譲渡（贈与、販売に限る）し、又は相続させることができる。 投資分を譲渡する場合には、相手方合作当事者の同意を得た後、中央貿易指導機関の許可を得なければならない。 投資分を販売する場合には、同じ販売条件で相手方合作当事者が先ず購入する権利を有する。
51	合作企業の登録資本は、合作当事者が投資する金額の総額とする。 総投資額は、合作企業の流動資産と固定資産の総額とし、総投資額と登録資本の差額は、借入金により充当することができる。	53	合作企業の総投資額は、合作企業を創設し、運用するために必要な資金の総額である。 登録資本は合作当事者が中央貿易指導機関に登録した企業の自己資本であり、合作当事者が出資した金額の総額とする。 総投資額と登録資本の差額は、借入金により充当することができる。
52	登録資本は、増やすことはできるが、減らすことはできない。 登録資本を増やそうとする場合には、合作当事者が合意した後、企業創設審査承認機関に登録し本草申請書を提出し、承認を受けなければならない。 登録資本増加申請書には、企業の名称、総投資額、登録資本、登録資本の増加額と増加方法、増加根拠を明らかにし、合作当事者の合意書を添付しなければならない。	54	登録資本は増額することはできるが、減額することはできない。 登録資本を増額しようとする場合には、共同討議機構において討議決定した後、中央貿易指導機関の承認を得なければならない。
53	合作企業は、投資期間の延長、投資分の譲渡又は相続、登録資本の変更がある場合、当該事由が発生した日から7日以内に、変更登録を行わなければならない。	55	合作企業、出資期間の延長、出資分の譲渡又は相続、登録資本の変動がある場合、20日以内に当該機関に変更登録を行わなければならない。
第四章 経営活動		第四章 営業許可及び経営活動	
54	合作企業は、合作企業創設承認書に指摘された期間内に操業しなければならない。 やむを得ない事情で定められた期間内に操業することができない場合には、当該企業創設審査承認機関に操業期日延長申請書を提出し、操業期日延長の承認を受けなければならない。 操業期日延長申請書には、企業名、操業期日延長理由及び延長期日を明らかにし、根拠文書を添付しなければならない。	56	合作企業は、営業許可を受けてはじめて営業活動を行うことができる。
55	合作企業の操業期日は複数延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。 操業期日以内に操業できない場合、企業創設審査承認機関は、合作企業創設承認を取り消すことができる。 この場合、合作企業は、企業創設審査承認機関に合作企業創設承認書を返還し、当該登録機関に登録取消手続を行わなければならない。	57	営業許可は中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、営業許可機関とする）が行う。
56	合作企業は、営業許可証書がなければ営業活動を行うことができない。 営業許可証書は、合作企業創設承認書に明らかにされた操業予定日以内に、発給を受けなければならない。 営業許可証書の発給は、政務院対外経済機関又は地帯当局が行う。	58	営業許可は合作企業創設承認書に指摘された操業予定日までに受けなければならない。 営業許可を定められた期間内を受けることができない場合には、中央貿易指導機関に操業期日延長申請書を提出し、操業期日延長承認を受けなければならない。 合作企業の操業期日は複数延長することができるが、総延長期間は12カ月を超えることができない。

旧条	旧条文	新条	新条文
57	<p>営業許可証書は、次の各号に掲げる要求条件を備えなければ発給を受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建物を新築又は改築、拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。 2. 生産部門では、試運転を行なった後、試作品を生産しなければならない。 3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、サービス物資の購入等のサービス準備を終えなければならない。 4. 合作企業創設承認書に定められた投資を行わなければならない。 5. この他に営業活動に必要な準備を終えなければならない。 	59	<p>営業許可は、次の各号に掲げる条件を備えた場合に受けることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建物を新築又は改築、拡張する場合には、竣工検査に合格しなければならない。 2. 生産部門では、試運転を行なった後、試作品を生産しなければならない。 3. サービス部門では、当該設備及び施設を整え、サービス物資の購入等のサービス準備を終えなければならない。 4. 合作企業創設承認書に定められた投資を行わなければならない。 5. この他に営業活動に必要な準備を終えなければならない。
58	<p>営業準備を終えた合作企業は、竣工検査機関、簿記検証事務所、生産工程及び施設物の安全性、環境保護を検証する当該機関に、検査又は確認の依頼書を提出しなければならない。</p> <p>検査又は確認の依頼書を受理した当該機関は、定められた期間内に、依頼対象を検査又は確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査書又は確認書を発給しなければならない。</p>	60	<p>営業準備を終えた合作企業は、竣工検査機関及び当該機関に、検査又は確認と関連した依頼文書を提出しなければならない。</p> <p>検査、確認に関連した依頼文書を受理した当該機関は、定められた期間内に、依頼対象を検査、確認し、欠陥がある場合、それを是正させた後、該当する検査、確認文書を発給しなければならない。</p>
59	<p>営業許可証書の発給を受けようとする場合には、営業許可申請書を政務院対外経済機関又は地帯当局に提出しなければならない。</p> <p>営業許可申請書には、企業名、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績、業種等を明らかにし、見本としての試作品、当該機関の投資確認書、竣工検査書、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書、環境影響評価書、合作企業創設承認書写本等を添付しなければならない。</p>	61	<p>営業許可を受けようとする場合には、営業許可申請書を営業許可機関に提出しなければならない。</p> <p>営業許可申請書には、企業の名称、所在地、操業予定日、総投資額、登録資本、投資実績、業種等の内容を明らかにし、企業登録証、当該機関の投資確認書、竣工検査書、生産工程及び施設物の安全性を確認する文書、環境影響評価書、企業登録確認文書等の必要な文書、試作品見本等を添付しなければならない。</p>
60	<p>政務院対外経済機関又は地帯当局は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討し、営業許可書を発給し、又は否決しなければならない。</p> <p>営業許可証書を発給した場合には、当該税務機関にそれについて通知しなければならない。</p> <p>営業許可証書の発給を受けた日が、合作企業の操業日となる。</p>	62	<p>営業許可機関は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討し、営業許可書を発給し、又は否決しなければならない。</p> <p>合作企業は、営業許可証書が発給された場合、当該税務機関にそれについて通知しなければならない。</p> <p>営業許可証書の発給を受けた日が、合作企業の操業日となる。</p>
61	<p>合作企業は、許可を受けた業種の範囲内で営業を行わなければならない。</p> <p>業種を増やしたり、あるいは減らそうとする場合には、当該企業創設審査承認機関に業種変更申請書を提出しなければならない。</p> <p>業種変更申請書には、企業名、所在地、業種変更内容及理由を明らかにし、経済技術見解書と合作当事者の合意書を添付しなければならない。</p>	63	<p>合作企業は、許可を受けた業種の範囲内で営業を行わなければならない。</p> <p>業種を増やし、又は減らそうとする場合には、中央貿易指導機関に業種変更申請書を提出、承認を受けなければならない。</p> <p>業種変更申請書には、企業の名称、所在地、業種変更内容及理由を明らかにし、経済技術見解書及び合作当事者の合意文書等を添付しなければならない。</p>
62	<p>企業創設審査承認機関は、業種変更申請書を受理した日から20日以内に、それを審議し、承認又は否決を申請者に通知しなければならない。</p>	64	<p>中央貿易指導機関は、業種変更申請書を受理した日から20日以内に、それを審議し、申請者及び関係機関に業種変更承認文書を発給し、又は否決する通知を行わなければならない。</p>
63	<p>合作企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、監督機関、税務登録機関、税関に該当する変更事項の登録手続を行わなければならない。</p> <p>業種が変更された場合には、該当する手続を経て、営業許可証書の再発給を受けなければならない。</p>	65	<p>合作企業は、業種変更承認通知を受け取った日から5日以内に、営業許可証書の再発給を受けなければならない。</p>
		66	<p>合作企業は、企業の計画を中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に登録した後実行しなければならない。</p>
64	<p>合作企業は、企業創設と経営に必要な労働力、物資、技術、設備、電気等を共和国の当該機関、企業所から購入することができる。生産製品又は購入した物資を共和国の当該機関、企業所に販売することができる。この場合、購入と販売は当該機関、企業所の計画に合まれ、それらと需供給契約を締結しなければならない。</p> <p>需供給契約には、契約当事者の氏名、所在地、契約日、契約期間、契約対象及び数量、質、技術的要求、価格及び代金支払、引渡、契約履行保証、契約違反に対する責任、紛争解決等の内容を明らかにしなければならない。</p>	67	<p>合作企業は、生産及び経営に必要な労働力、物資、技術、設備、電力、用水等を共和国の当該機関、企業所から保障を受けようとし、又は生産した製品を共和国の当該機関、企業所に販売しようとする場合、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）が定めた手続に従い購入又は販売しなければならない。</p>
65	<p>機関、企業所は、合作企業と契約した労働力、物資、電気等を優先的に保障しなければならない。</p>	68	<p>機関、企業所は、合作企業と契約した労働力、物資、電気等を優先的に保障しなければならない。</p>
66	<p>合作企業は、直接又は共和国の貿易機関に委託して、企業創設と経営に必要な物資、技術（工業所有権、著作所有権、ノー・ハウ）を輸入し、又は生産製品と技術を輸出することができ、それを外国人投資企業に販売し、又は外国人投資企業から購入することができる。この場合、政務院対外経済機関又は地帯当局には物資の搬出入申請書、科学技術行政機関には技術の輸出入申請書を提出し、承認を受けなければならない。</p>	69	<p>合作企業は投資物資、生産及び経営に必要な物資、技術、著作所有権を外国から輸入し、又は生産製品及び技術を外国に輸出することができる。</p> <p>投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は外国に輸出しようとする場合には、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に搬出入承認申請書を、技術、著作所有権を外国から輸入し、又は外国に輸出しようとする場合には、輸出入許可申請書を当該中央機関（地帯では地帯管理機関）に提出し、承認を受けなければならない。</p>
67	<p>政務院対外経済機関又は地帯当局は、物資（生産製品を含む）の搬出入申請書を受理した日から3日（科学技術行政機関は技術の輸出入申請書を受理した日から30日以内に検討し、申請者に承認書を発給し、又は否決通知を送付しなければならない。</p>	70	<p>中央貿易指導機関は、物資の搬出入申請書を受理した日から3日（地帯では当日）当該中央機関は技術、著作所有権の輸出入申請書を受理した日から30日（地帯では7日）以内に検討した後、申請者に承認書を発給し、又は否決通知を行わなければならない。</p>
		71	<p>合作企業の投資物資、生産及び経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は生産した製品を外国に輸出する場合には開税を適用しない。</p>
68	<p>合作企業の生産用物資、生産製品、輸入商品、技術の輸出入価格及び国内購入価格は、国際市場価格に準じて、当事者の協議により定める。</p> <p>共和国領域内に販売する生産製品をはじめとするすべての物資及び技術の価格は、国家価格制定機関が定めた価格に準じる。</p>	72	<p>合作企業の生産用物資、生産製品、技術の輸出入価格は、国際市場価格に準じて、合作当事者が合意して定めなければならない。</p>
69	<p>合作企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入することができる。</p>	73	<p>合作企業は、経営用物資を共和国の商業機関から直接購入し、使用することができる。</p>
70	<p>合作企業は、機関、企業所、外国人投資企業と賃加工を行うことができる。この場合、賃加工契約を締結しなければならない。</p>	74	<p>合作企業は、共和国の機関、企業所に物資の賃加工を委託することができる。物資の賃加工を委託しようとする場合には、委託契約を締結しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
71	合作企業は、基本建設を直接担当し、又は建設企業に委託して行うことができる。建設企業に委託する場合には、当該法規に従い建設しなければならない。	75	合作企業は、基本建設を直接担当し、又は共和国の建設企業所に委託して行うことができる。 必要な場合には、国家建設監督機関の承認を受け、外国の建設企業に建設を委託することもできる。
72	合作企業は、外国側合作当事者の投資分として搬入する物資を対外商品検査機関（技術は科学技術検査機関）に依頼して、検査又は確認を受けなければならない。検査又は確認を行うのに必要な条件を保障しなければならない。	76	合作企業は、外国側合作当事者の投資分として搬入する物資を対外商品検査機関（技術は科学機関）に依頼して、検査又は確認を受けなければならない。検査又は確認を行うのに必要な条件は合作企業が保障しなければならない。
73	対外商品検査機関及び科学技術検査機関は、検査又は確認依頼書に従い、依頼対象を検査又は確認し、該当する証書を発給しなければならない。	77	対外商品検査機関及び科学機関は、検査又は確認に関連した依頼文書に従い、依頼対象を検査又は確認した後、該当する検査、確認文書を発給しなければならない。
74	合作企業は、人民生活に必要な製品を当該機関、企業所に朝鮮ウォンで販売することができる。この場合、得た朝鮮ウォンは、原料及び資材費、労働力費、対外事業費として使用し、あるいは税金、使用料の支払に使用することができる。		
75	合作企業従業員の労働報酬は、外国投資企業と関連した共和国の労働法規に従い支払う。	78	合作企業は従業員を共和国の労働力で採用しなければならない。 合作企業の従業員に対する労働報酬は、外国人投資企業と関連した共和国の労働法規に従い支払わなければならない。
76	合作企業は、外国の合作当事者の技術者又は第三国の技術者を採用して使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請書を政務院対外経済機関又は地帯当局に提出し、合意しなければならない。 外国人労働力採用申請書には、採用する技術者の氏名、性別、生年月日、国籍、民族別、採用根拠、採用期間、居住地、技術移転内容、技術移転期間、生活保障等の内容を明らかにしなければならない。	79	合作企業は、契約に定められた特殊な職種の技術者、技能工を外国の労働力で採用して使用することができる。この場合、外国人労働力採用申請書を中央貿易指導機関に提出し、合意を受けなければならない。 外国人労働力採用申請書には、採用する技術者、技能工の氏名、性別、生年月日、国籍、民族別、経歴、採用根拠、採用期間、居住地、技術移転内容及び期間、労賃基準及び生活保障等の内容を明らかにしなければならない。
77	合作企業の従業員は、共和国の当該法規に従い、労働保護、社会保障、社会保障の恵沢を受ける。	80	合作企業は、従業員に労働保護用具、作業必需品、栄養食料品等の労働保護物資を共和国の労働法規に定めた基準より低くならないように、自身で定め、適時に保障しなければならない。
78	合作企業の簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の簿記計算法規に従い行う。	81	合作企業の財政簿記計算は、外国人投資企業と関連した共和国の簿記計算法規に従い行わなければならない。
79	合作企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行う。 外国合作当事者の要求に従い計算された朝鮮ウォンは外貨で換算し、計算書類に記入することができる。この場合、朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、貿易銀行が定めた当該時期の外貨交換及び決済相場で行う。	82	合作企業の経営計算は、朝鮮ウォンで行わなければならない。 外国側投資家の要求がある場合には、計算された朝鮮ウォンを外貨に換算し、簿記文書に記入することができる。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、共和国の貿易銀行機関が発表した当該時期の外貨交換相場で行う。
80	合作企業の出資証書、年間決算報告文書、清算報告文書は、簿記検証事務所の検証を受けなければ効力がない。		
		83	合作企業は、固定資産を取得した日から1ヶ月以内に、中央貿易指導機関又は地帯管理機関（以下、固定資産登録機関とする）に登録しなければならない。
		84	合作企業は、登録された固定資産を廃棄、譲渡、抵当の目的とすることができる。 この場合、共同協議機関において討議決定し、又は合作当事者が合意した後5日以内に当該申請文書を作成し固定資産登録機関の合意を受けなければならない。 申請文書には、固定資産処理根拠、処理価格等の必要な内容を明らかにしなければならない。
81	合作企業は、固定資産管理、資材及び製品管理、財政管理を外国人投資企業と関連した当該法規に従い行わなければならない。		
82	合作企業は、固定資産減価償却費を別途に積み立て、固定資産を更新又は補修するために使用しなければならない。必要な場合、固定資産減価償却費は流動資金として使用することができるが、次の四半期に埋め合わせなければならない。	85	合作企業は、固定資産減価償却費を別途に積み立て、固定資産を更新又は補修するために使用しなければならない。 固定資産減価償却金は流動資金として使用することもできる。 固定資産減価償却金を流動資金として使用した場合には、次の四半期に埋め合わせなければならない。
		86	合作企業は、固定資産の在庫調べを年に1回以上行わなければならない。 固定資産の在庫調べをした場合には、固定資産在庫調べ報告文書を固定資産登録機関に提出しなければならない。
83	合作企業は、共和国の外貨管理と関連した法規に従い、外貨を利用しなければならない。	87	合作企業は、外貨の管理及び利用を共和国の外貨管理と関連した法規に従って行わなければならない。
84	合作企業に出資された朝鮮ウォンは、共和国領域内にある原料、資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、税金、使用料等の支出に使用することができる。	88	合作企業の出資分として出資された朝鮮ウォン又は中央貿易指導機関が定めた手続に従い合作企業で生産された製品を共和国の機関、企業所に販売して得た朝鮮ウォンは、共和国領域内にある原料、資材の購入費として使用し、又は労働力費、対外事業費、使用料等の支出に使用することができる。
85	合作企業は、廃棄物と副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に預け入れ、定められた項目にのみ使用することができる。	89	合作企業（地帯内の合作企業を除く）は、副産物を処理して得た朝鮮ウォンを取引銀行の口座に別途に預け入れ、定められた項目にのみ使用することができる。
		90	合作企業は、生産及び経営活動に必要な朝鮮ウォン口座及び外貨口座を共和国の外国為替銀行に置き利用しなければならない。
		91	合作企業の財政簿記文書は、共和国の当該法規に合わせて保管しなければならない。
86	合作企業は、自身で外貨収支バランスを図らなければならない。		
87	合作企業は、共和国の領域内にある保険企業の保険に加入しなければならない。	92	合作企業は、共和国の領域内にある保険企業の保険に加入しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
	第五章 決算及び投資分償還、利潤分配		第五章 決算及び償還並びに分配
88	<p>合作企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>合作企業を開始した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散した日までとする。</p>	93	<p>合作企業の決算年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>合作を開始した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、企業を解散した年の決算年度は、その年の1月1日から解散した日までとする。</p>
89	<p>合作企業は、経営活動に対する決算を、月別、四半期別、年度別に行う。</p> <p>年間決算は、翌年の二月以内に、総収入から原価とその他の支出、取引税を差し引いて決算利潤を確定する方法で行う。</p>	94	<p>合作企業は、経営活動に対する決算を、四半期別、年度別に行なわなければならない。</p> <p>年間決算は、総収入から原価及びその他の支出、取引税を差し引いて決算利潤を確定する方法で行う。</p>
90	<p>合作企業は、毎年年間決算利潤から5%を差し引いて、登録資本金の25%になるまで、予備基金として積み立てなければならない。</p> <p>予備基金は、合作企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすのに使用することができる。</p>	95	<p>合作企業は、登録資本金の25%に該当する金額になるまで、毎年得た決算利潤の5%に該当する金額を予備基金として積み立てなければならない。</p> <p>予備基金は、合作企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすことのみを使用することができる。</p>
91	<p>合作企業は、決算利潤の10%まで拡大再生産及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金を積み立て、拡大再生産及び技術発展基金は、自身の計画に従い使用し、賞金基金、文化厚生基金、養成基金は、当該財政機関と合意の下に使用しなければならない。</p>	96	<p>合作企業は、決算利潤の10%まで拡大再生産及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金、養成基金等の必要な基金を積み立て、拡大再生産及び技術発展基金は、自身の計画に従い使用しなければならない。</p>
92	<p>合作企業は、外国投資企業及び外国人の税金と関連した共和国の法規範に従い、該当する税金を納めなければならない。</p>	97	<p>合作企業は、外国投資企業及び外国人の税金と関連した共和国の法規範に従い、該当する税金を納付しなければならない。</p>
93	<p>共和国領域外に居住する共和国国籍を有した朝鮮同胞と行う地帯外の合作企業は、次の各号に掲げる通り、企業所得税の減免を受けることができる。</p> <p>1. 企業所得税率を20%とする。</p> <p>2. 生産部門では10年以上企業を運営する場合、利潤が生じた年から1年間免除し、次の2年間は50%の範囲で軽減することができる。</p> <p>3. 総投資額6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門に投資する場合、利潤が生じた年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲で軽減することができる。</p>		
94	<p>外国側合作当事者は、投資分で償還を受けるが、分配された資金の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。この場合、納付した企業所得税から再投資分に該当する所得税額の払戻しを受けることができる。</p>		
95	<p>企業所得税の減免を受けようとする場合又は再投資分に該当する所得税の返還を受けようとする場合には、企業創設審査承認機関の企業所得税減免若しくは返還対象確認書を添付した企業所得税若しくは返還申請書を当該税務機関に提出し、承認を受けなければならない。</p>		
96	<p>税務機関は、企業所得税減免又は返還申請書を受理した日から10日以内に検討し、承認又は否決する通知を申請者に送付しなければならない。</p> <p>企業所得税減免又は返還を承認する場合には、企業所得税減免又は返還承認書を発給しなければならない。企業所得税減免又は返還承認書には、所得税減免又は返還の対象と比率及び金額、期間等の必要な内容を明らかにしなければならない。</p>		
97	<p>企業所得税の減免の承認を受けた後10年以内に合作企業を解散する場合及び投資資本及び再投資資金を投資した日から5年以内に撤収する場合には、すでに減免した企業所得税額又は返還された企業所得税額を納めなければならない。</p>		
98	<p>外国側投資家の投資に対する償還及び利潤分配は、合作製品とすることを基本とし、合作契約に従い、その他のもので行うこともできる。</p>	98	<p>外国側投資家の投資分、償還及び利潤分配は、合作製品で行うことを基本とし、合作契約に従い、その他のもので行うこともできる。</p>
99	<p>合作企業の利潤は、合作契約に従い、償還又は分配義務を履行するのに先ず使用することができる。</p>		
100	<p>合作企業は、外国側投資家の持分を償還することにした場合、投資分を合作契約に従い償還しなければならない。</p>	99	<p>合作企業は、外国側投資家の持分を償還することにした場合、投資分を合作契約に従い償還しなければならない。</p>
101	<p>合作企業は、利潤を分配することにした場合、決算利潤から税金と基金を控除して残った利潤を、合作契約に従い分配しなければならない。</p>		
102	<p>投資分の償還又は利潤分配に対する年間総括は、年間決算文書を財政検閲員の検討と簿記検証事務所の検証を受けた後、決算年度が終了した翌年の2月末前に行なわなければならない。</p>		
103	<p>投資分償還又は利潤分配を製品で行う場合、その価格は国際市場価格に準じて、当事者が協議して定める。</p>	100	<p>投資分の償還又は利潤分配を製品で行う場合、その価格は国際市場価格に準じて当事者が合意して定める。</p>
		101	<p>合作企業の四半期及び年間決算文書は財政検閲員の検閲を受けなければならない。</p>
104	<p>合作企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年2月末までに、当該企業創設審査承認機関と税務機関に提出しなければならない。</p> <p>年間決算文書には、簿記検証事務所の検証報告書を添付しなければならない。</p>	102	<p>合作企業は、四半期決算文書を四半期が終了した翌月の15日以内に、年間決算文書を決算年度が終了した翌年2月末までに、中央貿易指導機関（地帯では地帯管理機関）に提出しなければならない。</p> <p>年間決算文書には、簿記検証機関の検証文書を添付しなければならない。</p>
		103	<p>合作当事者は、合作企業から得た利益金を合作企業に再投資することができる。</p>
105	<p>外国側合作当事者は、投資分の償還又は利潤分配で得た物資、資金とその他の合法的に得た所得を税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる。</p>	104	<p>外国側合作当事者は、投資分の償還又は利潤分配で得た物資、資金とその他の合法的に得た所得を税金なしに共和国領域外に持ち出すことができる。</p> <p>共和国領域外に外貨を送金しようとする場合には、送金申請文書を作成し、当該銀行に提出しなければならない。</p> <p>送金申請文書には、該当する内容を明らかにして、中央貿易指導機関の確認文書を添付しなければならない。</p>

旧条	旧条文	新条	新条文
	第六章 存続期間及び解散		第六章 存続期間及び解散
106	合作企業の存続期間は、合作企業創設承認書に定められた通りとし、企業を登録した日から計算する。	105	合作企業の存続期間は、合作企業創設承認書に定められた期間とする。存続期間の計算は、企業を登録した日から行う。
107	合作企業の存続期間は、当事者が協議して延長することができる。この場合、存続期間の終了6カ月前に、企業創設審査承認機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 存続期間延長申請書には、企業名及び所在地並びに延長期間及び根拠を明らかにし、当事者の合意書と経済技術見積書を添付しなければならない。	106	合作企業の存続期間は、合作当事者が協議して延長することができる。この場合、存続期間の終了6カ月前に、共同協議機構で討議決定し、又は合作当事者が合意した後、中央貿易指導機関に存続期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 存続期間延長申請書には、企業の名称及び所在地並びに延長期間及び根拠を明らかにした後、共同協議機構決定又は当事者の合意文書、経済技術見積文書等を添付しなければならない。
108	企業創設審査承認機関は、合作企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に、それを審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知書を送付しなければならない。	107	中央貿易指導機関は、合作企業の存続期間延長申請書を受理した日から30日以内に審査し、承認又は否決する決定を下した後、該当する通知文書を送付しなければならない。
109	合作企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、企業登録機関、税務機関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。 存続期間変更登録申請書には、企業名及び所在地、延長期日等を明らかにし、存続期間延長承認書を添付しなければならない。	108	合作企業は、存続期間延長承認通知書を受け取った日から20日以内に、企業登録機関、営業許可機関、税務機関、税関に存続期間変更登録申請書を提出しなければならない。 存続期間変更登録申請書には、企業の名称及び所在地、延長期間等を明らかにし、存続期間延長承認文書写本を添付しなければならない。
110	企業登録機関、税務登録機関は、合作企業の存続期間変更登録申請書に従い、該当する変更登録を行い、企業登録証、税務登録証、営業許可証を再発給しなければならない。	109	企業登録機関、営業許可機関、税務機関は、合作企業の存続期間変更登録申請書に従い、該当する変更登録を行った後、企業登録証、営業許可証、税務登録証を再発給しなければならない。
111	合作企業は、存続期間が終了すれば解散される。この場合、外国側当事者が投資した財産は、共和国側当事者の所有となる。	110	合作企業は、存続期間が終了すれば解散される。
112	合作企業は、存続期間の終了前にも、次の各号に掲げる場合に解散することができる。 1. 合作当事者が契約義務を履行しなかった場合又は不可抗力的事由により企業運営がそれ以上不可能な場合 2. 合作当事者が企業の解散に合意した場合 3. 企業が破産した場合又は合作承認若しくは企業登録が取り消された場合	111	合作企業は、存続期間の終了前にも、次の各号に掲げる場合に解散することができる。 1. 合作当事者が契約義務を履行しなかった場合又は支払能力がなく企業運営が不可能な場合 2. やむを得ない事情で企業を運営することができない場合 3. 共同協議機構で討議し、又は合作当事者が合意して企業の解散を決定した場合 4. 企業が破産した場合 5. その他合作企業と関連した法規範に重大に違反した場合
113	合作当事者が契約義務を履行しなかった場合、不可抗力的な事由により企業運営がそれ以上不可能な場合、合作当事者が企業解散に合意した場合には、企業創設審査承認機関に企業解散申請書を提出し、承認を受けなければならない。 企業解散申請書には、企業名、解散根拠と理由を明らかにし、それを確認することのできる文書を添付しなければならない。	112	合作当事者が契約義務を履行せず、又は支払能力がなく企業運営が不可能な場合、やむを得ない事情により企業を運営することができない場合、共同協議機構で討議し、又は合作当事者が合意して企業の解散を決定した場合には、企業解散申請書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。 企業解散申請書には、企業の名称、解散根拠を明らかにし、それを確認することのできる文書を添付しなければならない。
114	企業創設審査承認機関は、企業解散申請書を受理した日から10日以内に審査した後、承認又は否決する決定を下し、申請者に該当する通知書を送付しなければならない。	113	中央貿易指導機関は、企業解散申請書を受理した日から20日以内に審査した後、承認又は否決する決定を下し、申請者に該当する通知文書を送付しなければならない。
115	合作当事者は、合作企業の解散が承認された翌日から15日以内に、共同協議会を開き、清算委員会を組織しなければならない。 清算委員会委員には、企業責任者、債権者代表、簿記検証員、合作当事者又は財政検閲員を含まなければならない。	114	合作企業は、合作企業の解散が承認された翌日から15日以内に、共同協議機構で討議した後、清算委員会を組織しなければならない。 清算委員会委員には、企業責任者、債権者代表、合作当事者、その他必要な成員が含まなければならない。
116	合作企業が破産した場合又は合作企業の創設承認若しくは企業登録が取り消された場合には、裁判所又は企業創設審査承認機関が清算委員会を任命し、清算委員会を組織する。	115	合作企業が定められた期間内に清算委員会を組織しなかった場合、債権者は共和国の裁判機関に清算委員会を組織することを要求することができる。
		116	清算委員会を組織することに対する債権者の要求がある場合及び合作企業の破産を宣告した場合、裁判機関は清算員を任命した後、清算委員会を組織しなければならない。
117	清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。 1. 債権者会議を招集し、債権者代表を選出する。 2. 企業の財産と印章を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表と財産目録を作成する。 4. 企業財産に対する残存価値を朝鮮ウォンで評価する。 5. 終結できない当該業務を引き継ぎ、処理する。 6. 財政決算書と清算案を作成する。 7. 取引銀行、税務機関、企業登録機関に企業の解散について通知する。 8. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。 9. その他清算と関連して提起される問題を処理する。	117	清算委員会は、次の各号に掲げる任務と権限を有する。 1. 債権者会議を招集し、債権者代表を選出する。 2. 企業の財産と印章を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表と財産目録を作成する。 4. 企業財産に対する価値を再評価する。 5. 終結できない当該業務を引き継ぎ、処理する。 6. 清算案を作成する。 7. 取引銀行、企業登録機関、税務機関に企業の解散について通知する。 8. 税金を納め、債権債務を清算し、残った財産を処理する。 9. その他清算と関連して提起される問題を処理する。
118	清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権者及び債務者に企業の清算について通知し、公示しなければならない。	118	清算委員会は、組織された日から10日以内に、債権者及び債務者に企業の解散について通知しなければならない。
119	合作企業に対する債権者は、清算通知を受け取った日から30日（清算通知を受け取れなかった場合、清算公示を行なった日から90日）以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。 清算請求書には、債権者の氏名並びに債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。	119	債権者は、解散通知を受け取った日から30日以内に、債権請求書を清算委員会に提出しなければならない。 清算請求書には、債権者名並びに債権の内容及び根拠を明らかにし、該当する確認文書を添付しなければならない。
120	清算委員会は、債権請求書を受理した順から登録し、清算案を作成し、企業創設審査承認機関又は裁判所の確認を受けなければならない。	120	清算委員会は、債権請求書を受理した順から登録し債権を登録し、清算案に従って債権者の債権を処理しなくてはならない。 清算案は、企業を解散させた共同協議機構又は中央貿易指導機関（企業の破産を宣告した場合には裁判機関）の合意を受けなくてはならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
121	<p>合作企業の清算財産は、清算費用、清算委員会委員の報酬、従業員の労働報酬、税金、企業の債務の順で処理し、残った財産は合作契約に従い処理しなければならない。</p> <p>残った財産により外国側当事者の投資分をすべて償還することができない場合には、共和国側当事者がそれを最後まで償還する責任を負う。</p>	121	<p>合作企業の清算財産は、清算事業と関連した費用、税金、従業員の労働報酬、企業の債務の順で処理し、残った財産は合作契約に従い処理しなければならない。</p>
122	<p>合作当事者が組織した清算委員会は、清算財産が債務より少ない場合、裁判所に企業の破産を提起しなければならない。</p> <p>裁判所の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に移さなければならない。</p>	122	<p>清算委員会（裁判機関が組織した清算委員会は除く）は、清算財産が債務より少ない場合、裁判所に企業の破産を提起しなければならない。</p> <p>裁判所の判決により破産が宣告された場合には、清算事業を裁判所に移さなければならない。</p>
123	<p>清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業の終了日から10日以内に、清算報告書を作成し、企業創設審査承認機関に提出しなければならない。</p> <p>破産による清算である場合には、裁判所にも清算報告書を提出しなければならない。</p>	123	<p>清算委員会は、清算事業が終了した場合、清算事業の終了日から10日以内に、清算報告書を作成し、中央貿易指導機関（企業の破産による清算である場合には裁判機関）に提出しなければならない。</p>
124	<p>清算委員会は、清算事業の終了次第、企業登録証と営業許可証、税務登録証を当該機関に返還し、取引銀行に企業口座取消申請を提出し、企業の解散を公示しなければならない。</p>	124	<p>清算委員会は、清算事業の終了次第、企業登録証、営業許可証及び税務登録証を当該機関に返還すると共に、取引銀行に企業口座取消申請を提出しなければならない。</p>
		125	<p>企業登録機関及び当該機関は、解散された合作企業を登録から削除しなければならない。</p>
125	<p>清算委員会委員は、清算事業の結果について法的な責任を負う。</p>	126	<p>清算委員会委員は、清算事業の結果について、中央貿易指導機関又は当該裁判機関の前に責任を負う。</p>
126	<p>合作企業の文書は、文書の重要性に従い、5年、10年、20年、永久保存する。</p>		
第七章 監督統制及び紛争解決		第七章 紛争解決及び監督統制	
127	<p>政院対外経済機関、企業登録機関は、合作と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制する。</p> <p>税務機関は、必要な場合、合作企業の財政簿記文書を検閲することができる。</p> <p>共和国側投資家の上級機関は、合作企業に対する技術実務の指導と統制を行う。</p>	129	<p>中央貿易指導機関（地帯内では地帯管理機関）は、合作と関連した法規範の遵守状況を日常的に監督統制しなければならない。</p> <p>税務機関は、必要な場合、合作企業の財政簿記文書及び現物を検閲することができる。</p>
128	<p>合作企業が次の各号に掲げる行為を行なった場合には、それを是正させ、程度に従い、1万～10万ウォンの罰金を支払わせ、情状により、一定期間、営業を中止させ、又は合作企業の創設若しくは企業登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合作企業創設申請書、企業登録文書、税務文書、税関手続文書、財政簿記文書を事実と合わずに作成提出した場合 2. 定められた財政簿記文書以外の異なる財政簿記文書を所有した場合 3. 基金を定められた通りに積み立てなかった場合 4. 登録された企業の名称ではない異なる名称で活動する場合 5. 変更事項を定められた期間内に登録しなかった場合 6. 承認なく支社を設けた場合又は登録資本を減らした場合若しくは定款を改正した場合 7. 合作契約に反して投資償還を行なった場合又は利潤を分配した場合 8. 承認された業種以外の営業を行なった場合 9. 企業の清算について、債権者に通知しなかった場合 10. 承認なく6カ月以上、営業を中止した場合 		
129	<p>次の各号に掲げる違反行為を行なった者には、罰金を課すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資する現物財産の価格と質、数量を合作契約と異なって騙して投資した場合、契約価格から評価価格を差し引いた価格の5倍に該当する金額 2. 清算委員会委員が職権を濫用して不法に収入を得た場合又は企業の財産に損失を及ぼした場合には、その所得額又は損害額の1～5倍に該当する金額 3. 虚偽の財産評価、簿記検証を行なった場合には、その所得額の2～5倍に該当する金額 4. 企業創設後、投資した財産を当事者に通知しないで引き出した場合には、それを是正させ、引き出した財産の10～20%に該当する金額 5. 企業の財産を個人の口座に預金した場合には、それを是正させ、その金額の2～5倍に該当する金額 		
130	<p>本規定に反した行為が重大な場合には、行政的又は刑事的責任を負う。</p>	130	<p>本規定に違反した場合には、程度により営業中止、没収、企業登録の取消、罰金適用等の制裁を与え、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。</p>
131	<p>外国側当事者は、合作企業と関連した当該職員の行為について意見がある場合、当該機関に申訴、請願を行うことができる。</p> <p>申訴、請願を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に、審議処理しなければならない。</p>	127	<p>合作企業と関連して意見がある場合には、申訴を行うことができる。</p> <p>申訴は受理した日から30日以内に処理しなければならない。</p>
132	<p>合作企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。</p> <p>協議の方法で解決することができない紛争問題は、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決しなければならない。</p>	128	<p>合作企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。</p> <p>協議の方法で解決することができない紛争事件は、共和国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決する。</p> <p>合作当事者間の合意がある場合には、紛争事件を第三国の仲裁機関に提起して解決することもできる。</p>

2. 外国人企業法施行規定

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 一般規定		第一章 一般規定	
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法』を正確に執行するために制定する。	1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法』を正確に執行するために制定する。
2	外国投資家（以下、投資家とする。）は、自由経済貿易地帯（以下、地帯とする。）内に、外国人企業を創設し、運営することができる。 外国人企業は、投資家が資本を単独で投資し、創設し、経営活動を独自に行う企業である。 共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、地帯内に外国人企業を創設運営することができる。	2	外国投資家（以下、投資家とする。）は、羅先経済貿易地帯（以下、地帯とする。）内に、外国人企業を創設し、運営することができる。海外朝鮮同胞も、本規定に従い、企業を創設することができる。
3	外国人企業は、共和国の法人となり、共和国の法的保護を受ける。 投資家及び外国人企業は、共和国の法及び規定を尊重し、それを徹底して守らなければならない。	3	外国人企業は、投資家が企業設立に必要な資本の全部を投資して創設し、独自に経営活動を行う企業である。
4	外国人企業の創設及び運営は、本規定に従う。 本規定に規制されていない事項は、共和国の当該法及び規定に従う。	4	外国人企業の合法的な活動は共和国の法的な保護を受ける。外国人企業は共和国の法及び規定を尊重し、徹底的に守らなければならない。
5	外国人企業は、原則的に朝鮮民主主義人民共和国保険機関の保険に加入しなければならない。	5	外国人企業は、原則的に国内保険機関の保険に加入しなければならない。
6	外国人企業は、財政簿記文書及び共和国の機関、企業所に提出する文書を朝鮮語で作成し、外国語で作成した場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。	6	外国人企業は、財政簿記文書及び共和国の機関、企業所、団体（以下、機関、企業所とする。）に提出する文書を朝鮮語で作成しなければならない。 外国人企業の文書を外国語で作成した場合には、朝鮮語による翻訳文を添付しなければならない。
		7	外国人企業と関連した事業の統一的な掌握及び指導は、羅先市人民委員会（以下、地帯管理機関とする。）を通じて中央貿易指導機関が行う。
		8	外国人企業の創設及び運営は、本規定に従い行う。本規定に規定されていない事項は共和国の当該法規に従う。
第二章 外国人企業の創設		第二章 外国人企業の創設	
7	投資家は、次の各号に掲げる部門に、外国人企業を創設することができる。 1. 電子工業、自動化工業、機械製作工業、動力工業部門 2. 食料加工工業、被服加工工業、日用品工業部門 3. 建材工業、製薬工業、化学工業部門 4. 建設、運輸及びサービス部門 5. その他の必要な部門	9	外国人企業を創設することができる部門は、次の各号に掲げる通りである。 1. 電子工業、自動化工業、機械製作工業、動力工業部門 2. 食料加工工業、被服加工工業、日用品工業部門 3. 建材工業、製薬工業、化学工業部門 4. 建設、運輸及びサービス部門 5. その他の必要な部門
8	外国人企業は、次の各号に掲げる条件の中でいずれか一つでも満足させることができなければ、創設することができない。 1. 先端技術をはじめとする現代的な技術及び最新設備で装備されなければならない。 2. 国際市場で競争力が強い輸出品を生産することができなければならない。 3. 生産製品の質を世界的水準に高めることができなければならない。	10	外国人企業は、次の各号に掲げる条件の中でいずれか一つでも満足させることができなければ、創設することができない。 1. 先端技術をはじめとする現代的な技術及び最新設備で装備されなければならない。 2. 国際市場で競争力が強い輸出品を生産することができなければならない。 3. 生産製品の質を世界的水準に高めることができなければならない。
9	次の各号に掲げる場合には、外国人企業の創設を承認しない。 1. 共和国の安全に危険又は支障を及ぼすおそれのある場合 2. 人民の健康保護、国土及び資源に被害を与えるおそれのある場合 3. 設備及び生産工程が経済技術的に立ち遅れている場合 4. 生産製品の国の内外における需要がない場合又は少ない場合 5. 業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわない場合又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合	11	次の各号に掲げる場合には、外国人企業の創設を承認しない。 1. 国の安全に危険又は支障を及ぼすおそれのある場合 2. 人民の健康保護並びに国土及び資源に被害を与えるおそれのある場合 3. 設備及び生産工程が経済技術的に立ち遅れている場合 4. 生産製品の国の内外における需要がない又は少ない場合 5. 業種及び経営方法が人民の健全な思想感情及び生活気風にそぐわない場合又は否定的影響を及ぼすおそれのある場合
10	次の各号に掲げる部門には、外国人企業を創設することができない。 1. 出版、報道、放送部門 2. 通信部門 3. その他に、国家が外国人企業の創設を禁止した部門	12	次の各号に掲げる部門には、外国人企業を創設することができない。 1. 出版、報道、放送部門 2. 通信部門 3. その他に、国家が外国人企業の創設を禁止した部門
11	投資家は、外国人企業の創設のための手続を直接又は代理人を通じて行うことができる。	13	投資家は、外国人企業の創設のための手続を直接又は代理人を通じて行うことができる。
12	外国人企業を創設しようとする投資家は、外国人企業創設申請書を道行政経済委員会（以下、地帯当局とする。）に提出しなければならない。 申請書には、投資家の氏名、住所、職務、外国人企業責任者の氏名、国籍、職務、外国人企業の名称、業種、生産品種及び規模、総投資額、登録資本、取引銀行、投資方式及び期間、主要生産、技術工程資料、生産製品の実現対象市場及び実現方式、企業の機構、従業員数及び労働力採用と関連した資料、建設敷地面積及び希望する位置、用水、動力及び原資材所要量、年度別生産計画、経営期間、その他に必要な内容を明らかにし、定款、経済見積書、投資家に対する証明文書、投資する機械設備及び資材明細、投資する工業所有権、ノー・ハウ及びそれに対する説明書、投資家の資本信用確認書、その他必要な文書を添付しなければならない。	14	外国人企業を創設しようとする場合には、外国人企業創設申請書を地帯管理機関に提出し計画、財政、科学技術、国土環境保護、建設等の当該部門の内容を合意した後、地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関に提出しなければならない。 外国人企業創設申請書には、投資家名、創設しようとする外国人企業の名称、責任者名（国籍、民族別、職務）、業種、生産品種及び規模、総投資額、登録資本、口座を開設する銀行、投資方式及び期間、主要生産及び技術工程資料、生産製品の実現市場及び実現方式、企業の機構、従業員数及び労働力採用と関連した資料、建設敷地面積及び希望する位置、用水、動力及び原資材所要量、年度別生産計画、経営期間、操業予定日、その他に必要な内容を明らかにした後、企業の定款、経済見積文書、投資家と関連した証明文書、投資する機械設備及び資材明細、投資する工業所有権、ノー・ハウ及びそれに対する説明文書、投資家の資本信用確認文書等を添付しなければならない。
13	外国人企業の定款には、企業名、住所、企業の創設目的、経営範囲、生産規模、総投資額、登録資本、投資方式及び期間、企業の機構及びその職能、理事長、社長、簿記長、財政検閲員の任務及び権限、経営期間、解散及び清算、定款の修正手続、その他必要な内容を含まなければならない。	15	外国人企業の定款には、企業の名称、所在地、企業の創設目的、経営範囲、生産規模、総投資額、登録資本、投資方式及び期間、企業の機構及びその職能（理事長、社長、財政簿記責任者、財政検閲員の任務及び権限）、経営期間、解散及び清算、定款の修正手続、その他必要な内容を含まなければならない。
14	外国人企業の定款は、企業創設を審査承認した機関の承認を受けなければ、その効力はない。		

旧条	旧条文	新条	新条文
15	外国人企業の経済見積書には、企業名、総投資額及び登録資本、投資計画、生産計画と関連した資料、主要生産工程設備の技術及び有利性分析資料、建築工事と関連した資料、主要原資材の品種及び所要量、生産製品の販売と関連した資料、従業員の採用及び技術人員養成計画、段階別収益性見積資料、その他必要な資料を含めなければならない。	16	外国人企業の経済見積書には、企業名、総投資額及び登録資本、投資計画、生産計画と関連した資料、主要生産工程設備の技術及び有利性分析資料、建築工事と関連した資料、主要原資材の品種及び所要量、生産製品の販売と関連した資料、従業員の採用及び技術人員養成計画、段階別収益性見積資料、その他必要な資料を含めなければならない。
16	投資する機械設備及び資材明細には、機械設備及び資材の名称、規格、単位、数量、用途、単価、総額、生産工場及び会社名、輸入する国名、その他必要な内容を明らかにし、機械設備と関連した商品案内書を添付しなければならない。	17	投資する機械設備及び資材明細には、機械設備及び資材の名称、規格、用途、単位、数量、単価、総額、生産工場及び会社名、輸入する国名、その他必要な内容を明らかにしなければならない。
17	投資する工業所有権、ノ－ハウの説明書には、工業所有権及びノ－ハウの名称、所有者名、実用価値、有効期間、企業所、団体等を明らかにし、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠、工業所有権証書写本等を添付しなければならない。	18	投資する工業所有権、ノ－ハウの説明書には、工業所有権及びノ－ハウの名称、所有者名、実用価値、有効期間等を明らかにし、技術文献、図面、操作指導書等の技術資料、評価価格の計算根拠、工業所有権証書写本等を添付しなければならない。
18	外国人企業創設のための審査承認は、政務院対外経済機関が行う。 政務院対外経済機関には、対外経済委員会(以下、対外経済機関とする。)と地帯当局が含まれる。 対外経済機関は、総投資額2,000万ウォン以上のインフラ建設対象及びインフラ建設対象外の対象の中で総投資額1,000万ウォン以上の対象を審査承認する。 地帯当局は、総投資額2,000万ウォンまでのインフラ建設対象及びインフラ建設対象外の対象の中で総投資額1,000万ウォンまでの対象を審査承認する。 投資規模が小さい対象であるとしても、対象の重要性に従い、対外経済機関が審査承認することができる。	19	外国人企業創設のための審査承認は、中央貿易指導機関が行う。
19	地帯当局は、対外経済機関が審査承認する対象の外国人企業創設申請書を受理した日から10日以内に、申請書に意見を付して、対外経済機関に提出しなければならない。	20	地帯管理機関は、外国人企業創設申請書を受理した日から10日以内に、意見を付して、中央貿易指導機関に提出しなければならない。
20	対外経済機関及び地帯当局(以下、審査承認機関とする。)は、外国人企業創設申請書を受理した日から80日以内に、関係機関と協議し、審議した後、外国人企業創設承認書又は否決通知書を申請者に送付しなければならない。	21	中央貿易指導機関は、外国人企業創設申請書を受理した日から80日以内に、審議した後、外国人企業の創設承認又は否決通知書を、地帯管理機関を通じて申請者に送付しなければならない。
		22	外国人企業の創設が承認された場合には、該当する法規範に従い、企業創設承認文書に指摘された銀行に必要な口座を開設し、企業の公印を作り公印登録を行わなければならない。
21	投資家は、外国人企業創設承認書を受け取った日から30日以内に、地帯当局に企業を登録し、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業を登録しようとする場合には、企業登録申請書を提出しなければならない。 企業登録申請書には、投資家の氏名、住所、国籍、職務、外国人企業の名称、住所、外国人企業の責任者の氏名、国籍、職務、住所、総投資額及び登録資本、操業予定日、その他必要な内容を明らかにし、外国人企業創設承認書写本を添付しなければならない。 企業を登録した日が外国人企業創設日となり、この日から外国人企業は、共和国の法人となる。	23	外国人企業は、外国人企業創設承認文書を受け取った日から30日以内に、地帯管理機関に企業を登録し、企業登録証の発給を受けなければならない。 企業を登録した日が外国人企業創設日となり、この日から外国人企業は、共和国の法人となる。
22	外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した法及び規定に従い、企業所在地の財政機関に税務登録を行わなければならない。	24	外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に、地帯税務機関に税務登録を行わなければならない。
23	外国人企業は、地帯又は外国にその支社、代表部、代理店、出張所等を設け、あるいは子会社を設立することができる。また、共和国の機関、企業所又は外国の会社と企業を連合することもできる。 支社、代表部、代理店、出張所、子会社等を設立しようとする場合又は企業を連合しようとする場合には、当該審査承認機関の承認を受けなければならない。	25	外国人企業は、内閣の承認の下に共和国又は外国にその支社、代理店、出張所等を設け、又は子会社を設立することができる。また、外国の会社と企業を連合することができる。
24	外国人企業は、必要な建設を共和国の当該建設機関に委託して行うことができる。	26	投資家は外国人企業を創設するのに必要な建設を共和国の当該建設機関に委託して行うことができる。
第三章 投資手続及び方法		第三章 投資手続及び方法	
25	外国人企業は、総投資額の規模に従い、定められた登録資本を投資しなければならない。 総投資額は、外国人企業の固定資産及び流動資産の総額である。 登録資本は、総投資額の中で地帯に登録した資本の総額である。	27	外国人企業は、企業創設承認文書に定められたところに従い投資しなければならない。
26	登録資本の規模は、次の各号に掲げる通りに定めなければならない。 1. 総投資額600万ウォンまでは、総投資額の65%以上 2. 総投資額600万ウォン以上から2,000万ウォンまでは、総投資額の45% (その中で、総投資額900万ウォンまでは410万ウォン) 以上 3. 総投資額2,000万ウォン以上から6,000万ウォンまでは、総投資額の35% (その中で、総投資額が2,700万ウォンまでは950万ウォン) 以上 4. 総投資額6,000万ウォン以上は、総投資額の30% (その中で、総投資額が7,700万ウォンまでは2,600万ウォン) 以上	28	登録資本の規模は、次の各号に掲げる通りに定めなければならない。 1. 総投資額600万ウォンまでは、総投資額の65%以上 2. 総投資額600万ウォン以上から2,000万ウォンまでは、総投資額の45% (その中で、総投資額900万ウォンまでは410万ウォン) 以上 3. 総投資額2,000万ウォン以上から6,000万ウォンまでは、総投資額の35% (その中で、総投資額が2,700万ウォンまでは950万ウォン) 以上 4. 総投資額6,000万ウォン以上は、総投資額の30% (その中で、総投資額が7,700万ウォンまでは2,600万ウォン) 以上
		29	登録資本は定められた期間内に投資しなければならない。 定められた期間内に投資することができない場合には、中央貿易指導機関に提起して出資期間延長承認を受けなければならない。
27	外国人企業は、登録資本を増やすことも、他人に譲渡することもできる。 登録資本を増やす場合又は他人に譲渡しようとする場合には、審査承認機関の承認を受け、承認されたところに従い、地帯当局に変更登録を行わなければならない。 外国人企業は、登録資本を減らすことはできない。	30	外国人企業は、登録資本を増やすことはできるが、減らすことはできない。 登録資本を増やす場合には、当該機関に変更登録を行わなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
		31	外国人企業は企業を他人に譲渡することができる。 企業を譲渡しようとする場合には、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。
28	投資は、貨幣財産、現物財産、ノー・ハウ、工業所有権等で行うことができる。この場合現物財産、ノー・ハウ、工業所有権の価格は、投資家が当該時期の国際市場価格に準じて定めた後、審査承認機関の承認を受けなければならない。	32	投資は、貨幣財産、現物財産、ノー・ハウ、工業所有権等で行うことができる。
		33	投資する現物財産、工業所有権、ノー・ハウの価格は、外国人企業が当該時期の国際市場価格に準じて定めなければならない。
29	投資する現物財産、工業所有権、ノー・ハウ等は、次の各号に掲げる条件に合致しなければならない。 1. 投資家の所有権に属したものでなければならない。 2. 競争力が強い輸出品を生産することができるものでなければならない。 3. 工業所有権及びノー・ハウの評価額が登録資本の20%を超過してはならない。	34	投資する現物財産、工業所有権、ノー・ハウ等は、次の各号に掲げる条件に合致しなければならない。 1. 投資家の所有権又は利用権に属したものでなければならない。 2. 競争力が強い輸出品を生産することができるものでなければならない。 3. 工業所有権及びノー・ハウの評価額が登録資本の20%を超過してはならない。
30	外国人企業は、投資分として搬入する機械設備を対外商品検査機関に依頼して検査を受けなければならない。 対外商品検査機関は、検査依頼書に従い、技術設備を検査し、検査証を発給しなければならない。 外国人企業は、対外商品検査機関が機械設備を検査するうえで必要な条件を保障しなければならない。	35	投資分として搬入する現物財産は対外商品検査機関（技術は科学機関）に依頼して検査を受けなければならない。 検査機関は、検査依頼文書に従い、現物財産又は技術を検査した後、検査証を発給しなければならない。 現物財産又は技術を検査することについて必要な条件は、投資家又は外国人企業が保障しなければならない。
31	投資家は、登録資本の投資を次の各号に掲げる期間内に行なわなければならない。 1. 投資を一度に行う場合には、企業登録証を受け取った日から6カ月以内に行なわなければならない。 2. 投資を数度に分けて行う場合には、企業登録証を受け取った日から2年以内に行なわなければならない。最初の投資は、企業登録証を受け取った日から90日以内に、登録資本の15%以上になるように行なわなければならない。最初の投資が終了した後の次の投資は、外国人企業創設申請書に指摘された期間内に行なわなければならない。 3. 定められた期間内に一度に投資しなかった場合又は最初の投資が行なわれなかった場合、次回の投資期間が終了した日から30日が経過しても投資しない場合、外国人企業創設承認書及び企業登録証は、自動的に効力を失う。この場合、外国人企業は、地帯財政機関の税務登録取消確認書及び企業登録証を地帯当局に返還し、企業登録取消を行なわなければならない。		
32	投資家は、登録資本の投資を定められた期間内に行うことができない場合、審査承認機関に提起し、投資期間延長の承認を受けなければならない。		
33	外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤の一部又は全部を再投資することができる。この場合、インフラ建設対象については、再投資分に該当する所得税額の全額を、その他の対象については、再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。 再投資したときから5年以内に、再投資した資本を撤収する場合には、返還を受けた所得税額を再び納めなければならない。	36	外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤の一部又は全部を再投資することができる。 インフラ建設対象については、再投資分に該当する所得税額の全額を、その他の対象については、再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。 再投資したときから5年以内に、再投資した資本を撤収する場合には、返還を受けた所得税額を再び納めなければならない。
34	外国人企業は、登録資本を投資する度に、投資検証報告書を審査承認機関に提出しなければならない。 投資検証報告書は、簿記検証事務所が発給する。	37	外国人企業は、登録資本を投資する度に、当該検証機関が発給した投資確認文書を中央貿易指導機関に提出しなければならない。 投資確認文書には投資検証報告文書が添付されなければならない。
第四章 生産及び流通		第四章 生産及び流通	
		38	外国人企業は、営業許可証をもってはじめて、営業活動を行うことができる。 営業許可は、地帯管理機関が行う。
		39	営業許可は、企業創設承認文書に定められた操業予定日までに受けなければならない。やむを得ない事情で営業許可を操業予定日までに受けることができない場合には、中央貿易指導機関に提起して創業期日延期承認を受けなければならない。
35	外国人企業は、営業許可証をもたなければ、営業活動を行うことができない。 営業許可証は、企業登録申請書に明らかにした操業予定日以内に、発給を受けなければならない。 営業許可証は、地帯当局が発給する。 営業許可を受けようとする場合には、地帯当局に営業許可申請書を提出しなければならない。 営業許可申請書には、該当する内容を明らかにし、投資を確認した簿記検証事務所の投資検証報告書、生産工程及び施設物の安全性及び環境保護を保障する当該機関の確認文書、生産した試作品の見本を添付しなければならない。 地帯当局は、営業許可申請書を受理した日から15日以内に検討し、営業許可証を発給し、又は否決しなければならない。	40	営業許可を受けようとする場合には、地帯管理機関に営業許可申請文書を提出しなければならない。 営業許可申請文書には、該当する内容を明らかにした後、投資を確認した検証機関の投資確認文書、生産工程及び施設物の安全性及び環境保護を保障する当該機関の確認文書、生産した試作品の見本等を添付しなければならない。
		41	地帯管理機関は、営業許可申請文書を受理した日から15日以内に検討した後、営業許可を行い、又は否決しなければならない。 営業許可を行った場合には、営業許可証を発給した後、その状況を中央貿易指導機関に通知しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
36	経営活動は、承認された定款の範囲で行なわなければならない。 外国人企業は、生産及び輸出入計画を自ら作成し、地帯当局に登録しなければならない。	42	外国人企業の経営活動は、企業創設承認文書に定めた業種の範囲で行なわなければならない。 業種を変更しようとする場合には、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。 業種変更は承認を受けた投資を終えた後、影響許可を受けた条件でのみ行うことができる。
		43	外国人企業は、企業の計画を地帯管理機関に登録した後、実行しなければならない。
37	外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国領域内で購入し、又は外国から搬入することができる。自らが生産した製品を輸出し、又は共和国領域内で販売することができる。 共和国の機関、企業所で生産した物資を商業網を通じて直接購入する場合又は自らが生産した製品を商業網を通じて販売する場合には、対外経済機関の承認（事務用品と経営用備品等を購入する場合を除く。）を受けなければならない。	44	外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国領域内で購入し、又は外国から輸入することができる。自らが生産した製品を輸出し、又は共和国領域内で販売することができる。 地帯外の機関、企業所で生産した物資を購入又は自らが生産した製品を地帯外の共和国領域に販売しようとする場合には、共和国の当該貿易機関（外国人投資企業間の取引は除く）を通じて行わなければならない。 経営活動に必要な物資を外国から輸入し、又は自身が生産した製品を外国に輸出しようとする場合には、地帯管理機関に搬出入承認申請文書を提出して承認を得なければならない。
38	外国人企業が投資分として搬入する物資並びに生産及び経営活動に使用するために搬入する物資並びに自ら生産し輸出する物資には、関税を賦課しない。	45	外国人企業の輸出入物資に対する関税は、共和国の当該法規に準じて適用しなければならない。
39	外国人企業は、生産製品の輸出を共和国の当該貿易機関に委託して行うことができる。	46	外国人企業は、生産製品を共和国の当該貿易機関に委託して輸出することができる。
40	外国人企業の輸出入商品価格（技術サービス料金を含む。）は、当該時期の国際市場価格に準じる。 地帯内で販売する商品の価格は、販売者と購入者の間の合意によって定めることができる。 地帯外の共和国領域で販売するすべての商品の価格及び地帯内で販売する一部の大量必需品の価格は、国家価格制定機関が定める。 外国人企業は、脱税を目的に輸出入商品の価格を国際市場価格より高い価格又は低い価格に設定してはならない。	47	外国人企業の輸出入商品の価格（技術サービス料金を含む。）は、当該時期の国際市場価格に準じて適用しなければならない。
41	外国人企業は、輸入した物資の保管及び利用、生産した製品の輸出と関連した事項を帳簿に正常に記録しなければならない。	48	外国人企業は、輸入した物資の保管及び利用、生産した製品の輸出状況を帳簿に正常に記録しなければならない。
第五章 財政簿記		第五章 財政簿記	
42	外国人企業は、経営計算を共和国の外国人投資企業と関連した財政簿記計算規範に従い行わなければならない。	49	外国人企業の財政管理は、共和国の外国人投資企業財政管理と関連した法規に従って行わなければならない。
43	外国人企業は、財政簿記計算を朝鮮ウォンで行なわなければならない。財政簿記計算を外貨で行う場合には、当該取引時期に、外貨管理機関が定めた為替相場で計算された朝鮮ウォンを併記しなければならない。	50	外国人企業は、簿記計算を朝鮮ウォンで行なわなければならない。 簿記計算を外貨で行う場合には、当該取引時期に、貿易銀行機関が定めた為替相場で計算された朝鮮ウォンを併記しなければならない。
44	外国人企業は、共和国の貿易銀行に朝鮮ウォン口座及び外貨口座を開設しなければならない。外貨管理機関の合意の下に、共和国の他の銀行又は外国の銀行にも口座を開設することができる。 外貨取引及び決済は、取引銀行にある自己の口座を通じてのみ行うことができる。 外国の銀行に口座を開設した場合には、四半期毎に収支状況及び取引銀行の計算書を外貨管理機関に提出しなければならない。	51	外国人企業の外貨取引及び管理は、共和国の外貨管理と関連した法規に従い行わなければならない。 外国人企業は、地帯内の外国為替銀行に朝鮮ウォン口座及び外貨口座を開設し、利用しなければならない。 必要な場合には、外貨管理機関の合意の下に、国内の他の銀行又は外国の銀行に口座を開設することができる。 外国人企業の取引にともなう決済は、取引銀行にある自己の口座を通じてのみ行うことができる。 外国の銀行に口座を開設した場合には、四半期ごとに出入金状況及び取引銀行の口座確認文書を地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関及び外貨管理機関に提出しなければならない。
45	外国人企業の決算年度は、1月1日からその年の12月31日までである。 外国人企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、外国人企業を終結する年の決算年度は、その年の1月1日から終結する日までとする。	52	外国人企業の決算年度は、1月1日から12月31日までである。 外国人企業を創設した年の決算年度は、企業創設日から12月31日までとし、外国人企業を終結する年の決算年度は、その年の1月1日から終結する日までとする。
46	外国人企業は、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した法及び規定に従い、税金を納めなければならない。	53	外国人企業は、外国投資企業に適用する税金と関連した法規に従い、税金を納めなければならない。
47	外国人企業は、決算利潤から企業所得税を納付した後、予備基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金等を設けなければならない。 予備基金は、登録資本の25%になるまで、毎年決算利潤の5%ずつ積み立てる。積み立てられた予備基金は、登録資本を増やすこと又は経営損失を補填することのみ使用することができる。 予備基金を除いた残りの基金を積み立てる限度は、外国人企業が自ら定める。	54	外国人企業は、決算利潤から企業所得税を納付した後、予備基金、従業員のための賞金基金、文化厚生基金等を設けなければならない。 予備基金は、登録資本の25%になるまで、毎年決算利潤の5%ずつ積み立てる。 積み立てられた予備基金は、登録資本を増やすこと又は経営損失を補填することのみ使用することができる。予備基金を除いた残りの基金を積み立てる限度は、外国人企業が自ら定める。
48	外国人企業は、四半期及び年間の財政簿記決算を行わなければならない。 四半期財政簿記決算文書は四半期の翌月15日以内に、年間財政簿記決算文書は決算年度が終了した翌日から2カ月以内に、各々審査承認機関に提出しなければならない。四半期及び年間の決算文書には、貸借対照表、原価計算表、損益計算書、管理費計算表、固定資産減価償却費計算表等が含まれる。 年間決算文書は、簿記検証事務所の検証を受けなければならない。	55	外国人企業は、経営活動と関連した四半期及び年間決算を行わなければならない。 年間決算文書は翌年の2月以内に、四半期決算文書は四半期の終了翌月15日以内に、中央貿易指導機関及び地帯管理機関に提出しなければならない。 四半期及び年間決算文書には、貸借対照表、原価計算表、損益計算書、管理費計算表、固定資産減価償却費計算表等が含まれる。 決算文書は、簿記検証機関の検証を受けなければならない。
49	外国人企業は、企業運営過程で得た合法的利潤とその他の所得及び企業を清算して残った資金を、共和国の外貨管理と関連した法及び規定に従い、国外に送金することができる。	56	外国人企業は、企業運営過程で得た合法的利潤及びその他の所得及び企業を清算して残った資金を、国外に送金することができる。
50	外国人企業は、共和国の銀行又は外国の金融機関から、経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。	57	外国人企業は、共和国の銀行又は外国の金融機関から、経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
51	外国人企業は、財政簿記文書を5年間（財政簿記決算書、固定資産文書は企業の経営期間が終了するときまで）保管しなければならない。	58	外国人企業は、財政簿記文書を5年間（決算文書、固定資産文書は企業の経営期間が終了するときまで）保管しなければならない。
52	外国人企業は、必要な場合、共和国の財政簿記員又は外国の財政簿記員の助力を得て、財政簿記文書の正確性を確認することができる。この場合、支出された費用は、投資家が負担する。		
第六章 労働力管理		第六章 労働力管理	
		59	外国人企業の労働力管理は、共和国の外国人投資企業労働と関連した法規範に従って行わなければならない。
53	外国人企業は、従業員を共和国の労働力から採用することを基本としなければならない。管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、外国人から採用することができる。	60	外国人企業は、従業員を共和国の労働力から採用しなければならない。管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、外国人から採用することができる。
54	外国人企業が共和国の労働力を採用しようとする場合には、企業所在地の労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、外国人を採用しようとする場合には、対外経済機関と合意しなければならない。	61	外国人企業が共和国の労働力を採用しようとする場合には、地帯の労働力斡旋機関と労働力採用契約を締結し、外国人を採用しようとする場合には、労働力斡旋機関を通じて、中央貿易指導機関の承認を受けなければならない。
55	採用した共和国の労働力を契約履行期間の終了前に解雇しようとする場合には、労働力斡旋機関と合意し、契約条件に即して行わなければならない。	62	採用した共和国の労働力を契約履行期間の終了前に解雇することができない。 採用した共和国の労働力を契約期間の終了前に解雇しようとする場合には、職業同盟組織、労働力斡旋機関と合意しなければならない。
56	外国人企業は、従業員の技術技能水準を高めるための事業を行わなければならない。	63	外国人企業は、従業員の技術技能水準を高めるための事業を行わなければならない。
57	外国人企業の従業員の賃金基準は、外国投資企業と関連した労働規定に従う。	64	外国人企業の従業員の賃金基準は、外国投資企業労働と関連した法規範に従う。
58	外国人企業の従業員は、職業同盟組織内で活動する権利を有する。	65	外国人企業の従業員は、職業同盟組織を形成できる。
59	職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を立派に遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する政治思想教育事業及び科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 外国人企業と労働組織、労働報酬、労働保護と関連した団体契約を締結し、その執行を監督する。 4. 外国人企業と従業員の間発生する労働紛争を調停する。 5. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加して助言を与え、又は勧告案を提起する。	66	職業同盟組織は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 労働規律を遵守し、経済課題を立派に遂行するように、従業員を教育する。 2. 従業員に対する科学知識普及事業を行い、体育及び文芸活動と関連した事業を行う。 3. 外国人企業と労働組織、労働報酬、労働保護と関連した団体契約を締結し、その執行を監督する。 4. 外国人企業と従業員の間発生する労働紛争を調停する。 5. 従業員の権利、利益と関連した問題の討議に参加して助言を与え、又は勧告案を提起する。
60	外国人企業は、従業員の権利及び利益に関係する問題を職業同盟代表と合意し、処理しなければならない。	67	外国人企業は、従業員の権利及び利益に関係する問題を職業同盟代表と合意した後、処理しなければならない。
61	外国人企業は、職業同盟組織の事業条件及び活動条件を保障しなければならない。	68	外国人企業は、職業同盟組織の事業条件及び活動条件を保障しなければならない。
62	外国人企業は、毎月、職業同盟組織に次の基準の活動資金を保障しなければならない。 1. 従業員500名までは、全従業員の月賃金の2%に該当する資金 2. 従業員500名以上1,000名までは、全従業員の月賃金の1.5%に該当する資金 3. 従業員1,000名以上は、全従業員の月賃金の1%に該当する資金	69	外国人企業は、毎月、職業同盟組織に次の基準の活動資金を保障しなければならない。 1. 従業員500名までは、全従業員の月賃金の2%に該当する資金 2. 従業員500名以上1,000名までは、全従業員の月賃金の1.5%に該当する資金 3. 従業員1,000名以上は、全従業員の月賃金の1%に該当する資金
第七章 経営期間及び解散		第七章 経営期間及び解散	
63	外国人企業の経営期間は、企業登録証が発給された日から計算する。	70	外国人企業の経営期間は、企業創設承認文章に定めたとおりとする。
64	経営期間を延長しようとする場合には、経営期間の終了6カ月前に、審査承認機関に経営期間延長申請書を提出し、承認を受けなければならない。 審査承認機関は、経営期間延長申請書を受理した日から30日以内に、承認又は否決しなければならない。	71	経営期間を延長しようとする場合には、経営期間の終了6カ月前に、地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関に経営期間延長申請書を提出しなければならない。 地帯管理機関は、経営期間延長申請書を検討した後、意見を添付して、中央貿易指導機関に提出しなければならない。 中央貿易指導機関は、経営期間延長申請書を受理した日から30日以内に、承認又は否決しなければならない。
65	外国人企業は、経営期間延長申請が承認された日から20日以内に、地帯当局に経営期間変更登録を行わなければならない。	72	外国人企業は、経営期間延長された日から20日以内に、当該機関に変更登録を行わなければならない。
66	外国人企業が解散される場合は、次の各号に掲げる通りである。 1. 経営期間が満期になった場合 2. 自然災害をはじめとする不可抗力の事由で、経営をこれ以上継続することができないと認定される場合 3. 経営損失の回復が困難であり、投資家が解散を決定した場合 4. 外国人企業創設承認書及び企業登録が取り消された場合 5. 裁判所の判決により、解散が宣布された場合	73	外国人企業が解散される場合は、次の各号に掲げる通りである。 1. 経営期間が満期になった場合 2. 自然災害等のやむを得ない事情で、経営をこれ以上継続することができないと認定される場合 3. 経営損失の回復が困難であり、企業が解散を決定した場合 4. 裁判所の判決により、破産が宣布された場合 5. その他の法規範に重大に違反し、解散が宣告又は決定された場合
67	外国人企業を解散しようとする場合には、企業解散申請書を地帯当局に提出しなければならない。 地帯当局は、受理した企業解散申請書を検討し、自らが審査承認した対象については直接解散を承認又は否決し、対外経済機関が審査承認した対象については意見を付して、対外経済機関に提出しなければならない。 審査承認機関が解散を承認した日が、企業解散日となる。	74	外国人企業を解散しようとする場合には、企業解散申請書を地帯管理機関を通じて中央貿易指導機関に提出した後、承認を受けなければならない。 企業の解散を承認した日が、企業解散日となる。
68	外国人企業は、解散が決定された日から10日以内に、企業解散を公開し、債権者及び債務者に通知しなければならない。	75	外国人企業は、解散が決定された日から10日以内に、企業の解散を公開した後、債権債務者に通知しなければならない。
69	外国人企業は、企業解散を公開した日から15日以内に、清算委員会委員名簿を審査承認機関に提出し、合意を得なければならない。 清算委員会は、合意を得た日から1週間以内に、清算事業に着手しなければならない。	76	外国人企業は、企業の解散を公開した日から15日以内に、清算委員会委員名簿を中央貿易指導機関に提出し、合意を得た後、清算委員会を組織しなければならない。 清算委員会は、組織された日から1週間以内に、清算事業に着手しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
70	清算委員会には、原則的に、次の各号に掲げる成員が含まなければならない。 1. 外国人企業の責任者 2. 債権者の代表 3. 審査承認機関の代表 4. 簿記検証員 5. 弁護士	77	清算委員会には、次の各号に掲げる成員が含まなければならない。 1. 外国人企業の代表 2. 債権者の代表 3. 財政機関の代表 4. 投資当事者 5. その他必要な成員
71	清算委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 債権者会議を招集する。 2. 企業の財産を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4. 企業の財産に対する価値を評価する。 5. 清算案を作成する。 6. 税金を納め、債権及び債務を清算する。 7. 清算して残った財産を処理する。 8. その他に、清算と関連して提起される問題を処理する。	78	清算委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 債権者会議を招集する。 2. 企業の財産及び公印を引き継ぎ、管轄する。 3. 債権債務関係を確定し、貸借対照表及び財産目録を作成する。 4. 企業の財産に対する価値を評価する。 5. 清算案を作成する。 6. 税金を納め、債権及び債務を清算する。 7. 清算して残った財産を処理する。 8. その他に、清算と関連して提起される問題を処理する。
72	清算と関連した費用は、解散される外国人企業の残った財産から先ず支出する。		
73	外国人企業は、清算の終了前に、財産を勝手に処理することができない。 清算委員会は、企業を清算して残った財産の総額が投資した登録資本を超過する場合、超過分に該当する企業所得税を納付しなければならない。	79	外国人企業は、清算事業の終了前に、財産を勝手に処理することができない。 外国人企業の清算財産は清算事業と関連して提起される費用、税金、従業員労働報酬、企業の債務の順序で処理しなければならない。
74	清算委員会は、清算事業が終了次第、清算報告書を作成して審査承認機関に提出した後、地帯当局に企業登録証及び営業許可証を返還し、企業及び税務取消登録手続を行い、当該取引銀行の口座を閉じなければならない。	80	清算委員会は、清算事業が終了次第、清算報告文書を作成して中央貿易指導機関（企業の破産による解散の場合には、当該裁判機関）に提出した後、地帯管理機関に企業登録証及び営業許可証を返還し、企業及び税務取消登録手続を行い、当該取引銀行の口座を閉じなければならない。
		81	外国人企業の破産による解散は、共和国の外国人投資企業破産と関連した法規範に従って行わなければならない。
第八章 監督統制及び紛争解決		第八章 監督統制及び紛争解決	
		82	外国人企業の経営活動と関連した監督統制事業は、中央貿易指導機関の指導下に地帯管理機関が行う。
75	審査承認機関は、外国人企業の帳簿及び現物を検閲することができる。		
76	本規定に反し、次の行為を行なった場合には、損害を弁償させ、又は損害の程度によって、外国人企業には1万ウォンまで、外国人には2,000ウォンまでの罰金を科す。 1. 登録秩序に反した場合 2. 国家及び社会協同団体の利益を侵害した場合 3. 投資期日を守らなかった場合 4. 輸出入業務秩序を守らなかった場合		
77	脱税行為を行なった場合又は税金を適宜に納めなかった場合には、外国投資企業及び外国人に適用する税金と関連した法及び規定に従う延滞料及び罰金を科す。		
78	本規定に反した行為が重大な場合には、営業を中止させ、又は解散させることができる。	83	本規定に違反した場合には、罰金の適用、営業中止、企業の解散等の行政的制裁を与え、違反行為が重大な場合には刑事的責任を負う。
79	外国人企業と関連した取引で生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、共和国の仲裁機関又は裁判機関において、当該手続に従い、審議解決する。	84	外国人企業と関連した取引で生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない紛争問題は、共和国の仲裁機関又は裁判機関に提起して解決する。
80	外国人企業は、共和国の当該機関に申訴、請願を行うことができる。申訴、請願を受理した機関は、申訴、請願を受理した日から30日以内に処理しなければならない。 申訴、請願の処理結果について意見がある場合には、処理された日から10日以内に、当該裁判機関に訴訟を提起することができる。	85	外国人企業は、企業活動と関連して意見がある場合、申訴を行うことができる。 申訴は受理した日から30日以内に処理しなければならない。

3 前号の資料の訂正

『ERINA REPORT』第48号（2002.10）21～35頁掲載の資料のうち、以下の部分について訂正いたします。

p.25掲載の合弁法（新旧共）第12条の「相続することが」は「相続させることが」に訂正いたします。

p.26掲載の合弁法（旧）第34条の「原価とその他の支出」を「原価及びその他の支出」に、合弁法（新）第34条の「取引税又は営業税とその他の支出」を「取引税又は営業税及びその他の支出」に訂正いたします。

p.26掲載の合弁法第39条（新旧共）の「補償期間」を「補填期間」に訂正

たします。

p.27掲載の合作法（新）第10条「相続することができる」を「相続させることができる」に訂正いたします。

以上、資料の誤りに対して、謹んでお詫び申し上げます。

なお、合弁法施行規定は今号では紙面の関係から掲載することができませんでした。次号に掲載いたしますので、しばらくお待ち下さい。

The Third International Workshop on Energy Security and Sustainable Development in Northeast Asia: Prospects for Cooperative Policies

Vladimir I. Ivanov, Senior Researcher, Research Division, ERINA

On September 17-19, 2002, an international workshop¹ co-organized by the Economic Research Institute for Northeast Asia (ERINA) with the Administration of Khabarovskiy Krai, the Khabarovsk-based Economic Research Institute of the Russian Academy of Sciences (ERI), the Korean Energy Economics Institute (KEEI) and the Northeast Asia Economic Forum (NEAEF) was held in Khabarovsk in Far Eastern Russia. Participants from China, the Democratic People's Republic of Korea, Japan, Mongolia, the Republic of Korea, the United States and such international organizations as APEC's Asia-Pacific Energy Research Center, the United Nations' ESCAP and the Northeast Asia Gas & Pipeline Forum took part in the meeting, along with members of ERINA and Russian participants.² A number of observers from the local government, research institutions, diplomatic missions and business groups also attended the workshop.

During the opening session chaired by Alexander B. LEVINTAL, Vice-Governor of Khabarovskiy Krai, brief welcome remarks were made by the Chair and the co-organizers of the workshop, beginning with Hisao KANAMORI, Chairman of the Board of Trustees of ERINA, who welcomed the participants and expressed his hopes for the final workshop of the series, commenting that the content of discussions has become increasingly substantial. Sang-Gon LEE, President of KEEI, Lee-Jay CHO, Chairman of Northeast Asia Economic Forum and Pavel A. MINAKIR, Director of ERI also addressed the gathering, reiterating the need to transform the region's energy supply system into an efficient, flexible environmentally friendly one that can help manage energy supply disruptions and price instability, at the same time as addressing environmental concerns. Professor LEE emphasized that, given the abundance of environmentally friendly natural gas and hydropower reserves in the region, the answer lies in collective efforts in the field of regional energy cooperation.

About the project

This project, undertaken by ERINA in cooperation with experts from the United States and participants from Northeast Asia, aims to identify viable policies and highlight both the urgent need for and the benefits of cooperation in the energy-environment realm.

What is needed is a vision for a cooperative framework and policy coordination that encompasses the energy-development-environment triad. Participating institutions and experts will propose a shared vision for and approaches to reconciling energy use and environmental protection, where the economies of the subregion today operate independently. In addition to the matter of energy use, a further project objective is to assess the prospects for a cooperative approach to energy security, outlining an institutional framework that could reduce the vulnerability arising from the region's dependence on energy imports.

The ultimate goal is to lift the "strategic sights" of governments and the public above the limits of national policies and prepare a path for them through the complexities of specific cross-border projects, which have a role to play as efficient tools of economic development, a means of providing a stable, cost-effective energy supply, and cohesive confidence-building devices.

The main conceptual pillar of the project is the expectation that the vital interests of the economies of the subregion overlap. All players are motivated by the desire for greater energy security, development and prosperity, political stability and environmental safety, and the belief that this could constitute a framework for both cooperative engagement and multilateral, cross-border solutions in the energy sector.

The technologies, engineering skills and managerial experience critical to the success of advanced energy ventures are also available, but have rarely been applied in this area in a bilateral or multilateral format. The exceptions are limited to the Sakhalin oil and gas projects and the Korean Peninsula Energy Development Organization (KEDO), which recently came under question.

This subregion is also unique to the world of energy because it has a low gas penetration rate, while transportation and distribution infrastructure is either limited or has yet to be assembled. It is assumed that imports via a pipeline would promote diversification in modes of transportation, allowing gas-to-gas competition

¹ At the meeting in Khabarovsk, the project participants focused their attention on Russia, and policies and developments in the energy sectors of its neighbors, as well as other issues related to sustainable development and regional economic cooperation in Northeast Asia.

The first workshop of the project, which focused on China, was held in June 2001, in Tainai, Niigata (**ERINA Report** no. 41, August 2001, pp. 44-51). It served as a follow-up to an earlier ERINA effort to study prospects for regional cooperation in the energy sector. At that workshop, held in December 1999 with the support of the Japan Foundation, the focus was on Japan-Russia relations, as well as energy-related interests and policies. The second workshop, which focused on the Korean Peninsula, took place on March 28-30, 2002 in Seoul, Republic of Korea and was co-hosted by KEEI. Reports are available online at <http://www.erina.or.jp/publication/Energy.htm>

² See the list of workshop participants and their affiliation at the end of this overview.

and eventually an expansion in the use of gas. Various options for cross-border gas pipelines are under discussion. The problem is that the price tag of these projects is very high, improvements in the investment climate are still inadequate, and markets are neither easily accessible nor sufficiently secure to justify huge investments. Moreover, many of these cross-border projects require multilateral financing and concerted implementation efforts. The worst aspect, however, is the lack of long-term, comprehensive strategies that could enable partnership, both in negotiations and in the implementation of the projects.

All these factors make the economies of the Northeast Asian subregion a unique case study for observing both the domestic economic and political hurdles, and the external obstacles impeding cross-border cooperation in the energy sector. The various obstacles and sources of uncertainty are wide-ranging and have yet to be fully accounted for and analyzed. Nevertheless, they amplify the necessity of working together to obtain the economic and political benefits of cooperation.

Keynote addresses were delivered by Ambassador Takehiro TOGO, Counselor to MITSUI & Co. LTD (Japanese language summary included in this issue), Robert MANNING, Senior Counselor for Energy, Technology and Science of the Department of State, as well as Evgeniy N. GALICHANIN, who represented the Committee on Energy, Transport and Communications of the State Duma of the Russian Federal Assembly.

Ambassador TOGO touched upon the changing geopolitical situation in Northeast Asia in the context of energy security. For decades, Russia has been supplying gas to countries in Europe via pipelines and has forged a status for itself as a partner that can be trusted. Moreover, the political and economic stability of recent years is intensifying a sense of trust and anticipation vis-a-vis Russia on the part of neighboring countries and gas customers in Northeast Asia. A cooperative framework in the field of energy in this subregion requires many difficulties to be overcome and a considerable record of achievement to be built up at the private sector level. In this context, the development and supply of natural gas through the promotion of the Sakhalin II project is of the utmost significance.

This project is based on the first ever production-sharing agreement enacted in Russia and both investors and the governments of the Russian Federation and Sakhalinskaya Oblast have cooperated in various ways in implementing this project, for example, by revising twelve laws relating to production-sharing agreements. More broadly, however, cooperation that embraces energy issues has the potential to become a vehicle for greater regional cohesion on a hitherto unprecedented scale.

Robert MANNING emphasized that historically, energy has been the focus of conflict and competition, but current trends seem to indicate that it is increasingly becoming an integrative force, both regionally and globally. Most of the major players have a much greater stake in moving in the direction of cooperation rather than competition. In recent years, U.S. and European oil companies have become more

involved in Russia and Russian oil companies with a global reach have also emerged. Natural gas will grow in importance, especially in Asia, and will be a huge factor in the burgeoning of Eastern Russia's energy development. This will be the next step in Russia's evolution as an energy producer and should be seen as a part of a broader change in the world of energy.

In the past quarter of a century, Asia has driven world energy markets. Although natural gas consumption in Asia has been growing rapidly, it is still substantially below the OECD average of about 24% (about 8% in Asia). Thus there is a fair amount of scope for expansion, with the environmental aspect proving to be a very important factor. In the near-term, there will be increasing moves towards natural gas, and investment in cleaner coal and next-generation energy technologies will be required. There is a great deal of uncertainty regarding global warming, in terms of how much can be attributed to natural variation and how much to human behavior. However, the goal of stabilizing emissions will not be reached by 2012 as specified under the terms of the Kyoto Protocol. In the near term, the one available non-carbon source of energy is nuclear power, but while safety in the nuclear industry has improved dramatically, spent fuel is still a major problem. In Northeast Asia, Japan, Taiwan and South Korea are all facing the problem of what to do with their nuclear waste; Russia has passed a law on commercial handling of nuclear waste and this ought to be explored as a vehicle for regional cooperation.

Evgeniy N. GALICHANIN provided an overview of state policy in the energy sector, its legal underpinnings and projects to be implemented in the near future in Eastern Siberia and the Far Eastern region, including the long-term strategy for the development of the energy sector, federal legislation - both that already enacted and that still in the pipeline - relevant to the energy sector, and the current status of the electric power industry as the most important part of the Russian fuels and energy complex.

The new approach towards energy sector management in Russia has been encapsulated in the framework called "Russia's Energy Sector: Towards Sustainable Development Through State-Civil Society Cooperation". The framework incorporates prevailing trends in energy sector development, including the expansion of energy-saving technologies, reduced environmental impacts of energy use, shifts in the fuel mix and new approaches to the management of resources. It also accounts for broader economic developments, including those affecting Russia, such as energy exports and energy markets. Due attention has been paid to growing energy consumption on the part of Asian economies, including China, India, Japan and South Korea, and the potential role of the Far Eastern region and Siberia as energy exporting regions.

The energy sector management framework defines prospects for the sustainable development of the Russian energy sector for the next five decades, balancing public and civil interests, economic development and improved quality of life, inter-generational justice in accessing resources and environmental conservation.

Short-term priority issues to be dealt with in 2000-2003 include the enforcement of legal and economic

mechanisms in the energy sector that will allow the improvement of the investment climate. New methodology and legal requirements concerning the sustainable energy sector can then be formulated.

The list of mid-term problems to be attended to in 2004-2010 includes the development of new energy infrastructure, support for structural adjustment, completion of groundwork on long-term development programs and projects, and their early implementation in the regions of Russia within an integrated, nationwide energy sector management program.

The long-term goals for 2011-2020 and beyond include the transition towards a new energy sector in Russia, adopting advanced energy efficiency and environmental standards and creating basic conditions to ensure harmony in the "energy-development-environment-society" quadrangle.

Vladimir A. POPOV, Vice-Governor of Khabarovskiy Krai, delivered a report on regional and local energy needs. He emphasized that the energy sector is the key to the economic and social development of every province in the Far Eastern region, considering both climatic conditions and the 26% share occupied by the fuel and power complex in the regional economy. Over the last three years, primary energy production has increased by 6%, while the demand for electricity grew by 11%. In March 2002, in collaboration with the provinces of the Far Eastern region, the federal government launched a comprehensive program aimed at the economic and social development of the region's eleven provinces up to the year 2010. Energy sector development is by far the most important part of this plan, which pursues two main goals: enhanced energy security and energy self-sufficiency for the entire region and the development of export-oriented cross-border energy links with neighboring economies.

It is important to note that, by 2010, the production of oil, natural gas and coal will significantly overtake domestic demand and large-scale energy exports will constitute a very important field for cooperation with the economies of Asia-Pacific region, and the Northeast Asian subregion in particular. Moreover, the share of clean hydroelectric power in total electricity production will rise to 36%. In 2010, the share of natural gas in power and heat generation will double compared with 2000, reaching 24%. However, implementation of these plans will require considerable investment, estimated at about US\$1 billion a year, necessitating the nurturing of an investment climate that encourages both domestic and overseas investors.

Moreover, promoting cross-border energy links would require the opening and liberalization of energy markets, particularly in the power sector. Russia is also interested in exploring opportunities for the joint implementation of large-scale energy projects within the Kyoto Protocol framework, including gas pipelines and wider reliance on natural gas, the modernization of coal-fired power plants and the expansion of hydroelectric power generation. An institutional framework for energy cooperation in Northeast Asia could assist the implementation of these plans.

Susumu YOSHIDA, Director General of ERINA added to this, pointing out that Russia is rich in natural resources and is conveniently located near such potential users of

these resources as Japan, South Korea and China. However, the acknowledgement of these facts has yet to be followed by concrete action. The situation in Northeast Asia is improving, including the stabilisation of the domestic political situation in Russia under the leadership of Vladimir Putin. Russia maintains good relationships with the United States, China, the newly-independent states of the CIS and other countries. Its economy has also improved since the 1998 crisis and is projected to grow at 5% annually until 2010. Naturally, economic growth leads to increased demand for energy. At the same time, Russia is enhancing its presence in world energy markets, expanding its oil exports. Several export-oriented oil pipeline projects are in the implementation or planning stage, including an oil pipeline from Eastern Siberia to China. Offshore oil production has begun on Sakhalin and new projects are taking shape, in addition to Sakhalin I and II. Russia could potentially export electricity to China and the Korean Peninsula.

Japan is also keenly interested in gaining access to the energy resources of the Far Eastern region. In cooperation with Japan, Russia has successfully developed coal reserves in Yakutia, as well as oil and natural gas fields in Sakhalin, although such mega-projects as the Western Siberia-Pacific cost pipeline project have yet to be realised. In the 1990s, Japan supported feasibility studies on three gas pipelines and a hydropower station. In general, there are many opportunities for the development of energy resources in Eastern Russia and the establishment of mutually beneficial energy trade links with the economies of Northeast Asia. Russia is trying very hard to establish framework conditions for export-oriented projects. However, the practical implementation of these projects requires considerable time, in addition to the participation of neighbouring economies.

In his report, which focused on international organisations, the Kyoto Protocol and Northeast Asia, Yonghun JUNG, of the Asia Pacific Energy Research Center (APEREC), indicated that the issue of sustainable development is serious to the extent that regional economies are interlinked in terms of both economic development and environmental conservation. As globalization advances, mutual dependence among Northeast Asian economies will increase in various areas, including trade, investment and the environment. Many issues will require collective and concerted efforts by the region's component countries if they are to be resolved with less economic cost and political friction.

Unlike in ASEAN, Europe, or North America, the economies of the Northeast Asian economic subregion have neither a multilateral regional agreement for cooperation, nor an established common market or even intensive cross-border energy links. Northeast Asia lags well behind in regional energy cooperation because of the lack of initiatives among these economies and there is no active involvement by international organizations as a pathfinder for and supporter of regional energy development.

The need for energy-environment cooperation seems to be urgent. Since energy consumption is forecast to rise steadily for the next twenty years, it is not inconceivable

that in the near future, some cities, particularly those in China, may suffer an environmental and ecological disaster that will take a heavy toll, both on health and economic growth. Moreover, the failure to contain local air pollution will result in the migration of pollutants seriously damaging the environmental quality of neighboring economies. This implies that timely efforts to improve local air quality need attention now rather than later, because it can be extremely costly to restore certain ecological environments once damaged, assuming that they are not already in an irrecoverable state.

However, the global environment is still a remote issue as far as most people are concerned, because they do not directly feel the impact of damage to it and causality is often hard to prove. Furthermore, the lack of understanding the "common tragedy" aspect of global atmospheric pollution actually encourages local inaction. For the time being, the improvement of local air quality is likely to be the main impetus for mitigating greenhouse gases until the Kyoto Protocol enters into force and reaches the implementation stage.

Shagdar ENKHBAYAR, Visiting Researcher at ERINA, indicated that recent developments in the ratification process of the Kyoto Protocol have fuelled hopes that it will enter into force shortly. More than 90 countries have ratified or acceded to the Protocol, encompassing countries that were responsible for 37.1% of industrialized countries' emissions in 1990. The recent announcement by Russia that it will ratify the Protocol virtually makes it operational.

It is believed that both developed and developing countries will benefit from the Kyoto Protocol mechanisms, as they enable developed nations to mitigate the costs of compliance with their greenhouse gas reduction commitments and, at the same time, allow developing countries to acquire funds for clean development projects. Northeast Asia has an ample opportunity to benefit from the Kyoto mechanisms as, firstly, it consists of both Annex I and Non-Annex I countries. China, Japan, and Mongolia are already parties to the Kyoto Protocol, so the mechanisms can be implemented in a subregional framework. Secondly, as a major industrialized nation, Japan faces immense challenges in meeting its Kyoto targets. At the same time, the industrial structure and technology in some economies of the region are still dominated by inefficient, wasteful and polluting technologies, and energy intensive machinery and equipment. Therefore, there is presumably a close match of "demand and supply" for the Kyoto mechanisms in the subregion. Thirdly, inefficiency in resource use and over-reliance on coal for power generation, as well as excessive agricultural development and forestry exploitation are considered to be the major causes of environmental degradation. Accordingly, Northeast Asian countries must actively take comprehensive measures to reduce their energy-related greenhouse gas emissions.

In order to address the aforementioned issues, joint projects should be initiated on (1) CDM/JI capacity building and (2) launching a web-based eco-industry network. The objective of the latter is to facilitate project initiatives, promote the expansion of the international market for environmental goods and services through

enhanced trade in eco-products and services, and contribute to the nurturing of domestic environmental industries through the transfer of clean technologies and best practices in different industrial sectors.

Jianyi HU, Executive Vice President of the Asia Gas and Pipeline Cooperation Research Center of China spoke about natural gas in China and Northeast Asia, and stated that in the coming 10 years, gas demand in Northeast Asia is anticipated to grow at a rate of over 10%, from a level of 130 Bcm in 2000, increasing to 260 Bcm in 2010 and reaching 460 Bcm by 2020. In China, gas demand is expected to increase from 30 Bcm in 2001 to 110 Bcm in 2010. It is projected that a gas trunkline network connecting major cities in China will be completed by 2020, with annual gas consumption reaching up to 200 Bcm. By that time, the construction of a gas pipeline network in Northeast Asia may have been completed, forming what could be the third-largest regional gas pipeline network after those in Europe and North America. The first step for developing a gas pipeline system in Northeast Asia is to explore and establish the mechanism and regulations for gas cooperation. This can be realized by establishing an intergovernmental committee that would incorporate non-governmental organizations, in addition to various bilateral dialogues. A formal mechanism and set of regulations for cooperation in the oil and gas sectors will accelerate the economic integration process in Northeast Asia.

The next speaker, Joonbeom LEE of the Korea National Oil Corporation discussed the problem of oil security for Northeast Asia. More people have begun recognize the fragile nature of the energy security framework in Northeast Asia and a need for building closer relations in the field of energy. Oil occupies center stage in energy security policies and reliable access to sources of oil supply is a strategic imperative for oil-importing economies. In establishing an emergency oil system and agreeing collectively to respond to supply disruption, oil-consuming countries have taken a step towards energy security cooperation. In summary, energy security policies have progressed toward greater cooperation rather than self-sufficiency and autarchy.

Northeast Asia's role in the global oil trade is very important, accounting for more than one-fifth of crude oil and oil product imports. On the other hand, Northeast Asia is extremely dependent on oil from the Middle East. Behind only Japan and Korea in terms of oil dependence on the Middle East, China is expected to increase this region's share in its oil imports to between 70% and 80% by 2010. Severe political tension in the Middle Eastern region, leading to a decrease in oil production, would inevitably have an impact on the oil supply to Northeast Asia. The rapid rise in dependence on the Middle East in Northeast Asia is quite in contrast to the situation in the U.S. and Europe, which have much lower dependence levels than those of Northeast Asia countries.

In addition to the limited diversification of oil sources, the economies of Northeast Asia are charged an unfair price for oil, paying more than the United States and Europe do. This price difference, known as the 'East Asia Premium', varies, but in the 1990s Saudi Arabia charged

Asian buyers \$0.83/bbl on average more than European buyers and \$0.93/bbl on average more than U.S. buyers. In addition, the heavy reliance on Middle Eastern oil brings the safety of oil shipments into question, given the terrorist attack on the United States in September 2001. That attack and recent terrorist activity in Southeast Asia increase concerns that sea lanes in the region may be endangered. The Shanghai APEC summit (2001) declared that member economies should enhance counterterrorism cooperation in responding to threats of energy supply disruption. The best method of reinforcing oil security in Northeast Asia is to use alternative oil supply sources.

Ying CHEN of China's Research Institute of Petroleum Exploration and Development said that the high dependence of the three countries on oil from the Middle East, including the potential security threat to the sea-lanes, made oil supply security a particularly crucial issue. Since China became a net oil importing country in 1993, oil imports have increased rapidly, from 60 million tons in 2000 to 70 million tons in 2001. It is predicted that by 2005 and 2010, the shortfall could reach 100 million tons, boosting import dependence to 38%.

According to the available data, South Korea has been involved in 95 overseas oil exploration and development projects in 36 countries and has obtained oil reserves of 120 million tons, allowing the production of 2 million tons of oil per year. In addition, the ROK's gas industry has experienced significant development with the most comprehensive, best-developed gas pipeline network in the whole of the Northeast Asian subregion. This will undoubtedly promote the diversification of gas supply sources, enhancing the reliability of the energy supply.

Susumu ABE, Advisor to Toshiba Corporation and its former vice-president, discussed the problems of energy efficiency and new technologies. One of the most important messages of his presentation was that a technology strategy for reducing greenhouse gas emissions must be devised today, but should focus simultaneously on both the short-term and long-term goals. The expansion of energy supply is important for meeting future global demand, but energy efficiency improvements will also play a crucial role. Greater efficiency enables the available supply to last longer, helping to lower pollution. Technological development has lowered the cost of producing energy-efficient products. In numerous end-use applications, including computers, home appliances, vehicles, manufacturing equipment, and office machines, efficiency has improved dramatically. Additional advances are possible as a result of expanded R&D efforts and the proliferation of new technologies. Governments have an important role to play, often in cooperation with the private sector, in removing barriers to the deployment of clean and efficient energy technologies.

The energy-environment dilemma appears to be particularly important in Northeast Asia, where energy consumption continues to increase rapidly, reliance on coal remains high and fossil fuel imports from distant sources are growing. Moreover, there is growing recognition that the ability of an individual country to deal with these issues is limited; therefore, regional cooperative approaches are required. In this regard, it is important to start with

cooperative recognition of the need to aim for simultaneous achievement of the 3E's as the long-term policy goal. If this goal is promoted, it will be necessary to clarify the role of each nation (or market) in such realms as responses to emergencies, the diversification of supply, infrastructure construction, efficient energy use and the environment.

Currently, natural gas is coming to the forefront as an alternative to oil and coal, and an international gas pipeline network could be essential infrastructure for sustainable development in Northeast Asia in the 21st century, strengthening socio-economic ties and contributing to energy security. The conversion of existing coal-fired power plants to running on natural gas could significantly increase the efficiency of power generation and reduce carbon emissions. The simplest approach is re-powering, where the existing power plant site is reused; this, however, requires significant capital investment. A more conventional approach to re-powering includes new gas turbines and heat recovery system generators used with existing turbines and other equipment. Because of the equipment's age and the steam turbines being designed for linkage to a coal-fired boiler, this approach results in lower efficiency and higher operating costs, but requires less investment. A gas turbine can also be coupled to the existing coal boiler, with 80% of the coal firing being maintained. Such an approach could reduce CO₂ emissions by 35% to 40% with only minor dislocation.

In addition, developing, adopting and disseminating energy-saving technologies and promoting higher energy efficiency standards would improve energy security in Northeast Asia. In economic terms, Northeast Asia is no longer merely a geographic region; it is an important part of the world economy. The future economic development of this subregion has to coexist with and contribute to the sustainable development of the world economy. As of today, we can anticipate that the increase in subregional energy production will not keep pace with rising demand, making the region increasingly dependent on imported energy, especially imports from the Middle East. In this regard, the dual goal of achieving energy security and finding solutions to environmental problems must be pursued.

Keiji TAKIMOTO of the research arm of Osaka Gas made a presentation on the heat-based gas engine co-generation system for households. Household gas engine co-generation is an innovative system that reduces household energy consumption by eliminating the losses suffered by existing systems. To be more specific, in addition to generating electricity using a gas-powered engine installed in the customer's home, it can utilize energy more efficiently by using excess heat generated in the process in the household heating system and to heat water. The electricity generated by means of household gas co-generation can be used efficiently, without the losses that inevitably occur in transmission.

Under this system, heat loss is reduced considerably due to the use of excess heat in the thermal load, such as the hot water supply and heating system. In addition, not only can it be installed in new houses, but it can also be used in existing ones, thereby allowing energy conservation to be popularized in many homes. By means of an inverter,

the electricity generated by the gas engine is converted into electricity of the same quality as that provided by electricity companies and supplied to electrical equipment such as lighting and televisions via the distribution board in the customer's home. After accumulating in the hot water tank, the excess heat from the engine is used in the hot water supply. In addition, the excess heat from the engine can be used directly in the heater and dryer in the bathroom, as well as the rest of the heating system. Although at 1kW it has a relatively small output, the system has a generating efficiency of 20%. Moreover, by increasing the collection rate of excess heat, it achieves a combined efficiency of 85%. Even when the electrical load of the customer's house is less than the output of the electricity generator, it is possible to channel the surplus electricity to the heater and store it as heat in the tank. The gas engine used in this system was developed for use in geothermal heat pumps, and has a good track record in terms of its durability.

Household gas engine co-generation mainly targets detached homes, and its installation in residential areas will become more common. The noise levels of the equipment are therefore a major issue, however the gas engine is excellent in this regard, generating only about 45 dB, which is roughly equivalent to the noise generated by the external part of an air-conditioning unit. Moreover, this system predicts the amount of heat necessary for one day and length of time for which it will be used (or this information is entered using the remote control) and decides what time to start and stop the engine based on this. Thus, the system comes equipped with a learning capability that enables the hot water tank to run very efficiently, with little heat loss.

In order to improve the user's awareness of energy efficiency, the system's remote control incorporates such features as a display showing the amount of hot water currently being stored and various lifestyle-related reference functions, as well as being equipped with navigation functions that enable the user's lifestyle to be adapted to an energy conserving usage pattern. Therefore, the system aims to improve energy conservation in the home of the customer.

Kengo ASAKURA's paper, which was co-authored with Hirofumi Arai of ERINA, dealt with the culture of natural gas use in Japan - the largest natural gas consumer in Northeast Asia and the world's leading importer of LNG. There are 21 LNG terminals in Japan, which mainly serve the power plants to which they are annexed and the city gas needs of the surrounding area. Furthermore, pipeline gas from the Sakhalin offshore fields is about to enter the Japanese gas market, which could stimulate the emergence of a fundamentally new gas culture in regions along the proposed pipeline routes, either to Tokyo or Niigata. Of course, the Sakhalin projects alone cannot change the current situation totally. There are several factors that might affect further development of gas use in terms both of quality and quantity, but Japanese gas consumption culture has certainly reached a turning point in its history. The decentralization of power generation has come into its own with the advent of new technologies, such as co-generation systems, fuel cells (FC), gas microturbines (GMT), compressed natural gas (CNG) vehicles and other

technologies. In fact, co-generation itself is not a fundamentally new technology, because heavy industries have a long history of using power-generating facilities that also provide heat on their sites. However, the development of smaller-scale systems that are suitable for small factories, commercial users and residential users is stimulating the decentralization of power supply. FC and GMT are core technologies for downscaling co-generation systems. At the moment, the energy substitution process in favor of natural gas requires appropriate infrastructure, namely an LNG transportation system and a pipeline system.

Alexander OGNEV's paper focused on prospects for using renewable hydroelectric power in Far Eastern Russia. The author, working at the Vostok-Energo, United Energy Systems "Russia", provided a comprehensive account that covered both the current status of and future prospects for utilizing hydroelectric power in the region. In general, the rivers of the Far Eastern region allow the consideration of about 400 other large and medium-sized hydroelectric power plant projects, including about 100 technically feasible options with an annual electric power output of 200 billion kWh. Of these, 10-12 projects could be economically efficient and realistic sometime around 2020.

Various hydropower projects on more than 130 large and medium-sized rivers have been proposed, with an estimated output of close to 400 billion kWh, equivalent to almost half of the current annual power consumption in Russia. Only 3.3% of this potential is actually being used. In Siberia, this rate is close to 20%, rising to 46.4% in the European part of the country, while the national average utilization rate is 19%. More than two-thirds of electricity is produced by thermal power plants. In 2000, they accounted for 69% of the total electric power output, while within the Vostok Unified Power Grid (UPG Vostok) this share was above 81%. Hydroelectric power plants (HPP) provide 26% of total power generation in the region, while within the UPG Vostok this share is 18.7%. At present, four new HPP projects are under way, with a total generating capacity exceeding 3 GW.

In their co-authored paper, Vladimir I. IVANOV of ERINA and Boris G. SANEEV of the Energy Systems Institute of the Siberian Branch of the Russian Academy of Sciences discussed the policy problems of energy cooperation in Northeast Asia. Access to energy markets in the Asia-Pacific region is high on Russia's list of priorities. Its eastern neighbors could undoubtedly absorb large quantities of Russian oil, natural gas and electricity. In theory, Russia could contend for a share of vast energy markets in relative geographic proximity. However, export projections regarding these new markets tend towards the overly optimistic. The down-to-earth prospects for such exports have yet to be clarified in both quantitative and qualitative terms. Among the central questions is the time frame of the proposed projects, what constitutes a realistic market share, and delivery technologies and routes. The investment attractiveness or otherwise of the projects poses yet another uncertainty.

What seems to be a problem is that the assumptions entertained by bureaucrats and politicians alike do not necessarily accurately reflect the existing scope for energy

demand and exports in the context of new trends in power sector management. In particular, natural gas export projections underestimate both the current role and potential competition on the part of LNG (liquefied natural gas), not to mention ongoing improvements in technology that could reduce the cost of LNG supplies. In the longer term, the issue of whether LNG spot market development will enhance its competitiveness vis-a-vis the pipeline projects is open to question.

Furthermore, although electricity exports to China and the Koreans are technically feasible, the realization of such projects will take longer to accomplish, given complexities related to the reform of China's domestic power sector and high investment risks in the case of trans-Korean transmission infrastructure. The oil sector seems to be the only exception to these many uncertainties. In the oil trade, in particular, the dependence of regional economies on the Middle East is very high and rising. Consequently, sources of oil in Eastern Russia can be seen as a decisive factor in ensuring the security of supplies, in addition to economic benefits.

The relative value of Russian oil sources increased in the aftermath of the September 11th terrorist attacks. Russia's growing oil output and exports enhance global energy security and cushion the risk to supplies from violence in the Middle East or potential volatility of supply from OPEC nations. As well as being partially reflected during the recent G8 Energy Ministers meeting held in Detroit, particular emphasis was placed on this by President George Bush and President Vladimir Putin during their May 2002 summit. The two sides will seek to promote access to world markets for Russian energy. Exploring Russia's untapped reserves of energy in Eastern Russia would be part of that process, as well as developing and modernizing its ports.

In this context, Russia's new energy policy and long-term development plans deserve prime attention. This policy was born out of the decade of severe domestic confusion it experienced after the fall of the Soviet Union. The overall situation was characterized by a lack of political leadership, a shortage of investment and frequent changes to the top echelons of federal energy authorities. The Energy Strategy of the Russian Federation 2020, adopted in November 2000, has been recently revised. It seems that Russia has yet to come up with a long-term comprehensive approach for promoting its oil, electricity and natural gas in Northeast Asia. This strategy must envisage coordination among specific projects, regional development needs and export opportunities. Furthermore, such a strategy should be realistically coordinated with existing and projected security trends and geopolitical

developments.

Conclusions and topics for discussion and research

2002 is poised to become a major turning point in global energy politics. Ongoing and anticipated changes in the realm of energy policies are similar to the developments caused by the oil shocks of the 1970s. Although post-September 11th policy decisions could have a moderate mid-term impact on existing crude oil flows, the concerns unleashed by the terrorist attacks are likely to force deep changes, leading to long-term shifts in the energy security strategies of OECD member economies and possibly the external energy positioning of China. For the Northeast Asian economies, diversification of sources and types of energy will be increasingly important. High import dependence on the Middle East will not only make the energy supply structure vulnerable to outside shocks, but also make the price higher.

The first and most prominent conclusion to be reached at the Khabarovsk conference, not to mention the two previous workshops, is that the policy environment for cross-border energy projects is as important as demand for energy, market access, or the availability of delivery infrastructure. In this respect, current policies in Northeast Asia cannot be characterized as pragmatic or rationally responsive to the vital economic needs of the energy-importing economies of the subregion. However, both regional and broader international policy settings have been improving steadily since 1992, fuelling hopes that a sensible cooperative approach will prevail sooner rather than later.

On the other hand, it is time for Russia to focus its efforts on proposing a comprehensive development plan for its energy riches in Eastern Siberia and the Far Eastern region based on domestic regional development priorities - something that is missing in the proposals currently under discussion. In developing and promoting such a plan, Russia could strengthen its feasibility by working more closely with the United States, Japan, China and the Koreans. In this regard, its declaration of "non-interference" in private investment decision-making accompanied by an implicit hesitation to pursue regional development goals is misleading and hazardous. Priority-setting and coordination among various energy projects appear to be key preconditions for a successful strategy for the development of energy resources. Such coordination is impossible without the government providing a lead to the domestic private sector, multinationals and the local interests, but it is unclear how much insight the government possesses in promoting energy cooperation with the economies of Northeast Asia and how effective its negotiating strategy could be. As of today, inter-agency coordination does not

³ When Russian Energy Minister Igor Yusufov met his counterpart Takeo Hiranuma of METI at the G8 Energy Ministers meeting in Detroit in May 2002, he reportedly proposed a pipeline from Nakhodka to Japan. He mentioned that a written proposal regarding such a project from Eastern Siberia to the Pacific was in progress. Contradicting his proposal, the federal program for the Far Eastern region's economic and social development in 1996-2010 stated that the core of the natural gas transportation system for Eastern Siberia "is the trunk gas pipeline from Irkutskaya Oblast to China and the Korean Peninsula". This federal program was revised and re-adopted by the Russian government in March 2002, with the Ministry of Economic Development and Trade in charge of coordination. Yet another program item - the Chubais-proposed Southern Yakutiya-Sakhalin-Japan "Energy Bridge" - reveals a profound lack of understanding of the Japanese electricity sector situation.

seem to be encouraging.³

New large-scale natural gas projects currently under consideration require firm policy commitments in combining the interests of local communities, regions and industries with those of central bureaucracies, as well as exporters and importers. This is particularly relevant to the issue of routing natural gas pipelines in Eastern Siberia and the Far Eastern region. To be fundable, any strategy for the development of natural gas reserves should be based on domestic needs and comprehensive plans for gas reprocessing complemented by export plans, not the reverse.

As far as oil is concerned, the situation is quite the contrary. The Far Eastern region needs oil, but not in quantities that justify huge investment in projects in Eastern Siberia. To be feasible, these projects must be linked with oil consumption centers in Northeast Asia, a potentially unlimited outlet for Russian oil. What could improve the overall political climate in practical terms is cooperation in strategic petroleum reserves - something that should be investigated further. Regional cooperation in establishing joint stockpiling will help enhance energy security, promoting the development of Eastern Siberian oil reserves.

Obviously, the unique hydroelectric power potential in Eastern Russia presents an opportunity for projects that are highly efficient in both economic and environmental terms. By 2010, the total newly commissioned hydroelectric power plant capacity in both areas is planned to reach only 4 GW, including 1.5 GW in Eastern Siberia and 2.5 GW in the Far Eastern region. During the following decade, new capacity is expected to total 2.2 GW, including 1.4 GW in Eastern Siberia. These relatively modest volumes reflect the limited size of the domestic market and export opportunities. If adequate investment is secured, the seven hydropower projects currently under construction and those at the planning stage will generate up to 50 TWh of electricity by 2010 at competitive prices. However, the expansion of transmission capacity and the formation of cross-border electric power network infrastructure are key prerequisites for even partial implementation of such plans.

What is needed is enhanced political trust among the country's neighbors, as well as a shared vision of how to promote energy security and the sustainable use of energy in the 21st century.

Realism in assessments is also needed, including close attention to the investment attractiveness (economic feasibility) of the projects under consideration. Energy infrastructure projects are not necessarily the most attractive of the numerous investment opportunities throughout the globe that are competing for finance. Efforts are needed to make energy investments more attractive and provide a transparent and stable environment for potential investors. In this context, it is of paramount importance to harmonize investors' interests and the host economy's needs.

The economies of Northeast Asia are in need of a regional organization to harmonize their goals and interests in order to achieve a sustainable and prosperous future for the region. A Northeast Asian subcommittee within APEC could be useful in discussing a regional development

program that focuses on energy issues. However, the contribution of international organizations and international treaties to regional development is likely to be limited, as the focus of their attention does not match specific regional opportunities. Thus, regional governments and private sectors should mobilize the necessary resources and concentrate on the list of potential projects that will pave the way for regional prosperity.

There were five round table-type discussions during the workshop: one addressing **Japan-U.S. interests**, moderated by Susumu YOSHIDA, Director General of ERINA; one on **Korea**, moderated by Sang-Gon LEE; the **Policy Issues** round table, moderated by Lee-Jay CHO; the round table on **China**, moderated by Jianyi HU; and the round table on **Russia**, moderated by Pavel A. MINAKIR. Due to the space available for this overview being limited, a detailed account of discussions during these sessions will be made available through the Workshop Report, which is in the process of being compiled and will be placed on ERINA's homepage before the end of the year.

第3回北東アジアにおけるエネルギー安全保障及び持続可能な開発

(2002年9月9日 - 12日)

三井物産株式会社顧問 都甲岳洋

2002年9月17日～19日、ERINAとハバロフスク地方政府が共同で開催した標記ワークショップの概要は下記の通りである。

今回は、新潟、韓国に続いて3回目の開催であったが、ハバロフスク地方政府の最新式電子会議室設備の整った会場で3日とも州副知事が議長を務めるといふ力の入れようだった。

ロシア側からは連邦議会議員、連邦エネルギー省次官の他、第一副知事を始め地方政府要人、ロシア科学アカデミーや地方エネルギー公団関係者等30人近くの出席があった。日本からは、金森久雄理事長、吉田進所長等ERINA関係者、東芝、電力中央研究所、大阪ガス等の代表者20人が参加した。また、米国から国務省エネルギー科学技術担当参事官、北東アジア経済フォーラム議長、中国から石油勘探開発科学研究院国際部副部長他2人、韓国から石油公社、エネルギー経済研究所より7人、北朝鮮から朝鮮エネルギー民族委員会副委員長以下5人であった。

私の基調講演では、三井物産がシェル・三菱商事と共同で開催中のサハリンプロジェクトの進捗状況を説明した。また、2006年にサハリン南部まで至る石油・天然ガスのパイプラインと、世界最大規模の960万トンの生産能力

を保有するLNGプラントが完成することにより、極東で開発された天然ガス等が初めて北東アジア地域の諸国に配送されることの意義を強調した。さらに、中東への過度の依存を回避して環境への影響を軽減するためにも、北東アジア地域において将来の天然ガスの需要増大は不可避であり、LNGとパイプラインの両様の供給体制を整備するための地域での協力体制が重要なことを説明した。その他、石油・石炭のクリーン利用や電力・原子力等についても協力体制が必要なことを強調した。さらに、経済発展の血液とも言えるエネルギーの分野で、民間のみでなく政府間の協力が行われることになれば、過去の恩讐を克服した政治的協力を可能にして歴史的意義を有すると指摘し、小泉総理と金正日会談の成果への期待を表明した。

米国国務省のマニング参事官は、北東アジアでのエネルギー協力の重要性を指摘し、その際に技術的進歩により新たな可能性が開けることに注目する必要があること、協力のための組織作りが重要であることを述べた。

ロシア側は、シベリア極東地域の豊富な石油、天然ガス、および水力発電資源の開発による地域のエネルギー基盤の強化、および北東アジア各国への供給を今後の重点施策として取り組むことを決定しており、この地域の諸国との協力が重要である旨述べた。同時に、これまで種々の案件で地域のエネルギー・インフラ作りや環境問題について協議しているが、必ずしも具体的成果があがっておらず、北東アジアにおけるエネルギー市場でのロシアの役割が象徴的なものに留まっていることへの焦燥感を表した。

中国と韓国はともに国内のパイプラインの整備、充実に努めており、将来、ロシアと中央アジアを重要な天然ガス等の供給源として視野に入れた協力をロシア等と進めているが、これまでのところ、初期の段階に留まっている。例えば、中国東北部はロシアからの水力発電による電力の供給には関心はあるものの、当該地域の発展と経済力の度合いからして、價格的にそれを利用できるか疑問であるとの議論も行われた。しかし、韓国が中国、ロシアと資源開発やパイプライン敷設問題について相当力を入れて取り組んでいるとの印象であった。

日本からの参加者は、日本におけるパイプライン・インフラが遅れているので、幹線パイプライン等も含めて整備をし、日本も北東アジアのエネルギー供給ネットワークに積極的に参加すべきことを述べた。また、日本は発電技術の効率化、燃料電池、天然ガスや電池自動車等、新技術の開発などの面で貢献できるところ大であることも述べた。

いずれにしても、このような大規模な資源開発には何百億ドルという膨大な投資を必要とすると同時に、その投資

を保障するような国際的枠組みや、北東アジアにおけるエネルギー協力と貿易についての国際的取り決めを必要とするものであることが指摘された。この意味で国家間の協力体制を作り、エネルギー協力を阻害し抑制する要因を取り除くための枠組みを形成するため、話し合いを進める必要性が強調された。

北朝鮮の参加者が、ロシアから中国、北朝鮮を通ずるパイプラインや鉄道について、前向きに協力する積極的な姿勢を示し、当面遅れているKEDO体制にはあまり期待せず、中規模、小規模の水力発電で対応していくことを述べていた。また、日朝会談の共同声明の朝鮮語版を読んだ後、北朝鮮の代表が急に愛想がよくなり、日本の代表団に今後連絡を取り合おうと話しかけていたことが印象的であった。

第3回APEC投資マート

(2002年9月9日 - 12日)

ERINA経済交流部研究員 久住正人

2002年9月4日から12日まで、ロシアのウラジオストクでアジア太平洋経済協力会議(APEC)投資フォーラムが開催された。今回のAPEC投資フォーラムは、第7回APEC投資シンポジウム(9月4日~9月8日)と第3回APEC投資マート(9月9日~12日)を併催する形をとった。後者のAPEC投資マートに参加したので、その内容を報告する。

今回のAPEC投資フォーラムは、ロシアにとって1998年のAPEC加盟以来初めての大きなAPEC関連のイベントであり、将来ロシアがAPEC議長国になる場合の試金石ともなる。またウラジオストク市は、イメージアップのために100万ドルをかけて都市美化プロジェクトを進め、ウラジオストクの古い建築物や道路の補修を行った。また、ロシア極東地方の産業界は、ロシア極東地方の経済発展が中央からますます置き去りにされていることから、APEC加盟諸国からの投資を強く期待している。APEC投資マートは、こうした国、地方、産業界の強い意気込みの中で開幕した。

9月9日の開会式は見本市会場となったウラジオストク市海港ターミナル前の埠頭で行われ、14の国・地域の政府関係者とビジネスマン約500人が集まった。参加した国と地域は、日本、アメリカ、カナダ、中国、韓国、台湾、タイ、マレーシア、インドネシア、ブルネイ、ペルー、チリ、オーストラリア、ロシアである。開会式では、ロシア連邦政府を代表して、クレバノフ産業科学技術大臣があいさつし、極東ロシアの経済問題はロシア連邦政府の重要課題で

あることを強調し、APEC加盟国からの投資に期待していると述べた。また環境に配慮した新技術の発電所の建設やテレコミュニケーションなどの新技術へのニーズなど、建設投資や技術提携の案件が幾つかあることを述べた。続いて、ダリキン沿海地方知事が、「ウラジオストクでAPEC投資マートが開かれた事は、ウラジオストクが極東ロシアの経済成長の中心都市であることの証明である」と述べ、ウラジオストクの経済的な潜在性を強調した。

9月10日に、客船ルーシー号船上で、日本の投資環境プレゼンテーションが開催された。会場には約100人の聴衆が訪れた。プレゼンテーションは、在ウラジオストク日本国総領事館の高松明総領事、ERINA経済交流部の佐藤尚部長代理（プレゼンテーション文面は後掲）ウラジオストク日本センターの浅井利春所長が行い、投資案件に関わる質疑応答が交わされた。

9月9日～12日まで、ウラジオストク市海港ターミナルで見本市が開かれた。日本のブースには、日本貿易振興会（JETRO）、ERINA、ロシア東欧貿易会、新潟県、富山県が出展した。日本ブースの来場者は、1日目900人、2日目1,200人、3日目1,400人、4日目1,100人の合計4,600人を数えた。また、具体的な投資相談が約70件あった。

見本市会場を見渡すと、映像や音響などの派手な演出は少ないが、インターネットを利用した情報検索が多く活用されていた。

ロシアの出展団体には、様々な業種が参加していたがその幾つかを紹介する。

- パシフィックメディア（CM製作会社）はウラジオストクで極東ロシアにおけるビジネスを対象にしてTV、ラジオ、インターネットなどのメディアを使ってCM製作のサービスをしている。モスクワなどの中央と違い、製作料金が安いことを強調した。
- 沿海地方木材協会は、1994年に設立され、沿海地方の主な木材関連企業と木材輸出企業が加盟している。主な事業は木材の貿易だが、環境保護への取り組みもしている。現在、当協会はアジア太平洋地域に良く知られていて、日本と中国の顧客が多い。新しい投資家から木材伐採技術の導入と輸出手続きの改善を期待している。
- プリムテレフォン（携帯電話事業）は、最近サハリンへビジネスを拡大して、サハリンのGMNのネットを使っていることをプロモーションした。
- 極東経済安全促進基金は、海軍の軍艦などの展示会を定期的に開催することを提案した。アジア太平洋地域において、200海里水域を守ることと、海上テロリズムから自国を守るために今後20～30年程度、海軍の装備は大き

な需要が見込まれる。それを見込んで、現在はシンガポールとマレーシアのリマで展示会を開催している。ウラジオストクは大きな軍港が機能していて軍艦の展示会の環境としては最適なため、是非ウラジオストクで今後展示会を定期的に開催したい。来年サンクトペテルブルグで同じような展示会が開催される予定なので、それと平行して取り組みたいとのこと。そのために株式会社を設立する予定である。

- ウラジオストク商業港は、現在600万トンの貨物を扱っている。今回の投資マートでは、コンテナターミナルの取り扱い能力を13万TEUまで引き上げる投資プロジェクトを展示して、700万ドルの投資を誘致したいとした。
 - コムソモリスク・ナ・アムレー航空機製作所は、ハバロフスクで戦闘機などの軍需の他に民需の航空機やボートを製作している。今回紹介したのは、戦闘機スホーイ30と水上機Be-103と双発小型旅客機SuSoであった。
 - グローバルトレード社は、主に海産物を取り扱っているが、その経験を活かして、養鶏場を建設するプロジェクトを計画している。これは沿海地方とウラジオストク市にとって重要なプロジェクトであるため、地方政府もこのプロジェクトには前向きに対応をしている。また、このような国際的な投資マートは、ロシアからエリートが集まり、アジア太平洋地域から投資家が集まるために非常に有意義であると語った。
 - ポストチヌイ港は5つのプロジェクトを紹介した。第1に、年間取扱量100万トンのメタノールターミナルを建設する。第2に、サハリン向けのドライドックを作る。第3に、年間取扱量450万トンの石油ターミナルを建設する。第4に、100～130万トンの輸出が可能なLNGターミナルを建設する。第5に、石炭ターミナルを建設して年間650万トンを取り扱う。これら5つのプロジェクトには合計5億ドルの投資が必要だとした。
- 今回のAPEC投資マートに参加してたくさんの優良案件を収集することが出来て非常に有用であった。

プレゼンテーション発表原稿

北東アジアにおける経済協力・統合に向けた沿海地方の役割

ERINA経済交流部部長代理 佐藤 尚

北東アジア地域における経済協力の水準は、他アジア地域に比較して低いレベルにある。理由は色々考えられるが、我々はそうした貿易を阻害する要因解明に務めており、小さくても経済交流の活性化に寄与するようなパイロット的の実現にも尽力している。十数年以上前、この地域は

東西陣営の対立の最前線であり、経済協力など話題にもならなかった。しかし現在各地域の状況は大きく変化した。ロシアは市場経済の国家になり、現今の課題としては、中央と地方との経済格差の是正、産業構造の転換が急務となっている。中国は政治体制を維持したまま、自国民により多くの経済的自由を認め、これが現状ダイナミックな経済発展を支えている。中国はWTOに加盟した。世界経済において日本は既に昔日の面影は無く、世界標準に見合った新しい経済システムの創生に苦慮している。

これら3カ国の相互関係は次のようになっている。日本企業はより多くの投資を中国に実施している。そこで安価な労働力を利用し、世界市場、日本市場向けの製品を製造している。中国は最大かつ最後の市場と見なされている。日本は領土問題、最近のロシア関連のスキャンダルもあり、ロシアへの投資には踏み切れない状態である。ロシアでは日本の機械、設備に対する需要が依然として大きい。中口関係は歴史的諸問題の解決ゆえ拡大しており、中国の日用雑貨がロシアに輸出され、ロシアから原材料が輸入されるという図式が成立している。これら3カ国の経済発展の度合いは異なり、経済的優位性と同時に欠点も有している。北東アジアの一角を占めるロシア極東地域は、ロシア向け投資、資金が集中するモスクワから距離的に大きく隔たっている。この為、大消費地であるモスクワとのビジネスは輸送がネックとなるため難しく、近隣諸国との緊密な関係構築が必須となる。中国東北地域は重工業地域であるが、産業構造の変化に伴い重工業は中国の主要産業とは見なされなくなった。同産業の合理化等により失業者が増大してきた。また中国国内の貧弱な輸送体系ゆえ海外投資家は内陸部への進出はこれまで控えて来た。日本は太平洋岸に主要産業、進んだ交通システム、人口が集約されており、日本海側は産業、人口集積、交通体系の面からも遅れている。この不均衡の是正は今に至るも解消されていない。各国は自国の自助努力だけではこれらの国内問題を解決することは出来ない。北東アジア域内に統合された経済圏を創出し、ビジネス活動に大幅な自由を与えることが解決の鍵となる。最終的にはEUモデルを目指し、交通体系整備、人的交流の拡大、通関制度の簡素化といった施策が求められる。

日中貿易の日本側主要窓口は全て太平洋岸港となっている。2000年実績では直行で120万TEUの荷動きが見られた。航空便に限っていえば、今夏季スケジュールだけでも、日中30都市間で週400便以上の就航が数えられる。日中間の物流、人流はここ当分増大しつづけるものと思われ、これが激変するとは思われない。しかし、日中間の物流、人流ルートは変更することはできる。即ち、日本海側からロシ

ア沿海地方を經由し、中国東北地方に向かうルートにである。現状では中国東北地方への日本側投資は華東地域、沿岸地域に比較しはるかに小さい。しかし新ルート開発は投資を促進するものと考えられる。

日中間の貿易量低下のため、日本海側とロシア沿海地方港湾間には定期船が無くなり、集荷ベースでの配船となった。沿海地方は黒龍江省、吉林省と国境を接しており、国際トラック輸送はかなり前から実施されている。2000年には綏芬河～グロデコボ間で316万トンの貨物が輸送され、ザルピノ～琿春間では4万トンが輸送された。同ルートでの人流は77万6千人、同14万7千人である。これらの数字を持って、日本発の物流量、人流量を測定するのは困難であるが、国境での諸手続きが簡素化されれば、物流、人流両面で数量の増加が見られるものと考えられる。

人口規模において沿海地方は中国東北3省にはるかに及ばない。故に隣国との経済協力についてはロシア人にある種の危惧を抱かせる。つまりロシア極東は中国人に支配されるのでは、という危惧である。このような危惧は部分的には正しいであろう。日本においても所謂不法滞在の中国人についてはつとに喧伝されている。いずれにせよ海外との交易が増大すればこのような問題は発生するのであり、肯定、否定の両面的性格を有する。残念ながらEU諸国ではショービニズム、外国人排斥の動きが感じられる。今日どの地域もアウトルキーな経済形態を保持することはできず、相互補完関係は一層強まっている。人は閉鎖経済の中で貧困の中で生活するか、民族の誇りは若干傷つけられはするが、物質的に豊かに生きる道、どちらを選ぼうとするであろうか？現在、生活の質のほうが、民族の誇りより重要であり、民族問題は経済協力を阻害する要因とはなっていない。

北東アジアにおける経済協力の規模を増大させる方策として、我々は日本～中国東北間物流を沿海地方が取りこむことを提案する。迅速な輸出入通関手続きは現代の国際物流には不可欠な要素となっている。このルートを使う想定品目は日本発が製品の部材、中国発が一次産品、繊維関連である。沿海地方は日中間の膨大な物流通過を羨望の眼差しで見ただけになるのであろうか？歴史は主要交易路が、沿線に新たな交易都市を発展させることを教えている。シンガポールや香港は以前は小さな寒村に過ぎなかった。東西間の交易量増加に伴い、これらの港湾都市は巨大な中継貿易センターとなっていった。幾多の日本企業がそこに進出し工場を建て、単なる港湾都市は世界的レベルでの工業都市へと変貌した。ウラジオストックもこれらの都市に追随する潜在性を有している。

日本から中国東北部は最短距離で1,000*₀未満であり、これは日本国内物流の観点からは標準的な距離である。簡素且つ迅速な通関、複合一貫輸送育成、これらは沿海地方に課せられた使命である。日中物流を担うルートが沿海地方を通過し、そのルート上におけるサービスが量的、質的に向上すれば、沿海地方からの輸入も想定できるようになる。最有力候補は農産物、海産物であろう。何故工業製品ではないのか？日本市場に適合する製品製造関連コストが、期待される利益より少ないと想定されるからである。日本以外にも販売するとなれば話は別であるが、その場合は一層詳しい市場調査が必要になる。

食料品に対する疑念は世界中で沸き起こっている。農薬の過剰使用、遺伝子組換え食品、これらは日本人にも食品の安全性に対する信頼を喪失させている。全ては生産性向上の為である。

北方地域は南方に比較し、病害虫の働きが不活発で安全な農作物の生育に適している。沿海地方では遊休地が多いが、国境の向こう中国東北地域では、可能な限り土地を利用している。中口国境を通過するとその違いは歴然とする。農業分野だけに限っても、沿海地方の日本に対する潜在的供給能力は高い。水産においても同様なことが言える。旧ソ連時代をも含めロシアでは沿岸漁業、養殖漁業が省みられなかった。ロシア漁船といえば、そこ引きトロールで魚類を根こそぎにするといったイメージがある。これは資源を枯渇させる。沿海地方ハサン地区を日本の漁業者と訪問したことがあるが、異口同音にハサン地区は栽培漁業に理想的な場所だという感想を述べていた。

東京へは日本全国、世界各国からあらゆる食品が集約されている。沿海地方も東京への食料供給地として役割を十二分に果たしうる。高品質の食品供給も不可能ではない。

最近プーチン大統領が極東を訪問し、北朝鮮の金正日主席と会談した。会談の席上両首脳は鉄道連結に関し合意した。ロシアは朝鮮半島縦断鉄道とシベリア鉄道の連結の実現をめざしているが、専門家の意見では数百億ルーブルの資金が必要といわれている。現状では誰もそのような資金負担をする用意はない。30年前、下関と釜山の間にフェリーが開設され、現在では福岡、北九州間にも定期航路が開設されている。理論的には日本～日本海～沿海地方～朝鮮半島～日本と円環ルートが形成され、北東アジアの輸送動脈となりうる。このような円環ルートは単純な往復ルートに比してはるかに効率が良い。通関手続きが簡素化され、スムーズな輸送が実現されることが待たれ、それがこの地域の経済統合を促進する。そのような円環ルート構築の中で、沿海地方は基軸となる場を占めている。

円環ルートはある意味で理想であり、現実的には2つの朝鮮半島縦断ルートが想定される。

1つは、九州～釜山～ソウル～平壤～新義州～丹東ルートで比較的平坦地が多く、(特に北朝鮮内)ルート整備には次に述べるルートよりはるかに少ない資金で済む。さらに、ルート上の北朝鮮内に、安価且つ精密な手作業を提供する工業団地のような設備を設置すれば、さらにルート実現の具体性は高まる。中国側国境都市丹東には大東港もあり、この港は敦賀、直江津と結ばれている。さらに大連まで陸路330キロで2004年までには高速道路が開通すると伝えられる。

既に存在する関釜フェリーでのJR5トンコンテナ・サービスをこのルートに投入し、現在は釜山でトラックに積み替え韓国国内輸送に限定されているサービスを鉄道輸送に切り替え、北朝鮮内の工業団地へと直送するプランが考えられる。北朝鮮内では精密手作業が必要な行程のみ実施し、その後、より精密な加工を必要とする製品は丹東から大連へ輸送する。そこで最終完成品として大連港を利用し世界へ向け出荷することが想定される。北朝鮮内の手作業精密加工のみで製品が完成するのであれば、丹東から輸出することも想定される。また中国国内では対応しきれない超高度加工が必要とあれば、朝鮮半島を南下し、下関等に戻るルートを利用することも考えられる。ここで5トンコンテナに焦点を当てた理由は、扱いやすさ、少量多品種、高頻度輸送に対応できるからである。20あるいは40フィートコンテナの様に取り卸機器に多大な出費が必要でなく、ほぼ現行の機材で対応できる。また輸送車両については、無蓋車で輸送することが可能である。日本国内では各JR貨物ターミナルで取り扱いが可能であり、地方の中小企業にとっては物流のコンパクトさも然る事ながら、適度な物量でFCLを組めるというメリットも発揮できる。

次に北朝鮮の日本海側を北上するルートであるが、インフラ整備の資金投下額に比較して、はるかに効果、利益は少ないと考えられる。北朝鮮内の鉄道は非幹線鉄道、山岳地帯ゆえ、ほぼ荒れ放題とも言っても良いような状況にある。数千億円とも試算される鉄道近代化に本腰を入れたとしても果たして何年で償還できるのか想像もつかない。さらに朝鮮半島内と連結が予定されるロシア鉄道は相互に軌道幅が異なり、これを調整する何らかの追加設備が必要になる。

因みに中国は朝鮮半島内と同一な軌道幅である。勿論JR5トンコンテナを想定して、これを前述のルート同様、朝鮮半島を横断し、シベリア鉄道で欧州まで輸送することも考えられる。実際ロシア鉄道省に進言したこともあるが、メガロマニアのロシア人には少量多品種、ハンドリングが

委細且つ煩雑な5トン利用の国際輸送はお気に召さないらしく、反響は無かった。冷凍コンテナを投入するとかして新たな輸送サービスの創出も可能ではあるが、それをも見越しても、数千億の投資を、輸送サービス提供の見返りとして算段するのは難しいと思われる。結局のところ沿海地方は中国東北部へのトランジット地域で、朝鮮半島縦断鉄道との連結云々のコンテキストで論じることには困難を感じる。沿海地方港湾は日本と中国東北部地方との往復ルート上に位置する通過港的立場にある。リップサービスの的に沿海地方は北東アジア円環ルートの要と持ち上げたが、それは朝鮮半島縦断西岸ルート(九州~釜山~ソウル~平壤~新義州~丹東ルート)が繁栄し、北朝鮮の日本海側を北上ルートと何らかの関係を有する様になる、かなり遠い将来予想であり、中口間の国境通過がノーチェックになるような時代に成ってからの話しである。

かつて筆者は朝鮮半島縦断ルートとシベリア鉄道につき何度となく言及してきた。しかしこれは一種の誘い水であり、人々の関心を朝鮮半島縦断鉄道ルートに向かわせたかったというある意味では筆者の悪意であった。本音は九州~釜山~ソウル~平壤~新義州~丹東ルートの実現であり、資金投下額、国際情勢の変化、全てが揃いつつあるように思われる。

中国延辺朝鮮族自治州創立50周年記念第3回図們江地域国際投資貿易フォーラム

ERINA調査研究部客員研究員 李燦雨

2002年9月3日、中国吉林省の延辺朝鮮族自治州創立50周年を記念して第3回図們江地域国際投資貿易フォーラムが延吉市で開かれた。このフォーラムは中国中央及び地方政府と国連開発計画(UNDP)などが共催し1995年10月に延吉市で第1回目が開かれ、延辺州に海外投資が本格的に行われるきっかけとなった。その時は総計118件で8億4,350万ドル(外資は6億1,178万ドル)の投資契約及び協議書が締結された。第2回目は1998年9月に琿春市で開かれ、北朝鮮の羅津・先鋒経済貿易地帯との連携商談会となった。その時には、延辺州では総計141件で11億8,500億ドル(外資は4億7,400万ドル)の投資契約及び協議書が締結された。今回のフォーラムはUNDP図們江秘書処、UNIDO、中国国際経済技術交流センター、吉林省政府、延辺州政府が共同開催した。中国地域だけでなく、ロシア沿海地方や北朝鮮の羅津・先鋒経済貿易地帯を視野に入れた図們江地域の国際共同開発のための商談会として位置付けられてい

る。

1. 図們江地域国際協力開発討論会

今回のフォーラムは過去2回と同じく国際討論会と商談会が同時に開かれた。9月2日に開かれた国際討論会では、UNDP図們江開発事務局、中国、韓国、日本などからの参加者による意見交換が行われた。

中国側からは吉林大学東北亜研究院・王勝今院長、図們江地区開発学会・李基云秘書長、延辺大学東北亜研究院・朴承憲院長、延辺大学東北亜旅遊資源開発センター・温艶玲主任など5人の報告が行われた。その内容を整理すると、延辺州は10年間の50億元を投入し基礎施設の改善を積極的に行ったが、まだ不足している。外資導入額は累計で約5.8億ドルである。

國務院は2000年4月、琿春輸出加工区、2001年2月に琿春中口互市貿易区の設置を批准した。2001年4月に延辺州は西部開発の優遇政策を受けることになった。

延辺と北朝鮮辺境地域との経済貿易協力

- 1999年以降中朝辺境貿易は毎年30%以上成長している。2001年1~10月の辺境貿易額は5,836万ドル(輸出4,201万ドル、輸入1,635万ドル)である。
- 輸出内容は工産品が1,246.3万ドルで21.3%、石炭・コークスが678.2万ドル、機械・電気産品が522.6万ドルの順である。
- 琿春経由の羅津観光客は毎年1万人を超えている。
- 北朝鮮へ投資している大部分の延辺企業は北朝鮮で登記してから経営している。北朝鮮側の資料では約40~50の延辺企業が運送、タクシー営業、ホテル、商店、薬店、製造業(塗料、芝麻油、黒木耳などの生産)などのビジネスを行っている。
- 北朝鮮には消費財が不足であるので羅先市に中国商品市場を設立し、北朝鮮の内地まで流通し、羅先市を中国産品の集散地とすることができる。韓国、日本市場向けの水産物、畜産物、特産品の加工工場設立も考えられる。

延辺とロシア極東地域との経済貿易協力

- 対ロシア辺境貿易は2000年に5,001万ドルであった。2001年1~10月の辺境貿易3,783万ドル(輸出309万ドル、輸入が3,474万ドル)である。
- 対ロシア辺境貿易の問題点は貿易規模が小さく、輸入が殆どとなっていることである。
- ロシアに豊富な山林、鉱産資源があり、ロシア政府は外国投資を積極的に導入しようとしているが、私有化過程での混乱のため外国人投資は時期尚早である。

- 対ロシア投資戦略としては、近い将来には食品加工、水産品加工、製菓などの部門に重点を置くことが必要である。(例：ロシアから明太魚を輸入し、琿春輸出加工区内に明太魚加工センターを設立し、韓国市場に輸出する。)
- 農業、建築業は労務合作の重点部門である。

韓国側からは東北亜共同体研究協会・権永純代表の次のような提案が行われた。

現存施設・制度を最大限に活用しよう。

- 延吉空港の国際航路開設：延吉～韓国襄陽、延吉～新潟など開設し、空港周辺に免税区域を設置する。
- 束草～ザルピノ間に韓国人だけでなく中国人にも許容する。沿海地方を単純通過だけでなく、72時間滞在できるように許容する。

相互利益になる方法を提案する。

- ハサンと琿春の一部地域に特別行政区を設置し、TRADP会員国の人が一人当たり1万ドル、非会員国は3万ドル以上投資すると永住権を付与する。ロシアは琿春に、中国はザルピノに領事館を設置し投資、移住などを管理する。

ルートを連結し、共同繁栄しよう。

- ロシアはカミショーバヤまでの標準軌鉄道をザルピノまで延長し、ロシアの広軌も図們まで延長する。

図們江に内陸水路を建設しよう。

- 防川の南に5kmの運河を開設し、10kmの瀋蒲湖を浚渫し、図們江に4～5の提を建設する。中国がADBから借款で工事し、借款償還までUNDPが管理する。水路利用料で借款を償還し、終わったら北朝鮮が国際協約により管理する。

日本からは3の報告があった。

ERINA所長・吉田進

琿春を無農薬食品生産工業が主流である特色のある経済開発区として開発する必要がある。琿春発展のための具体項目は次の4項目である。

- 吉林省稲ワラ輸出で羅津港を利用
- 無農薬農業の開発
- 泥炭輸出の拡大
- 日中輸出商品開発

これを具体化させるために、日本東北7県と琿春市が連合事務所を設置し、ERINAと琿春市間にHot-Lineを設置することを提案する(琿春の情報をERINAの情報網を通じて日本国内の関連組織に転送)。

日中東北開発協会・岩崎篤意理事長

日本経済界にとって図們江地域開発の最大の意義は貿易、投資などのビジネスの環境が改善されることである。新しい状況に立脚したマスタープランを示すことが必要である。

とっとり政策総合研究所・長谷川欣吾客員研究員

鳥取県と延辺州の間では次のような経済交流・協力が行われている。

- 2000年に鳥取県の合板メーカーが琿春市に、ロシアと黒龍江省の針葉樹を利用して、住宅用合板を製造し、境港に輸入するという事業計画が検討された。UNIDOの支援制度を利用しF/Sを行い、実現したら年間2,600本のコンテナ輸送が可能となり羅津と境港の間に定期コンテナ航路を開設する計画であった。現在検討中である。
- 吉林省の企業と、緑化工事用資材である泥炭の開発輸入事業について交渉を開始している。
- 吉林産稲わらについては日本政府の検疫検査官が琿春市に派遣されるようになれば、相当数のコンテナ貨物が作り出される。
- 石材の加工輸出も有望であるが、吉林省政府主導の下で琿春市边境経済合作区に集めて加工し輸出すれば良い。

以上のような報告が行われ、図們江地域国際協力開発討論会は終了したが、今後はその開発と国際協力の更なる発展の段階へ入ることが期待された。

2. 中国図們江地域国際投資貿易商談会での投資誘致と貿易契約の結果

2002年9月2～4日まで延辺国際会展中心で開かれた中国図們江地域国際投資貿易商談会に、15国・地域から3,195人(海外は2,270人)が参加した。延辺州は256項目の対外経済技術協力対象を選定し、82個の投資誘致展示場と213所の貿易展示場を設置した。日本からは秋田県が30人の代表団を参加させ経済協力の商談が行い、鳥取県も独自のブースを設置し広報や貿易促進活動を行った。

今回の商談会期間中に、投資面で合計254の投資が結ばれ投資総額は11.65億ドルに達した。そのうち国内からの投資は5.87億ドル、海外投資は4.26億ドルであった。

契約締結は186件7.57億ドル(国内3.41億ドル、海外3.02億ドル)であり、合意書締結は68件4.08億ドル(国内2.46億ドル、海外1.23億ドル)であった。

分野別の投資誘致(契約+合意)の内容は以下のよう

なっている。

第3回投資商談会で延辺州の分野別投資誘致実績

(単位：件、億ドル)

合計		農業		工業		サービス		インフラ		所有権交易	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
254	11.65	39	1.34	176	7.59	16	1.03	16	1.58	7	0.11

貿易面では7.43億ドルの契約（輸出3.28億ドル、輸入1.14億ドル、対外工事3,100万ドル、国内貿易2.7億ドル）が行われた。

今回の中国図們江地域国際投資貿易商談会の参加印象としては次の3点が挙げられる。

投資の面で、過去には契約締結より協議書締結が多く、実際に契約実行に繋がらなかったケースが多かったが、今回は契約締結が多くなり、実行に繋がる可能性が高くなった。

中国国内の他地域から延辺地域への投資が多くなっており、中国の全般的経済力の上昇を反映している。延辺地域も中国国内からの投資誘致に力を入れている。

図們江地域開発に関する関心が依然として強かった。日本の日本海沿岸自治体の場合、中国東北地域との航路開発や貿易・投資への関心が表明されており、今後環日本海地域の発展に地方間国際協力の貢献が期待される。

平壤国際経済技術・インフラ展覧会および平壤視察

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

2002年9月17日～20日、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）平壤の三大革命展示館で平壤国際技術・インフラ展覧会が行われた。この展覧会は、ドイツのミュンヘン見本市社（<http://www.mmiasia.com>）が主催し、朝鮮国際展覧社との共催で行われた。西側の企業が行う見本市としては最初の見本市であるこの展覧会（<http://www.pyongyang-itie.com/>）には、EU各国の企業および若干の北朝鮮企業が出品を行っていた。EUの企業の出展は鉄道輸送ターナーキーシステムから自動車部品、養鶏場のシステムなど畜産分野まで多岐にわたっていた外貨不足の北朝鮮の現状を反映してか、大規模なプラントなどの展示はなかったが、それでもヨーロッパの技術に対する北朝鮮の人々の関心は大きく、多くの人々が真剣なまなざしで展示品やプレゼンテーションに見入っていた。特に、コンピューターを使ったスライドショーやプレゼンテーションのビデオの前には、技

術者や学生とおぼしき人々が集まり、長時間滞留していた。北朝鮮は、女性の社会進出が進んでいると聞いていたが、会場に集まっている人々を見る限り、技術者には男性が多く、事務員には女性が多かった。日本よりも女性の比率が高いように感じたが、性別による役割分担がはっきりしているようにも感じた。



写真1 展覧会会場入口

会場の面積は主催者発表によれば5,000平方メートルであったが、入ってみるとそれほど広くはなかった。後述する自動車の展示以外でもっとも広いのがシーメンスのブースだった。他の展示はこの4分の1から2分の1位の広さであった。



写真2 シーメンスのブース

一方、北朝鮮の展示は、靴やマグネシアクリンカー、山菜や漢方薬類、それにNC旋盤システムなどだった。国際経済技術・インフラ展覧会という名称には似つかわしくないものも多いと思ったが、ヨーロッパに輸出できる品質を持ち、かつ輸出余力があり、展覧会に出品できるだけの資金がある会社は少ないのかもしれない。委託加工など、北朝鮮が現在推進している業種は、この展覧会のカテゴリーには属さないの、余計にそう感じるのかもしれない。



写真3 北朝鮮の靴の展示



写真6 中国から来たトラック



写真4 熱心に展示に見入る人々

その他、南浦市に南北朝鮮が合併で作った平和自動車総会社が組み立てたフィアット製乗用車が展示されていた。「ヒッパラム（口笛）」と名付けられた乗用車、それにワゴンが会場の中でひときわ目立った存在だった。自動車自体は特別な技術を使って作られてものではないものの、ヨーロッパと北朝鮮の経済交流が活発化していることを強調する展示だった。

会場の前には、中国の長春にある第一自動車製のトラックがずらっと並んでいた。このトラックは工場のある長春



写真5 ヒッパラム

から平壤まで走ってきたようだった。物言わず並んでいるトラックだったが、「あんな遠い国から物を買わなくても、近くによい物を作っているところがあるよ」とつぶやいているようだった。平壤市内のホテルやレストラン、外貨ショップなどで、エアコン、電圧調整器、除湿器など、中国製品を多く目にした。価格の面でも、メンテナンスの便宜を考えると、北朝鮮市場においては、中国製品に一日の長があるように感じた。

今回の訪問では、展覧会のほか、委託加工を行っている縫製工場を見学する機会があった。訪問した工場は平壤市の東にある「東大院被服工場」で、銀河貿易総会社第1会社の傘下の工場とのことだった。この工場では、日本のJUKI製のミシンを導入し縫製を行っていた。筆者が訪問した作業場では、ちょうど韓国向けの紳士用ズボンの縫製を行っているところだった。製造の過程を追いながら1階から5階までの作業場を回った。作業場に工場の日課表が掲示されていたので記録してきた。作業をしているのはほとんどが女性であるためか、日課表に授乳時間が規定されている。参考までにご覧いただきたい。

表1 東大院被服工場に掲げられていた日課表

	日課内容	から	まで	利用時間
1	出勤		08:30	
2	労働宣伝および新聞を読む	08:30	08:45	15
3	隊列検閲(朝礼)	08:45	09:00	15
4	午前の作業	09:00	13:00	240
5	昼食	13:00	14:00	60
6	午後の作業	14:00	18:00	240
7	一日の生産および財政総括	18:00	18:30	30
8	退勤	18:30		
	作業中の体操	10:30	10:45	15
		15:30	15:45	15
	授乳時間	10:30	11:00	30
		15:30	16:00	30

この工場では、韓国との委託加工では、仁川～南浦間の船便を利用する方法の他に、陸路で中国の丹東まで運び、そこからフェリーで仁川に送る方法を利用しているとのことだった。具体的な運賃等については、回答が得られな

かった。



写真7 被服工場の作業場

平壤での滞りがちょうど9月21日の秋夕(チュソク:旧盆に当たる)に重なった。ホテル近くの普通江沿いの道は、お弁当を持ってピクニックに来る家族連れがほぼ等間隔に並び、日本のお花見を彷彿とさせた。お弁当の中身を見ると、白米に肉、魚、野菜などを交えた相当豪華なおかずが並んでいた。また、若干の酒類も目にした。1990年代後半の「苦難の行軍」の時期には、北朝鮮の中でも食糧事情のよい平壤市内でも米を食べることができないことが多かった、という話を平壤に来てから多く耳にした。旧盆のごちそうで食糧事情を判断してはいけないだろうが、外で人に見られても恥ずかしくない弁当が準備できるところまで経済は回復してきたとの印象を持った。この他、平壤市内では、この春から大同江ビールという生ビールが新たに生産されているが、このビールを出す「生ビール」店が市内のあちこちに見られた。筆者が聞いたところでは、1人当たり週に2杯の割り当てがあるとのことだった。筆者が平壤を訪れたのは、1996年と1999年に引き続き3回目だが、平壤の人々の表情は今回が一番明るかったように思う。

今回の訪朝で目についたものの一つに、市内のあちこちに設置された簡易売店(メーデー(売台)と呼ばれる)が



写真8 普通江畔の風景



写真9 簡易売店

あった。アリラン祭典の時に設置され、それがそのまま残ったと言われているが、菓子やアイスキャンデー、清涼飲料水、リンゴ、パン、肉まんじゅうなど様々な物が売られていた。直径6センチメートルほどのミニパンが5個で25ウォン(日本円で約20円。1ウォンは約0.83円)、直径4センチメートルほどの肉まんじゅうが1個5ウォン、アイスキャンデー(通称「エスキモー」)は5ウォンで売られていた。7月から改定された賃金体系では、平均的な事務職の給料は1ヶ月2,000ウォン程度とのことなので、売店で売られているものは、それほど安くはないが、買い食いをしている子供たちも多かった。

平壤市内では2階建てバスを多く目にした。案内員の方の話では、中国から輸入したバスとのことだった。平壤には地下鉄、路面電車、トロリーバスの路線があるが、それらがなかったところにバス路線ができたため、平壤市民の生活はずいぶん楽になったとのことだった。燃料油が絶対的に不足している現状の中で、平壤のバスの燃料がどのように確保されているのかよくわからないが、政府としても経済が回復していることを生活で実感させるためには、このようなサービスの向上も必要なのだろう。この2階建てバスは、実質的に市民の役に立つサービスであるという点で、記念碑的建造物と同じかそれ以上に市民の心を打つのではないかと思う。

平壤滞在中、インターネットカフェにも行った。このインターネットカフェはインターネット宝くじサービスを運営している朝鮮宝くじ合弁会社(<http://www.dklotto.com/>)の経営で、外国人専用だ。料金は1時間当たり10ドルで、かなり高い。北朝鮮のコンピューター網はまだインターネットに接続されていないので、この会社は上海まで専用線を使って、中国のネットワークに接続している。専用線の速度はわからないが、ウェブサーフィンをした感じでは、512kbps程度は出ているようであった。端末のOSは



写真10 休日の平壤市内

Windows 2000を利用しており、客の好みに応じて日本語、英語、中国語、朝鮮語を選択できるようになっていた。asahi.comやHotmailを利用したが、特に接続制限はなく、快適に利用することができた。



写真11 インターネットカフェのコンピューター

滞在中、板門店を訪問した。平壤から開城までは高速道路で約3時間。高速道路を走る車は少なく、すれ違う車もほとんどない。行きは観覧時間に遅れそうになったため、時速120キロメートル程度で飛ばした。橋の付け根の部分に段差があり、急減速をしたり、車が宙に浮きそうになるほど揺れたりした。帰りはゆっくりと帰ったのでそれほど問題は感じられなかったが、建築物としての道路の保守がそれほどうまくいっていないように感じられた。それに対して、中央分離帯の植え込みはどこに行っても美しく剪定されていた。恐らく、北朝鮮の感覚では、時速80キロメートル程度で難なく走ることができる道路は最高級に属するのだろう。以前、平壤から元山に向かう高速道路のトンネルが工事のため、一部区間を一般国道経由で迂回したことがあったが、非舗装の道路で座席と天井の間を飛びはねて大変な思いをしたことを思い出した。

板門店の共同警備区域を観覧する前に、休戦会議場を参

観した。朝鮮戦争に対する北朝鮮の見解を滔々と述べる朝鮮人民軍の将校の姿は、1999年に同じ同じ説明を聞いた時と同じだった。しかし、1999年に訪問の感想として、「次回来る時には、ソウルからこちら側に来られたら良いと思います」と答えた時の将校が浮かべた困惑の色は、今回同じ感想を述べた時には見られなかった。



写真12 北側から見た板門店

今回の訪朝ではほぼすべての訪問先で小泉首相の訪朝と日朝平壤宣言に対する言及があった。ある訪問先での「これまでは両国が敵対的関係であったために、日本の機関に対しては、協力関係を結びたいということすら言えなかった」という言葉が印象に残った。政経分離で、国交がなくとも経済交流を模索することが可能な日本とは違い、国家間の政治的関係が国内すべての機関の対応を決定する北朝鮮では、日本との交流を行いたいと考えていた機関も、そのことを公に表明できないことが多かったようだ。国交正常化交渉をめぐって、ぎくしゃくした関係が続いてはいるが、日朝平壤宣言が日朝両国民間の率直な意見交換につながる可能性を感じた。

平壤からの帰路は、瀋陽での会議に出席するため、北京行きの国際列車を利用した。この国際列車は毎週月、水、木、土曜日の朝10時10分に平壤を出発し、新義州、丹東、瀋陽を経由して翌日の朝9時23分に北京に到着する。平壤から新義州まで約250キロメートルを5時間で走ることになっている。北朝鮮国内の表定速度の時速50キロは、高速化の進んでいる同列車の中国国内の表定速度である時速88.2キロメートルと比べると遅いが、ベトナム統一鉄道（同時速約53キロメートル）の最速列車と同じくらいの速度だ。

出発の30分ほど前に平壤駅に到着した。広いホームには、電気機関車牽引の客車列車が止まっていた。前方に電気機関車、荷物車、軟臥（中国車両）1両、硬臥（中国車両）、軟臥（北朝鮮車両）、食堂車（北朝鮮車両）が連結されており、その後ろに平壤～新義州間の国内列車が連結されて

いた。筆者が乗ったのは中国車両の軟臥で、中国人の車掌が乗務していた。切符を見せたところ、寝台券の料金表示が間違っているとのことで、乗車を拒否された。結局、切符売り場の係員がやってきて、自分のミスであることを認めたため、車掌が「中朝友好の立場から」ボールペンで書き直すだけで乗車することができた。ホームには、乗客、見送りの人々の他に、「人便」(荷物を人にことづけて送ること。基本的に無償)を依頼する人々がいた。国際列車の乗客に、中国に送る商品見本などを託しているようだ。私も瀋陽までのニットの見本を持っていくよう依頼されたので、引き受けた。



写真13 車窓から見た刈り取り後の水田

列車は時刻通りに出発したが、途中で速度が落ちたり、駅に長時間停車したりして、新義州には約1時間遅れて到着した。途中、車窓からは稲刈りの風景を見ることができた。区画整理をした広い水田でも、人手での刈り取りをしているところが多かった。今年は作柄が良いと言われていたが、車窓から見る限り、そのように思われた。新義州で1時間ほど停車した後、中国車両2両だけになり、中国鉄道のディーゼル機関車に牽引され、新義州をあとにした。鴨緑江にかかる鉄橋をゆっくりと渡り、新義州出発後10分で中国の丹東駅に到着した。鉄橋を渡りながら見た丹東の渋滞が、中朝の格差を物語っているように思えた。

中国と朝鮮半島の経済協力活性化のための国際セミナー

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

2002年9月26日～27日の2日間、「中国と朝鮮半島の経済協力活性化のための国際セミナー」が中国・瀋陽で開催された。この会議は韓国の対外経済政策研究院(KIEP)と中国社会科学院(CASS)、遼寧社会科学院が共催し、

南北朝鮮と中国間の経済協力を行う上での課題を中韓両国の研究者が話し合う会議であった。

この会議が開かれる10日ほど前から、朝鮮半島は変化を感じさせるニュースの渦の中にあった。9月17日には小泉総理が平壤を訪問、9月18日には南北朝鮮を結ぶ京義線と東海線2本の鉄道の起工式が南北同時に行われた。また、北朝鮮の新義州特別行政区の設置が報じられたのも、この時期であった。

会議では、1日目に北東アジア地域の経済において南北朝鮮と中国がどのような位置にあるかの分析、韓・朝・中の経済協力における課題、中・日・韓の経済分野における協力、南北経済協力や中朝関係が北東アジア経済協力に与える影響など、北東アジアの経済協力の現状分析を主とした発表と討議が行われた。

会場の関心は特に北朝鮮の経済の現状にあり、7月1日から行われた価格や賃金の調整措置に関して、その内容や性質についての白熱した議論が行われた。中国社会科学院や遼寧社会科学院など中国の研究機関は、北朝鮮の研究機関と定期的に交流を行っており、そのネットワークによってもたらされた情報が多数発表された。これに対して、韓国の研究者が自ら得た情報を用いて検証を行うなど、中朝間で北朝鮮に関する情報交換が行われることにより、情報の精度が高まっていることを実感した。

2日目は、朝鮮半島縦断鉄道の役割と機能、中・韓・朝の天然ガス部門でのエネルギー協力、中朝間の边境貿易(地方間貿易)の現状、中・韓・朝の先端産業分野での協力の現況、北東アジア地域での開発金融問題など具体的なプロジェクトについての発表が行われた。このうち、開発金融問題についてはERINAの李燦雨客員研究員が報告を行った。

具体的なプロジェクトに関連して、北朝鮮がこの地域の発展のボトルネックないしは分断点となっている現実が明らかになった。このボトルネックを解消するために、北朝鮮が国際社会の一員となる必要がある、というのが多くの参加者の共通認識であった。そのためにも、周辺国が経済面、政治面でサポートをしていくことが重要であり、日本がこの面で大きな期待をされていることを感じた。

筆者はこの会議に参加する前、9月19日～25日まで北朝鮮の平壤を訪問した。その後、新義州、丹東経由の国際列車で25日の夜、瀋陽に到着した。

日本では拉致事件に対する国民的な怒りが渦巻いていた時期であったが、中国・瀋陽では、拉致事件よりも日朝の関係改善による北東アジア地域の緊張緩和と、日本の経済協力による同地域の経済活性化に大きな関心が寄せられて

いた。この会議でも、世界第二位の経済大国として、日本が自らが位置する北東アジアに対してどのような形で協力をするのかについて、中国、韓国を問わず、参加者は一様に強い関心を抱いていた。日本の北朝鮮に対する経済協力については、過去の清算問題として、協力をするのが自然であるというのが会場の感覚であったように思う。日本国内での拉致問題への対応は、中国や韓国など、日本の侵略や植民地統治によって被害を受けた国の人々には共感の持てないものなのかもしれないと感じた。同時に、日本がこの地域におよぼす影響力の大きさを考えた時、北東アジア地域の平和や経済成長といった大局から、北朝鮮との関係を正常化へ向けて踏み出していくことが、今後の日本がこの地域で尊敬されるメンバーとして存在していくために必要なことではないかと思った。



国際セミナー会場の写真

MONGOLIA INVESTMENT FORUM

(17-19 September 2002, Government House,
Ulaanbaatar, Mongolia)

Dashnyam Nachin, Visiting Researcher, Research Division,
ERINA

1. Preparation for the Forum

The Mongolian Government has designated 2002 as "Investment in Mongolia Year" and is holding the Mongolia Investors' Forum 2002. A Government Commission headed by the Minister for Trade and Industry was in charge of the preparations for this event of great importance for the development of Mongolia. In preparation for the Forum, a list of priority sectors for foreign investment was approved under a government resolution, while an amendment to the Foreign Investment Law of Mongolia passed through Parliament and was adopted. The main aim of this amendment was to increase the types and forms of foreign investment and to add a provision regarding stability contracts concluded between investors and the government. The commission translated into various languages laws relating to economic activities, sector profiles with related rules and regulations, books

listing projects seeking investment and many other useful documents. In addition, it dispatched invitations to potential investors and others who might have an interest in this event. Among those invited was ERINA, which is considered to be one of the main organizations disseminating information in Japan and Northeast Asia.

2. Purpose of the Forum

The Investors' Forum 2002's main objective was outlined thus by Mr. Ch. Ganzorig, Minister of Industry and Trade, "The Government is aiming for economic development based on the private, export-oriented sector, with growth of 6%. One of the target activities is the Investors' Forum 2002, which will focus on learning about the obstacles encountered in investing and doing business in Mongolia, particularly in the priority sectors of tourism, mining and oil, the agro-food industry, the infrastructure sector and information and communications technology."

In his opening statement, President Bagabandi said that foreign direct investment is one means of ensuring sustainable economic growth for Mongolia and reassured investors that the fundamental principle of state policy is to guarantee the sustainability and predictability of the foreign investment environment.

According to the Foreign Investment and Foreign Trade Agency of Mongolia (FIFTA), the third Investors' Forum was attended by more than 1,200 people - twice the number expected - who gathered on September 17-19 in Ulaanbaatar to discuss the potential for private sector investment, including obstacles to business and investment in Mongolia as well as measures needed to improve business. The participants included 530 investors from 45 countries, 467 local businesspeople and 300 foreign ambassadors, observers and government officers.

3. General Session

During the general session, Prime Minister Enkhbayar reported on Mongolia's Investment Policy. The following are expected to result from the promotion of foreign investment:

- Ensuring a higher economic growth rate;
- The introduction of advanced technology in all economic and social sectors, to increase production and operating efficiency, and to introduce new management and marketing techniques;
- The development of export-oriented industries, the expansion of value-added production, and increasing the international competitiveness of business entities.

Briefing those assembled about the current foreign investment situation, he stated that between 1990 and the first half of 2002, more than 2,300 businesses were established in Mongolia with capital investment worth over US\$ 740 million from 70 countries. A sector breakdown of foreign direct investment revealed that the mining and oil sector accounted for 27%, the textile industry 11%, agro-processing 6%, construction 6%, trade and catering 5% and banking and finance 4%, with other sectors accounting for 30% (including a 2% share for tourism). By volume of investment and number of registered entities, China accounted for 30%, Japan 10%, the Republic of Korea 7.8%, the USA 6.8%, the Russian Federation 6%, other

western countries 9.7%, Eastern European countries 7.7% and other countries 22.3%. Businesses in receipt of foreign investment produced nearly 70% of total exports.

In addition to the Government's Investment Policy Statement (a reference document regarding foreign investment promotion policies, conditions, guarantees and protection granted to foreign investors and the operating environment, based on the current laws and regulations of Mongolia), which was distributed to all Forum participants, it was also planned to implement measures such as:

- Abiding by the principle of excluding from the taxable income of large businesses the amount of new investment carried out using net profits from the year in question, in order to expand core production capacity, generate new jobs, and implement technological innovation;
- Carrying forward for the next three years any loss incurred in the first year in connection with core production operations by businesses in receipt of foreign and domestic investment which are starting their operations anew and investing in the mining sector, and providing them with tax concessions;
- Reducing taxable income by the amount of depreciation of equipment used for research and development in order to develop and introduce new advanced technology in export-oriented production, as well as to encourage the application of achievements in science and technology to production and investment in this area;
- From 2003, in order to support processing industries, it is planned to provide a value-added tax credit from the value-added tax payable by processing industries which process primary agricultural raw materials to make products for the domestic market, worth 10% of the value of the purchase of primary agricultural raw materials.
- There are plans to establish a free trade zone in Altanbulag. Along with tax and import and export duty concessions, it is intended that simple and speedy customs services will be provided in free zones.

An open discussion of the Investment Policy Statement then took place, led by Mr. A. Proctor, Regional Manager, Foreign Investment Advisory Service of the World Bank Group and Mr. Ch. Ganzorig.

After the sector workshops, the Forum continued on the second day with a general session on the investment environment and opportunities. Mr. B. Ganzorig, Chairman of FIFTA gave a presentation on investment facilitation, and this was followed by presentations on legal and judicial reforms by Mr. Ts. Munkh-Orgil, Deputy Minister for Justice and Internal Affairs, and tax reforms by Mr. L. Zorig, Chairman of the General Department of National Taxation. There were also speeches by existing investors, such as Mr. P. Morrow, CEO of the Agricultural Bank and a representative of Ivanhoe Mines Co., about their business experiences in Mongolia. The presentations were followed by open discussions between the Government, investors and private sector representatives in the form of question-and-answer sessions on each topic.

At the end of the forum, Mr. Ch. Ganzorig said on behalf of the Government, "We will pursue all your

comments and recommendations on improving the investment environment in Mongolia."

Summing up the Forum, Mr. S. D. Meyanathan, Resident Representative of the World Bank in Mongolia and co-host of the Forum, said, "During the Forum, investors have exchanged information and expressed their opinions on hurdles faced in the various sectors. This will be a major lever in fully utilizing capacity in specific sectors."

4. Sector Workshops

Sector workshops were held in the afternoon of the first day of the Forum. Workshops on infrastructure, information and communications technology, food and agro-industry were held at Government House, while the tourism workshop took place in the Chingis Khaan Hotel, the mining workshop in the Great Hall of the Palace of Culture and the oil workshop in the offices of the Petroleum Authority of Mongolia (afternoon of the second day). Since all workshops were held at the same time, it was difficult to attend all of them in full, but partial attendance allowed the relevant information to be obtained.

All workshops profiled the relevant sector, as well as providing an overview of development policy and projects, and the legal environment for investment and business. Existing investors gave presentations introducing their business activities, providing a real picture of the investment environment and challenges, which will be helpful for the further improvement of investment conditions in Mongolia.

Sector exhibitions, especially those held for the food and agro-processing sectors, yielded information about some companies' products and projects that could be developed further.

At the Forum, I told people at the exhibition booths I visited about the activities of ERINA, in particular those relating to transportation corridors and the exchange of information.

The achievements of foreign junior oil companies in Mongolia should be advertised in order to attract more investors in this sector, because the field areas currently being exploited have similar geological features as those in China, with huge reserves.

5. Observations

- 1) During the Forum, existing foreign investors stressed that Mongolia is a good place to do business, and the Government is making considerable progress in attracting new foreign investment, but could be more pro-active in making sure that existing investors are satisfied with the conditions under which they operate. Participants expressed their concerns about the inconsistent and unstable legal framework, repetitive tax inspections, and unreliable and slow legal processes. The Government responded by pledging to improve the legal framework and other impediments to doing business in Mongolia.
- 2) The forum persuaded all participants, and especially Mongolians, that a country with a young workforce and rich mineral resources should independently manage to achieve economic growth. The gold and

copper mining industry in particular would play an important role. It is essential to pay attention to copper processing, as well as small oil refineries. Since Mongolia is coming to be recognized as a country rich in such mineral deposits as gold and copper, it is important to pay more attention to mineral processing technology, especially that for copper.

- 3) There still exist possibilities for extending Mongolian exports by diversifying traditional exports and specific products.
- 4) Attendance at exhibitions during the forum led to the discovery of several projects seeking investment, as well as companies in whose products/services of Small and Medium Entrepreneurs from Japan or other Northeast Asian countries might be interested.

The following documents on investment in Mongolia are available at ERINA:

- 1) Mongolian Investment Directory and Business Pages CD-ROM, FIFTA, Ulaanbaatar, Mongolia, 2002
- 2) Profile of the Mining and Petroleum Sector, International Finance Corporation, Ulaanbaatar, Mongolia, 2002
- 3) Discovering New Mineral Opportunities in the Country of Chingghis Khan, Mineral Resources Authority of Mongolia, Ulaanbaatar, Mongolia, 2002
- 4) Mining and Oil Project Information CD-ROM, Ministry of Trade and Industry, Ulaanbaatar, Mongolia, 2002
- 5) Petroleum Industry of Mongolia CD-ROM, Petroleum Authority of Mongolia, Ulaanbaatar, Mongolia, 2002
- 6) Profile of the Food and Agro-Industry Sector, World Bank, Ulaanbaatar, Mongolia, 2002
- 7) Profile of the Tourism Sector, World Bank, Ulaanbaatar, Mongolia, 2002
- 8) Brief Profile of Investment Projects, Ulaanbaatar, Mongolia, 2002
- 9) Various company brochures

北東アジア経済会議組織委員会第6回全体会

ERINA調査研究部研究主任 新井洋史

【会議概要】

2002年9月7日、中国の長春市において、北東アジア経済会議組織委員会の第6回全体会が開催された。この会議は2000年1月の設立以降、年2回のペースで開催されているが、新潟以外での開催は2001年9月のハバロフスクでの開催について、2回目であった。今回は、吉林省人民政府図們江開発弁公室及び吉林大学を中心とした現地関係者と協力しながらの開催であった。まずは、紙面をお借りして、関係者に感謝の意を表したい。会場となった「長春国際会展中心」は、現在開発が進む長春経済技術開発区にあって、

国際会議場、見本市展示場やホテルなどが一体となった複合施設である。2002年8月に開業したばかりということであり、スタッフの対応の一部に不慣れな面も感じられたものの、今回の会議参加者は長春市において都市基盤の整備が進んでいることを身を持って感じるようになった。会議冒頭で挨拶に立った洪虎省長は、吉林省は北東アジア経済協力のための信頼できる基盤を提供することができるかと胸を張ったが、真新しい会議場での会議開催にそうした意欲の一端を見る思いであった。

さて、会議には、委員会のメンバー（代理）やオブザーバーなど約60名が参加した。会議は3部構成で、北東アジア経済会議に関する議事、多国間協力の取組状況報告及び北東アジア経済圏に関する意見交換を行った。以下に、それぞれの概要を報告する。

【北東アジア経済会議】

第1部は、北東アジア経済会議に関連した組織委員会の活動に関する実務的な部分であり、以下の3点を決定・確認した。

次回の「北東アジア経済会議2003」を、2003年6月2～3日に新潟国際会議場「朱鷺メッセ」において、北東アジア経済フォーラムとの共同開催の形で開催することを決定した。「運輸・物流」、「環境」、「北東アジアブランドデザイン」、「開発金融」などのテーマ別の議論を中心に会議を構成することとし、ERINA及び北東アジア経済フォーラムが中心となって、開催準備を進める。

「北東アジア経済会議2003」に朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）からの参加が実現するよう、委員会の総意として呼びかけていくことで意見の一致を見た。

運輸・物流常設委員会が作成した「北東アジア輸送回廊ビジョン」を組織委員会として承認し、実現に向けて取り組むこととした。この地域の相互貿易が確立し、自立的な発展が進むよう、各委員が各国の政府関係者等へ働きかけていくことを意思確認した。こうした働きかけや対外的なアピールのため、同ビジョンを実現していくための概算事業費及び経済効果を算定することになった。

【多国間協力の取組状況報告】

計6名の委員から、最近の国際会議開催等の活動状況、多国間協力についての報告が行われた。

まず、日中東北開発協会の古賀憲介会長から、2002年5月にハルビンにおいて開催された通算3回目の「日中協力経済会議」の概要報告があった。次回の会議は、2003年6月の「北東アジア経済会議2003」の直後に引き続き形で仙

台中市で開催する予定である。

次に、JETROアジア経済研究所の山澤逸平所長からは、韓国が2005年APECのホスト国となる機会等を捉えて、APECにおける北東アジアの位置づけを高める努力をしようとの提案があった。さらに、その数年後にロシアがAPECのホストとなる可能性も見据えた活動の必要性も訴えた。

ロシアの極東海運研究所のセメニヒン所長は、8月のプーチン大統領のウラジオストク訪問の際に、極東の輸送問題が大きく取り上げられたことを強調し、鉄道、海運、道路、パイプラインなどの各分野でさまざまなプロジェクトが進行中であることを紹介した。また、プーチン大統領と金正日総書記との会談の主要テーマの一つでもあったが、朝鮮半島南北縦断鉄道整備プロジェクトにもロシアは大きな関心を寄せている。さらに、図們江開発関連の新しい動きとして、ザルビノ港の新たな所有者である「セーヴェル・スターリ（北部製鋼）社」による新埠頭建設構想が進められていることなども紹介された。

北東アジア経済フォーラムの趙利済議長は、3月にアンカレッジで開催した北東アジア経済フォーラムのほか、8月にハワイで開催した投資・ファイナンス及びロジスティクス・物流の2つの国際会議の構成・内容を紹介した。その上で、会議参加者の顔ぶれが豊かになり、北東アジア経済協力に関する人的ネットワークが拡大・強化されてきていることを肯定的に評価した。

UNDP図們江地域開発事務局のゴンボ・ツォグツァイハン副代表は、2002年6月のウラジオストク会議の概要を報告した。その上で、図們江地域の開発のため、地方レベルでの経済協力が不可欠であることを強調し、また観光をテーマとした協力にも力を入れていきたいとの考えを述べた。

国連経済社会局の米川佳伸プログラムコーディネーターは、同局が北東アジア地域で進めている社会開発に関する人材育成とネットワークづくりの取組の状況を説明した。その上で、「北東アジア経済会議2002イン新潟」で検討された、新潟県と黒龍江省との間の医療分野と寒冷地舗装の技術協力案件が、その後現実に動き始めていることを評価した。こうした例にならって、北東アジア地域における社会開発のための協力ネットワーク形成が必要との提言を行った。そして、可能な範囲で国連予算を使った協力を考えたいとの意向表明があった。

【ワークショップ「北東アジア経済圏～中国東北部からの新しい展望」】

第3部では、開催地である中国東北部の現状を念頭に置

きつつ、北東アジア経済圏の形成・実現に向けた道筋等について、自由闊達な意見交換を行った。

第3部前半では、黒龍江省人民政府の王利民副省長、吉林省人民政府図們江開発弁公室の方敏主任、長春市の崔杰副市長及び吉林大学東北アジア研究院の王勝今院長から各地域の実情や地域発展への取組等について報告を受けた。王利民氏からは、黒龍江省で鉄道網が発達していることなど交通の要衝であること、またロシアとの間の貿易の窓口であることなどを強調し、こうした地域特性を生かしつつ北東アジア地域の経済協力を力を入れて行きたいとの方針表明があった。方氏は、北東アジア地域における図們江開発の重要性を指摘し、一定の実績が上がっていることを強調した。さらに一層の発展を実現していくために、調整機能をもった組織を作るべきではないかとの問題提起を行った。その一例として、「北東アジア経済会議」を「北東アジア経済協力会議」することを提言した。崔氏は、長春市が北東アジアの地理的な中心にあり、科学技術に立脚した産業振興を図るべく努力をしていることなどを紹介し、同市のさらなる発展のために、関係者の知恵をお借りしたいと結んだ。王勝今氏は、北東アジアは1つの地域ではあるが、2つの政治体制、3つの経済制度、多民族からなっていて地域協力の実現にはさまざまな困難があることを指摘した。こうした困難を克服するためにも、地域協力を推進するための調整組織を作るべきとの提言を行った。

その後、意見交換に移った。ここでの議論は、何かを決定することを目的とするものではなかったが、各メンバーの発言が集中したのは下記の3点であった。これらの課題についての重要性について認識が共有されたといえよう。

「地域協力を推進するための調整組織を作るべきである。」これは、方氏や王勝今氏の報告の中で提起された点であるが、その後の意見交換の中で他のメンバーからもその趣旨に賛同する意見が述べられた。様々な立場の人や組織がそれぞれ独自に努力するだけではだめで、相互の調整が必要だという認識はいまや共通のものとなっているといえる。ただし、それではどのような組織を作ればよいのかという点になると、今回の会議ではそこまで詰めた議論ができたわけではない。ここに集まったメンバーの発意で実効性のある協力を進めていきたいという意欲に溢れた発言を、どのように具現化していくことができるのかということが課題として残った。なお、ERINAでは、北東アジア経済フォーラム、UNDP図們江地域開発事務局及び中国対外貿易合作部との間で、相互の活動を調整していくことで合意しているが、こうした動きも今回の議論と同じベクトルを持ったものであ

る。

「各国政府の積極的な参加を促すことが重要である。」中国対外貿易合作部中国経済技術交流センターの趙永利南々処長は、中国が図們江開発を10年間進めてきていることを強調し、その上で、北東アジア地域の全体的な発展のため、日本政府の参加を要請したいと発言した。ツォグツァイハン氏は、欧州、ASEANにおける地域協力が成功している要因について、経済の補完性のほかに、政府の政治・政策面での協力の存在が大きいとの意見を述べて、趙永利氏の発言の裏付けを行った。なお、この会議を行った時点で、小泉総理大臣の北朝鮮訪問の予定が公表済みであったことから、参加者の間には小泉訪朝成功による事態の好転を期待する空気があった。

「人材育成・能力開発が必要である」このことを最も強く主張したのは、韓国の全国経済人連合会の金立三常任顧問であった。金氏の発言は、北朝鮮の人材育成・能力開発の必要性に力点を置いたものであったが、米川氏は各国における社会開発分野の人材育成という視点から発言するなど、議論の幅が広がった。

組織委員会は、2001年9月の第4回全体会をロシアのハバロフスクで、今回は長春で開催したことで、「新潟の会議」というよりも「北東アジア地域の組織」であるとの色彩が強まってきている。第3部での意見交換など随所で感じられたことであるが、メンバー相互の理解が深まり、このメンバーで協力すれば様々なことが実現できそうだという意識が共有されてきている。したがって、メンバーの意識の面でも、多国間協力の枠組みとしての基盤固めができたといえるのではないかと述べている。

第5回運輸・物流常設分科会と延吉・琿春地域調査

ERINA調査研究部研究員 川村和美

2002年9月8日、中国・長春市において、第5回運輸・物流常設分科会が開催された。今回の会議では、「北東アジア輸送回廊ビジョンの実現に向けた取り組み」について意見交換を行った。また、会議終了後、分科会メンバーと組織委員会メンバーの希望者等からなる15名が2日間にわたって延吉・琿春地域を訪問した。ここでは、第5回運輸・物流常設分科会の概要と現地調査の結果を報告する。

1. 第5回運輸・物流常設分科会概要

運輸・物流常設分科会（以下、分科会）は2000年6月の

設立から約2年間の活動を通じて、9本の北東アジア輸送回廊の現状と課題を整理し、国際輸送路として十分に機能していくための整備計画を提案してきた。この成果は、「北東アジア輸送回廊ビジョン」（各国語版：日・英・中・朝・ロ・モ）にまとめられている。分科会に先立って開催された第6回北東アジア経済会議組織委員会全大会において、このビジョンが組織委員会に承認され、実現に向けて各委員が関係機関等へ働きかけていくことなどを記した決議文が採択された。

第5回を数える今回の分科会では、主に北東アジア輸送回廊ビジョンの実現に向けた取り組みおよび今年度の活動計画について意見交換を行った。

1.1. 北東アジア輸送回廊ビジョンの実現に向けた取り組みについて

(1) ビジョン実現に向けた取り組み

ビジョン全体の実現に向けた取り組みとしては、政府レベル・国際機関レベルでの取り上げ、ESCAPの「東アジア交通インフラ総合調査」への協力・参加、国境通行関係者会議の開催が提案された。

については、分科会委員長の日本港湾協会理事長・ERINA顧問の栢原英郎氏が、新潟県の平山征夫知事が7月に中国の国家発展計画委員会や対外貿易経済合作部、中日友好協会などを訪問し、ビジョンを紹介した上で協力・支援を求めると積極的に活動をしていることや、ERINAを中心に日本の国土交通省や外務省の関係部門に対してこのビジョンの説明を行っていることなどを紹介した。吉林大学東北アジア研究院院長の王勝今氏は7月に延吉で開催された中国国务院図們江地域開発会議に参加した際、国家計画委員会、各省の税関担当者など多数の政府関係者がこのビジョンに強い関心を示したことを紹介し、さまざまな会議に分科会メンバーが積極的に参加し、直接話をしていくことが重要であると述べた。



写真1-1 琿春中口互市貿易区市場

に関連して、ERINAの三橋郁雄特別研究員がESCAPはユーラシア鉄道計画、アジアハイウェイ計画、東アジア港湾海運計画をそれぞれ独立した形で進めていることから、鉄道・道路・港湾（海上輸送）を総合的に検討している我々の取り組みを非常に高く評価していることを紹介した。

の国境通行関係者会議とは、例えばザバイカリスク～満洲里、グロデコボ～綏芬河、クラスキノ～琿春はいずれもロシアと中国の国境であるが国境開放時間や通過に関する条件などが異なっていることから、それぞれの担当者が意見交換することによって、手続きの標準化をはじめとする合理的な国境通行の実現を目指すものである。黒龍江省対外貿易経済合作庁副庁長康翰卿氏は、北東アジア域内の国境通行担当者に限らず、欧州の国境通行担当者の参加を得て、先進事例を学ぶべきであることを強調した。

(2) 各回廊が目指すべきもの

SLB輸送回廊

この回廊の目標としては、All Water輸送からの転換、日本の北陸地方港～ウラジオストク港間のフェリー航路の開設・拡充が挙げられ、その実現のために荷主への利用促進宣伝、日本～ポストーチヌイ港間の航路頻度の増加、複数船社の参加に向けて取り組んでいくことが提案された。

株式会社日新取締役の長澤登氏は、SLBを利用する立場から、例えば日本から欧州に貨物を輸送する場合の価格や輸送日数などの競争力をみるとSLB輸送に転換することは極めて不可能に近いが、本来競争力がある地域への輸送であるにもかかわらず海上輸送されているもの（表1参照）は取り込む努力をすべきであると述べた。また、複数船社の参加は日口間の海運協定により無理であると思うし、日本～ポストーチヌイ間の航路の頻度の増加は現在の貨物が少ない状況を見ると商業的に成立せず、むしろ韓国船との



写真1-2 同市場を訪れたロシアからの買い出しツアーバス

連携を図ることを考えた方が現実的ではないかとコメントした。

表1 SLBとAll Water輸送の目的地別コスト・日数の比較（日本発）

	ヘルシンキ	ワルシャワ	ハンブルグ	
輸送コスト (ドル/FEU)	SLB	3,100	3,500	3,400
	All Water	3,100	3,300	2,400
輸送日数 (日)	SLB	25	30	30
	All Water	30	35	25

出所：長澤氏の発言より

さらに長澤氏は利用者の立場から、この回廊の現状と課題について次のように述べた。まず、安全性の問題は改善され、紛失・盗難はほとんどない。トレーシングシステムについても問題はない（ただし有料）。コンテナ供給の問題は依然残っており、All Water輸送では船会社が供給するが、SLBの場合はフォワーダーが手配する必要がある。ロシア鉄道省は40ftコンテナはほとんど所有しておらず、20ftコンテナも数に限りがある。加えてコンテナ船の運航とブロックトレイン運行の頻度・連携の問題が挙げられる。

一方、ロシア極東海洋・設計・技術研究所所長のヤロスラフ・セメニヒン氏は、SLB輸送について次のように述べた。SLBのコンテナ輸送料金は1 TEU・1 km当たり3セント（国境から国境まで約280ドル/TEU）で世界で最も安いと言える。しかし日本からの輸送の場合は、日本の港湾でのコンテナ荷役料や海上輸送料金を含めると割高になっているのが現状である。輸送料金の問題も輸送時間の問題も一貫輸送について分析を行い、日本からの輸送がなぜ高いのか、なぜ時間がかかるのかを理解する必要がある。ロシア側だけの問題ではない。そして最後に、SLB輸送におけるベトナムの貨物が近年増加していて、現在ウラジオストク港の取り扱い貨物の中で大きな割合を占めていることが紹介された。

タイシエット・ワニノ回廊

この回廊の目標としては、利用促進に向けて観光という視点からも検討していくことが挙げられ、北海道～サハリン～ワニノ～ハバロフスク間の日本人バイクツアーコースを設定することなどを目指し、日口観光業者間の話し合いとそのための調整を行うことが提案された。

綏芬河輸送回廊

ここでは、綏芬河～ウラジオストク間輸送におけるロシア領通行料金にかかる合理的決定、中ロトラックの相互乗り入れ範囲の拡大（ハルビン～ウラジオストク間）、北陸地方港湾～ウラジオストク間フェリー航路の実現が

目標として挙げられた。 についてはスエズ運河の事例が参考になることが紹介され、中国・ロシアだけでなくこのルートを利用する第三国関係者も含めたによる会議の開催など、関係者の情報交換・意見交換の場が必要であると述べられた。

この回廊に関して、康翰卿氏から、黒龍江省には綏芬河～ウラジオストク間の広軌・標準軌鉄道の敷設計画があり、省政府がレポートをまとめて中央政府に提出していることが紹介された（ただし、現段階ではロシア側との調整は進んでいないとのこと）。また、同省は綏芬河積み替え駅の拡大に取り組んでおり、さらにトラックの乗り入れ範囲の拡大、通関の問題の解決に向けて、ロシア側と対話の体制を整え、調整を進めていることが報告された。これに対して、セメニヒン氏は、2020年までの極東経済発展計画には中国からウラジオストク港までの標準軌鉄道の敷設は取り入れられておらず、敷設に必要な資金や技術と想定される物流量を考えると経済効果には疑問があるとコメントした。

図們江輸送回廊

この回廊では、 UNDP図們江開発計画への日本の正式参加、 北陸地方港湾～ザルピノ（ポシェット）港間フェリー航路実現、 中国～モンゴル国境（イルシ近傍）の通年通行の実現、 吉林省産稲わら輸出をはじめとする各種貨物のCIQ手続き問題の解決、 朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）区間の道路改修費用の調達が目標に掲げられた。 に関して、モンゴルインフラ省国際協力課上席専門官のユンデンドルジ・ドルジバグマ氏はモンゴルでは現在ウランバートルからチョイバルサン、そして中国国境へ至るルートの建設に力を入れていることを紹介し、ルート建設への理解と協力を求めた。

また、王勝今氏は観光といった観点からみると図們江地域は歴史的資源が豊かであるし、モンゴルまでのルートも観光価値に富んでいるため、整備することで十分な観光資源として活用できるのではないかと発言した。セメニヒン氏は中国側から例えばトウモロコシの輸送需要量が具体的に報告されれば、ロシア側はザルピノ港に穀物サイロや専用ターミナルを建設することを検討する用意があると述べた。UNDP図們江地域開発事務局副代表のゴンボ・ツォグツァイハン氏は図們江地域の国境通行に関する手続きの簡素化・標準化などのソフト面での取り組みを優先的に実施すべきと強調した。

この回廊においては、具体的な貨物の発掘に向けた議論がなされた。現在、吉林省から日本に輸出されることが期

待される貨物の一つに稲わらがある。これに関して吉林省図們江開発弁公室主任の方敏氏、王勝今氏、朝・日輸出入商社常務取締役の朴廣氏、国際港湾交流協力会・環日本海交流勉強会会長の和田善吉氏、ERINA吉田進所長から現状に関する情報提供がなされた。それらは以下の通りまとめられる。

現在、中国から日本に輸出される稲わらは年間約25万トンで、その約9割が吉林省産である。この稲わらは現在大連で植物・動物検疫を受け、大連港から日本に輸出されているが、日本の稲わら利用者は日本海側に集中しているため図們江ルートを利用した輸送が実現すれば、中国国内の輸送費が軽減でき効率的である。現在、北朝鮮の羅津港を利用した輸送の実現に向けて取り組みがなされている。この輸送を実現するための条件と現状は次の表2のとおりまとめられる。このプロジェクトには非常に多くの手続きが必要であり、中国側では、農業部、国家検疫局、外交部、日本側では農林水産省、外務省などの協力が不可欠である。これは吉林省政府も非常に力を入れているプロジェクトである。現在、図們江開発弁公室が担当となっている。

表2 吉林省産稲わらの羅津港經由日本向け輸送実現のための条件と現状

条 件	現 状
琿春市にくん蒸処理施設と関連補助設備を設置	既に吉林省政府、琿春市政府が建設を計画
琿春市に動植物検疫ステーションを設置（中国政府）	既に国家一級口岸が設置されており、動植物の検疫施設は充実
衛生検疫人員を派遣（日本政府）	日中双方の関係団体・組織が積極的な働きかけを実施
琿春市からの密封コンテナを開封しないことを保証（北朝鮮政府）	2001年9月に琿春市金昌俊市長が羅先市人民委員会から保証書入手
大連の関係部門と企業の理解と支持を得ること	日中双方の関係団体・組織が積極的に働きかけを実施

大連輸送回廊

この回廊では黒河とブラゴベシチェンスク間交通の円滑化のために橋梁の建設が臨まれている。橋を架けることにおいては両国間の合意を得ているが、ロシア側の資金不足のためにまだ建設には至っていない。康翰卿氏は橋の建設においては中口で共同建設会社を作ろうという動きがあること、ロシア側の資金問題については森林資源の開発による資金調達が検討されていることを紹介した。そして、日本の資金を活用する方法もあるが、民間の資金を利用する方法を検討すべきであるとコメントした。

モンゴル・天津輸送回廊

この回廊における目標は、ウランバートルから天津港までの貨物輸送時間の短縮である。現在7日間（若しくはそれ以上）を要する輸送時間を3日間程度に短縮できればモンゴルにとって大きな利益となる。長澤登氏も実際に利用

している立場から最も望まれるのは時間短縮であると強調し、コンテナ供給に時間がかかる場合も多いため、この面からの問題解決も不可欠であるとした。また、三橋郁雄氏は、この回廊への温度管理輸送の導入を提案した。モンゴルでは牧畜業が重要な役割を担い、ミルクや肉をいかに輸出するかが大きな課題となっているが、現状では鉄道輸送での温度管理がなされておらず航空輸送を利用している。そのため輸送量が少なく、輸送費も高いのが現状である。これを改善するには鉄道輸送への温度管理の導入（定温輸送の実現）が必要で、実現すればモンゴルの牧畜業のさらなる発展が期待される。

CLB輸送回廊

ここでは中国のTIR条約加盟が望まれる。TIR条約とは国を跨ぐ国際コンテナ輸送において国境通過手続きを簡素化するための条約である。モンゴルもロシアも加盟し、あとは中国が加盟するだけとなっている。これについてはツォグツァイハン氏からUNDPが取り組んでいるシルクロードプロジェクトと連携を図っていくことが望ましいと報告された。

朝鮮半島西部／東部輸送回廊

これらの回廊においては、まず北朝鮮のインフラ整備状況を把握する必要がある。そのためには北朝鮮の担当者を含めた関係者会議の実施が求められる。

全体を通じて

全体を通じてシームレス、ボーダレスな輸送体系が実現



写真 2 - 1 新しくできた琿春鉄道口岸

されること、特に陸上輸送において国境通過に伴う通関手続きの簡素化・共通化などの改善、環境を整備し、法整備などソフト面での取り組みの必要性が述べられた。そのためにはIT技術、GPS技術の活用に関する研修や関係者会議を実施すべきとの意見が出された。

議論の最後に栢原英郎委員長が北東アジア輸送回廊は特に国境部分の不連続点を解消させることによって既存のインフラが十分に活用される点が極めて重要で、少ない投資で非常に高い効果を得ることができると述べ、また今回提案した目標やそのための手段は各国の政策と一致しなければならないことを強調した。

1.2. 分科会の今年度の活動について

分科会では今回の第5回分科会および延吉・琿春地域現地調査に加え、昨年に引き続き国境地域のモニタリングを実施すること、2003年2月に東京において北東アジア輸送回廊をテーマとしたシンポジウムを開催することを決定した。あわせて、今回の会議で明確となった全体目標および個別目標に向けて、今後も積極的な活動を展開していくことに合意した。

2. 現地調査

分科会終了後、分科会メンバーと組織委員会メンバーの希望者等15名で長春を出発し、飛行機にて延吉市に向かった。翌9日には、2001年9月に開通した延吉～図們高速道路を利用して専用バスにて琿春へと移動した。

琿春では、輸出加工区、中口互市貿易区、琿春鉄道積み替え駅、圈河・琿春税関、防川を視察した。短時間で非常に効率よく関連施設を見学することができた。

2000年4月27日に国务院の認可を受けて琿春边境経済合作区内に設立された琿春輸出加工区には、現在まで韓国や日本および中国国内から9社が進出している。紡績関連会社や水産加工会社が多く、これらの製品は韓国、日本、口



写真 2 - 2 新しくできた琿春鉄道口岸

シア向けに輸出されているとのことであった。輸出加工区内では国内であっても外国と同じ扱いが受けられ、増値税は免除され、外国からの原料・設備の輸入は保税扱いとなるなどの優遇政策が受けられる。

2001年2月1日に設置された琿春中口互市貿易区（相互自由貿易区）ではロシア人の貿易区入国はノービザとなり、持ち帰る品物の数量や金額にも制限がなくなる上、ロシア商品を持ち込み、商売することが自由となる。こうした中口互市貿易区はすでに満洲里や綏芬河にも設置されている。いずれも中国側のみの稼働で、ロシア側はまだ設置されていないため、本当の意味での「相互」自由貿易区とは言えないが、中国の国境都市における対口交流の拡大の一翼を担っている。我々が訪問した10日ほど前（9月1日）にできた中口互市貿易市場では、ロシアからの買い物客を相手に衣類や日用品を売る姿が目に入った。オープンして間がないためか満洲里や綏芬河の市場と比較すると、ロシアからの買い物客は少なかったが、今後は琿春にも多くのロシア人が訪れるようになることであろう。

琿春はロシアと鉄道でも結ばれている。ただし、両国の鉄道レールの幅が異なるため、現在は琿春側にて貨物の積み替えがなされている。1年ぶりに訪れた鉄道積み替え駅には、琿春鉄道口岸と書かれた立派な税関ターミナルビルが完成していて驚いた。現在のところまだロシアから木材が不定期に輸送されるのみであるが、今後の貨物量の拡大に向け準備が進んでいた。

北朝鮮との国境に位置する圈河税関は訪問日が北朝鮮側の祝日であったため稼働しておらず、またロシアとの国境に位置する琿春税関を訪問した時は既にオープン時間を過ぎていて、活発な往来を目にすることができなかった。圈河・琿春税関のオープン時間はそれぞれ8:00～18:30（11:30～14:00は閉鎖）、8:00～16:00となっている。現在、双方12時間開放を目指して調整中とのことである。

琿春税関ではロシアとの間に1日2本の定期バスが運行され、不規則の観光バスが1日平均7～8台、その他の車が50台程度行きかっているという。2001年の琿春市の出入国者数は40万人に達した。この数字は2000年までの過去8年間の累計に匹敵する。琿春の対ロシア、対北朝鮮交流の活発化が窺えた。

今回の訪問で印象的であったのは、防川に韓国の中学生が修学旅行で訪れていたことである。興味深そうに中国とロシアと北朝鮮の国境を見ながら先生の説明を聞く姿、友達とはしゃぎながら国境をバックに写真を撮り合う姿はこれまでの国境のイメージを大きく変えるものだった。修学旅行先に琿春を選んだ彼らの目に、言葉が通じる外国の地、三カ国の国境が接するこの地域はどのように映ったのであろうか。

今年の8月31日には、琿春とロシアのハサン地域、北朝鮮の羅先地域の三代表（市長）が集まり、三地域をまわる観光について話し合いを行い観光協議委員会を作ったと聞いた。ビザなし交流を目指して、まずは三地域の観光担当者が集まって観光コースと日程を決め試験的な旅行を行う予定とのことである。図們江地域で起こっている活発な人的交流、そして交流促進に向けた新しい動きに期待したい。



写真3 修学旅行の中学生でにぎわう防川

表3 琿春税関・圈河税関の国境通過状況

		貨物量(トン)		出入国者数(人)		出入国車数(台)	
		輸出	輸入	出国	入国	出国	入国
琿春税関	2001年	37,138	13,033	107,711	108,288	7,424	7,431
	02年1-8月	14,656	13,973	45,910	45,088	3,519	3,506
圈河税関	2001年	14,209	15,184	80,310	81,779	20,441	20,144
	02年1-8月	70,539	15,526	57,378	57,736	12,716	12,483

北東アジア関連ホームページ紹介第6回

北東アジア関連のホームページを紹介します。是非、一度アクセスしてみてください。

	<p>中国網（チャイナネット）【日/中/英/口、他】(http://www.china.org.cn/)</p> <p>中国の政治、経済、文化情報が満載のサイト。まずは、中国語に加え、日本語、英語、ロシア語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、アラビア語などなど、その言語の充実ぶりに驚かされる。世界に"中国の今"を知ってもらうには最適のサイトだ。</p> <p>中国の経済情報収集には「経済産業動向」や「政策情報」がお勧め。各種新聞などの報道記事が日本語で読めるので分かりやすい。中国各地の情報は「地方経済」でチェックできる。また政治面のページも興味深い。世界の動きに対する中国政府の見解をまとめたページや国内政治の動きが一覧できるページなどから構成されている。これらに加えて、「生態環境」といったページが設けられているのが面白い。そこでは、砂漠化対策や汚水処理といった観点から中国を見つめることができる。</p> <p>このほか、中国の政治制度や司法制度から少数民族、食文化・茶文化、観光スポットの紹介まで、幅広い観点から中国が紹介されており、ついつい時間を忘れて読み進めてしまう。</p>
	<p>中央日報【日/朝/英/中】(http://japanese.joins.com/northkorea/)</p> <p>韓国の中央日報の日本語サービスの中にある、北朝鮮情報のページ。北朝鮮関連のニュースを日本語で読むことができる場所としては、更新頻度も高く、時々翻訳ミスが発生したり、韓国ならではのガセネタが入ることもあるが、記事の品質は悪くはない。日本では報道されない南北関係の細かいやりとりもここでは読むことができるので、韓国が北朝鮮をどう見ているかを知るうえで役立つ。</p> <p>このページから、中央日報の日本語サービスの他の項目へのリンクを利用して、韓国のニュースを見ることも簡単にできるので、ブックマークに登録しておくにはいいページだ。</p>
	<p>ロシア連邦経済発展貿易省【口】(http://www.economy.gov.ru/)</p> <p>まず致命的な欠点を先に挙げると、このサイトにはロシア語しかない。世界経済との統合を目指す経済官庁がそれでいいのかという気がするが、それはそれとして、情報量は相当なものである。例えば、「モニタリング」という項目から最新のレポートをダウンロードしてみる。すると約100ページの報告書である。これが、毎月掲載されるのである。また、同省関連の法案もサイトからダウンロードできる。もちろん、いわゆるプレスリリースもある。面白いのは、経済関連の新聞記事クリップを掲載日ごとに整理して掲載されていることである。数日のタイムラグはあるものの、ほぼ毎日掲載されているようである。他の省庁サイトでも同様なので、ロシアでの暗黙のルールなのかも知れない。全体としてみれば、単に言葉の問題だけでなく、ロシア経済に関する基礎知識が無いと読みこなせない玄人向けのサイトといえるのではないかと。</p>

研究所だより

役員等の異動

< 辞任 >

理 事 / 阿部博之 (東北大学総長)

平成14年11月5日付け

職員の異動

< 転出 >

調査研究部 / 経済交流部研究員 加藤久美子(上越市へ)

平成14年11月13日付け

セミナーの開催

平成14年度第5回賛助会セミナー

平成14年10月30日(水) ホテルディアモント新潟

テーマ: 北東アジアのグランドデザインについて

講師: 総合研究開発機構(NIRA)理事 澤井安勇氏

平成14年度第6回賛助会セミナー

北東アジア港湾フォーラム

平成14年11月15日(金) 新潟グランドホテル

主催: ERINA、JOPCA(国際港湾交流協力会)

講師:

国土交通省北陸地方整備局港湾空港部長 小谷拓氏

ポストーチヌイ港 A. ガーニン氏

極東船舶公団(FESCO) D. ミリューチン氏

ハバロフスク鉄道大学教授 A. イワノフ氏

サンクトペテルブルグ鉄道大学教授 A. オシミニン氏

ERINA 吉田進所長

編 集 後 記

10月にベルリンを訪れる機会があった。東西統一が実現して10年、中央官庁のビルが美しく整備されているのが印象的だった。交通建設省は真新しい新築ビルに入っているが、経済省や外務省の建物は風格漂う古い建物を改装したものだ。いずれにおいても入館チェックが厳しく、廊下には塵一つ落ちていない。ダンボール箱が廊下に積み上げられたどこかの役所とは対照的であった。

ドイツ政府は観光客誘致に熱心で、経済省の中に観光局がある。すでに多数の日本人観光客が南部のロマンチック街道などに押しかけているが、ベルリン以北には余り日本人も行かない。「まず、日本とベルリンの間に直行便を開設する必要があります」と私が言うと、多くの関係者が頭

を抱えた。ベルリンの壁が消え、役所の建物は立派になったが、空港整備が遅れているようだ。統一には金と時間がかかるようである。

最近では朝鮮半島の統一問題があまり話題にならない。北の核開発など、それ以前に心配しなければならない問題が多すぎるということか。本号が出るころには韓国の新大統領も決まっていることだろう。来年こそは北朝鮮を巡る緊張が緩むことを期待したいものである。(H)

モンゴル訪問記の中で触れましたが、モンゴルは市場経済への体制転換後、国営企業の大幅な縮小があった一方で、体制転換後に事業を始めた若い企業家が多数登場しています。その様子は新旧が入り混じったウランバートルの風景からもうかがえました。こうしたニュージェネレーションが、資本と技術を蓄えて、優良な中小企業群へと発展していくことを願います。

尚、北東アジア動向分析は事情により休載とさせていただきますが、当研究所HPにPDFファイルで掲載いたしますのでご参照ください。(K)

発行人 金森 久雄
 編集長 辻 久子
 編集委員 ウラジーミル・イワノフ 中村 俊彦
 久住 正人
 発行 財団法人 環日本海経済研究所◎
 The Economic Research Institute for
 Northeast Asia (ERINA)
 〒951-8068 新潟市上大川前通6-1178-1
 日本生命衞谷小路ビル6階
 Nihonseimei Masayakoji Bldg. 6F
 6-1178-1 Kamiokawamae-dori, Niigata City
 951-8068, JAPAN
 tel 025-222-3141 (代表)
 025-222-3636 (調査研究部)
 025-222-3150 (経済交流部)
 fax 025-222-9505
 E-mail webmaster@erina.or.jp
 ホームページ(URL)
<http://www.erina.or.jp/>

発行日 2002年12月10日

(お願い)

ERINA REPORTの送付先が変更になりましたら、上記までご連絡ください。

禁無断転載